

平成 3 0 年 3 月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成 3 0 年 3 月 7 日 開会

平成 3 0 年 3 月 2 2 日 閉会

飯 島 町 議 会

平成30年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年3月7日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例

日程第 5 第 2号議案 飯島町景観条例

日程第 6 第 3号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第10 第 7号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第11 第 8号議案 飯島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 第 9号議案 飯島町工場誘致の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 第10号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例

日程第14 第11号議案 飯島町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第15 第12号議案 飯島町地域子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例

日程第16 第13号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算（第9号）

日程第17 第14号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第18 第15号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第19 第16号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第20 第17号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第21 第18号議案 平成29年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）

※第13号議案から第18号議案まで一括議題

・提案説明、一括質疑、議案ごとに討論、採決

日程第22 第26号議案 飯島町公園条例に基づく千人塚公園の指定管理者の指定について

日程第23 第27号議案 飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅本郷の指定管理者の指定について

日程第24 第28号議案 飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について

日程第25 第29号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について

※第 27 号議案から第 29 号議案まで一括上程

・提案説明、質疑、議案ごとに討論、採決

日程第 26 第 30 号議案 飯島町道路線の変更について

日程第 27 発議第 1 号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 堀内喜美江 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町農業委員会 会 長 片桐 孝明	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤
飯島町代表監査委員 羽生 收一	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議開会

開 会 平成30年3月7日 午前9時10分

議 長 おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまです。これから平成30年3月飯島町議会定例会を開会します。本定例会におきましては、羽生代表監査委員、片桐農業委員会長の御出席をいただいております。大変御多忙中のところでございますが、よろしく願いをしたいと思ひます。3月定例会は平成30年度各会計予算初め重要な案件の審議が予定されております。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いをいたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。

町 長 おはようございます。平成30年3月議会定例会の招集に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成30年2月13日付、飯島町告示第7号をもって平成30年3月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。また、羽生代表監査委員さん、片桐農業委員会会長さんにおかれましても、お忙しい中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、早いもので3月を迎えました。気温の変動の激しい時期ではありますが、日差しは日に日に濃さを増してきており、南のほうからは花の便りも聞かれる季節となつてまいりました。東日本での桜の開花は例年並みからやや遅いという予報が出されておりますが、本格的な春の到来が待ち遠しいところでありまふ。

さて、内閣府が発表しました2月の月例経済報告では「経済の基調として景気は緩やかに回復してきている。」とし、「個人消費は持ち直している。」「企業収益は改善している。」「企業の業況判断は改善している。」「雇用情勢は着実に改善している。」などの判断を示しております。また、先行きについては「雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあつて緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としております。安倍首相は今国会冒頭の施政方針演説で「日本は少子高齢化という国難とも呼ぶべき危機に直面している。あらゆる日本人にチャンスをつくることで少子高齢化も克服できる。」とし、働き方改革、人づくり革命、生産性革命、地方創生、外交、安全保障のテーマを掲げ、これらに取り組む姿勢を示したところでございます。また、平成30年度の国家予算は、経済・財政再生計画の集中改革期間の最終年度として、経済再生と財政健全化を両立する予算、人づくり革命や生産性革命を初め現下の課題に重点化した予算と位置づけ、総額では過去最大となる97兆7,128億円を超える予算案が提案され、2月28日に衆議院本会議で可決、参議院に送付され、年度内での成立が確定したところでありまふ。これからも国会での論戦に目を向け、

経済再建と財政健全化をどのように両立するか、国民の暮らしや地方財政にどう影響するかなどに注視していかなければならないと思っていますところでございます。

さて、今議会には当町の平成 30 年度予算を上程いたしますが、この予算は町の将来像である「人と緑輝く ふれあいのまち」を目指し取り組むための教育福祉増進事業、生産振興事業、インフラ安全管理事業の行政 3 大事業の推進及び施策の 3 本柱であります風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジを実現するための予算であります。また、当町を初めとする伊那谷地域では、近い将来、リニア新幹線や三遠南信自動車道が開通し、都市と時間的距離が飛躍的に縮まることによる劇的変化を見越し、日本の中で飯島町が輝くチャンスを生かしていくための予算として編成したものでございます。細部につきましては、あす 3 月 8 日の新年度予算の提案の中で細部にわたりまして所信を申し上げる所存でございます。本議会定例会に御提案申し上げます案件につきましては、条例案件 12 件、新年度予算を含む予算案件 13 件、その他案件 5 件の合計 30 件でございます。いずれも重要な案件でありますので、何とぞ慎重な御審議をいただきまして適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、議会招集のあいさつといたします。

議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により 6 番 浜田稔議員、7 番 竹沢秀幸議員を指名します。

議 長 日程第 2 会期の決定についてを議題とします。本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から 3 月 22 日までの 16 日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 22 日までの 16 日間とすることに決定しました。会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議 長 日程第 3 諸般の報告を行います。議長から申し上げます。

初めに、請願、陳情等の受理について報告します。受理した請願、陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第 89 条及び第 92 条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に、例月出納検査の結果について報告します。12 月から 2 月における例月出納検査の結果、特に指定事項はありません。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。また、予算議会でありますので、企画政策課財政係長に出席を願うことといたしました。

次に、議会閉会中に実施されました議員研修については、お手元に配付のとおり報告が

町 長

ありました。研修、大変御苦労さまでございました。

次に、町当局からの報告を求めます。

それでは、私から3件について御報告を申し上げます。初めに飯島町土地開発公社の平成30年度事業計画及び予算について申し上げます。飯島町土地開発公社の平成30年度事業計画及び予算につきましては、去る2月23日の飯島町土地開発公社理事会におきまして審議をお願いし、御議決いただきましたので、その概要を地方自治法の規定により御報告申し上げます。初めに、去る1月19日に久根平工業団地の1区画、およそ2,200平方メートルにつきまして内堀醸造株式会社と土地売買契約の締結にいたしましたので御報告申し上げます。これにより久根平工業団地につきましては残り1区画を残すのみとなったところでございます。さて、平成30年度の事業計画であります、公有土地取得事業につきましては計画がありません。土地の処分計画につきまして、久根平工業団地、陣馬工業団地の売却に力を傾注して進めてまいります。また、未販売の分譲宅地につきましても住宅定住促進事業との連携や住宅メーカーへの働きかけ、パンフレットやホームページなどを活用した販売促進に努めてまいります。次に予算概要について申し上げます。主な収入見込みとしましては、工業団地、住宅分譲地等の売却による土地造成事業収益およそ2億6,500万円などにより収入合計でおよそ2億6,600万円を予定しております。これに対し、支出見込みとしましては、土地造成事業原価およそ2億3,600万円など事業支出およそ2億4,100万円を予定しており、この結果、単年度収支ではおよそ2,500万円の黒字を見込む予算であります。詳しくはお手元の事業計画及び予算書のとおりでございますので、後刻お目通しをいただきたいと思います。

続いて、一般財団法人まちづくりセンターいいじまの平成30年度業務執行計画について申し上げます。平成30年度一般財団法人まちづくりセンターいいじまの業務執行計画につきましては、去る2月26日開催の評議員会、理事会におきまして審議、御議決いただきましたので、その概要を地方自治法の規定により御報告申し上げます。平成30年度の一般財団法人まちづくりセンターいいじまの事業は、設立してから第7期目を迎えました。本議会において御議決いただいた上で実施となります指定管理業務であります、平成30年度も引き続き受託者として指定いただくこととし、計画をさせていただいておりますので、よろしく願います。指定管理業務としまして道の駅本郷 農業農村活性化施設指定管理業務、千人塚公園指定管理業務、与田切公園指定管理業務、飯島町文化館指定管理業務の4業務を引き続き実施するよう計画いたしました。受託業務としましては、道の駅本郷管理業務、信州いいじま桜守事務局業務を引き続き実施するよう計画いたしました。なお、昨年度受託した山岳施設管理業務、観光協会事務局業務、東京三鷹市のアンテナショップ信州いいじまマルシェの管理運営業務につきましては実施いたしません。また、収支事業としてマレットゴルフ、釣り、また各種イベントへの参加及びホームページでの情報発信を行います。なお、昨年度まで自主事業としていました千人塚公園のキャンプ場運営事業は、受託事業として取り扱います。これらを行う業務執行の概要ですが、主な収入は指定管理料収入、施設利用料収入、委託料収入、マレットゴルフ事業収入など総額でおよそ4,850万円となります。また、支出につきましては、事業費として先ほど申し上げました

指定管理業務を中心とする受託事業支出がおよそ 4,270 万円、これに一般管理費及び収益事業支出などおよそ 580 万円を加え、収入予算と同額でございます。事業費総額を前年度と比べますと、およそ 1,650 万円の減額となります。各種管理業務の履行はもとより、今後もさらなるサービスの向上を図り、一般財団法人まちづくりセンターいじまの目的達成のために努力してまいります。詳細につきましてはお手元の業務執行計画のとおりでございますので、後刻お目通しをいただきたいと思います。

最後に株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の平成 30 年度事業計画及び予算計画について申し上げます。株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の平成 30 年度事業計画及び予算計画につきましては、去る 2 月 15 日の開催の同社取締役会において承認されておりますので、地方自治法の規定によりその概要を報告いたします。初めに本年度の事業実施状況等につきまして御報告を申し上げます。今年度において行っております中川村エリアでの伝送路設備高度化事業につきましては、工期の延長はございましたが、おおむね順調に進んでおります。管内全域での加入数につきましては、テレビは横ばいですが、インターネットに関しましては高速コース料金の値下げ等もありまして加入者は増加してきております。年度当初、最終収益は 1,860 万円の赤字を見込んでおりましたが、インターネット等の利用者の増加により 2,000 万円ほどの黒字決算が見込まれております。詳しい内容につきましては 6 月定例会で報告させていただきます。次に平成 30 年度の事業計画及び予算計画について御説明申し上げます。基本方針及び運営方針につきましては、本年度と同様でございます。本年 12 月からは高度な衛星放送、BS 放送が開始されることから、その対応と普及促進について、地域や利用者の皆さんへの広報活動に取り組んでまいります。また、セット割の推進や通信事業者との連携を図り、新規加入者及び各サービス利用者の獲得に向けた営業活動を推進するとともに、現在の各種サービスの見直しと次世代サービスの研究を進め、住民の皆さんに必要なサービスを見きわめながら適切な事業運営をしてまいります。番組制作に関しましては、今年度、産業振興等に資する番組として特産品や新商品を紹介する番組を制作してまいりましたが、文化的な番組や子ども向け英語番組等の要望も寄せされており、これらを参考としながら多くの方に見ていただける番組づくりに努めるとともに、時代に合わせた対応ができるよう職員研修を強化いたします。設備面では、高度な衛星放送の受信設備の整備や音声告知サーバーの改修、インターネット設備の増強などの整備を進めてまいります。予算計画では、中川村の工事が終了することにより工事委託費費用や中部電力や N T T の電柱との強化費の減額及び減価償却費の減額が見込まれることから、最終利益につきましては 1,400 万円を見込んでおります。詳しくはお手元の事業計画及び予算計画のとおりでございますので、後刻お目通しをお願いいたします。以上 3 件について御報告を申し上げます。

議 長 ただいま報告のありました 3 件につきましては、最終日の議会運営委員会において質疑を受けることといたします。以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第 4 第 1 号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長	第1号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、介護保険法の一部改正により指定居宅介護支援等の事業者の指定等について県から町へ移行されることから、必要な条例の整備を行うものでございます。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
健康福祉課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。それでは、質疑ありませんか。
9 番 坂本議員	ええとですね、この条例を町が持つことによるメリット、デメリットはどのようなものがあるのでしょうか。
健康福祉課長	メリットといたしましては、身近なところでこれを指定できるということでございますので、手続きがよりしやすくなるということがあるということでございます。デメリットに関しましては、町は、より一層の責務、保険者としての責務が大きくなるということでございます。
議 長	ほかにありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	ここでお諮らいます。ただいま議題となっております第1号議案については、社会文教委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。第1号議案については社会文教委員会に審査を付託をいたします。
議 長	日程第5 第2号議案 飯島町景観条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第2号議案 飯島町景観条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例は、飯島町が景観法に基づく景観行政団体へ移行し、飯島町独自の景観計画に基づく景観行政を行うため、必要な関係条例の整備を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
建設水道課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。それでは、質疑はありませんか。
9 番 坂本議員	ええとですね、町には都市計画というのがあるわけですが、この景観条例は、この都市計画とのかかわりの中でどういった位置なんのでしょうか。都市計画は上位に当たるのか、それともこちらの景観条例のほうが下位に当たるのか、そこらへんどうなっているのでしょうか。
建設水道課長	この景観計画策定に当たりましては、町の都市計画審議会の意見を聞くこととなっております。

議 長	りますので、まずは都市計画法が上位であるという認識でございます。
	ほかに質疑はありませんか。
議 長	(なしの声)
	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議 長	ここでお諮りします。ただいま議題となっております第２号議案については総務産業委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。第２号議案については総務産業委員会に審査を付託します。
議 長	日程第６ 第３号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第３号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、上位法令であります非常勤消防団員等にかかわる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が２月７日に公布され、４月１日から施行されることに伴い、当町の条例における補償基礎額の規定額、規定等につきまして所要の改正を行うものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議 長	これから第３号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第３号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第７ 第４号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第４号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。平成２９年に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が一部改正されました。この法律の改正の目的は、地域経済を牽引する事業の促進のために地方公共団体が行う取り組みを効果的に支援するための処置を講ずることにより地域の成長発展の基盤強化を図ることです。また、市町村においては、この法律により認められた基本計画に従って事業を行う事業者に対して計画の対象となる家屋や構築物及びその敷地の土地について改正後も引き続き固定資産税の課税免除または地方税に

		かかわる不均一課税処置を行った場合は、地方交付税の算定に反映されることとなっております。改正前の飯島町税条例におきましても期間を定めて課税免除をする規定をしておりますので、今回の法律の改正に伴い関係する条文を整備するものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。
住民税務課長	(補足説明)	
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。	
8 番		
折山議員	名称変更が主な内容のようにお聞きしましたが、この名称から判断するのに、前の企業立地よりもかなり包括的な広い対象で支援が可能になったのかなあという、ちょっとイメージ的にはとらえるんですが、その点いかがでしょうか。	
産業振興課長	新たな法律の担当のほう为企业とか産業のほうの関係ですので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。旧法に比べまして新しい未来投資促進法の関係で変わった点としましては、今までの工業関係、こういった業務に支援をするというような形でございましたが、昨今、非製造業の事業者の方々が支援が必要になってるということで、こういった産業のほうで広く業種を対象とするというところが一番大きな変更点でございます。サービス業等の非製造業も含む広い事業を対象としてるということでございます。	
議 長	ほかに質疑はありませんか。	
	(なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。	
	これから討論を行います。討論はありませんか。	
	(なしの声)	
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。	
	これから第4号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。	
	(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。	
議 長	日程第8 第5号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。	
町 長	第5号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等により国民健康保険法施行令の一部が改正されたため、関係する条例の一部を改正し、あわせて所要の改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。	
健康福祉課長	(補足説明)	
議 長	これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑ありませんか。	

10 番

三浦議員

それでは1つお聞きをしたいと思います。飯島町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に移行するわけですが、内容的には今までの国保運営協議会と同じようなことを協議する会になるのでしょうか。

健康福祉課長

おっしゃるとおりでございます。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております第5号議案については社会文教委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。第5号議案については社会文教委員会に審査を付託いたします。

議 長

日程第9 第6号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第6号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。第5号議案にもありましたとおり、国民健康保険の制度が改正され、国民健康保険における財政責任主体が県になることに伴う国民健康保険税についての改正が地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律により平成30年4月から施行されます。よって、本条例は、これにより関係する条項を整備するものであります。また、県が定めた国民健康保険事業納付金を納付することも含め、飯島町国民健康保険運営協議会で保険税率の見直しについて答申がされたことを受けまして、所得割、均等割及び平等割の一部を改正するものであります。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

住民税務課長

(補足説明)

議 長

これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。それでは、質疑ありませんか。——ありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております第6号議案については社会文教委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。第6号議案については社会文教委員会に審査を付託します。

議 長

日程第10 第7号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第7号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。平成30年度から平成32年度までの3年間を対象とする第7期飯島町介護保険

事業計画に基づき適正な介護保険事業の実施及びサービスを提供するため、介護保険料の額を改定するものです。向こう3年間の介護給付費及び介護予防事業費等の推計により介護保険料の基準月額を算定し、これにより各所得階層ごとの保険料率に基づいた年間保険料を算定いたしまして、今回、条例改正案として提案させていただくものでございます。今回の改正では、保険料の基準月額を5,200円から5,600円に改正させていただき、約7.7%の上昇となります。また、階層ごとの所得金額の変更等が上位法令でされましたので、関係条文の整備を行いました。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉課長
議 長

(補足説明)

これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。

11 番
中村議員

常任委員会が違いますので少々御質問をさせていただきます。第9段階の所得の幅がですね、300万～700万という、この400万の開きがあります。前回の改正のときも、私、この辺のところをちょっと疑問に思ったわけなんですけれども、今回このような金額を決めるに当たっては、多分審議会のほうで審査されて改正されたんだと思います。この所得額の400万という開きのあるこの第9段階、ほかを見ますと大体100万できてるんですね。10段階においても700万以上ということになっておりまして、ここで金額がですね、そう開いていない。だけれども、9段階のところでは所得が300万～700万、あ、待ってください。300万以上ですから700万ですね。こういう開きがあるんですけれども、これは対象者に対してかなり幅があって、300万の皆さんにとってはちょっときついのではないかなあというふうに思うわけなんですけれども、この改正に当たって審議会ではどのような判断をされていたのか伺います。

健康福祉課長
議 長

このことにつきましては、特に御意見はございませんでした。

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮らいます。ただいま議題となっております第7号議案については社会文教委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。第7号議案については社会文教委員会に審査を付託いたします。

議 長

日程第11 第8号議案 飯島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第8号議案 飯島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する法令の施行に伴う高齢者の医療の確

	保に関する法令に追加される条項について、関係する条例の一部を改正するものです。細部につきましては担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
健康福祉課長	(補足説明)
議長 9番 坂本議員	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	少しちょっと単純なことを聞きますけれども、以前は、引っ越し、転々とされていて、そこにといいことだったと思うんですけど、その先、転々として行くその施設の先は、どちらかというと人口的に多い、今は日本全国そういう介護施設が田舎のほうでもあるわけですけども、どちらかというと都市化のところが多いという感じを受けておりまして、としたら、その都市での所得というか、その市町村、町という、村というよりかも、その市とか、大きなところのほうが税率としてはすごく高いと思うわけですね、そういうところで、逆にいえば給付というか、その中の保険者となって後期高齢という中での治療を受けたほうが、私は、この格差的な部分では均一化されるというふうな感じを持っているんですけど、これが、飯島町出身であればずっと飯島町、お亡くなりなるまでうちの町で後期高齢者として扱うということなので、そのこの変更になった具体的な政府の方向性っていうのはどういうことだったんでしょうか。
健康福祉課長	これにつきましては、持続可能な医療保険制度を構築するためのということでございまして、社会保障全体を維持するため、国民健康保険、国民の健康、皆保険を維持するためという形の改正というふうに理解しております。
議長 8番 折山議員	ほかにございせんか。
	ちょっと的外れかもしれませんが、わかったら。当面、この住所地特例やったときに、よそへ行ってうちで見るべき人、逆の人、どちらが多いような予想を立てますか。
健康福祉課長	現状では、このような方はいらっしゃいません。今後につきましては、その今お子様のところに住所を動かす、近いところに行きたいっていう方がいらっしゃいますので、今、現状、飯島町でも都会から飯島町に移住された方々の親御様がこちらにいらっしゃるということが出ているような状況でございます。逆につきましては、ちょっと承知をしかねておりますので、正しいことは申せませんので、控えさせていただきます。
議長	ほかにありませんか。
	(なしの声)
議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議長	討論なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから第8号議案 飯島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。したがって、第 8 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 2 第 9 号議案 飯島町工場誘致の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 9 号議案 飯島町工場誘致の特例に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律が施行され、法律名等が改正されたことに伴い所要の改正を行うものです。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
産業振興課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第 9 号議案 飯島町工場誘致の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 9 号議案は原案のとおり可決します。
	ここで休憩といたします。再開時刻を 11 時ちょうどといたします。休憩。
休 憩	午前 1 0 時 4 7 分
再 開	午前 1 1 時 0 0 分
議 長	会議を再開します。
議 長	日程第 1 3 第 1 0 号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 1 0 号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、千人塚公園に観光交流拠点施設を建設したことにより千人塚キャンプ場の機能強化が図られたことから、設置条例において使用料の規定を明確化するなど所要の改定を行うものです。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
産業振興課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いします。質疑はありませんか。

9 番	
坂本議員	ええとですね、開園日を設けてあるわけですがけれども、開園日以外というのは、この条例に外れるということで、無料ということで理解していいんでしょうか。
産業振興課長	与田切キャンプ場も千人塚キャンプ場もそうなんですが、この間は、あと閉鎖というような考え方でございますので、利用客の方は利用していただかないというか、受け付けないという形になっております。
議 長	ほかに質疑ありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮りします。ただいま議題となっております第 10 号議案については総務産業委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。第 10 号議案については総務産業委員会に審査を付託いたします。
議 長	日程第 14 第 11 号議案 飯島町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 11 号議案 飯島町都市公園条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。都市公園法施行令の一部改正により公園施設に関する制限の一部を地方公共団体の条例で定めとなったため、飯島町都市公園条例に公園施設に関する制限を定め、あわせて所要の改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。
建設水道課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありますか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 11 号議案 飯島町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 15 第 12 号議案 飯島町地域子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 12 号議案 飯島町地域子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。昨年 4 月に移転オープンいたしました子育て支援センターいいっ子センターは、おかげさまをもちましてこの 3 月の初めに利用者が 1 万人を超え、

昨年度一年の8,769人を1,200人ほど上回っております。本条例改正案は、いい子センターを利用される皆さんのさらなる利便性向上のため、毎月第2第4土曜日も開所するとともに、町外の方の利用も可能にするため提案をするものです。詳細につきましては担当教育次長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

教育次長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。それでは、質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております第12号議案については、社会文教委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第12号議案については社会文教委員会に審査を付託いたします。

議 長 次に、日程第16 第13号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算(第9号)、日程第17 第14号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、日程第18 第15号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第5号)、日程第19 第16号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、日程第20 第17号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、日程第21 第18号議案 平成29年度飯島町水道事業会計補正予算(第3号)、以上6議案につきましては、一括して提案理由の説明を求め、一括して質疑を行い、その後、案件ごとに討論、採決を行うことといたしますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本6議案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第13号議案から第18号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、第13号議案、平成29年度飯島町一般会計の補正予算(第9号)について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,147万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ51億2,122万2,000円とするものであります。今回の補正につきましては、平成29年度の決算を迎えるに当たり、事業実績等の見通しにより必要な補正を行うものであります。主な歳入の内容としましては、財政調整基金繰入金2,000万円、地域福祉基金繰入金1,500万円、農地集積協力金にかかわる県補助金およそ470万円を減額する一方、地方消費税交付金およそ680万円、障害者自立支援給付費にかかわる国県負担金480万円、国の補正予算に対応する公共事業等債450万円の増額を補正を計上いたしました。主な歳出の内容としましては、歳入の減額に伴い開業医支援事業補助金1,500万円、公共下水道事業特別会計繰出金およそ640万円、農業集落排水事業特別会計繰出金およそ460万円、上伊那広域連合及び伊南行政組合負担金を減額する一方、障害福祉サービス給付費に640万円、国の補正予算に対応する県営農村地

域防災・減災事業負担金に 770 万円、商工業事業用施設新・増設支援事業補助におよそ 780 万円、道路除雪・融雪剤散布業務及び融雪剤購入に 530 万円の増額補正を計上いたしました。そのほか、各種事務事業において決算を見込み、それぞれ補正計上したところでございます。

続きまして、第 14 号議案、平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から 481 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 11 億 9,741 万 7,000 円とするものです。歳入の内容につきましては、共同事業交付金の確定により 481 万 5,000 円を減額するものです。歳出の内容につきましては、保険給付費 200 万円、保健事業費 5 万円をそれぞれ増額し、共同事業拠出金につきましても確定により 2,185 万円減額し、予備費を調整するものです。

続きまして、第 15 号議案、平成 29 年度飯島町介護保険特別会計の補正予算（第 5 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出それぞれ 44 万 6,000 円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 498 万 8,000 円とするものです。今回の補正は、介護給付費の高額介護サービス費が伸びたことによるものと上伊那広域連合の負担金の額が確定したことによるものです。歳入の内容につきましては、国庫支出金 31 万 6,000 円、支払基金交付金 33 万 6,000 円、県支出金 15 万円を増額し、繰入金を 35 万 6,000 円減額するものです。歳出の内容につきましては、総務費を 50 万 6,000 円減額、保険給付費を 120 万円増額し、予備費を調整するものです。

続きまして、第 16 号議案、平成 29 年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算（第 3 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 116 万 7,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 3 億 9,819 万 6,000 円とするものです。歳入の内容につきましては、事業状況の見込みにより補正するもので、歳入につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料が伸びたことにより増額し、これに伴い一般会計から繰入金と町債の借入れ基準再算定及び事業の実績に基づき減額といたしました。歳出の内容につきましては、公共下水道を事業実績に合わせ減額し、歳入の減額補正に伴い予備費を調整するものです。

続きまして、第 17 号議案、平成 29 年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第 3 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 266 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 2 億 8,281 万 6,000 円とするものです。歳入の内容につきましては、事業状況の見込みにより補正するもので、歳入につきましては町債の借入れ基準再算定に伴うもの及び使用料収入の伸びにより増額し、これに伴い一般会計からの繰入金を減額といたしました。歳出の内容につきましては、農業集落排水事業費を事業実績に合わせ減額し、歳入の減額補正に伴い予備費を調整するものです。

最後に、第 18 号議案、平成 29 年度飯島町水道事業会計の補正予算（第 3 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、資本的収支に関する補正でございます。資本的収支のうち収入について企業債を 200 万円増額し、収入総額を 3,750

	万円とするものです。
	その他、細部につきましては、第 13 号議案、一般会計から第 18 号議案、水道事業会計まで、順次担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
企画政策課長	(補足説明)
総務課長	(補足説明)
企画政策課長	(補足説明)
住民税務課長	(補足説明)
健康福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
議 長	補足説明の途中でございますが、ここで昼食のため休憩とします。再開時刻を 1 時 30 分とします。休憩。
休 憩	午後 0 時 0 6 分
再 開	午後 1 時 3 0 分
議 長	会議を再開します。引き続き補足説明を行います。
建設水道課長	(補足説明)
副 町 長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議 長	引き続き特別会計の補足説明をお願いします。
健康福祉課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
議 長	ただいま提案理由の説明がありました。
	これから質疑を行います。一括して質疑を受けるところでございますが、議事の運営上、第 13 号議案を最初に中心にお願いして、そのほかの特別会計については、その後にということでお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	それでは、そのように行います。それでは、質疑のある方、よろしくお願いします。
10 番	
三浦議員	では、幾つかお聞きをしたいと思います。最初に 23 ページの地域おこし協力隊の採用がなかったためということでしたけども、応募があつての採用なしだったか、全く応募がなかったのか、その点についてお聞きをしたいと思います。それから、25 ページの合併処理浄化槽設置補助なんですけど、当初の見込みが 20 基だったんですけど 10 基になったという、実際には 10 基だったということで、その見込みについて当初との、なぜ 10 基になったかということについてお聞きをしたいと思います。それから、もう一つは、32 ページの委託料の病児・病後児保育業務について、利用の状況についてをお聞きしたいと思います。以上です。

健康福祉課長	では、23 ページの健康づくり運動事業の協力隊の件でございますが、応募は1名ございました。以上です。
建設水道課長	合併処理浄化槽の見込み件数でございますが、不足があつてはならないということで当初 20 基は、多少それまでの実績よりも多目には盛らせていただいて、不足のないようなということで 20 基ということにさせていただきました。それで 10 基という結果でございましたけれども、今後とも引き続き啓蒙に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
教育次長	申しわけございません。病児・病後児保育の数字でございますが、ちょっと具体的な数字を持っておりませんので、またわかった段階で御報告させていただきます。
議 長	関連ですか。
10 番	
三浦議員	先ほど地域おこし協力隊の件についてお聞きしたんですけれども、1名応募があつたということで、採用されなかったっていうことで理由をお聞きしたいかなと。
健康福祉課長	応募、面接まではさせていただいたところですけども、要件にそぐわないというところがございましたために採用にならなかったということでございます。
議 長	よろしいですか。
10 番	
三浦議員	はい。
議 長	そのほかに……。
6 番	
浜田議員	16 ページ、1123 のCATV業務費ですけども、先ほどの説明ですと高度情報化基金に積み立てるためにこれを皆減したというふうな説明だったんですが、それが目的でですね、本来やるべき事業をやらなかったという意味なのかどうなのかですね、ここで予定してた事業は一体なんだったのかということをひとつ御説明いただきたい。それから、もう一つ、17 ページ、負担金、上伊那広域連合の情報センターへの負担金がマイナスの 440 万ほどになってますけども、これは理由がわかっているのかどうかっていうことを御説明いただきたいと思います。
総務課長	まずCATVの業務の関係でございますけれども、例年、有線テレビ、エコシティー・駒ヶ岳との間でチャンネルのリース料、利用料とか、そういったものまで含めまして 500 万 1,000 円はお支払いをするという形での年当初、例年お願いをしておるところなんです。しておる、されていることで予算の措置をさせていただきます。ただ、エコシティー・駒ヶ岳の経営状況等によりまして、飯島だけではないんですけれども、ほかの市町村についても、こういった行政チャンネル使用料につきましてはいただかないということで、各年度、御連絡いただいております。そういう形で 500 万、500 万 1,000 円が浮くという形になりますので、その部分を高度情報化基金のほうに積み立てをさせてきていただいとるということでございます。高度情報化基金に積み立ててるものにつきましても、将来的にですね、エコシティー・駒ヶ岳の施設の状況、増強とか、そういった部分でまた市町村への負担が生じる可能性がございまして、そういった部分でも対応をするというような形で準備を

してまいるという形での積み立てを考えておるところでございます。それから、先ほどの上伊那情報センターの関係でございますけれども、社会保障、また税番号制度のシステム改修を予定をしておりましたが、ともに住民票等の関係で、前の名字、結婚する前の名字、旧姓を表記するというのが今回、そういう方向でされてきておりまして、その準備のためにシステム改修を予定をしておりましたけれども、国のほうの都合によりまして、29年度は行わないというか、行えないという形がございまして、上伊那情報センターといたしましても29年度は事業実施をいたしませんでした。そういった形で、その部分にかかわります費用のほうが不用となったということでの減額でございます。よろしくお願いいたします。

9 番

坂本議員

それでは、農林水産業費の26ページなんですけれども、3211と、それからですね3212、それから3213、それぞれが減額になってるんですけれども、確定ということですが、これは事業、この補助金が減るということは、各法人なんかに対しての支払いが減るということで、影響が及ぶと思うんですけれど、そこら辺はどういうふうな考えでいられるのか、それか、この減った具体的要因というのはどこにあったのかということです。それとですね、あともう一つ、3213の中で、その次世代人材投資資金ということで、適用、そぐわなくて減額になったというようなことをおっしゃいましたけれども、そこら辺のもう少し具体的な内容を教えていただきたいと思います。

産業振興課長

それでは、3211の経営所得安定対策の事業でございますけれども、これは、転作というか、生産調整にかかわる推進費でございまして、県のほうが配分をしてくるものでございます。したがって、こちらからこういった事業をやるので上げて、それに対して来るというよりは、配分が来て来るということなので、これについてはなかなか要望どおり来ない部分でございます。そういった御理解でお願いしたいと思います。それから、2番目の3212の機構集積協力金につきましては、当初予算で見込んでおりました——前もちょっと御説明しましたが、この中には3つの協力金のタイプがございまして、地域集積協力金というのと経営転換協力金、それから耕作者集積協力金というのがございます。それぞれ、地域集積協力金につきましては、実は25万円と増えて、当初予算よりも増えております。それに対しまして経営転換協力金は、実績よりも、こちらで見込みよりも対象者がいなかったということで減額、それから耕作者集積協力金につきましても若干の減額ということで、これについては、当初予算でこちらで見込んでいたよりもそういった対象者が出てこなかったと、土地を出す方がいなかったということでございますので、金額的には何100万の単位でございますので、もうちょっと精度を上げる必要もあるのかなと思いますが、そういったことでございます。それから、3番目の農業次世代人材投資資金でございますが、1人につきまして150万円、国からのお金が新規就農の青年就農ということで下りるわけなんですけど、ちょっと事情がございまして半年分75万円、これが対象とならないということで、それは、その青年就農された方のちょっと御事情がございましたので、そういった形で、ちょっと今、その資金の交付がとまっている状況でございます。そういったことで75万円減額してございますので、何か事業に支障があるということとはございませんの

	で、よろしくお願いいたしますと思います。
議 長	ほかにありませんか。
11 番	
中村議員	
議 長	マイクを使ってください。
11 番	
中村議員	失礼しました。6 ページの繰越明許費の補正についてお伺いいたします。先ほど表で説明をいただいたわけなんですけれども、その中の平成 29 年 4 月 21 日のところで、そうですね——あ、ああ、失礼いたしました。6 月上旬から 12 月上旬の中で 6 回ほどメールで 11 月までやりとりしている、その結果、12 月の 5 日付で収用法の認定を正式に申請しましたと、この 6 回の中で、具体的にどのようなやりとりがあったのか。といいますのは、これだけ時間がかかったというのには、この間の中で何か事情があったのかなあということもちょっと思うわけなんですけれども、この辺のところをお伺いできますか。
健康福祉課長	それでは、補足説明、健康福祉課の資料の一番裏側の一番下のところに申請等に時間を要した理由というふうに書かせていただいておりますけれども、こちらのほうの認定申請をしている際に社会福祉法の範囲ということで案分をするとか、それをどうしましょうということ県の方からメールが来、こちらのほうでそれに対して検討をし、県の方にお返しし、県の方でまたそれをまた検討して返していただいているということで、6 回なんですけれども、それぞれメールをやりとりする間にさまざまな細かな事務を行っていたために、このような時間がかかってしまったということでございます。
11 番	
中村議員	関連です。町長にお伺いいたします。このような高額、7,200 万という高額な当初予算から見積もっていたものが次年度にこうして繰り越しされていくわけなんですけれども、このようなことが 2 度とないというかですね、そういうためにもですね、町長として今回のこの 7,200 万円余りのこの繰越明許費補正について、町長はどのように思われているのか、また、こういう事例が、また今後、事業が予算化してもですね、もしうまくいかなかったら次年度にというようなことが今後繰り返されることは大変よくないことですので、そういうことも思いながら、町長は今回のこの件についてどのような思いであるのか、また担当課に、それぞれ行政ですね、課へのどのような指導をされているのか、その辺のところお伺いしたいと思います。
町 長	計画どおりにスムーズに、常に職員の皆さんは頑張っておられることと思います。ただ、今回の場合は、いろいろと認可の関係、状況がそのような状況になったということだったというふうに認識しております。仕方なかったことかなあというふうに思っておるところでございます。
議 長	ほかにございませんか。
	(なしの声)
議 長	それでは、特別会計関係についてお願いします。質疑はございませんか。
	(なしの声)

議 長	それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 最初に、第13号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算（第9号）について討論を行います。討論はありませんか。——ありませんか。 （なしの声）
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第13号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算（第9号）について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第14号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第14号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第15号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第15号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号）について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。したがって、第15号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第16号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第16号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。したがって、第16号議案は原案のとおり可決されました。 続いて、第17号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）

議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 17 号議案 平成 29 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 18 号議案 平成 29 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。討論はありませんか。——ありませんか。 （なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 18 号議案 平成 29 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	続いて、日程第 22 第 26 号議案 飯島町公園条例に基づく千人塚公園の指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	飯島町公園条例に基づく千人塚公園の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。千人塚公園につきましては、利用者のサービスの向上及び施設の効果的かつ効率的な運営を図りながら適切な管理を行っていくために、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの一年間、一般財団法人まちづくりセンターいいじまを指定管理者として指定しようとするものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
議	長	これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いします。質疑はありませんか。 （なしの声）
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮りします。ただいま議題となっております第 26 号議案については総務産業委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。第 26 号議案については総務産業委員会に審査を付託いたします。
議	長	日程第 23 第 27 号議案 飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅本郷の指定管理者の指定について、日程第 24 第 28 号議案 飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について、日程第 25 第 29 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について、以上 3 議案については、いずれも公の施設の指定管理者の指定についての議案であり、平成 29 年度と同様

に同一の団体を指定管理者として同一の指定期間を設定したいとのものであり、関連があります。一括して提案理由の説明を求め、提案説明に対する一括質疑の後、それぞれの案件ごとに討論、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。それでは、第 27 号議案から第 29 号議案までの 3 議案を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 第 27 号議案 飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅本郷の指定管理者の指定について、第 28 号議案 飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について、第 29 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について、以上 3 議案、一括して提案理由の説明を申し上げます。第 27 号議案、飯島町農業農村活性化施設の道の駅本郷については利用者のサービスの向上及び施設の効果的かつ効率的な運営を図るために、第 28 号議案、与田切公園につきましても、都市公園条例に基づく与田切公園区域と公園条例に基づく与田切公園区域とを合わせまして、これら条例の設置目的を達成するために、また第 29 号議案、飯島町文化館につきましても飯島町文化館の管理を効果的かつ効率的に行っていくために、各施設とも平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの一年間、一般財団法人まちづくりセンターいいじまを指定管理者として指定しようとするものであり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 提案理由の説明がありました。それでは、提案のありました 3 議案について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

初めに、第 27 号議案 飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅本郷の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 27 号議案 飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅本郷の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第 28 号議案 飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 28 号議案 飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案

		のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 29 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 29 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 29 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 26 第 30 号議案 飯島町道路線の変更について提案理由の説明を求めます。
副 町 長		第 30 号議案、飯島町道路線の変更につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の提案は、道路改良工事などにより道路区域が変更となった路線につきまして、道路法第 10 条第 3 項に規定により、別紙調書のとおり町道久根平横 9 号線ほか 14 路線の道路区域変更をお願いするものです。細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 30 号議案 飯島町道路線の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 27 発議第 1 号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案の提出委員会、議会運営委員長から提出にかかわる趣旨説明を求めます。
議会運営委員長		それでは、飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案の趣旨説明を申し上げます。この条例は、地域創造課に関する事項にかかわる条例変更、まず第 1 番目の中心的な変更としておりまして、あわせて飯島町議会の委員会条例の幾つかを捕捉して補強するということ、それから一部の字句の修正を行うと、その大きく 3 項目の条例改正を提案するものであります。まず 1 ページ目をごらんいただきたいと思いますけれども、全体の章立てを従来の 1 章から 5 章までに対して 1 章から 6 章までというふうに新たな章立てに変更いたします。第 5 章に記録という章を追加いたします。それから、第 2 条第 1 項に

ですね、建設水道課に関する事項の次に地域創造課に関する事項をつけ加える。これを総務産業委員会の所管事項とする。それから、3番目に、先ほど述べましたように、あわせて標準的な条例に準じてですね、幾つかの条例を追加すると、こういう内容になっております。1枚おめくりいただき、あ——比較、新旧対照表のほうで御説明を申し上げますけれども、まず5分の1ページ、第2条、総務産業委員会の規定の中でありまして、所管事項の建設水道課の次に地域創造課に関する事項を追加する。これが今回の条例改正提案のまず一番目の項目でございます。それから、1枚おめくりいただきまして、あわせてですね、第6条として資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置というものを盛り込んでございます。これは、これまでこの条項はございませんでしたけれども、本来あつてはならないことではありますけれども、必要な場合にはですね、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置を行うと、この人数は第6条の2に記しておりますように5名で構成すると、こういう内容でございます。それから次のページ、5分の3ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、これは、単なる文字の修正という内容でございますけれども、条も1つ追加しておりますけれども、第12条の2のですね、「委員の定数の半数以下の「もの」」が平仮名書きになっております。これを具体的に人であるということを具体化するために漢字の「者」にする。この種の修正が何カ所かございます。細部は御質問によって御説明したいと思います。続きまして5分の4ページ、第19条が条ずれして第20条になっておりますけれども、第19条2項の前に2項としてつけ加えましてですね、委員が委員長長の静止命令に従わないときについてはですね、「委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。」ということで、日がまたがる委員会の開催においてですね、議場の管理の内容を明確にするという条項をつけ加えております。それから、次に5分の5ページ、記録であります。これ、新しい章立てになっておりますけれども、これまで明記されておりましたけれども、「委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。」ということで、委員会の記録を残すということを条例によって明文化したと、こういう内容で、この部分については第5章という章も含めて追加したと、これが今回の提案させていただく議会委員会条例の改正の要旨でございます。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。以上をもって説明とさせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。浜田委員長、自席へお戻りください。

議 長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議 長	以上をもって本日の日程は全部終了しました。 本日の会議を閉じ、これで散会いたします。 御苦労さまでした。
-----	--

散 会	午後２時３３分
-----	---------

平成30年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年3月8日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1	第19号議案	平成30年度飯島町一般会計予算
日程第2	第20号議案	平成30年度飯島町国民健康保険特別会計予算
日程第3	第21号議案	平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第4	第22号議案	平成30年度飯島町介護保険特別会計予算
日程第5	第23号議案	平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
日程第6	第24号議案	平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第7	第25号議案	平成30年度飯島町水道事業会計予算

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 堀内喜美江 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町農業委員会 会 長 片桐 孝明	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤
飯島町代表監査委員 羽生 收一	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成30年3月8日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。ここで、林教育次長から発言の許可を求められておりますので、これを許可します。
教育次長	おはようございます。昨日、三浦議員にいただきました病児・病後児保育の利用者数の御質問につきまして、その場で回答できず、大変申しわけございませんでした。病児・病後児保育につきましては、伊南4市町村と伊那市が駒ヶ根市のほうへ委託をしておりますが、だんだんと住民の皆さんに知られるようになりまして、それに伴いまして利用者のほうも増加しております。本年度のこの5市町村の利用者の延べ人数の合計が1,100人が見込まれておるということで、これは前年度690人の1.6倍になります。当町におきましても、本年度3月末までの見込みでございますが120人ということで、昨年度実績81人の1.5倍を見込んでいるということでございますので、御報告させていただきます。
議 長	三浦議員、よろしいですか。
10 番	
三浦議員	はい。
議 長	本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。なお、唐澤副町長より義理のため欠席の連絡がありましたので報告します。
議 長	日程第1 第19号議案 平成30年度飯島町一般会計予算、日程第2 第20号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計予算、日程第3 第21号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算、日程第4 第22号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計予算、日程第5 第23号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計予算、日程第6 第24号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、日程第7 第25号議案 平成30年度飯島町水道事業会計予算、以上、第19号議案から第25号議案までの予算7議案について一括して提案理由の説明を求め、一括して質疑を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。予算7議案については、一括議題とし、町長の施政方針並びに本7議案にかかわる提案理由の説明を求めます。
町 長	おはようございます。平成30年3月議会定例会を招集し、平成30年度の一般会計予算案を初め特別会計及び事業会計予算を含めた7議案を提案するに当たり、新年度の施策に関する私の所信の一端とこれに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。関係各議案及びあらかじめ配付いたしました予算概要書をあわせてごらんいただければと思います。 まず初めに我が国の政治情勢につきまして、安倍総理は今国会の施政方針の中で働き方

改革、人づくり改革、生産性改革、地方創生、外交、安全保障をテーマに掲げ、「多くの人たちの力を結集し、次の時代を切り開く、あらゆる人にチャンスあふれる日本をともにつくろう。」として、新たな国づくりをともに進める姿勢を前面に押し出しているところであります。その一方で、少子高齢化という国難ともいえるべき危機に直面する中で、財政問題、憲法問題、原発問題、経済・雇用問題を初め、米国や北朝鮮、韓国、中国など、近隣諸国との外交問題など、我が国をめぐるさまざまな課題は山積しており、国をめぐる情勢はさらに混迷を深めております。いずれにしても、安倍政権には、十分な国会議論を重ね、国民本位の政治を進めるとともに、地方創生や地方経済再生などの課題にも積極的に対処してほしいと期待するところであります。

当町においても少子高齢化の進行や景気回復の実感を伴わない長引く景気低迷による厳しい財政運営など多くの課題を抱えておりますが、私は、飯島町に暮らすすべての町民の皆様にとって安心して暮らせる豊かな町となりますよう、幸せと生きがいを感じることでできる地域づくり、また子どもたちが夢や希望を感じられるまちづくりを根幹に据えて、日々行財政運営に取り組んでおります。議員各位並びに町民の皆様には、よりよいまちづくりに格段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

経済情勢と国の予算編成について申し上げます。政府は「我が国の景気は緩やかに回復している。」とし、先行きについては「雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くと期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としています。直近のGDP速報値では8四半期連続のプラス成長など一部に明るい兆しも見られますが、貿易統計では8カ月ぶりに赤字に転じたほか、中国を初めアジア新興国等の経済の先行き、政策に関する不確実性による影響、米国の政策の動向と影響といった諸情勢を踏まえ、景気の動向が心配されるところであります。こうした中において、平成30年度の国家予算は、平成29年度補正予算での対応とあわせて、経済財政再生計画の集中改革期間の最終年度の予算として経済再生と財政健全化を両立する予算として編成されました。その結果、一般会計予算ではおよそ97万7,100億円、前年度比およそ2,500億円、率にして0.3%の増となり、当初予算としては過去最大となった平成29年度をさらに上回る規模となりました。歳入については、税収をプラス2.4%の増と見込み、一方、公債金を2.0%の減額としています。歳出については、社会保障費関係費が1.5%、およそ5,000億円の増となり、地方交付税交付金等は地方税収伸び等を反映し平成29年度と実質的に同水準を確保し、およそ500億円、0.3%の減となっています。また、歳入に占める新規に発行する国債の割合は34.5%と前年度より0.8ポイント改善されたものの、依然として高い水準となっており、借入金頼みの財政運営に変わりありません。このような国家財政の現状を考えますと、今後さらに国民や地方自治体の負担が増えることが予想されますので、国の動向に注視しながら地に足をつけたまちづくりと身の丈に合った行財政運営、また町民の皆さんが元気になるまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

地方財政について申し上げます。平成30年度における国の地方財政計画を見てみますと、歳入では地方税、地方譲与税、地方特別交付金、国庫支出金、地方債、雑収入の増額を見

込む一方で地方交付金、使用料及び手数料を減額しており、歳出では地方が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ安定的に財政運営が行うことができるよう配慮されております。その結果、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については前年比 0.1%増の 62 兆 1,100 億円が確保された形となっております。交付税総額の確保と臨時財政対策債の抑制が最大の焦点となっておりますが、生産減の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、臨時財政対策債の発行も最小限に抑制されております。これらにより平成 30 年度の地方財政計画の規模は、総額およそ 86 兆 9,000 億円で、前年度と比べるとおよそ 2,700 億円、0.3%増となっており、東日本大震災の復旧・復興事業分としておよそ 1 兆 1,000 億円、全国防災事業としておよそ 1,000 億円が別枠で確保される仕組みとなっております。このうち地方交付税総額を見てみますと、およそ 16 兆円で、前年度に比べておよそ 3,200 億円、率にして 2.0%の減額となっております。また、関連する臨時財政対策債については前年度に比べ 1.5%、およそ 600 億円の減額となっており、この 2 つを合わせた実質的な交付税総額はおよそ 3,800 億円の減額となり、地方財政への影響は避けられない状況となっております。

次に長野県の平成 30 年度当初予算案であります。現在策定中の「しあわせ信州創造プラン 2.0」において、学びと自治の力で開く新時代に向けて自主的、能動的に知識や技術を身につけようとする主体的な学びが社会や組織の中で共有され、各人が協働して地域の課題を解決していこうとする自治の力の着実な推進を念頭に置いて 6 つの政策推進の基本方針に基づき編成されました。予算総額はおよそ 8,400 億円で、前年度に比べ 1.9%、およそ 160 億円の減となっております。歳入面では、県税収入は前年度に比べ 2.6%の増、地方消費税清算金は 3.2%の増を見込む一方で、地方交付金は 1.1%、県債は 3.6%の減額を見込んでおります。歳出面では、公債費、人件費、扶助費などの義務的経費のほか、一般単独事業の抑制により投資的経費においても総じて歳出削減が図られています。

町の財政見通しについて申し上げます。飯島町の平成 28 年度決算数値を見てみますと、經常収支比率は 0.8 ポイント増加し 76.2%となりました。また、全基金の残高については、前年度より 1 億 6,800 万円ほど増加し、およそ 20 億 7,500 万円となったところであります。地方債に係る指標である実質公債費比率については前年度より 1.7 ポイント減の 3.8%でありました。また、将来負担比率については 13.9 ポイント減の 49.6%となり、健全化判断比率の各指標から見ても当町は健全なレベルであると判断できます。歳入面を見てみますと、税収入が歳入全体の 2 割強にとどまるなど、依然として自主財源の確保が難しい状況にあります。地方消費税交付金や自動車取得税交付金など、一部の交付金を除く国からの譲与税やその他交付金については年々減少傾向にあり、地方交付税と臨時財政対策債についても国の財政事情や方針、景気の状態によって変わってまいりますので、自主財源の割合が少ない当町の財政状況は今後も極めて厳しい状況が続くものと判断しております。歳出面でも社会保障費の自然増などは抑えられない状況にあり、上伊那広域連合の負担金の増やインフラを含む公共施設の維持補修や長寿命化への経費の増などが予測されることから、新たな事務事業に充てる財源確保は今後ますます厳しくなると考えておりま

す。このように、当町の行財政運営につきましては、経済情勢はもとより、国の地方財政対策による地方交付税や臨時財政対策債に頼る財政構造であるため、その見通しは不透明な部分も多くありますので、引き続き情報収集と分析を行うとともに、継続的に行財政改革を進め、堅実な行財政運営に努めてまいります。

予算編成の考え方とまちづくりの重点施策について申し上げます。さて、飯島町を初めとする伊那谷地域、伊那バレーは、近い将来、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通により都市との時間的距離が飛躍的に縮まり、大きく様相を変えてくることが見込まれ、関連工事も着々と進められております。こうした交通網の整備によってもたらされる劇的な変化を見越し、日本の中心で飯島町が輝くチャンスとして捉え、新年度予算につきましては、いま一度、町民の皆さんと行政が協力し合う中で、町の将来像「人と緑輝く ふれあいのまち」を目指して、教育・福祉増進事業、産業振興事業、インフラ安全管理事業の行政の3大事業の推進により、風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジの実現に向けて、第5次総合計画後期計画やまち・ひと・しごと創生飯島町総合戦略、そして行財政改革プランに基づき、住民要望を総合的に判断する中で、各種補助事業を活用し、創意工夫しながら予算編成を行いました。

風通しのいい行政へチャレンジする予算では、町民の皆様のさまざまなニーズに応えるために行政サービスの円滑化を進めるとともに、組織機構改革により地域創造課を新設するなどして、住民満足度向上に向けさらなる改善と改革を行ってまいります。行政事業の一つである教育・福祉増進事業では、全国的な少子高齢化の流れの中でさまざまな課題が山積しておりますが、特に次代を担う子どもたちのためにより一層子育て支援を充実させ、妊娠期から思春期までの切れ目のない子ども子育て支援施策、飯島版ネウボラ+を展開し、子育てパラダイスいいじま構想の確立に向け、教育、保育、保健、福祉、医療の連携体制づくりに努めてまいります。また、社会保障関連経費は年々増加しておりますが、町民の皆様が健康で明るく元気に暮らしていくことができるよう、介護保険事業における総合事業の推進や地域包括支援センターの再構築、介護予防事業の充実を図ってまいります。地域医療につきましては、本年度、飯島中央クリニックが開院する一方、長年、町民の皆様のかかりつけ医であった七久保診療所と飯島診療所が閉院するなど地域医療の拡充が求められる中、町民の皆様が安心して暮らすことができるよう、引き続き医師の確保に向けた取り組みと主治医医療体制の充実を図り、在宅医療、福祉、介護との連携を進めてまいります。あわせて、買い物や交通弱者対策として道の駅田切の里が行う移動販売車事業や買い物代行事業の研究、中心商店街食料品店の拡充研究と昨年11月にダイヤ改正したいいちゃんバス事業の充実を進めてまいります。人材育成の強化として、将来を担う人材育成をテーマにICT教育の充実や海外派遣制度の研究、役場若手職員のスキルアップを図ってまいります。一方、これらを支えるインフラ安全管理事業では、これまで整備してきた公共施設やインフラ施設について飯島町公共施設総合管理計画に基づき計画的な長寿命化の推進と経営戦略に基づいた未来への投資を進めるとともに、消防・防災・救急体制の充実、交通安全や防犯対策、個人住宅における耐震対策として耐震シェルターの設置補助の

新設などを含め、安全で安心して暮らせることができる生活基盤の確保に努めてまいります。

儲かる飯島町へチャレンジする予算では、活気、にぎわいや楽しみの取り戻しによる飯島ルネッサンスを掲げ、飯島町の再興と元気や活力のあるまちづくりを目指してまいります。そのかなめであります産業振興事業では、従前から取り組んでいる6次産業化に体験観光分野等も含めた10次産業化の推進を図るとともに、それぞれの産業へ従事される皆さんの取り組みに対し支援をするために諸施策を講じ、活力と潤いのあるまちづくりを進めてまいります。観光部門と地域づくり部門を集約し、新設する地域創造課を中心に観光産業の創出と創造のため、飯島町観光基本計画に基づき観光戦略会議を立ち上げ、観光グランドデザインや詳細設計の具体化を図り、大いなる田舎を目指します。あわせて、農業の新展開の取り組み、アルプスお花畑構想の取り組み、そばの里づくり構想の取り組みといった飯島町の強みを生かした個別テーマについての推進を行います。また、飯島町営業部事業としては、これまでに立ち上げた自然、文化、食、花、アウトドアの各部門について住民の知恵を集約化し住民協働による事業の具体化を進めるほか、インターネット通販事業を通じてマーケティング力やブランド力の強化、都市農村交流事業の推進など、さまざまな活動を積極的に進めてまいります。そのほか、農業の基盤を生かした自給率日本一への研究として、環境共生米、越百黄金など地元農産物の消費拡大や学校給食における地産地消の推進、米俵マラソンを足がかりとした「飯の島いいじま」を目指す「飯島飯」の取り組みを進めます。

田舎暮らしランキング日本一へチャレンジする予算では、人口の自然減が進む中、人口の社会増を目指して定住促進を推進し、都市と農村との交流や情報発信、魅力向上の具体的な取り組みにより、飯島ファンの増加から交流人口や滞在人口の増加、さらには定住人口の増加につなげてまいります。まずは飯島町を知ってもらい興味を持ってもらうため、魅力発信として広報・宣伝事業のさらなる推進を図り、大いなる田舎の対外的な発信を積極的に進めてまいります。定住促進の推進として空き家提供事業補助金や空き家の有効活用といった定住促進施策のさらなる充実を図るとともに、農地つき格安住宅構想の継続研究、インターンシップやキャリア教育を進めるとともに、結婚による定住を目指して出会い・婚活事業の充実にも努めてまいります。また、都市と農村との交流につきましても、引き続き都市部企業へのアプローチを含め、新たな関係構築にも取り組んでまいります。

その他、基本計画に掲げた重点プロジェクトの推進、国県事業の建設促進に取り組むとともに、国の平成29年度補正予算と平成30年度当初予算との連携による各施策にも対応してまいります。以上が本予算での重点項目への取り組みについての考え方であります。

予算規模の概要について申し上げます。提案いたしました平成30年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。各会計の予算規模であります。一般会計は46億1,200万円で前年度に比べ0.8%の減、国民健康保険特別会計はおよそ10億3,400万円で8.9%の減、後期高齢者医療特別会計はおよそ1億4,600万円で17.5%の増、介護保険特別会計はおよそ10億9,900万円で1.5%の増となっております。また、公共下水道事業特別会計はおよそ4億3,400万円で12.4%の増、農業集落排水事業特別会計はおよそ2億

3,200 万円で 14.2%の減、水道事業会計はおよそ 4 億 5,500 万円で 23.1%の増であります。これら 7 会計の合計予算規模はおよそ 80 億 1,200 万円で、前年度に比べ 0.1%の減として編成をいたしました。

一般会計の当初予算は前年度に比べて 3,900 万円減額としておりますが、限られた予算の中でみんなが安心して暮らせる豊かな町を目指しつつ、生活基盤の増強と教育振興を重点に、各種施策に対応できるマンパワーを充実させることにより安定的な行政運営とまちづくりを行うための未来へつなぐ床固め予算といたしました。

国民健康保険特別会計は、制度改正により平成 30 年度から都道府県が経営を担うこととなります。これにより予算の構造が大きく変わりました。収入では、国の社会保険診療報酬支払基金等からの支出金と交付金がすべて県支出金となり、国民健康保険税は県算定の飯島町分の事業費納付金を賄うための税率による予算額としました。また、支出では、保険給付費と国民健康保険事業納付金は県の算定額を適用し、介護納付金、後期高齢者支援金等は県が行うため廃款となり、予算全体は減額といたしました。

後期高齢者医療特別会計は、保険料の増額が見込まれることなどから増額といたしました。また、新たに保健事業に取り組みます。

介護保険特別会計は、保険料の改定を行うとともに、介護給付費の増額が見込まれるため増額といたしました。これまで以上に地域包括ケアシステムの構築、強化を推進し、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止に努め、給付費の抑制を目指します。

公共下水道事業特別会計は、引き続き維持管理経費が主な内容となっておりますが、現在の下水道事業計画の更新及び下水道の全体計画の見直しを行うための検討と、引き続き公営企業会計移行に向けての準備費を計上し、あわせて計画に基づき起債の繰上償還を行うため増額といたしました。

農業集落排水事業特別会計につきましても維持管理費が主な内容であります。計画に基づき起債の繰上償還を行わないため減額といたしました。なお、公共下水道事業特別会計と同様に公営企業会計への移行に向けての準備を進めてまいります。

水道事業会計につきましては、維持管理経費及び老朽配水管布設がえの進捗をさらに加速させるとともに、新たに浄水場の耐震診断を計上したため大幅な増額となっております。

一般会計の歳入の概要について申し上げます。最初に一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。町税は前年度に比べ 0.6%減額を見込みました。内訳としましては、前年度実績や制度改革などから町民税と軽自動車税については増額としたところであります。一方で、評価がえに伴い固定資産税とたばこ税につきましては減額といたしました。次に地方譲与税と各交付金及び地方交付税につきましては、予算編成時における国などからの情報や前年度までの交付実績などから推計し、それぞれ増減を見込んでおりますが、特に地方消費税交付金につきましては、清算基準の見直しを勘案し 600 万円、3.6%増の 1 億 7,500 万円を予算計上いたしました。次に、普通交付金にありましては、予算編成時における国などからの情報や前年度までの交付実績などを考慮し、また各種補正等を総合的に判断した上で 1,000 万円、0.6%減の 15 億 5,000 万円を予算計上いたしました。また、特別交付税も、地域おこし協力隊分を考慮するものの、他の算定費目での減額を見込み 1,000

万円、11.1%減の8,000万円を計上いたしました。国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金を活用した道路関係事業等で増額を見込むものの、本年度実施した臨時福祉給付金の終了に伴い前年度と比べおよそ400万円、1.3%減額となりました。県支出金については、県知事選挙・県議会議員選挙委託費や障害福祉サービス費等負担金の増額を見込み、およそ1,000万円、3.4%増となったところであります。繰入金につきましては、前年度と比べおよそ1,300万円、5.8%減額となりましたが、各種基金からそれぞれの事業への繰り入れを計上いたしました。特に、ふるさといいじま応援基金からはおよそ1億1,100万円の繰り入れを計上し、基金条例や運用規定、ふるさと応援寄附金応募の趣旨に沿った各種事務事業への充当と平成30年度分の寄附金の一部についてPR特産品やクレジット決済手数料等の関連経費に充当いたしました。最後に町債では、道路、農道、用水路等の整備を中心に予算計上し、300万円、1.1%減額とわずかではありますが新規起債発行を抑制いたしました。以上、歳入について申し上げましたが、制度改革や景気の動向などにより不確実な要素を含んでおりますので、現時点で得た情報をもとに慎重に精査の上、それぞれ予算計上したところであります。

施策の概要について申し上げます。次に、歳出予算の概要について、基本構想に掲げております町の将来像実現のために進むべき方向に沿って主な内容について説明を申し上げます。

第1「ふれあいときずなを広げるまちづくり」について。町民の皆様や企業、行政が対等な立場で協力し、自助・共助・公助の実践による触れ合いときずなを広げ、一体感のあるまちづくりを目指してまいります。具体的には、ふるさといいじま応援寄附金の推進、奈良県斑鳩町や三重県鳥羽市等との交流事業の継続など対外的な取り組みのほか、自治組織を中心とした住民の主体的な活動を支援する協働のまちづくり推進事業や多面的機能支払交付金を活用した水路等の整備、現物支給事業や除雪対策等についても継続して支援してまいります。

第2「誰もが健康と笑顔で暮らせるまちづくり」について。すべての方がお互いを助け合い、支え合い、健康で安心して生活できるよう、健康長寿を目指して保健、医療、福祉の連携のもとに各種事業を推進してまいります。具体的には、福祉医療給付事業について平成30年8月から18歳までの医療費完全無料化に移行し、子育て世代の負担軽減を進めるほか、町内医療機関との連携による主治医医療体制の充実と安定や新たな新規開業医の招致を目指してまいります。また、保健、医療、福祉の各種事業において予防事業や健康運動指導士の配置による健康増進事業の充実に努め、町民の皆様の健康と福祉の向上のため、さらに各種健康や保健指導などの充実をしてまいります。

第3「みんなが支えあう福祉のまちづくり」について。町民のみんなが高齢者や障害をお持ちの方など分け隔てなく地域全体でお互いを尊重し合い助け合うことのできる福祉のまちづくりを進めてまいります。具体的には、介護予防・日常生活支援総合事業を重点的に進めるとともに、地域包括ケアシステムの実現を目指し、介護サービスの充実とともに地域の支え合いづくり、助け合いづくりの体制づくりを進めてまいります。そのほか、福祉タクシー券や高齢者活動交付金、介護慰労金や障害者福祉金の継続や、引きこもり対策

を推進するための生活困窮者自立相談支援事業や地域自殺対策強化事業にも取り組んでまいります。あわせて、障害者総合支援関係につきましても必要な福祉サービスを受けられるよう、各制度に従い町の負担する部分について引き続き対応してまいります。なお、地域福祉センター石楠花苑駐車場造成事業につきましては、工事を繰り越しし、早期完成に向けて整備してまいります。

第4「人を育むまちづくり」について。町の将来や日本の未来を担う子どもたちが確かな学力と社会で必要な豊かな人間性や他人を敬う心などを身につけ、地域に誇りを持ち、生きる力を育む教育を推進するとともに、家庭や地域が一体となって子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。あわせて、生涯学習やスポーツ・文化・芸術活動を通じ心の豊かさを醸成するための支援を行ってまいります。具体的には、子ども子育て支援事業において子育て支援センター、通称いっ子センターについて毎月第2第4土曜日も開所することで利用者の利便性の向上を図るほか、保育園未満児室のテラスやひさし、滑り台等の工事を進めるとともに、子育て支援継続事業も進めてまいります。また、小学校における学童クラブや各地区の子ども広場につきまして、そこにかかわる多くの皆さんの協力をいただく中で、町としましても引き続き側面支援してまいります。次に学校教育について、中学生外国派遣事業における事前視察研修を行うほか、次期学習指導要領で位置づけられる情報教育を学ぶためICT環境整備を進め、わかりやすい授業と学びの楽しさを醸成し、学習意欲の向上を図ってまいります。その他、就学援助では、小学校入学前年度での支援、小中学校プールの循環ポンプ・壁面改修工事や網戸の取り付け工事に対応し、学校学習支援の各種事業の継続、いじめや引きこもり問題には相談事業を通じて適切な対応に努めてまいります。生涯学習に関しては、本年、伊那県150年を迎えることから、今年度から実施中の伊那県ウォークに合わせ伊那県について学ぶ講演会を企画します。そのほか、文化館の舞台設備改修工事、弓道場屋根外壁改修工事、本郷体育館駐車場舗装工事、飯島運動場トイレの水洗化工事といった各施設の改修対策、各地区公民館や飯島文化サロンといった地域住民の自主的な学びや活動についても継続支援してまいります。

第5「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」について。2つのアルプスに囲まれた豊かな自然やすぐれた農村環境などの地域資源を生かし、6次産業化による産業振興を進めるとともに、活気、にぎわい、楽しみを取り戻すことで誰もが住みたくする活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めてまいります。具体的には、今年度策定した飯島町観光基本計画やアウトドアフィールド事業調査の結果を踏まえ、飯島町観光戦略会議での検討や庁内連携を密にし、官民一体となって未来の町の活性化につながる取り組みを進めてまいります。また、現在、千人塚公園に飯島観光地域づくり拠点整備事業を活用した拠点施設が完成しますので、施設の有効活用を図り、与田切公園を含めた誘客促進とにぎわいの創出を進めるとともに、広域観光への取り組みについても関係する市町村や構成団体との連携を強化してまいります。これと並行して飯島町営業部では、町が明るく元気になる取り組みを目指して、アウトドアフィールド構想の具現化やインターネット通販による飯島ブランドの確立を初め、地域資源の活用検討、各種団体と連携した都市農村交流事業の推進など、住民と行政の知恵を融合させ、実践活動を展開してまいります。次に、商

工業への支援策といたしまして、空き店舗対策等として施設整備費や資材費、事業立ち上げに必要な経費に対し中心市街地商店街活性化補助金を計上したほか、工業振興展参加事業補助金の拡充や事業用施設新設支援事業の増額、空き工場等活用事業補助金など、経営支援を行うとともに、公共工事にかかわる中間前金払いに対応してまいります。そして、現在国会において検討されております労働生産性の向上を図る中小企業の設備投資にかかわる固定資産税の減免措置につきまして、制度上は市町村ごとの判断により課税標準額にゼロから2分の1までの割合を乗じることができるとされておりますが、飯島町は課税標準額を3年間ゼロにする、すなわち該当する投資資産に係る固定資産税を3年間免除する方向で地域経済の生産性向上の推進を図りたいと考えております。次に農政関係の取り組みであります、さきに申し上げました観光産業の創出と創造とのつながりの中で企業と連携した振興作物や特産品研究を進め、農業の新展開に向けた準備を進めるほか、集落営農の組織強化及び集落営農複数個別経営の法人化の取り組みなど、継続事業を進めてまいります。土地改良、林業関係では、県営事業として原井用水水路トンネル、千人塚公園城ヶ池、中央道跨水路橋の耐震工事を実施するとともに、JR水管橋の耐震設計測量業務を実施するほか、県企業局の助成を受けた林道横根山線の改良工事を中心に継続して実施いたします。

第6「新たな時代の生活基盤と安全安心のまちづくり」について。災害に強いまちづくりと快適で活力のあるまちづくりのため、道路、橋梁の長寿命化を初め、住宅、環境衛生、交通安全から防災に至るまでの生活基盤整備を進めてまいります。まず防災関係についてであります、人工衛星と行政防災無線を利用して緊急情報を伝えるJアラートについて小型受信機と非常用電源装置の更新を行います。また、防災担当幹を配置し防災計画の推進を図るとともに、地域における防災訓練や災害時対応の見直し、各地区に非常用備蓄品の配備を継続してまいります。あわせて、個人住宅における耐震シェルター設置補助金の創設や役場庁舎エレベーター耐震補強工事を実施してまいります。次に消防関係についてですが、常備消防との連携をもとに、非常備消防については団員定数を250人体制とする一方、全団員に対しヘッドライトなどの装備品の充実と節目勤続に対する報償の贈呈を実施してまいります。建築、土木関係では、長年進めてまいりました国道153号伊南バイパスが平成30年度中に全線開通の見込みとなり、地域経済や緊急、有事における重要路線としての整備効果が期待されるところでございます。町内では広域農道、広域2号線の改良等工事につきまして、今年度も県営事業として与田切橋歩道橋工事と歩道整備工事の延伸を進め、町道では北街道縦3号線、南田切線の改良工事につきまして社会資本整備総合交付金事業を活用し継続して取り組んでまいります。その他、道路の維持管理・補修工事については、地元要望を踏まえて当初予算を増額して対応するよう計画しております。なお、中央道を渡る跨道橋及び跨水路橋の長寿命化工事等につきましても引き続き計画的に実施することとしております。

第7「生活を豊かにする快適環境と循環型のまちづくり」について。自然との共生による快適で心豊かな暮らしのできる循環型社会の実現を目指し、住みたくなるまちづくりを進めてまいります。まず定住促進事業では、住まいと仕事の支援を柱に、従前からの取り

組みに加えインターンシップ事業として移住希望者に企業や農業の仕事体験をしてもらうことで移住定住を進めると同時に、働き手不足解消に努め、短期滞在用の体験移住トレーラーハウスの有効活用を進めるなど、引き続き多様な施策による定住促進施策を推進してまいります。また、関連する出会い・婚活推進事業では、結婚新生活支援事業補助金を創設するほか、民間企業と連携して婚活ツアーを企画、開催することで都市圏から独身女性を迎え、町内男性との出会いの場をつくります。住宅環境整備の取り組みではありますが、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに維持管理業務を中心に行いますが、一日も早いつなぎ込みをお願いするところであります。また、水道事業では、引き続き老朽配水管更新事業等を拡充するほか、樽ヶ沢浄水場の耐震診断を行うなど、安全安心な飲料水の供給と健全経営に努めてまいります。そのほか、景観計画に続き屋外広告物ガイドラインの検討を進め景観行政団体への移行に向けて取り組むほか、環境衛生への取り組みについてはい獣処理場の土入れかえ工事、上伊那広域連合における新ごみ中間処理施設の建設や不燃物処理場の再編のごみ減量化対策など、継続して対応してまいります。

第8「みんなで進める健全で開かれた行政経営によるまちづくり」について。質の高い行政サービス提供、持続可能なまちづくりのために身の丈に合った簡素で効率的な行政経営の確立と財政の健全化を進めてまいります。財政健全化への取り組みではありますが、町税等の未収金は年々に減少しておりますが、引き続き税の公平性の確保と税収以外も含め自主財源の確保に努めてまいります。公債費関係では、一般会計につきまして、財政状況や国の補正予算への対応を踏まえ、新規発行額の抑制に努めたところでございます。公共事業を中心に予算化された事業については、必要な手を踏んで計画的に進めるとともに、年度途中における国の補正予算債には臨機応変に対応してまいります。また、平成19年度から取り組んでおります起債の繰上償還につきましては、一般会計及び公共下水道事業特別会計の2会計において実施することといたしました。特別会計を含む全会計を通じ財政健全化を目指してまいります。そのほか、人材育成について、引き続き国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所へ職員を研修派遣するほか、新たに長野県後期高齢者医療広域連合へ職員派遣を行い、あわせて国県との人事交流を予定しております。また、引き続き人事評価制度における職員資質及び能力の向上と、行政評価制度における内部評価、外部評価を行い、よりよい行政サービスの提供に向け事務事業の効率化等を図ってまいります。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と新年度予算案の大綱について申し上げます。冒頭で申し上げましたが、みんなが安心して暮らせる豊かな町を目指していく中で、現在の行政サービスの水準を維持しながら、的確に住民ニーズを捉え、スピード感を持って対応していくことが求められており、多岐にわたる事務事業の取捨選択については今まで以上に慎重かつ大胆に見きわめていかなければなりません。こうした状況の中、事務事業の推進にあっては、時代の流れを的確につかみ、入念な計画に基づき各種補助事業を積極的に活用するとともに、交付税措置のある有利な起債の活用を原則とした事業の実施、また基金を繰り入れても適切な時期に適切な事業を実行することが今日における町民の皆様に信頼される行政に求められる不可欠な要素であると考えております。そのためにも、町民

	の皆様からの負託と信頼に応えるべく、町長以下職員が一丸となって元気を出して意思疎通を図りながら、新たな発想と行動力を発揮する中で行財政運営に当たってまいります。町民の皆様とその代表である議員各位の格別なる御理解と御協力を切にお願い申し上げ、平成 30 年度の施政方針と一般会計並びに特別会計の予算概要の説明といたします。ありがとうございました。
議 長	引き続き各課長より補足説明を求めます。なお、説明に当たっては、主要な事務事業、また新規事業などを中心に要点を捉えて的確な説明に努めていただくようお願いを申し上げます。初めに一般会計について補足説明を求めます。
企画政策課長	(補足説明)
総務課長	(補足説明)
議 長	ここで補足説明の途中ですが休憩といたします。再開時刻を 10 時 50 分とします。休憩。
休 憩	午前 10 時 33 分
再 開	午前 10 時 50 分
議 長	休憩を解き会議を再開します。引き続き補足説明を行います。
企画政策課長	(補足説明)
住民税務課長	(補足説明)
健康福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議 長	次に各特別会計等について補足説明を求めます。
健康福祉課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
議 長	これから平成 30 年度会計予算 7 議案について一括して質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。また、初めに一般会計の質疑について集中的にお願いして、その後、その他の会計についての質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、質疑ありませんか。
6 番 浜田議員	町長の施政方針の中でも町の行政の 3 大事業でインフラの安全管理ということが強調されて、実際、今の予算配分もそんな中身になってると思うんですけど、数年前に行政で B C P を推進するということに着手したと思うんですが、あの話はどうなってしまったのかということをちょっとお尋ねしたいと思うんです。お忘れの方もいらっしゃるかもしれませんが、緊急大災害時にですね、行政がそれぞれの事業を推進するためにどういう体制を組んでくかということ的位置づけるようにということで、確か当町では下水道事業が最初のその対象になりまして、当時は全体的な計画がなかったということで、その後計画が立案されてたのかなあと思ったんですけども、今回の計画、全体を見てるとですね、

そういうトータルな位置づけが失われてるような気がするんで、そのあたりの考え方をお尋ねしたいと思います。

総務課長 すいません。所管が総務課にかかわりますものでございますので、私のほうから説明させていただきます。そういった部分の大規模災害時の業務改善計画等につきましては、それぞれ水道の関係ですか、あと情報にかかわるものについて先行して整備がされております。町につきましては、なかなかやはり多岐にわたるものでございまして、通常の業務を進めながら整備することはなかなか難しいということがございます。29年度、県段階でも、そういった部分で職員の研修会等開催をしていただきましたので、30年度以降ですね、また新たに防災専門幹も配置することもございまして、そういった部分で順次整備をしてまいるということで計画してございます。よろしく願いいたします。

議長 そのほかいかがですか。

8番 折山議員 ちょっと私の聞き落しなのか、今、町民のほうで、大きなお金を投じて取得をした紅葉園、これについて、もう大分時間がたっておりまして、そろそろきちとした方向が固まって、その活用についての動きがあってしかるべきで、新年度予算の中、いわゆる今貸し付けということで考えておられるようなんですが、どこへその貸付金、受け皿、用意をされてるとか、その点はどうなんでしょうか。新年度予算の中で姿勢の位置づけがなされてるかどうか。

企画政策課長 紅葉園の結果につきましては、また改めて議員の皆様にお伝えをしていきたいというふうに考えております。新年度予算の関係では、活用予算というか、維持予算を半年分計上しております。活用等につきましては、今回の応募の結果についてはまた改めて説明させていただきたいと思っておりますが、公表できる関係で申しますと、先日、応募のほうを受け付けまして、1件受け付けさせていただきました。ただ、結果としましては残念ながらちょっと採用には至りませんでした。今後につきましては、できるだけ、その紅葉園を、今閉じたままでありますけれど、開いて多くの方に、ときにはお試しで使ってもらったり、シェアハウスの的に使ってもらったり、少しそういったことを踏まえて、実際に見ていただく中で次の賃貸への展開を図っていくように考えておるところであります。

議長 ほかに質疑はございませんか。——ありませんか。
(なしの声)

議長 それでは、一般会計についての質疑は以上とさせていただいて、その他の会計についての質疑はございませんか。——ありませんか。
(なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、本7議案については議長を除く11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、本7議案につきましては、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第19号議案から第25号議案までの予算7議案をこれに付託して

		審査することに決定しました。
議	長	以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じ、これで散会とします。御苦
		労さまでした。
散	会	午前１１時３３分

平成30年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年3月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

久保島 巖 議員

滝本登喜子 議員

竹沢 秀幸 議員

橋場みどり 議員

本多 昇 議員

折山 誠 議員

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 堀内喜美江 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成30年3月12日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問されるようお願いをいたします。 3番 久保島巖議員。
3番 久保島議員	それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいります。今回、私は通告のとおり大きく3点について御質問をいたします。1点目は9月定例会でも質問いたしました公共施設の老朽化に対するもの、2点目につきましては6月に質問いたしましたふるさと納税の見直しについて、3点目は子ども医療無料化についての3点でございます。 まず1－1に入っております。9月定例会で縮減目標5.5%と公共施設をするという根拠についてお尋ねをいたしました。また、その際、さらに細部の計画を詰めるようにというお話もさせていただきました。そして、特に学校の統廃合につきましては慎重な検討を求めるというようなことで締めくくらせていただいたところでございます。ところが、先ほど研修会に参加いたしまして認識を改めなければならないなあと、もうちょっと急がないといけないなあとというところを気づかされてまいりまして、その点に関しまして御質問をするものでございます。議員研修の制度を使いまして1月23日、東京で行われました地方議会研究会主催の東洋大学 根本祐二教授の講座「インフラ老朽化問題」というのに参加をいたしました。前半、理論編ということで公共インフラの実態と対策の実例等が示されたところです。後半は応用編ということでシミュレーションが行われました。応用編の話はですね、2個目に持っております。まず理論編の公共施設の老朽化とは何か、何が重要かということにつきまして論じていきたいと思っています。1970年代に公共施設のインフラの整備のピークが来ているんだというお話がございました。そして、2020年、迎える、この50年でですね、老朽化問題が噴出してくると。しかし、人口減少の時代に当たって十分な財源っていうのは捻出できるわけでもなく、維持するにも住民の個々の負担っていうのが求められるととても維持していけないというような状況にあるんだと、この時代にあって、あればいいね、あると便利だよねというような施設については、縮減または供用したりですね、統廃合っていうのは当然必要になってくるというお話がございました。しかし、命にかかわる土木インフラ、例えば橋とか道路とか下水道とか上水道とか、この辺については何が何でも維持していかなければならないんだと、幾ら人口が減ろうとですね、更新も必要なんだと、つまり端的に言うと、公民館とか文化館とか体育館とかは、近くにあれば便利だけど、ないよりあったほうがましだけど、でも我慢してもらわないとい

けない、共有化や統廃合っていうことは当然出てくる、公共施設の中で最も重要だと思うのは学校なんですけど、この学校でさえ聖域ではない、例外ではないんだというお話でございました。一方、橋とか道路ですね、この道路がですね、下水道の崩壊によって陥没するという事故が何件か出てきております。また、テレビで地震のときの橋の崩壊していく様子なんかもね、見させていただいてるところですが、これがもし老朽化で起きたとしたら行政の責任っていうのが問われてくるということで、非常に問題だよという話でありました。また、福岡の繁華街、駅前で起きました下水管の崩壊によります道路陥没、これは早朝だったもんですから被害は最小限で済んだかもしれませんが、これがもし日中の交通の頻繁なときだったらどんなふうになっていたかっていうことを思うとぞっとするところでございます。方々各地でも道路陥没っていう話も出ています。我が町でもですね、道路橋が多い、川がありますからしょうがないんですが、建設からもう相当な年月たっています。この辺がどうなっているかなあと、一応計画は着々と進めていただいているんですが、また水道管の石綿管ですね、これもまだ多く残っているということで、ここでもし水道管が破裂なりしてですね、地盤が流出しちゃって道路が陥没なんていうことも起こり得ると、そこで、要するに押しなべての 5.5%ではないとは思いますが、もうそこも含めて 5.5%縮減しますよっていうことになると、インフラ、土木インフラのほうに影響が出ないかなあというところで、そうすると、もうちょっと公共施設のほうに縮減を持っていけないといけないんじゃないかな、土木インフラは、やっぱりこれはしっかり費用をかけて保存していくべきだと、30 年度予算ではですね、道路維持費、それから石綿管の布設がえがですね、例年より多く見積もられております。これ非常に私も評価するんですが、今後もですね、5.5%縮減っていうところにとらわれず、この辺だけはしっかりやっていただきたい。それから、公共施設のほうは我慢していただくことで、もうちょっとパーセントは増えるんだよということを考えていますが、その辺のお考えについてお尋ねいたします。

町 長 おはようございます。まず初めに、きのうは 3 月 11 日で、東日本大震災から 7 周年の年でございました。日本全国で追悼の式典が行われておりました。あの震災で多くの方々被災になりました。心よりお見舞い申し上げます。また、今もその苦しみを背負いながら復興に向けて努力されている皆様方に敬意とエールを送りたいなというふうに思うところでございます。あの震災の多くの未曾有の被害の中から日本はいろいろな教訓を得ております。今回の久保島議員さんのそういった質問にも関係することでございますけども、常日ごろより防災、減災に努力してまいりたいなというふうに思いを新たにしているところでございます。

それでは、改めまして質問にお答えいたします。飯島町では平成 29 年 3 月に飯島町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。御質問のありました縮減目標値の設定について平成 29 年 9 月議会定例会の一般質問でもお答えしておりますけれども、将来の人口減少や財政状況を鑑み、公共施設の維持、管理等における町負担が過大にならないように、平成 42 年、2030 年になるんですけれども、そこにおける縮減目標を 5.5%と設定いたしました。なお、この縮減目標は公共建築物にかかわるものでございまして、インフラ施設、例えば

道路、橋梁、水道、下水道等につきましては生活に必要不可欠な施設であるため、総量の縮減や廃止を行うことは困難であると私も考えております。計画的に点検や修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより維持管理のトータルコストの縮減を進め、安全・安心な施設の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

久保島議員

それでは、5.5%っていうのは公共建物に関するもんだよということで、土木インフラに関しては、縮減とか、それから総量というのには変更はないんだということで、もう一度御確認したいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

町 長

そのように理解していただいて結構でございます。

久保島議員

5.5%の縮減が公共施設、建物に関するもんだということで御確認させていただきましたので、次に進めてまいりたいと思います。

1－2にまいります。9月定例会で、また教育長に学校の縮減、統合についてお尋ねをいたしました。その際、教育長は、文科省では複式学級になるようだと言った再編、統合の指針を出していると、町はすぐに何かを検討する考えはないんだというお話でございました。私もですね、学校は地域の核でもあるし、ぜひ存続できるような形に持っていつてもらいたいというお話をしたところでございます。しかし、この研修会、インフラ老朽化問題研修会の第2部では、応用編として学校の統廃合っていうことを一番聖域だと、例外にすべきだというふうに思っている方が多い、その物件を例として挙げました、ということでシミュレーションをしたところでございます。将来、学校がですね、子どもがですね、減少してきて、その段階で老朽化になったから建て直ししようと言っても文科省のほうは補助金が出ないということを明言されているわけです。お手元に本日、資料をお配りいたしました。(資料掲示) これですが、1 ページ目のところにですね、最初のページ、法令上の学校の規模の目安ということで、ちょっと見にくいかな、ということで載っています。①はですね、学級当たりの児童数っていうことで基本 40 人、1 年 2 年に当たって、1 年生に当たっては 35 人ってなってますね。それで、備考では 2 年生も継続して 35 人だというふうに計算をしています。②はですね、学校当たりの学級数ということで、12 学級以上 18 学級以下というふうになっています。持続が可能な水準として 18 学級が理想だということです。③ではですね、公共、国庫補助に対する規定でございます。それから④ではですね、通学距離を示しています。小学校では 4 キロ、中学校では 6 キロというふうになっています。スクールバスを使った場合には 1 時間以内ということで規定されています。スクールバスの時速をですね、約 30 キロとしますと、30 キロメートルの範囲は通学バスで通学可能だということですね。現に夕張市では、もう 30 キロを超えるところに通学してる子どももいるんだということでございます。ですから、10 キロぐらいは再編で通学しなくてはならないといっても、それは当たり前のことだというふうに認識してくれという話でした。左下にはですね、これらの条件によって適正規模数、規模を算出しています。そこで、小学校では 1 学校 690 人、小学校では 720 人となるということでございます。右下の表は現在の学校数、児童数です。かなり下回っているということがわかります。1 枚おめくりをいただきます。ここはですね、文科省が公立学校中学校の適正規模、適正配置に関する手

引きということで14項目に対して挙げています。いろんなものがあるんですが、ここを読みますと、私はですね、小規模校でメリットだなあ、利点だなあと思っていたところが実はデメリットだったということが明記されています。お読みいただければわかると思いますので、ここは省略いたします。問題は、その欄外なんです、ここがポイントになります。ここは、私なりに解釈しますと、財政的な事情っていうのは無関係で、子どもが適切な環境で義務教育を受ける権利があるんだと、そこは尊重すべきだということです。親や地域、またそれらの利害とかですね、思いとか、そういったものは統廃合の判断基準にしてはならないということを書かれています。次のページをごらんください。ここはですね、先ほどの小学校690人、中学校720人で、2040年の適正学校数を算出するという算式でございます。拠点校以外は最も近い学校に統合するんだという考え方での計算になります。そうすると町にはですね、拠点校っていうのは算出できません。おめくりいただきまして最後のページなんです、ここはちょっと上段だけごらんください。上段は小学校のグラフでございます。現在の子ども全体数にですね、減少率0.7%、0.7、7割を掛けて690人で割ったのがですね、6,477校になります。要するに全国で6,477校が計算上残るんだということです。これは地形のことは考えていませんので、シミュレーションの数でございます。そうすると、413人の学校はですね、統廃合の拠点校になる可能性があるということになります。要するに413人の学校を基点に、それより小さい学校はみんなそちらのほうに統合していくんだということが数字上は出るわけですね。ちなみに、平成29年度飯島町の小学校は336人で、七久保小は127人です。合計しますと463人でございまして、413人、ああ、届いてるっていうと、残念ながらそうじゃなくて、2040年は7掛けしますので324という数になって拠点校にはならないということでございます。そこでですね、私もいてもたってもいられずにですね、質問の時間になりましたので「先生、私は長野県の上伊那の飯島町というところの出身なんです、うちの町には、学校はじゃあできないっていうことになりますかね。」つつつたら、表を見ててですね、「はい。そのとおりです。」と、「どこかに統廃合するしかありません。子どもたちを主体に考えてください。」と、「距離から見ると駒ヶ根の赤穂小学校が、赤穂東小学校が一番いいですね。」という話でした。「可能性としては、七久保小と飯島小と統合しておいて中川と統合するという手もあるにはあるんだけど、永続性から考えると、それはちょっと無理だろう。」ということをはっきりとおっしゃるんですね。「まず教育委員会でこのシミュレーションについて協議をしたほうがいいよ。」という話をさせていただきました。実は、この学校統合のシミュレーションについてはですね、この先生、根本祐二先生が3月末に論文として発表するという事になっているそうです。そうしますと、また第2のですね、消滅都市なりっていう議論がまた出てくるかなあというふうに思います。そこで、ショックを緩和する意味で、私は今回発言しているわけでございます。町はですね、人口増で真剣に取り組んでいます。一方、やっぱり冷静な分析も必要だろうというふうに思っています。私も冷や水を浴びさせるような思いで帰ってまいりました。教育長は以前ですね、違う会合で「基本的に地域のエゴや親の都合、同窓会の思いには関係ないんだ。」と、「子どもたちのためにどうするかっていうことが一番の基本中の基本だ。」とお話されておりました。私も、そのときにはですね、「う

んうん、そうかなあ。」というふうに思っていました、「ああ、こういうことなんだなあ。」というふうに思います。学校統合ではですね、筑北村が話題になっています。麻績町——麻績村ですか、との統合を検討したんだけど整わなくて、村内での統廃合っていうことを条例で上程したわけですね。ところが、住民の皆さんから「麻績と一体でやるべきだ。」という話が出ました。近くに隣村の学校があるので、村内とはいえ、遠くの学校に通うのかっていう思いはあるんですけども、しかし、名を捨て実をとるという判断、これは評価しなきゃいけないかなあというふうに思っています。現に七久保小学校の校舎は傷みが出ています。耐震化の問題ではなくてですね、躯体そのものが耐用年数によっていかれてくる、壊れてくるっていうことは、もうしょうがないことなんですね。モルタルが剥がれるというようなことが起きています。これは、もう老朽化の耐用年数が迫っている証拠のあらわれだというふうに思っています。2040 年を見据えて子どもたちに適正な環境で学んでもらおうということを一番に考えてですね、近隣の駒ヶ根市と、もう既に協議を始めたほうがいいんじゃないかと私は提案します。なおですね、話の具合によっては、赤穂東小をですね、こちら飯島町に引き取るという案もないわけではないというふうに思っています。この辺も含めて町長、教育長のお考えをお伺いいたします。

教 育 長

ただいま学校の今後のあり方について御質問いただきました。学校の将来像を考える上で、高校は割と自治体を越えた動きを考えられますが、小中学校は、一つは、この自治体、一つの自治体っていう大きな枠の中での検討が大きい、思いが大きいという、それは学校が地域コミュニティの核としての役割を持っているということがあると思います。一方で、今御指摘のように教育環境として子どもたちにとってどういう状況がいいのかという側面もあります。議員御指摘のお話は、平成 27 年に文部科学省が各都道府県教育長あるいは知事に宛てた適正配置等に関する指針についてということが一番もとになっているというふうに思います。さて、飯島町では、先ほども町長の答弁の中にありましたが、飯島町公共施設総合管理計画に基づいて基本的な方針が定められております。町内の学校ですが、昭和 50～60 年代に建設されて、大規模な改築あるいは耐震化工事を行って現在に至っております。近年は児童生徒の安全な環境を維持することを優先して施設の修繕を主に行っているところですが、将来的には各校とも大規模な修繕というものは予想されます。さて、御指摘にありました近隣市町村との協議につきましては、学校教育法 39 条の中に「市町村は適当と認めるときには学校組合を設けることができる。」と定められておりますので、県内でも学校組合立という形で市町村の枠を超えて近隣の市町村と、例えば辰野町と塩尻市のように学校運営をしているケースがあります。御指摘のありました駒ヶ根市との協議の件であります。最近の新聞報道を見てみますと、今御発言の中にありました中信地区の例もありますように、市町村を、一つは市町村を越えたものはもちろんのこと、同じ自治体内での統廃合であっても住民感情が非常に複雑に絡んで、非常にデリケートな課題だというふうに認識しております。学校は教育施設であるだけではなく、先ほどの方針の中にもありますが、地域コミュニティの核としての性格も当然持っておりますし、飯島の各学校は避難所としての役割も持っております。このような思いとか願いもたくさん詰まっている施設でもあります。なお、現在飯島町ではコミュニティ・スクールを 3 校とも

開始し、地域の皆様に親しまれ、御協力をいただくなど、地域に根差した学校運営を行っております。児童生徒は少しずつ減りつつありますが、このふるさと飯島の温かさを児童生徒に感じてもらうことを大切にしたいというふうに思っております。今御指摘のことは、そういうこととして受けとめさせていただきますけれども、以前御説明いたしましたように、私の私見も含めて申し上げれば、文科省の複式学級の基準がある年度から予想されるというようになればともかく、現在の状況で今すぐ市町村の枠を超えた統廃合等を検討するという状況ではないという、そういう認識を持っております。

久保島議員

私としてはですね、手おくれにならないように先見性を持って取り組んでいただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。とにかく、我々としてはですね、やっぱり学校、私の母校でもありますからなくなってしまうという思いは当然あるわけですが、そこだけに固執してはいられない、子どもたちの環境ってということが一番だということだけは教育長も町長も身に置いていただきたいというふうに求めていると思います。

2-1に入りたいと思います。昨年6月、私もですね、財務省からふるさと納税の返礼品を見直しされたことにつきましていろいろと御質問をいたしました。その際、御答弁で「平成30年度からの見直しに向けて検討を始めていく。」というお話がございました。平成30年をですね、間近に控えて、また予算を計上する中でどのような見直しがされたのか、町長は、御答弁の際にもですね、返礼品の考え方は物から事へと方向転換したいというようなお話もございました。それも含めて概要についてお尋ねをいたしたいと思います。

町長

ふるさと納税の見直しの概要につきましては、まず、国からの指導に従い、寄附額に対する返礼品の価格割合、これを従来の5割の返礼から3割以内に見直しをいたしました。また、資産性の高いものとして指摘されました特産品のフルーツにつきましては返礼品としないということに変更をさせていただきました。見直し作業に当たりましては、返礼品を取り扱っていただいている町内の各事業者の方々と調整が中心となっただけですが、この見直しに合わせて新たなよりよいメニューの提案などもいただくことができました。今後の地域の魅力発信に向けて発展的な内容がまとまることのできたというふうに感じておるところでございます。新しいメニューの中で御紹介申し上げますと、町への交流人口の増につなげるためのリング狩り体験やわら細工体験などのほか、地域の安全・安心につなげるために郵便局と連携をいたしまして見守りサービスを盛り込むことができました。また、寄附金の使途についても見直しを行ったところでございます。従来は大まかな4つのメニュー、御紹介申し上げますと、景観及び自然環境の保全、子育て支援と教育の充実、地域医療・福祉の充実と健康づくり、その他目的達成のために必要な事業というざっくりとしたものでしたんだけれども、今回はさらに具体的な2つのメニューといたしまして学校給食センターの建設、飯島町米俵マラソンの支援を加えていきたいと考えております。これらのことは寄附を通じまして地域や町民とつながることを期待したものであります。物から事へという本来の趣旨に基づいた取り組みを展開してまいりたいと思っております。これからも地域や町民とつながるメニューの充実を図りながら、ふるさと納税制度を最大限に活用した地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。ところで、物か

ら事へという意味なんですけれども、物というのは、現実、消費されるものとか、そういったものなんですけれども、事ということの意味合いの概念を私はこのように考えております。地域の魅力ある空間や時間、これを想像して体験できること、このように捉えておるわけでございます。これはすなわち地域の空気であったり文化であったり暮らしぶりであったり、生活そのものに当たるかなあというふうに思うわけでございます。こういったことの体験、外からお客様を呼び寄せるということにもつながってくると思っておるところでございます。以上です。

久保島議員

私どもが関係しています米俵マラソンにもですね、メニューの一つにと加えていただいたということでお礼を申し上げたいところでございますが、返礼品の中に一つありましたよね。郵便局の見守りサービスについて、ちょっとその点だけお問い合わせをしていただきたいというふうに思ってます、県下でも2番目という話でございまして、どうも一番が好きなようでございますので、一番でなかったことを悔やんでいるようですが、そこはいいんですよ。2番でもね。その内容なんです、月額2,700円の税込ですね、このサービスで6万円を寄附していただくと6カ月、12万円で年間ということでサービスが受けられるということなんです、この体調や食事の状況、それから日常生活の支障など10項目を聞きとってですね、寄附者にメールで送るんだということでございます。このサービスを受けるだけならですね、直接郵便局と提携すればいいんですが、町がこのメニューを盛ったっていうことは町独自の何かアクションなりメリットなりを追加するんだろうなあというふうに思っているんですね。そこで、町としてその他のサービス、このメニューを申し込んでいただいた方に何か物は差し上げないのか、それとも、こちらは町として動きがあるのか、その辺のところについてはどんなふうにお考えでしょうか。

企画政策課長

去る2月9日にこの郵便局の見守りサービスを町のふるさと納税の返礼品とする協定を日本郵便株式会社と締結することができました。今お話のあったように、ひとり暮らしの高齢者の方等のお宅を月1回、身近な郵便局員さんが御訪問いただき、体調や食事、睡眠、運動状況などを聞き取り、離れた家族に情報を提供するサービスであります。今、町とのかかわりでございますけれど、この見守りサービスの情報は御本人や御家族の方の同意のもと、郵便局から行政に御連絡をいただけるようにもなっております。町としましては、その内容に応じて必要な支援へとつなげていきたいと思っております。高齢単身世帯の増加が社会問題化する中、高齢者の方や御家族の安心につながる効果的な取り組みと、今後期待しているところであります。

久保島議員

ぜひですね、その郵便局から情報が入ったらですね、早速動いていただいて、日常困っていることがあるよっていうことがあったらですね、即その関係部署の担当なり誰かが飛んでってですね、聞き取りをすとかっていう、そういう姿勢っていうのはやっぱりあってしかるべきかなあというふうに思うんですね。そして、町全体のことをお知らせするという意味でも何らかの必要性もあるだろうというふうに思っています。また、何かその特産品等を送ってですね、飯島町の親御さんたちを思い出してもらうということも必要だろうっていうふうに思っています。その辺について、また柔軟性に対応する余裕があるのかどうか、課長にお伺いしたいと思います。

企画政策課長 町としましては、情報、その内容は多様であろうかと思います。そのケースに合った対応をできる限り速やかにとってまいりたいと考えております。それと、特産品のさらなる充実につきましては、また今後も検討を続けてまいりたいと思います。

久保島議員 物から事へというふるさと納税のことについてですね、さらにそんなようなメニューが出てくれば非常にいいなあというふうに思っています。また、その辺も求めておきたいと思います。

3-1に入ります。県はですね、8月から医療費の窓口完全無料化というものを実施すると、最大500円の受給者負担の除くのが基本っていうことになっています。飯島町は、県内の7町村、長和町、原村、中川村、宮田村、天竜村、栄村、飯島町と同じくしてですね、完全無料ということになりました。これは県下でも一番なんですね。一番が好きなんですけど、いいですね。はい。それで、18歳まで完全無料ということになりました。子どもを育てる環境としては県下一だというふうに誇れるということなんでしょうが、果たしてそうなのかなあってというふうに私は思っているんですね。18歳まで完全無料、窓口完全無料、つまりレセプト500円の受給者負担までは不要としたということでございまして、この狙いは何かということです。上伊那の某M村っていうんですかね、では、「子育て日本一を掲げて人口増も目指している。」と強調して「新方式導入で完全無料化を子育て世代の移住に向けた売りの一つに位置づけたい。」と新聞に載ったわけですね。町も同じように考えてるのかなあってというふうにちょっと思ったところです。この狙いは何かということについてお伺いしたいと思います。

町 長 町の行政の3大事業の一つであります教育・福祉増進事業では、特に次世代を担う子どもたちのために妊娠期から思春期までの子育て支援施策、飯島版ネウボラ+を展開しております。これにより、より一層子育て支援を充実されているところでございます。その一環といたしまして平成30年8月から福祉医療給付費事業のうち子育て支援分につきまして医療保険適用医療の自己負担分につきまして18歳まで窓口の完全無料化をいたしまして、その全額を公費負担とすることといたしました。町の第5次総合計画後期計画策定時の住民アンケートによりますと、子育て分野で力を入れるべきことといたしまして「子育ての経費的負担の軽減」というものが52.7%ございました。それと「乳幼児医療費助成の充実」といったところで27.5%ありました。このようなことから、子育て世代のニーズが高い重要事項として捉えておりました。町の負担は発生いたしますけれども、皆様に御理解をいただきまして、県の事業に上乘せして実施していく予定でございます。さて、この目的ですけれども、これによりまして子育て世代の経済的支援や適正な医療受診による重症化予防など、対象となる皆様の福祉の向上の実現と子育てに優しい町といたしまして周知されることにより、飯島町に住みたい、住み続けたい町となることを目指しておるところでございます。また、このことは人口増に結びつく一つの方法と考えておるところでございます。

久保島議員 うちはね、うちの町は、人口増に最終的目標だよということではなくて、それが結びついていくんだというスタンスですので、多少やわらかくはなっているんですが、どうも、その医療費の完全無料をですね、子育て支援の最大の支援みたいに言うのはちょっといか

がなものかなと思っているんです。先ほどもですね、子育て経費の軽減っていうことが一番に出てきていると思います。私はですね、この子育て支援をしていくのであれば、保育料、給食費、この辺を軽減したほうがいい、普通、普段の生活経費を軽減していく、これがやっぱり子育て支援日本一の町と言えるんじゃないかなあと思うんですが、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

町 長

子育てをめぐるさまざまな支援につきましては、いろいろの方法が考えられております。各行政単位で、我々はこのようにやっている、それぞれ売りがあろうかと思えます。それを全部やっていくっていう財政力があれば、それはやりたいのはやまやまですけれども、飯島町が今対応できるのはこの部分でございます。隣の芝生は青く見えますけれども、飯島町の芝生もよく見ると青いんだぞと、このように感じていただければ幸いです。

久保島議員

そこで3-2に入ります。別の角度から費用面としてお伺いしたいと思います。国は未就学に関してはペナルティーを撤廃するというようになってまして、18歳までの完全無料化となるところですが、ペナルティーの対象となるんじゃないかなというふうにちょっと心配はあるんですね。ペナルティーはないのかお伺いしたいと思います。この完全無料化によりまして町の負担はどうなるのかということもお尋ねしたい。医療費は、未就学児童は2割とレセプト、小学生以上は3割とレセプトというわけですが、総額は幾らで、来年度から幾ら増額になるのか、レセプトの500円も無料化になるわけですから、いわゆるコンビニ受診っていうのはないのか、これの対策はできているのか、この辺についてもお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長

では、福祉医療費給付事業の窓口負担無料化につきましては国民健康保険会計への交付金への減額というペナルティーがございます。法律改正によりまして平成30年度のところからは就学前の子ども分のペナルティーは廃止されることになりました。しかしながら、町が行う子どもの医療給付費の全額公費負担につきましては、対象を高校生相当学年、18歳までとしているため、就学時から18歳までがペナルティーの対象となります。県から示されましたペナルティー分といたしましては、国民健康保険の県の調整交付金分の中から対象額を計算するんですけども、それから県の補助分、これは長野県が県を挙げて子育て支援としてこの制度を拡大することもありまして、県も補助分はあるんですけども、それを引いた6万5,000円分が飯島町の負担というふうになっております。しかし、国の調整交付金とか療給の分の額は計算しにくいこともございまして、今示されていないところです。この事業を実施することによりまして30年度の影響額は、試算でございましてけれども、今まで受診した方が支払っていました500円以下の個人負担分として事業開始の8月から3月までの9カ月分として370万円ほどを見込んでおります。御質問のいわゆるコンビニ受診と言われます緊急性のない患者さんの方の頻化受診につきましては、町としても大変危惧しているところでございます。これにつきましては、乳幼児健診、育児相談で普段もやっているところでございますが、福祉医療の担当者が出向きまして制度の説明や受診の仕方などについて毎回説明を行っているところです。広報記事や福祉医療証更新時お渡しするリーフレットで、また啓発を行ってまいります。医療費の増大につきまし

ては、先ほど申しましたとおり、多受診によるもの等を心配するところでございます。ですが、一方、受診時の窓口負担が軽減されることで経済的な理由での受診をしない受診抑制が回避できる可能性や軽症のうちに受診して適正な医療を受けることで重症してから受診や治療による高額な医療費の支出を防げるという可能性もございます。いずれにせよ、ペナルティーがあっても子育て支援を推進するため重要な事業として取り組むものでございます。継続していきますよう皆様の御理解と御協力をお願いいたします次第でございます。

久保島議員 お伺いしたとおりですね、費用も結構かかる、ペナルティーもある、ペナルティーについてはですね、そんなに大きな金額じゃないので安心したところでございます。これらの負担もですね、実際行っていく中で有効な手段になるように、十分な対応とですね、それから当初の目的が達成されるというふうに効果を出していただきたいというふうに思います。町長から、もう一度ですね、その辺のお考えお聞きいたしまして、終わりにしたいと思いますが。

町 長 子育てで一番——一番っていうか、生きていく上でですね、医療、医というものは本当に切っては切れないものでございまして、身近なところにあるのが一番いいかなと、身近にすぐ対応できるというのがいいのかなというふうに思います。いろいろ心配すればですね、心配事もありますけども、しかし、すぐお医者さんに駆け込めると、こういう状況が一番安心かなというふうに思ってます。そちらのメリットをとっていきたいと考えております。

久保島議員 終わります。

議 長 2 番 滝本登喜子議員。

2 番

滝本議員

それでは通告に基づきまして、今回、私は2つの点をお聞きしたいと思っております。1つは「観光基本計画に基づいて、取り組みを問う。」2つ目は「食育推進計画の進捗状況と具体的な取り組みは。」ということでございます。その1－1でございます。アウトドアにおける宿泊施設をどう考えるかでございますが、まず初めに旧紅葉園の活用事業者応募の件でございます。応募内容を変更してこの2年余り募集をしてきたわけでございますけれども、ことし1月31日に締め切りました。応募の状況と今後どのように進んでいくのかという対応をお聞きしたいと思います。まずその前に、私の考えを述べさせていただきます。この町の応募条件は、周辺地域一帯を町、町民共有財産として認識し、町の活性化の一端を担うものとしております。基本計画で目指す姿として挙げられている町民が楽しみ集い憩うことができる場所としての整備の一つとなるもので、まずこの条件は外せません。千人塚でのアウトドア事業にも対応する施設であることも重要な条件だと考えております。今の紅葉園の状態を見ることがありましたので思ったわけでございますけれども、間取りやデザインを見ますと、町民はもちろん、観光客を迎えるにふさわしい景観、デザインだとは私は思えないのです。拠点施設との調和、まず町民が使いやすいすっきりとした間取りに改装することを希望したいと思いました。今後は、それで質問でござ

いますけれども、応募の状況と今後どのように進んでいくかということに入るわけですが、まず、町長、これは思い切ってですね、町民に開放する、こういう考えもあるかと思います。今まちの駅いいちゃんの活性化協議会ですかね、そのような形でありますけれども、町内事業所、事業者、個人、商工会や農協団体などで組織を立ち上げ、活性化事業、運営を担うということもありだと考えております。また、クラウドハンティングという方法もございますが、先ほど言いましたように応募の状況と今後どのように対応していくかということ、お考えをお聞きしたいと思います。

町 長

滝本議員さんの質問にお答えいたします。まず、紅葉園の活用事業者募集につきましてですけれども、昨年12月から本年1月末まで再募集を行いました。その間、数件の問い合わせをいただき、そのうち1件が正式に応募されました。この応募を受けまして3月1日に応募者からのプレゼンテーションと提案審査を行いました結果、活用予定者の決定には至りませんでした。なお、応募者名や採択の理由などにつきましては、募集要項で定めております紅葉園活用事業者募集にかかわる情報の取り扱いについてというところの中で、公開基準により、その公表ができませんので、御了承いただきたいと思います。今後の対応につきましては、これまで問い合わせをいただいております地元業者の皆さんや住民の方々を対象にいたしましてイベントやお試しでの活用等を図りながら、実情を把握していただく中で賃貸契約につなげてまいりたいと考えております。ということは、あの紅葉園の現状の建物を、議員さんおっしゃられていましたように、多くの方にまずは使っていただく、そして、現実どのように使えるのかっていうのを、まずはお試しでやっていただくことがいいのかなあというふうに思います。計画をいただいておりますけれども、実際ですね、今までそういった仕事、商売をやってこなかった人等が、いわゆる理想の形の中で今回のビジネスというものを考えておられたんです。二の足踏む人、計画をつくったけれど資金が足りない人、いろいろの方々が応募されておりました。その中で、実際にあそこを、土地といっても朽ちるばかりですから、まずは戸をあけて、空気を通して、そして町民の皆さんにいろいろの形で使っていただいて、その中で、もしここを借りて事業を始めるぞというようなことがあったら、それを支援していきたいなというふうに考えておるところでございます。ですから、まずは議員のおっしゃられるように開放すると、こういう段取りでいきたいなというふうに思っております。そのルール、基準につきましては、また担当のほうで考えていってほしいなというふうに考えておるところでございます。続きましてキャンプ場の整備についてでございますけれども、アウトドア……ん……。聞いとらん。ああ、そうですか。すいませんでした。ちょっと勇み足でございました。以上、お答えを申し上げます。

滝本議員

まず町民に開放するということをお聞きしまして、これからは4月に向かいまして千人塚では桜祭りが開催されるわけでございます。またそれに当たっても何かいい方法があればいいかと思っておりますので、今後皆さんの、町民の皆さんのお考えを聞いていただきたいと思います。

では、次にまいります。次にキャンプ場の区画数と整備についてお聞きいたします。

町 長

待ってました。続きましてキャンプ場の整備についてでございます。アウトドアを一つ

の目的に来られる観光客にとりましては、キャンプ場の宿泊を選択する方は多いと考えております。千人塚公園、与田切公園のキャンプ場、坊主平、御座松のキャンプエリアの整備につきまして、与田切溪谷全体の構想をもとにいたしまして、平成30年度に立ち上げる予定でございます観光戦略会議におきまして町民の皆様方の参加もいただきながらいろいろと検討してまいりたいと思っております。キャンプによる宿泊が、まずは対応できる一番最初の方法かなというふうに思っております。

滝本議員　　すいませんが、キャンプ場の区画数のことについてと、その整備、テントを貸し出すとか、そういうことの整備も入っておりますか。

産業振興課長　　キャンプ場の区画数ということですが、千人塚と与田切、両方っていうことでよろしい……

滝本議員　　はい。

産業振興課長　　与田切公園につきましては、都市計画公園のほうの公園のほうは区画がございません。一応目安としては50組ぐらい入れるかなというような予定であります。それから、広域農道の上のオートキャンプ場のほうにつきましては20区画程度ということであります。また、千人塚につきましても区画はございません。ですのでフリーサイトということでございますので、こちらのほうで考えると30～40組は入れるのかなあというふうに思っております。

滝本議員　　テントの貸し出し。

産業振興課長　　すいません。失礼しました。失礼いたしました。テント等の貸し出しについては、与田切公園でも今はやっておりませんし、千人塚公園でも計画は今のところございません。失礼いたしました。

滝本議員　　千人塚のキャンプ場のことについてお聞きいたしました。そうしますと2区画ということで、2区画というか、広さは2場所あるというような観光計画の中ではあったと思いますが、それで30、40入るということですね。では次、バーベキューハウスなどの整備ということは考えておりますでしょうか。

産業振興課長　　バーベキューハウスにつきましては、いろんな方々からあればいいねというようなお言葉をいただいております。ただ、これにつきましても、これから、来年度から立ち上げます観光戦略会議、そういったところで、千人塚公園につきましてもどのような施設利用ができるのか検討していくところでございますので、そちらでまた検討させていただきたいと思います。

滝本議員　　では次ですけれども、29年の補正予算に上げられました地方創生整備交付金飯島観光地域づくり拠点整備事業はブランディングを外して申請し、受けられるようになり、今月末までに施工、工事完了となります。その後示された観光基本計画はアウトドアブランディングの調査結果を経て策定されたことと思います。このブランディングの住民説明会で示された図面にはグランピングの名前が再び上がってきていましたが、この計画において整備する内容はどんなものなのでしょうか。このようなアウトドア施設は、町民が楽しく、集いの場、交流の場としてまず利用し、町の魅力を発見し情報発信する、町民の意識、考え方、利用の動向を注視する必要があると思いますが、まず、このグランピングの計画に

産業振興課長	についてお考えをお聞きいたします。 観光基本計画のほうではグランピングというのは特にうたっていないかと思います。これは、向こう8年間、飯島町がどのようにやっていくかという町の大きな枠の中での計画ということでございますので、具体的な計画については戦略会議で検討していくという内容でございます。また、アウトドアのグランピングのほうですが、これは専門家の皆さんに飯島町ではどんなことができるかという可能性を調査してやったものでございますので、その報告書としては、グランピングもありかなというのが報告書としては出ているかと思えます。ただ、これを全部町がやっていくかということは、まだ決めてあるわけではございませんので、先ほど来、申し上げておりますが、4月以降、そういったものも一つ一つ検討しながら進めていくということで御理解いただきたいと思います。
滝本議員	アウトドアとかグランピングのことについてお聞きしました。今後検討していくというお考えでお聞きいたしました。 次の②でございますが、民泊の研究・検討状況はということでお伺いいたします。過日の一般質問で29年度に南信州観光公社の事業の研究などをするというお答えをいただきました。先日3月19日に開催の農家民泊の研修のお知らせをいただきましたが、それに先駆けて詳しい内容をお聞きしたいと思います。
産業振興課長	農家民泊につきましては、9月の一般質問で今年度から研究を進めるというふうに答弁させていただいております。その後の動きとしましては、昨年の11月に営農センターの幹事会、こちらで上伊那農業改良普及センターの担当者を講師に農家民泊とはどういうものか勉強会を実施しております。また、今月の19日には農家民泊の受け入れに興味のある皆さんを対象としまして研修会を開催させていただきます。ぜひ多くの方に御参加いただきたいと思いますけれども、まずは、受け入れ先の掘り起し、これが先と考えております。したがって、南信州開発公社との研究というのは、それからもうちょっと先かなあというふうに、順番的には、そういうふうに考えております。以上です。
滝本議員	ええとですね、そういうことでと、私がこれからお聞きしたかったのは、いつとか人数とか、その体験プログラムの内容でございましたけれども、これから公社、南信州観光公社の研究を進めるということで、まだそこまでは至っていないということよろしいですね。
産業振興課長	まだそこまでは至っておりません。また、南信州開発公社というのが出ておりますが、これは一つの選択肢でありまして、ほかの方法もあろうかと思えます。そこら辺も広く研究してまいりたいと思えます。
滝本議員	では次にまいります。——次にまいりますといいますが、続きで、民泊のとかのことについてですけれども、町内に使用可能な空き家や団地にたくさんの空き室がございます。この町内の空き家などは県の空き家バンクに13件登録していますということですが、この空き家とか町営の団地を民泊に使用してはいかがでしょうかということでございますけれども、町営の団地は入居停止の豊岡住宅と舟久保住宅を除き5つあります。北梅戸団地での空き室は9件、陣馬団地は15件と多くあります。全体の入居率は77.2%とのことでございます。今お試しトレーラーハウスとか教員住宅の使用、活用もしております。

けれども、この空き家とか団地を長屋風な景観に整えて短時間の宿泊、1泊2日から長くは1カ月などの利用することを提案いたしますが、お考えはいかがですか。

産業振興課長

私のほうから空き家に関する利用の関係を答弁させていただきたいと思います。これまでの農家民泊に加えまして、平成30年の6月以降は住宅宿泊事業法というものの施行によりまして空き家や空き室を活用して民泊を行うことが可能というふうになっておりますけれども、観光や移住、定住の面で考えたときに、こういった空き家を活用した民泊というのが、果たして地域住民との交流というのがなかなかないのではないかということで、町が求めている姿とは若干違いがあるのではないかなあというふうに推理しております。ただし、空き家の活用につきましてはいろんな方面から検討していかなければならない課題とは捉えております。

建設水道課長

それでは、私のほうからは公営住宅について答弁させていただきます。まず、この公営住宅でございますが、これは住宅に困窮する低額所得者に対しまして低廉な家賃で賃貸しまして生活の安定と社会の福祉の増進を目的とする公営住宅法に基づいて設置されております。したがって、入居者資格や用途につきましては一定の制限が設けられております。そして、この法で定める使用期間等がございますが、条例の中では耐用年数という記載でございますが、この法定期間中にこれらの制限を解除する手続としては2つございます。1つは目的外使用の手続でございます。これは、その目的外使用の認定申請を国へ行いまして、認定されれば目的外で使用できるというものでございますが、民泊につきましては、その規定がなく、その対象となっておりません。2つ目の方法でございますけれども、これは公営住宅そのものの用途を廃止するというものでございます。これにつきましては災害などによりまして引き続きの管理が不適當など、継続して公営住宅の供用が難しいとする場合が主な要件でございまして、同じく国の承認を得る必要があります。したがって、この法定期間中に宿泊を業となす民泊への使用はかなり難しいのではないかと考えております。ただ、この法定期間が過ぎれば、その活用の幅は広がってまいりますけれども、引き続きの御入居の方もいらっしゃると思いますので、その対応は慎重にしていかなければならないと考えております。

滝本議員

公共施設ということでございますので、法の厳しい目があるということでお聞きいたしました。

次にまいります。この観光についてですが、農産物、特産品、郷土食を生かす具体的な取り組みはということでございます。現在、農村女性のグループ活動としてみそ、漬物、五平餅、ジュースなどがあり、町内外のイベントにも積極的に参加し、活動を展開しております。また、幾つかの農産物生産者や販売グループ、そしてキッチンカーを活用してのママさんグループもできてきております。みそ・漬物・ジュースグループは加工施設での活動であります。製造、保管としての場所ではなく、販売に関しての情報収集や発信の設備はございません。また、販売はイベントや直売所など加工施設以外で、現在、まちセンでも開設している文化館のエントランスホールでの販売も不可能な状況であると思っております。役場には手芸品やせっけんなどの販売スペースを設けておりますが、特産品の紹介、お土産品販売としてなど、来客に対応するスペースを公共施設に設けることがで

きないかということでお伺いいたします。楽天市場での販売も積極的にできていない状況で、これらのグループ活動を観光につなげるにはどうしたらいいかと考えるのでございます。また、今月末完成の地域づくり観光拠点施設での農産物の販売は可能であるということですが、この施設や周辺の通年利用を計画するとなれば体験交流施設も必要ではないかと考えます。近隣の例に駒ヶ根のシルクミュージアムや西箕輪のみはらしファームなどがありますが、レストランなど食事場所を併設した施設の設置など、今後の取り組み、支援をどう考えるかお聞きいたします。

町 長

お答えいたします。これまでも6次産業の推進といたしまして農商工連携による取り組みを進めてまいりました。今後は、ここに観光事業を加えまして10次産業の創出を目指すところであります。また、昨年、農産加工のグループの皆さんが新商品を開発し売り出しましたけれども、町も開発費の一部を補助するなど、支援をしてまいったところでございます。このような動きが今後も出てくることを期待しております。ただし、物をつくっても、大事なことは売ること、どのように売るかということが一番大事なことであります。そのことについて、やっぱり自分たちが売ることについてのいろいろなアイデアを出し合うということが大事な点というふうに思っております。まずは、いながらにして、飯島町に来ていただいたお客様に売る場所としては、2つの道の駅というものを有効利用していただきたいというふうに思っております。また、外へ売るにはネットでの販売等をやっぱし傾注していただきたいと、物の説明の仕方、写真の撮り方等、今の時代に合ったアピールの仕方があるわけですから、黙って居座っているだけで物が売れるわけではございませんので、そちらの研究もやはり自助努力が必要かなというふうに思っております。町としては、そこら辺の指導を飯島町営業部の中で指導しておりますので、お話をされたいかがかなというふうに思っております。それよりも何よりも、もっともっとお客さんを呼ぶことにおいてそういった販売チャンスというものが得られるかと思えます。そのために観光政策を打ち出していくわけなんですけれども、御期待いただきたいというふうに思うところでございます。具体的ないろいろの内容につきましては担当課長より説明を申し上げます。

産業振興課長

観光に農産物や特産品、また郷土食などを生かす取り組みとしましては、リンゴやクリの収穫などの農業体験、それから郷土食やそば打ちを習う体験などが今のところ考えられるのかなあというふうに思っています。観光客に喜んでもらうことはもちろんのこと、町民の皆さんも都会から人をお迎えすることによりまして刺激を受けて田舎の魅力、すばらしい資源を再確認できるというふうなこともございます。観光基本計画でも地元の魅力を再確認し、町への愛着心の造成を掲げておるところでございます。また、農家や加工グループの皆さんが積極的に参画し新たな観光プログラムというのも商品化するというような動きも出てきていただければ、稼ぐ力を養い、また新たな町の特産品開発にもつながるんじゃないかなあというふうに考えておるところでございます。それから、特産品の紹介するスペースというふうなところがございますが、飯島の駅前のまちの駅いいちゃん、あちらで特産品を紹介しようというコンセプトはございます。ちょっとなかなか今できていませんが、こちらについても検討してまいりたいというふうに思っております。また、駒ヶ

根のシルクミュージアムなどの食事や体験ができるような公共施設の建設ということでございますが、今のところ計画はございません。観光戦略会議の中で多くの方の御意見を聞く中で、また長期的な視野に基づいて検討していかなくちゃいけないかなあというふうに考えております。

滝本議員 来年度、観光戦略会議が始まるということで、町は徐々にそちらの方向に動いていくことだと思いますので、着実に一步ずつでもいいので歩いていただきたいということを期待いたします。それで、今お話に、課長の答弁の中にもありましたように、クリの体験ということがございました。「クリは南の飯島」というキャッチコピーでPRしている特産品のクリですけれども、生産農家の数と出荷量をお聞きしたいと思います。

産業振興課長 農家数につきましては、法人、個人のほうもでございますので、ちょっと大変申しわけございませんが、今数字を持っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。トン数につきましては、面積で申し上げますと23ヘクタール程度、大分伸びてまいりまして、それに伴いまして収穫量も増えているということで、よろしくお願ひしたいと思います。

滝本議員 時間もなくなるようでございますので、次のおそばのことについてもちょっとお聞きしたいと思いますが、飯島は信州そばの原種信濃1号の主産地で、そばの会の活動は、町内はもとより県外にも広めています。しかし、ソバも他の農産物と同じでありますように気候に左右され、収穫量の安定が確保されておられません。昨年は粉の不足が深刻で、ある店では一時休業したり注文数を制限せざるを得ない状況だったと聞いております。安定供給の対策は個人では対応できないと思いますが、生産者の状況と普及と観光への取り組みをどう考えるかということをまずお聞きしたいと思います。

産業振興課長 ソバにつきましては、議員おっしゃられるとおり、年によって非常にいいときと悪いときがあるということで、ここ数年ちょっと悪い年が続いてしまったのかなあというふうに思っております。生産した原種ソバの原種等につきましては、種として出荷する分もございますが、そういった種としての任務というか役割もございまして、一般のおそば屋さんというか、そういうところに流通するものと、そうでないものとありまして、法人が中心になってやっていたいっているんですが、やはりどっちも偏るわけにはまいらないということで、できたそば粉をどちらのほうにやるかというのは大変生産者のほうも苦慮しているところでございます。面積を確保すればじゃあいいのかという、そういった問題でもなかなかないところがございまして、どうやったらソバの収穫量を確保できるかというのは、生産者も今、普及センターも含めて研究をしておりますので、そういった安定した生産ができるような仕組みというか、経営形態ができればいいのかなあというふうに思っております。それから、観光への普及ということでありますが、ソバの花が咲いているときは、非常にソバ畑、きれいな風景を醸し出しております。町の観光名刺でも、そういったソバの写真を使っておるということもございまして、そういったソバの花も観光の一つになるのかなあというふうに思いますし、田切や本郷ではそば打ちをやって、ふるまいというか、やっておりますので、そういったところのイベントとあわせて観光のほうにも取り組んでいくということは可能ではないかなあというふうに思っています。

滝本議員 では、次の質問にまいります。観光協会の組織の見直しと会員の役割をどう考えるかで

	ございます。4月より地域創造課が新設され、観光係にまちづくりセンターの観光協会事務局が移管されます。先日のまちづくりセンターの会議の折、30年度の事業計画、予算はなく、1人減と職員を減らすということ、観光係はまちセン、まちづくりセンターと連携していくというお話をいただきました。私は、事務局が移管するのであれば今までのまちづくりセンターの事務すべてを担ってもらいたいと思いますが、どのような連携かということをお聞きします。
町 長	初めに、過日3月8日に観光協会の正副会長さん、正副部会長さんを集めた会議を開催させていただきました。現在、まちづくりセンターいいじまにある事務局を今度新設されます地域創造課観光係へ移行して観光事業を一元的に推進する旨を説明させていただきました。今後は、年度初めに行われる理事会、通常総会において事務局の移行、事業計画等について承認いただくこととなっております。さて、飯島町観光協会は任意の団体として平成9年より活動をいただいております。観光基本計画における観光協会の役割の一つとして、観光戦略会議において検討された事業の実施や体験プログラムの提供などにより魅力あるまちづくりを町民や行政と一緒にやっていくことを位置づけておるところでございます。新設されます観光係では、観光協会の事務局を担うことで計画づくりと実働性を兼ね備えた取り組みが可能となります。また、飯島町営業部や移住、定住などの取り組みとも連携しまして観光を推進してまいります。また、現在検討中の伊南DMOにおきましても観光協会の役割は大きく、あわせて検討を進めてまいります。観光協会の組織や事業内容の見直しは、新年度、検討を進めてまいりますけれども、より一層地域の観光に貢献できる形になっていきたいと思っております。
滝本議員	新しい課に移りましてということもありますし、まちづくりセンターの体制も変わるので、会員の、観光協会の会員の意識というものをまた新たに見直したり、組織を見直したり、考え方をまた確認していただけたらと思います。 では、2-1にまいります。食育推進計画の内容についてでございますけれども、29年3月に第2次食育推進計画が策定されました。専門部会がつくられ、それぞれ具体的な取り組みが示されましたが、この一年の各専門部会での取り組み状況をお聞きいたします。
町 長	食育推進ネットワーク会議は、食育に関します活動を行う関係機関が一体となりまして飯島町における総合的な食育の推進及び普及を図ることを目的として設立されております。教育部会、農政部会、商工部会、生活部会の4つの専門部会に分かれて事業を行っております。これからも子どもから大人までの全世帯を対象とした食育を実施してまいりたいと思っております。各部の活動内容につきましては担当課長から説明を申し上げます。
健康福祉課長	それではお願いいたします。まず、子育て、保育園、学校、生涯学習関係を行っております教育部会でございますけれども、子どもたちの農業体験を通して農業の楽しさ、大切さを学ぶ学習活動の推進等を行いました。農業、地産地消関係の農政部会は、学校給食に越百黄金を中心とした安心・安全な地元農産物の利用を促進する活動や子どもたちが農業の楽しさを学ぶための活動等を行いました。そのほかに食育かるたの贈呈をいただき、小学校や町の施設で活用させていただきました。商工会、食関連産業関係の商工部会は、町の社会福祉協議会と連携し飯島版フードバンクの取り組み、飯島町営業部と連携し飯島版

緑ちょうちんの取り組み、また宴会等による食品ロスを減らすため 3010 運動のポスター等を使ったPRを行っています。健康増進、食生活、栄養、食品ロス関係の生活部会は、食生活改善推進協議会の皆さんによるいいちゃん「いい食」キャラバンの保育園や小学校の子どもたちを対象にした食育の劇を行って大変好評でした。乳幼児健診、育児相談の際には離乳食支援を通してお米を食べることの大切さを伝えています。以上でございます。

滝本議員 この食育推進計画もまた、まだ始まったばかりでございますので、それぞれの部会において充実した内容をこれからも進めていってもらいたいと思います。

次にまいります。朝食欠食に関して、10代、特に中高生への対策をどう考えるかでございます。朝食欠食は、計画の中のデータをもとに人数で換算してみますと中学生では約40人、高校生～19歳では約85人となります。平成23年度計画の目標値は28年度に各年代5%とありましたが、33年度目標では10%としています。数値が上がっております。小中学校では食育などは行われておりますが、この年代に対し23年から28年度まではどのような対策がとられていたのかをお聞きいたします。

健康福祉課長 こちらのほうに関しましては、乳幼児健診、保育園、学校等でそれぞれ担当部署で取り組んでまいりましたということによろしいでしょうか。

滝本議員 そうしますと、その小さいうちからの取り組みということで、その年代に対して、その中学生、高校生などに対しての取り組みということは特にはないということによろしいですか。

健康福祉課長 子どもの朝食欠食率は、確かに学年が上がると欠食する割合が増加する傾向にあります。10代、特に中高生の対策でございますが、やはり、それ以前、乳幼児のときから食に関心を持つことが大事だと考えて、乳幼児健診や育児相談や保育園、小中学校での食育活動の取り組みに力を入れております。つばさの会やこリスの会において実施もしております。食育の原点は、まず家庭からでございますので、朝食は子どもにとっても大事なことで、家族そろって一緒に朝食を食べながらコミュニケーションを図るということで取り組みを進めたいと思います。なお、食育基本計画の目標値でございますが、子どもの朝食の割合、毎日朝食を食べる子どもの割合は、28年度の現況値が保育園が95.1%、33年の目標値が97%、小学校の現状の平成28年現況値が92.8%、第2次計画の目標値が94%、中学校は83.5%で現状ですけれども、第2次計画は85%というふうにさせていただいています。前回の計画では、各年代5%以下という目標値であったところが、20代30代40代、それぞれ30%～20%の現状でございましたので、こちらにつきましては各年代10%以下としました。子どもにつきましては、大事なことということでそれぞれの年齢で目標値を定めておりますので、これを目指して、なかなか難しいこととは思いますが、取り組みをしたいと思っております。

滝本議員 それぞれの取り組みに期待をいたします。

では、最後の質問になります。信州子どもカフェの取り組みについてどうお考えかということでございますが、この県の取り組みは、平成28年度に信州子どもカフェ推進フォーラムを松本市と飯田市で実施し、官民共同によるプラットフォーム構築事業のモデル事業としては、佐久地域、諏訪地域で始まりました。上伊那地域振興局でも昨年12月に地域フォー

		ラムが開催されました。町には子どもと食にかかわるイベント、行事、協議会、グループなどがあり、これらの連携を図り、まず一步、食事提供の場を考えてはと思っております。このフォーラムは今月も会議があり、年度内に官民共同での推進会議を立ち上げる方針としていますが、食育活動に適しているこの活動、町ではどう取り組むか、お考えをお聞きいたします。
教育次長		信州子どもカフェということですので、私のほうからお答えのほうさせていただきます。県のほうでは、地域の人と子どもたちの温かなつながりの中で子ども自身に困難を乗り越えて自立するための力をつけてもらうための一場所多役の居場所づくりとして信州子どもカフェ事業というものを推進しております。対象につきましては、ひとり親家庭や子どもだけで過ごすことが多い家庭環境にある小学生及び中学生であるということで、学習支援や食事提供、悩み相談等、そういったものを主な目的としておるということでございます。そして、このプラットホームづくりにつきましては、御質問にもありましたとおり地域振興局が事務局となって県内のほうで推進されておるということで、上伊那地域も今年度立ち上がりました。このプラットホームづくりにつきましては、子どもの家庭環境につきまして、行政支援まではいかないけれどもグレーゾーンのような状況になっている子どもや親のほうへ行政だけではできないような支援に対しまして、行政を含めました各種関係機関、地域が協働するような仕組みになっているということでございます。しかしながら、上伊那ではまだ立ち上げ段階ということで、異なるセクション、いろんな方々ですけれども、そうした方々が主体の共通のビジョンを共有し事業を支えるような組織、またリーダーシップをとれるような影響力のある推進者や資金など、まだまだ現状としては不十分な、スタートしたばかりで不十分な状況ということでございます。現時点では信州子どもカフェの土台づくりの時期ということで、手探りの状況であるということで、本来の目的、子どもの居場所づくりというものと事業継続をまず念頭に置くということが先決であるということで、そこから、まだ食育推進までつなげるということは、現状としてはちょっとまだ早いのかなあというところで考えております。
議長	長	時間が迫っております。
滝本議員		すいません。では、最後にですけれども、ぜひ、そのためにも教育委員会、食育、保健のほうでも、この信州子どもカフェのことについてぜひ検討いただき、つなげていっていただきたいと思います。終わります。
議長	長	ここで休憩いたします。再開時刻を 11 時 10 分といたします。休憩。
休憩再開		午前 10 時 50 分 午前 11 時 10 分
議長	長	会議を再開します。一般質問を続けます。 7 番 竹沢秀幸議員。

7 番

竹沢議員

それでは通告に基づき一般質問を行ってまいります。私ごとですが、ちょっと歯を5本ばか抜いちゃったもので、ちょっとうまく聞き取れないかもしれませんが、よろしく願いをいたします。今回は4項目について質問を行います。まず第1にリニア開通に向けたインフラ整備促進についてであります。去る3月8日、平成30年度予算提案の施政方針演説が下平町長からありました。この中で「伊那谷地域、伊那バレーは近い将来、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道などの開通によって都市との時間的距離が飛躍的に縮まり、大きく様相を変えていくことが見込まれる。こうした交通網の整備によってもたらされる劇的な変化を見越して、日本の中心で飯島町が輝くチャンスと捉えて予算編成をした。」と述べております。実は、昨日、上伊那の地域振興局のかかわりによりましてリニアに関する講演会が伊那でございまして、慶応大学の岸教授からお話を伺ったところであります。クールに考えると、2027年、9年後ですけど、このリニアのもたらす効果というのは、東京の人たちと長野の人たちが40分で行き来できるので、この人が喜ぶだけであって、9年間の間に我々がいろいろな対応をしないと何もこの効果はあらわれないんだよということを申しておりました。その中で特に、この伊那谷の各市町村の市町村長が中心となって、この課題について9年間、具体的な取り組み、要は、飯島町でいいますと飯島町の伝統的な文化ですとか、あるいは自然環境、こうしたものを大事にして、これを整備して受け入れ態勢をとっていく、こういう取り組みが向こう9年間は大切ですよということを力説しておりまして、私も「まさにそうかなあ。」と思ったわけでありまして、町長も施政方針演説の中でそのことを強調されておるかというふうに受けとめておるわけでありまして、そこで、リニア開通を見越しまして、飯島町町内と、それから連携する国道、県道、JR飯田線などの整備促進について伺ってまいりたいと思います。要旨1-1であります。国道153号線、伊南バイパスは順調に工事が進んどりまして、ことしの11月には全線開通ということで、開通式にかかわる予算も234万円ほど予算が計上されておるところであります。全線開通後におけますところの町内にある旧国道に当たる部分につきましても、これについては本来長野県が行うべきものかなあというふうに理解しておりますけれども、そういうことでよろしいのかどうかについて確認を含めてお尋ねいたします。

町 長

竹沢議員さんの質問にお答えいたします。伊南バイパス開通後の国道153号線の管理について、今は、この153号については長野県が管理しておるところでございますけれども、バイパスが整備された暁には、上伊那管内北部町村の例を見比べたときに、バイパス開通後における国道の管理は引き続き長野県が行っているという状況がございます。当町においても伊南バイパス開通後の153号の管理については引き続き長野県で管理していただく予定であります。また、将来、長野県から管理移管等、提案があった場合には、上伊那市町村と足並みをそろえた中で、移管が適当なのか慎重に検討してまいります。現在のところは長野県という議員さんのお考えと私と同じでございます。

竹沢議員

質問要旨1-2に入ります。国道153号線、伊南バイパスの本郷地区から南の整備促進についてであります。以前にも、町長、このことについてどっかで語ったかと思いますが、リニア中央新幹線の駅から高森町の下市田を経由して松川町、そして中川を経由して本郷

までの道路改良の問題であります。2027年に開通するリニアを合わせて、この区間の整備が必要でありまして、該当する飯島町、中川村、松川町、高森町が連携して国土交通省に働きかけをする必要があるわけでありまして、聞くところによれば、仮称下市田本郷間改良促進準備会かな、のような組織が立ち上がっているのかと承っておるわけでありまして、この課題については、下平町長が先頭になって呼びかけ人としてやっているのかなあというふうに認識しておるわけでありまして、この課題についてどう取り組んでいくか、また、国土交通省飯田国道事務所のほうのお考えはどのようなのかについてお尋ねします。

町 長

国道153号線は伊那谷を結ぶ唯一の国道であります。物流と生活面におきまして地域の重要な路線でございます。平成39年度の開通が予定されておりますリニア中央新幹線、さらには三遠南信自動車道の開通による整備効果をこの地域が十分に享受し伊那谷全域まで広く普及させるためには、国道153号線の一体的な整備が必要と考えております。そうした中で、当町から駒ヶ根市に至る伊南バイパスの全線開通が目前に控え、さらに駒ヶ根市から伊那市にかけて伊駒アルプスロード、さらに伊那バイパスといったバイパス計画が動き出しております。一方、飯島町本郷からリニア駅までの間においては、急激な起伏やカーブが残されているものの、改良計画もないのが現状でございます。道路は一体的な整備がされて、その効果が発揮されますので、今後完成する各バイパスの整備効果を最大化するためにも、リニア駅とのアクセス道路としましても、153号の本郷以南の改良は喫緊の課題と考えております。そのためには、まず関係する町村の連携が不可欠であることから、昨年、平成29年10月に高森町、松川町、中川村、飯島町の各首長と建設担当課により国道153号下市田本郷間改良促進勉強会を発足いたしました。そして、この勉強会の座長に飯島町長が就任しております。これまでに勉強会を2回開催しまして、今後も会員町村の持ち回りにより継続的に開催、理解を深めてまいりたいと思っております。また、勉強会を通じて各町村の連携を強めながら153号の改良に向けた取り組みを進めていく中で期成同盟会等の結成に向けて努力してまいりたいと思っております。この事業につきましては、国交省並びに伊那建設事務所、飯田建設事務所にもお話を事前に申し上げております。その中で、北部、飯島より北部の駒ヶ根、伊那市の道路が開通されることを予定しておる、その市長さんたちからもですね、飯島町でこの4車線のバイパスというものがストップしたらボトルネックになってしまうと、ぜひリニア駅までの道の開通というものを頑張ってもらいたいという期待もいただいておりますので、そういった方々の期待もしいまして、このまだ計画に上がっていない、俎上に上げるために頑張っていきたいと思っておりますのでございます。

竹沢議員

ただいま勉強会を立ち上げて2回ほどお取り組みになっているということでもあります。それで、ちょっと関連でお伺いしますが、飯島町、松川町、大鹿村、中川村で中部伊那の議会の協議会がありまして、この区間の中の一部で小平から田島までトンネルをあげるっちゅうですね、道路改良をすればっちゅうことを昨年来から県のほうへ上げとるわけですが、ここら辺も包含した中での取り組みという理解でよろしいでしょうか。

町 長

道路の線形をなるべく単純化するためにも、また、あそこの常に脆弱な土壌、地形、地

質の中で常に工事が行われてるわけなんですけど、今も工事を行ってますけども、やはり根本的な解決策としてトンネルという要望は中川村長の強い希望であり、今回の 153 号バイパスを南進するについても、まずは、その問題は前提としてあるように認識しております。

竹沢議員 それじゃあ、この課題、また我々議会のほうでもですね、中部伊那の議会もありますので、ともどもに取り組んでいけたらいいかなあと思っておりますので、ともどもによろしくお願ひしたいと思います。

続いて質問要旨 1－3 であります。本郷地区の県道竜東線についてであります。現状は、お聞きしますと、中川村の北組から飯沼の区間で先行して平成 30 年度に地元説明、また用地測量が長野県で行っていけると、こういうことだそうです。さきにも述べたように、国道 153 号線の整備、それからリニアの開通など想定してのことですけれども、この関連する地方道の整備ということで、県道伊那生田飯田線の整備も、きちんとした年次計画を立ててですね、長野県に対して、県に対して働きかけをする必要があるというふうに思うわけでありまして、現状、飯島町本郷地区につきましては、いつ工事をするかということが全く決まっていないという現状にあるように認識しておるわけでありまして。この取り組みでありますけれども、県道竜東線の整備促進に対する期成同盟会は現在 2 つあるわけでありまして、一つは竜東線の整備期成同盟会、もう一つが竜東線吉瀬大草整備促進期成同盟会があるわけでありまして。ここの直接関係をするところの竜東線吉瀬大草整備促進期成同盟会におきましてですね、飯島町本郷地区について具体的な事業着手の目標年度をやっぱり定めてですね、長野県に働きかけをしていく必要があるように認識しております。冒頭申しましたように、リニアがあと 9 年、そういうことではありますけど、この県道本郷地区は、いつだかよくわかりません。この課題を期成同盟会で目標年次を掲げて運動展開する必要があると思うわけです。これについて町長はこれからどう取り組むかについてお尋ねいたします。

建設水道課長 それでは、本郷地区の県道竜東線の開通見通しはってということについてお答えさせていただきますと思います。主要地方道伊那生田飯田線、これが通称竜東線でございますけども、伊那谷を南北につなぐ天竜川左岸で唯一の幹線道路でありまして、生活道路として地域に欠くことのできない重要路線でございます。なお、駒ヶ根市吉瀬から中川村大草までの区間は、天竜川左岸での拡幅や改良が困難なために伊南バイパスを供用しまして本郷から飯沼へ渡る計画がとられております。県におきましては、平成 26 年度から吉瀬から田切までの区間を改良、開通していただきました。残す未改良区間であります本郷から中川村北組までの区間につきまして平成 27 年度より中川村飯沼―北組地区から着手する方針が打ち出されました。本年度、29 年度は地質調査と道路設計が行われ、来年度は用地測量が予定されているとのことでございます。それで、一方、本郷地区につきましては、平成 25 年に地元対策委員会が組織されまして、同年 12 月に地元でのルート案が決定しておりますが、着手時期につきましては現在までのところ示されておられません。町では、竜東線整備促進期成同盟会などを通じまして県に対して事業促進を働きかけているところでございますが、引き続き本郷地区への早期着手に向けて強力に要望してまいる考えでございます。

竹沢議員

ます。御質問の目標年次を定めてということでございますので、まずはこの吉瀬大草間の同盟会の中で検討いたしまして、強力に要望してまいりたいと思っております。

ただいま答弁がありまして、具体的にこの期成同盟会の中で目標年次を定めてやっていきたいと、こういう話であります。先日、3月9日の信濃毎日新聞に報道がありましたが、天龍村ですけれども、この天龍村では永嶺村長さんが、あそこにある県道で天龍村、阿南町、泰阜村にかかわります県道飯田富山佐久間線という県道があるんですけれども、これの改良促進の期成同盟会設立を3月8日の議会で表明して、翌日の信毎に報道があったところであります。そこで、町長に再度お尋ねいたしますけれども、ただいまの課題について町長として積極的に取り組んでいただけるかどうかについてお答えください。

町長

これはやっぱり関係する自治体が一致団結することが大事だと思います。行政はもちろん、議会の皆様、町民の皆様の理解があって大きく事が動くかなというふうに思っております。今は、それを、お互いの立場、お互いの考え方を理解する段階でございますので、いずれは期成同盟会を立ち上げて正々堂々と推進していきたいと考えております。

竹沢議員

はいじゃあ正々堂々と推進をお願いいたします。

質問要旨1－4であります。町道広域2号線歩道整備の見通しについてであります。いわゆる広域農道の与田切川橋を中心とする歩道整備は、長野県の御努力もいただき、現在、橋梁橋脚工事が行われておるところであります。平成30年度予算では6,262万円の予算が予算化されておるわけでありまして、計画によりますと平成30年度と31年度にかけて桁及び上部工の工事が行われ、平成32年度には柏木信号機から町道山久線の交差点まで開通の見通しというふうに理解をしておりますが、これでよろしいかどうか。要は、もう2年後には与田切橋を渡ることができるかどうかということであります。与田切橋の歩道につきましては幅員3メートルということで、普通の歩道より幅広いんですが、これは有事の際は車両も通れるようにという、こういう設計で工事が行われるというふうに承っておるわけであります。残る町道岩間の信号機までの区間につきましては平成32年、平成33年に工事を行って、そこまで全線開通ってということで、平成34年度から開通と、こういう見通しなのかなあというふうに思うわけでもありますけれども、いずれにいたしましても県でのこの予算づけが十分に行われないと計画どおりに進んでいかないわけでありまして、計画どおりに進めるように町長として長野県のほうに予算づけ等について働きかけを引き続き行っていきたいので、この件についてお尋ねいたします。

建設水道課長

それでは、町道広域2号線歩道整備の見通しはってということにつきましてお答えをさせていただきます。町道広域2号線歩道整備につきましては、県営農道整備事業によりまして岩間から柏木までの約2キロを平成27年度から33年度まで7カ年の事業計画で実施しております。全体事業費がおよそ8億4,000万円余り、事業の負担割合ですけれども、国が2分の1、県と町が4分の1ずつでございます。現在、山久から柏木までの約1.6キロを第1工区といたしまして事業実施をしております。本年度につきましては歩道工事約130メートルと与田切歩道橋の下部工事を実施しております。今年度末の進捗率は約30%になる見込みでございます。今後の見通しにつきましては、国の予算づけの動向にもよりますが、長野県には引き続き事業進捗を図っていただくよう働きかけをしております。

議員さんの言われました工程で現在のところ進んでおりますので、よろしくお願いいたしますします。

竹沢議員 ただいま担当課長のほうから説明ありましたが、町長として引き続き県、国のほうへ予算づけについて働きかけをいただけるということでよろしいですか。

町 長 そのように努力いたします。

竹沢議員 質問要旨 1－5 に入ります。リニア駅から飯島町までの自動運転実証実験をについてであります。下平町長もこの課題についてはあちこちで披露しておると思いますけれども、リニア時代を見据えて新しい公共交通システム、いわゆる伊那バレー交通網として、リニア駅から辰野くらいまで、例えばバスなどを完全自動運転化するインフラ整備でありまして、この実現についてであります。飯島町は全国でも類を見ない 2 つの道の駅があるわけでありまして、とりわけ田切の里は重点道の駅でありまして、利用がさらに拡大することが期待されるわけでありまして、ここを核にした町内を循環する地域公共交通としての取り組みも必要になってくるかなあと思うわけでありまして。自動運転実証実験につきましては、さきに伊那市長谷において行われておりまして、運転手を不在とするレベル 4 の自動走行が行われまして、国土交通省飯田国道事務所は思った以上に順調であるというふうに評価しておりますし、伊那市長は狭いカーブも順調に運行できたよということで、さまざまな可能性や期待が寄せられておるわけでありまして。飯島町は、この折にですね、他に先んじて実証実験をチャレンジするように手を挙げたそうですけれども、残念ながら伊那市に先行されたということでありまして、このことはよしとして、これからの課題として、町長もビジョンとして掲げています伊那バレー交通網の実現の一環としてですね、ぜひ再度、自動車運転の自動運転実証実験について国交省に働きかけをしていただきたいと思いますのですが、この伊那バレー交通網のロマンを含めて思いを語っていただきたいと思います。

町 長 自動運転についてのお話ですけども、皆さんもテレビや報道等で自動運転がもうそこまで行ってるのかというような情報を目にしたり耳にしているかと思います。リニアを 9 年後に控えて、また、その後、三遠南信道という高速交通網が伊那谷に整備されることを迎えてですね、あと 9 年 10 年、その時代には、もう自動運転っていうのは、もう華やかな時代になるんじゃないかなあと、このように想像しておるところでございます。国土交通省では、高齢化が進行する中、中山間地域における交通、物流の確保のため、道の駅などを地域の拠点として自動運転サービスの導入を目指すとしまして平成 29 年 4 月 25 日から 5 月 25 日までの 1 カ月間にわたって実証実験地域の公募が行われました。これについて飯島町は早速手を挙げさせていただきまして、私たちの提案をさせていただきました。同時に、御存じのとおり伊那市長谷での、また南木曽もですね、同時に長野県では挙げたわけです。この中部地整管内ではこの 3 者だったかなあと思うんですけども、課長さん、そうなんですかね。ほかにもございましたかね。長野県ではこの 3 町村が挙げさせていただきました。飯島町の提案はですね、この 153 バイパスが 4 車線でリニアまで、リニアの駅まで貫通させた暁に、リニアで降りたお客様がどのような交通網を使って伊那谷に入ってくるかと、こういうことを想定した中で、4 車線の 1 車線は専用自動運転専用の路線をつくっていただこうと、そして、この自動運転バス、公共バスを使って、各市町村に道の駅がも

うできるだろうと、各市町村とも、1つあるいは2つできるかもしれません。そこを起点に自動運転がリニアの駅から辰野までずっと北上し、各道の駅でとまりながらお客様を降ろし、あるいは乗せて、今度は辰野からリニアの飯田の駅まで、今度南下していくと、これも、こういう山手線みたいな北回り南回りの自動運転の路線が各道の駅を駅にしながら未来の交通網ができたらいいなあ、その中で、飯島町は2つ駅があるんですけども、今回の提案は、田切の駅を中心にして、今度は飯島町の中で自動運転をどのように走らせるかと、こういう提案をさせていただきました。中山間を狙っておりますので、田切の駅から日曾利に向けてのコースで私どもは提案させていただいたところでございます。残念ながら我々の計画は実験には上がらなかったんですけども、一つの提案としてですね、この伊那谷の153号バイパスという広い範囲で自動運転を考え、道の駅を各停留所にして、こういう提案を私どもが、そういった俯瞰した提案は私どもだけだったわけでございます。こういった考え方が、今回153号バイパスを本郷から飯田のリニア駅まで4車線でバイパスを整備しようっていう一つの大きな理由が、この自動運転バスを走らせる、各道の駅を停留所にして各町村をつなぎ、そこから町村内の自動運転の山間地に繰り出す、こういう計画が、国交省もその計画で進めてこようと、そうでないとですね、なかなかその153号バイパスを本郷から飯田の駅まで拡張するという理由がなかなかなかったわけでございます。先見が悪いんですけども、交通量が少ない等でですね、すぐやろうっていう、県の建設事務所にしましても、国交省にしても、それだけの理由ではなかなか腰を上げなかった。しかし、10年後を見据えた自動運転バス、このような計画はどうかといったときには、それは十分検討に値する課題であるということで、大きな部分の今アドバンテージをいただいてると、問題提起のアドバンテージをいただいているということでございます。これを中心に、今後、新しい交通インフラの整備がされていくことと願っております。語る機会をいただきまして、ありがとうございました。

竹沢議員

ぜひ実現するといいかと思えます。

もう一つ、質問要旨1－6であります。これは以前にも質問したことがありますけれども、JR飯田線へスーパー「あずさ」の3両乗り入れについてであります。飯田線は、飯島駅を含め町内では5つの駅がございまして、町内では大正7年に開業して100周年を迎え、以前に私提案した記念事業も今回の予算では107万円予算化されておまして、評価するものであります。本来はオメガカーブとアルプスや田園風景を楽しんでいただくローカル線としての魅力がある路線でありますけれども、一方でスピード感も必要になるのかなあということで、以前もこのスーパー「あずさ」単車両乗り入れについて提案したりしましたが、他の市町村などとも連携して、その後の見通しについていかがでしょうか。町長、お尋ねします。

町長

特急「あずさ」のJR飯田線への乗り入れにつきましては、毎年、上伊那広域連合を通じまして長野県が事務局となっております中央東線高速化促進広域期成同盟から国及びJR東日本への要望活動を行ってきているところでございます。現在のところ飯田線への乗り入れはされない状況でございます。今後も引き続き努力してまいりたいと思っております。

竹沢議員

それでは、次に質問項目2に入ります。平昌^{ピョンチャン}オリンピックは、我が国過去最高の13の

メダルを獲得、本長野県も3人の金メダルを獲得であります。また、カーリングの女子は銅メダルを獲得いたしました。「そだねー」は、ことしの流行語大賞にノミネートされるのではないかというふうに思っております。また、引き続くパラリンピックは9日に開会したところであります。先日、NHKのテレビを見ておりましたら、男子のパラリンピックのホッケーの皆さんは岡谷市で練習を重ねておりまして、岡谷市の社会福祉協議会の職員の人が中心になって支援をしております、その輪が広がっておるということでありまして、メダル獲得をぜひ祈るものであります。さて、文部科学省は、2020年オリンピック・パラリンピック開催を契機にですね、障害のない子どもとある子どもが競技者スポーツ体験などを行う障害者理解、心のバリアフリーと申しますか、いわゆる特別支援教育を行うように指導しとるわけでありまして、この課題について飯島町は今後どのように推進していくのかについて教育長にお尋ねいたします。

教 育 長

御指摘のありましたことし開催されました平昌冬季オリンピック、それから現在開催されておりますパラリンピック、こういった競技から多くの感銘を受けた、あるいは受けているということは記憶に新しいところであります。東京オリンピック・パラリンピックの開催を2年後に控え、会場整備、各種競技の選考会など、国内で機運が高まりつつあります。それを契機にした障害の有無を問わずスポーツ体験などを子どもたちが行うことは、障害者理解を促進するとともに、多様性を尊重し、おのおのの適性や能力等に応じてする、見る、支える、調べるなど、さまざまな形で特別支援教育を推進することができます。町としましては、国や県教委が今後さまざまな方針や具体的な案を示してくると思いますので、そういったことを注視しながら、各学校児童生徒の状況あるいは特性を踏まえ、どのような教育的な効果が見込まれるかなど、先に取り組んでいる市町村の例などを参考にしながら、小中学校と連携してオリンピック・パラリンピックに関する教育を研究してまいりたいと思っております。既に今年度、具体的な取り組みの一つとして県内出身のパラリンピックの選手をお招きして講演をしたり、あるいは児童と交流をする計画をしている学校も町内にございます。こういった事業の成果あるいは課題等を町内の各学校で共有しながら次の手を考えていきたいというふうに思っています。ただし、東京大会がゴールになるというわけではなく、思いやり、あるいは多様性を尊重する態度などについては、常日ごろから授業などを通じて子どもたちにしっかり根づかせていきたいと、そういうことが重要な点というふうに思っております。

竹沢議員

ただいま答弁いただいて、そのオリンピックを契機ということじゃなくて、日ごろから取り組んでいく必要があるんだということで、具体的な県内パラリンピック選手の講演ですか、そういうのもおやりになるということでありますので、ぜひ、こうした課題について、お互いの相互理解を深める心の優しい子どもたちの育っていくように前向きの取り組みを求めるところであります。

次に質問項目3であります。町民有志が昨年から研究を進めてきておりますところの仮称ひなどり奨学基金制度についてでありますけれども、今後、NPO法人を立ち上げて、次年度、大学受験を目指す町内の高校生を中心にして、いわゆる低所得を理由に受験を断念する方の、特に受験と入学準備にかかる費用をですね、心ある町民の皆様と呼びかけて

基金を造成して奨学金を支給するという制度でありまして、この3月28日の日に理事会総会を計画しておるところであります。この制度がもしできるということになりますと、現在、国のほうでも給付型の奨学金制度が動き出しておりますけれども、自発的にこの資金を自分たちで集めてやるような制度がもし立ち上がるということになりますと、日本で初めての制度になるのかなあと思うところでありまして、私もこの制度設計にかかわってまいりましたけれども、ここにおいてNPO法人を立ち上げるために運営規定の作成などが必要になってくるわけであります。そういう形の中で、今後このひなどり奨学基金創設に当たりまして、町として、例えば各高等学校への制度のPRですとか、この運営規定を立ち上げ時につくらなきゃいけませんもんで、顧問弁護士もおりますが、そういう人に相談していただいて御指導いただけたらとか、いろいろなことを含めての後方支援をぜひお願いしたいと思つとるわけでありまして、この件について協力いただけるかどうか、教育長のほうから見解をお尋ねいたします。

教 育 長

ただいまお話のございましたひなどり奨学金につきましては、さまざまな面で情報共有をさせていただいております。入学前の奨学金という仕組みは画期的な取り組みだというふうに思っております。御指摘にありましたとおり、大学入学に関しましては、国の奨学金制度も徐々に整ってまいりました。ただ、入学までの経費についての手立ては十分とは言えない状況であります。高校3年生のときに何回も受ける模擬試験の費用、あるいはセンター試験や大学入試の受験料、それから合格が決まった後のアパートの費用や生活用品の購入、入学料や授業料、あるいは教材購入費などが入学前に必要となってきます。国公立大学でも入学時には入学料と半期分の授業料、通常50万円以上かかるということになります。学生寮の利用というような工夫もありますが、それでも総額にすれば70万円以上の出費はございます。ましてや東京の私立大学へ進学するということになると150万円程度の出費は予想されるところであります。これらの出費を考えて大学進学をあきらめるという場合もあります。各種の奨学金制度や入学時の一時金に関する奨学金もありますけれども、ほとんどが入学後に支給されるものでありまして、入学前には間に合わないという状況であります。学資に関するローンもありますが、家庭の収入によっては、そのローンも受けられないというケースもございます。この時期の奨学金を給付されるということは大変子どもたちにとってはありがたいことだと思います。また、地元でこのような制度を利用し大学進学をするということは、ふるさと飯島への思いを寄せる契機にもなり、地元への郷土愛を深めることになるというふうに承知しております。この基金は民間の皆さんの財産ですので、教育委員会が事務を行うということではできませんが、今お申し出のありました引き続き御相談いただいたり、可能な範囲で該当者に周知したり、広報に努めたりという后方支援をしてまいりたいというふうに思っております。

竹沢議員

今、教育長から御答弁いただきました。町長にお尋ねします。こうした制度ですけど、要するに、原資は町民の皆さんに出していただいて、それを一定の金額を受験する子どもたちに寄附します。ざっくりその数字は出してないんですが、日本は今、6人に1人かな、生活困窮者がいるつつうことで、国のほうでも言ってますけど、要するに生活が苦しいがために学問を断念しにやいかんということはずいわけでありまして、そういう意味で、

救済しようと、それから、今、教育長の答弁にありましたように、今ある制度、入学した後に給付されるものが多いんですけど、入学の準備のときに、低所得の人たち、銀行でお金を貸してくれない人たちに救済するということにその目的があるわけです。そして、一旦給付した後にですね、ざっくり、その大学卒業して新しい職場へ就職して一定の年数経過した段階で、今度はその方、給付をいただいた方が親鳥になって、また次の世代をやってくちゅう、そういう循環型の制度設計で考えております。こういう制度をできたら立ち上げたいと思っておりますが、町長の所見をお伺いします。

町 長

町民の有志による教育振興の一つの方法、それぞれの方々の浄財をもって教育振興に充てようと、こういう崇高なお考えに非常に敬服するところでございます。今お聞きしますと、それが循環型で将来に向けて、それが理想の形、将来を望む、そういう形だということをお話ししていただきました。ぜひ、この飯島町が全国に先駆けてですね、こういう新しい取り組みっていうのが、やっぱり注目されるかなあというふうに思っております。ほかに、町民の皆様方からですね、本当にその浄財をもってまちづくりに協力していただいている方が非常に多くあります。そういった方々にも改めて感謝申し上げる次第でございますけれども、改めて、この教育について、今まで行政ができなかった部分をですね、取り組もうということについて、大きな期待を持っておるところでございます。ぜひ成功させていただきたなというふうに思うところでございます。ありがとうございます。

竹沢議員

続いて質問項目4に入ります。細かいことの提案で恐縮ですが、認知症予防に音楽レクリエーション普及を提案いたします。質問要旨4-1でありますけれども、認知症予防や健康づくりのため、音楽に合わせて体を動かす、いわゆる音楽レクリエーションの普及を町で行うべきかと思います。平成30年度介護保険特別会計予算でも日常対策などに重点を置いた予算編成がされておるところであります。さきに開催された飯島町社協主催の社会福祉大会におきまして伊那市在住の歌手 春日くに子さんを招いて昭和時代の歌謡曲に合わせて歌や体操や踊りを加えたレクリエーションがありまして、私も体験したわけですが、簡単にできて楽しかったです。この音楽レクリエーション普及につきましてはサポーターが必要なんですけれども、現在、社会福祉協議会の職員数名、それから町民の皆さんで養成講座を受講してサポーターが数名誕生しておるところであります。そこで、この音楽レクリエーションを普及すべきと考えますけれども、町長のお考えをお尋ねします。

町 長

歌を歌いながら体を動かす音楽レクリエーションは、脳を活性化させ、身体機能を維持、改善する効果と不安やストレスを軽減させるリラックス効果があり、どなたでも気軽に取り組める介護予防で、仲間同士の交流から地域コミュニティの活性化にもつながる大変いい取り組みであると感じております。現状等につきましては課長より説明させていただきます。

健康福祉課長

では、よろしくお願いいたします。議員さんおっしゃれたとおり、ことし上伊那で行われました元気づくり支援金を活用した音楽レクリエーションのサポーター養成講座、こちらには飯島町からも多くの方、民生委員さんやボランティアさん、社協の社会福祉協議会の職員等が受講しまして、受講証をいただいて、今サポーターの活動を始めていると思ひ

ます。特に、現在、町の中では社会福祉協議会のほうでサポーターを中心に普及を行い始めております。生きがい活動教室や生きがいサロン等、高齢者の皆さんの集いの場で音楽レクリエーションを行っています。また、先ほど申されたように2月18日の社会福祉協議会主催の大会でも大勢の皆さんに体験していただきましたが、3月25日のやらまいか講座でも、また同じ音楽レクリエーション講座を開催する予定となっております、こちらのほうを推進しています。今後も社会福祉協議会やサポーターの皆様と連携しまして、誰もが笑顔で取り組める介護予防の一つとして音楽レクリエーションの普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

竹沢議員

既にお取り組みいただいておりますけれども、質問要旨4-2であります。最後の質問ですが、具体的に、この普及するためにはですね、若干カラオケセット的な音楽機器が必要になってくるわけでありまして、機器導入に当たりましては、例えば今年伊那市が行ったように長野県元気づくり支援金に手を挙げてこういう機器を導入するとか、あるいは高齢者福祉の補助金などを活用するとか、そういったような方法を含めて導入すべきかと思いますが、これらの補助事業を取り込んでの導入についてどう考えるか、それから、普及について、ただいまも報告ありましたけれども、社協、生きがいの集いですとか、やらまいかとか、いろいろあるようですが、町内にあるいちいの会なんかでの推進もいいんじゃないかと思えますし、また、せっかくなのでつくりました町おこしソング、これも座ってやる踊りバージョンがもうあるんですけれども、これも含めて普及してく、その音楽、町の町おこしソングもさらに普及してく、こういう両面で取り組んでく必要があるのかなあと思うんですけれども、こちら辺についてのお考えをお尋ねします。

健康福祉課長

現在、社会福祉協議会さんのほうではCDや本を使って音楽レクリエーションを行っています。音楽レクリエーションの専門の音響機械、機器の導入についてでございますが、これは大変高額でございます。元気づくり支援金やその他の補助金を今研究しているところでございますが、なかなか難しいというような状況だというふうに聞いております。今後は、音楽レクリエーションが楽しく元気な地域づくりにつながるよう、いちいの会の全体会の場で開催するなどということを考えておりまして、普及に努めてまいります。町おこしソングの普及につきましては、健幸教室等に出てまいる保健師のほうで座ったバージョンをやったりとかはしていた経過もございますので、こちらのほうもあわせて一緒にやっていければいいかというふうに考えております。また、こちらのほうでございますが、社会福祉協議会に合わせまして町の生活支援コーディネーターと連携しながら進めてまいりたいと思っております。

竹沢議員

それぞれお答えいただきまして、町長のほうからも必要性については十分理解していただいたところであります。いずれにいたしましても、2025年になると団塊の世代が75歳になっちゃうわけで、ここが大きな節目になるわけでありまして、そういう意味で、町内の高齢者もどんどん増えちゃっていくわけですが、いずれにしても、こういうものを取り組みする中で、お年寄りの方が健康で長生きしていただくことを心から願って、今回の一般質問をこれで終わりにします。

議 長	ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。
休 憩	午後 0 時 0 0 分
再 開	午後 1 時 3 0 分
議 長	会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 5 番 橋場みどり議員。
5 番 橋場議員	通告に従いまして質問いたします。今回は、「1、文化財の保護について。」「2、田舎の底力を問う。」「3、災害対応型自動販売機の設置・災害協定の考えは。」「4、災害時の避難所に、ダンボールの間仕切り・段ボールベットの早期災害協定を。」の 4 件をお願いいたします。 「1、文化財の保護について。」この質問は、承諾を受けた上での質問でございます。お願いいたします。1－1、新聞報道などで飯島氏の後継者なしが報道された。そのことで貴重な文化財資料が町から離れてしまうことを町長、教育長はどう受けとめられたかお尋ねします。文化財は、人々の暮らしや生活の中で生まれ、伝承されてきました。地域を理解するためのきっかけとなるものです。文化庁では、 文化財は、その所在する地方の文化と密接な慣例を有するもので、その保存及び活用を図ることは地域文化の向上、発展に極めて重要なことであるから、その区域内にある文化財の保護は、その地方公共団体の本来的任務でもあります。多くの地方公共団体は、その区域内に存する文化財で国指定以外のものの保護を図るため、文化財保護条例を定め、それに基づいてその地方にとって価値のある文化財を指定し、保存と活用を図る。としています。飯島町では、昭和 41 年に文化財保護条例を定め、現在 34 件が町の指定文化財に指定されています。町は、ことし伊那県 150 年を迎えます。ところが、飯島氏、飯島の歴史からその歴史をひもといて、伊那県 150 年までの歴史をひもといてきた飯島氏の所蔵資料が新聞報道とかテレビの放映で後継者なしということが流れました。私は、どうなってしまうのかと大変驚きました。飯島さんと保存団体である顕彰会会員の方にお話を伺ったところ、後継者がいないことを喫緊の課題として末永い保存と展示施設の確保を町へ要望してきたそうです。このことは久保島議員も一般質問で何度かされております。しかしかなわず、飯島さんは自身の時間が限られてきたことを感じられ、「もうこれまで。」と、顕彰会の皆さんにも相談せずに長野歴史館に寄託されてしまったとのことでした。飯島さんには断腸の思いであったことと察しられます。顕彰会の会員も残念な早まった行為に大変驚いています。今さら仕方がないことですが、何か方法がなかったんではないかとほんとに悔やまれるわけです。700 年の時をかけた悠久の歴史を持つ飯島氏の所蔵資料が町外に託され、町から遠く離れてしまうことになった、この状態を町長や教育長はどのように受け取られたかお尋ねいたします。
町 長	御質問にお答えいたします。飯島紘さんは、今から 800 年以上前にこの地におこったとされる武士、飯島氏の 29 代目に当たるそうでございます。飯島家には、江戸時代や明治時

	代の古文書を中心に、戦国時代の飯島氏にゆかりの資料も伝わってきたとのことでございます。この資料は、このたび長野県立歴史館に寄贈をされたとお聞きしています。町内からなくなるのは甚だ残念ではございますけれども、よい環境で保存されることになりますので、よりよい選択をされたのかと思っておるところでございます。
教 育 長	お話にありましたこの歴史的な資料につきましては、まず第一に、その価値が失われなように保存されるということが大切だと思います。次いで、その資料の研究あるいは展示などに活用されてこそ価値を発揮されると思っております。県立歴史館は、県が運営し、保存環境や研究体制は町よりは充実しております。そういった面では、長野県歴史館で保存されるということをお聞きして安心もしているところでもあります。なお、町で展示、あるいはそのほかに利用したいというような場合には、県へ借用をお願いしてまいる所存であります。
橋場議員	今、町長、県のほうに寄贈と言われましたけれども、寄託です。ちょっと寄贈と寄託とは多少違いがありますので、寄託ということで、私は、まだ何らかの望みはあるのではないかなというふうにも期待してるところでございます。確かに県のほうに預ければ保存状態もよく安心になるかと思いますが、決してこれは、飯島さんを初めとした顕彰会、それから飯島の住民も望んでいたとは思えません。教育長は、この飯島氏の所蔵資料が町の保存に指定されているかどうかということ御存じでいらっしゃるのでしょうか。
教 育 長	貴重な資料を所蔵されているということは存じておりますが、町で何かこの調査をして、その歴史的価値とか量がどれくらいあるかということを教育委員会が把握しているということではございませんでした。
橋場議員	把握されていないんですよね。町にはですね、教育委員会が委嘱している8名の調査委員がいるわけです。その方たちが、今回ですね、これを文化財にも指定もされていないんですよね。飯島さんのところに何度も調査に行かれているそうなんですけれども、これが文化財として指定されなかったんです。顕彰会の方たちとか、町長が行かれたかどうかわかりませんが、奥出雲町に行かれたことがありますよね。そのときにもですね、出雲大社の宮司さんから飯島さんは大変な歓待を受けられたそうです。そのことを見ても、ちょっと普通ではないなということが思われると思うんですけれども、地元の方たちも「宮司さんがそんな直接接待をするなんていうことはあんまりないことだ。」というふうに言われていたということもお聞きしております。そんなことを見たりしましてもね、飯島さんの文化財のその資料は本当に貴重なものだと思うわけですし、今度の長野歴史館のほうでも「これは個人の所蔵品のものではない。」と、「それ以上の価値のあるものである。」というふうに言われているそうです。そういったものをですね、教育界の中、教育委員会が委嘱している調査員、調査委員の方がわからなかったのかと、じゃあ、わからないような方が調査委員になっているのでしょうか。8名の調査委員っていうのは、どういう方たちがなられており、また、それはどういう調査の方法をし、調査されてそれが文化財に指定された場合には、町はどんなふうに活用しているのか、そこの辺をお尋ねいたします。
教 育 長	町の文化財調査委員の皆さんは、その文化財について見識の深い方たちであります。文化財に指定するときは、何らかの推薦等で教育長が文化財調査会にお諮りして、答申を得

て教育委員会で決定するという段取りを踏むことになりますけれども、文化財調査委員としても貴重なもののリストは文化財に指定しなくても持つてはいるわけですが、やっぱり所有者のお考えだとか、その歴史的な価値ということがある程度はつきり確定して、そういう段取りを踏むことになりますので、文化財調査委員の方々は、その歴史的な価値について御存じだとありますけれども、実際、その個人で所有されているものをこと細かに調査して、これがどういうところまではなかなか、その所有者の意向等もあつてなかなかできかねていたということはあると思います。

橋場議員

所有者の意向というふうに今言われましたけれども、所有者は町に何とか保存してほしいという気持ちが非常に強かったと思うんですけれども、それで何回か町のほうにお願いに行っているというお話でした。そういうところからも、非常に意向が高くて、町に何とかしてほしいという思いも伝えられたと思うんですけれども、そのところは、もうお考えにならなかったんでしょうか。

教 育 長

量も大変あると思いますので、既存の歴史民俗資料館等に保存するには、多分、その手狭で、その保存もできないということであつたと思います。また、新たなその施設をつくるという状況ではなかったために、また、それは町全体の中で考えなければいけないことでもあると思いますので、そういった御要望にはお応えできないできたということはあると思います。

橋場議員

今のお答えの中でね、大きな施設の建設は、まあ考えられないということは以前の久保島議員の質問のときにでもお答えになっておりました。それで、だけれども「知恵を絞って考えていきたい。」というふうにお答えになっているんですよ。その知恵を絞っている間にこういうことになって、歴史館のほうに寄託をされてしまうということになったわけです。そして、その後にはですよ、その後、今になってようやく、そのテレビで放映されました「伊勢物語」、あれをデータとして、写真に撮られ、データにして飯島さんのところに届けておられるわけですよ。これっておかしくないですか。例えば、そういうことがあつたんなら、いろんな方法があるわけですよ。今。本当に経費のかからない、そういうデータにして残すとか、例えばクラウドファンディングでお金を集めて、じゃあ、そんなに大したものでもなくてもいい、ささやかでも保存できるような施設をつくるとか、そういうことがあつてもよかったと思うんですけれども、そういう知恵が絞られてなかった、絞る暇がなかったんですかね。絞られないままに、もう寄託されてしまった。これ、本当にね、残念に思うんですよ。調査員がいながら、そこまで調査をして、何とか残そうという飯島さんの気持ち、そういうところにも何かこう、惻隱の情っていうんですかね、そういうものはなかったんでしょうかね。知恵を絞っていたんなら、その知恵はどういうふうに出てきたんですか。こういうふうな結果として出てくるわけですか。

教 育 長

この歴史的な資料を保存、展示するには、やはりオリジナルなものをきちんとした形で保存できるという形が望ましいと思います。普通の施設にただ並べておくということは決していいことではないと思います。文化財の委員の皆さんは、そういったことも含めて、歴史的な価値を認めつつも、ただ、そういう収蔵施設がないと、今、知恵を絞ってということですが、その空調、湿度等を調節しながら歴史的なものが損なわれないように

していくというところまでは、なかなか施設的な整備ができない状況であったということはあると思います。先ほども申したように、どう保存していくかっていうのは、町の文化財調査委員会の意向もありますし、所有者としての御意向もあったと思いますので、そこら辺のところは、どれほどの文化財がどれくらいあったかということは、私も展示されているときに見に行きまして、お話等もお伺いして、貴重なものがあるなということは存じ上げておりましたが、殊詳細に何があつてということまでは、把握は少なくとも私の段階ではできていなかったということでもあります。

橋場議員 貴重なね、資料があるなと思った時点で、じゃあ、それ全部をね、把握しろとは言いませんけれども、じゃあ、これがね、貴重な資料らしいなというものを、じゃあもうちょっと深く調査するということは、じゃあ、されないんですね。じゃあ、大体に表面的に見て、ああ、これは資料になるんだ、これはならないんだというような程度で調査委員の方とかもされるんでしょうか。

教 育 長 飯島にもたくさん旧家がありまして、それぞれのお宅、あるいは土蔵の中に貴重なものがあるだろうなっていうことは想像はできます。それを調査員がありそうだから調査に入るっていうのは、そう簡単なことではないっていうふうに思っています。それが価値があるものかどうかもちろん判断しなければいけません、そういったことになりますと、あのお宅にはありそうだからっていうことで調査員が入り込んでいくっていうことになりますので、そこは非常に、この所有者の意向等も踏まえながらやっていかなきゃいけないところで、慎重にならざるを得ないというところでもあります。

橋場議員 ありそうなものまでね、踏み込んで調べるっていうんじゃないで、出てきたものの中でね、やはりしっかりと調査はしていただきたいなと思うんです。まだまだ、今、教育長が言われたように、本当に今、継承者がいなくて、そういったものがなくなっていくというふうなものがまだ町の中にはあります。そういったものを何とかしたいなというふうに考えておられる方もいらっしゃると思います。そういったところでもですね、少しは調査をしていただいて、町の文化財がなくならないような処置はしていただけないかなあというのが希望でございます。ことし伊那県庁 150 年を迎えることで、子どもにもわかりやすい記念講演をするとおっしゃっていただけますけれども、どうもこれも、そのときだけで終わってしまうような気がするんです。今まで移住してきた、来られた方も、飯島を知りたいから大縁会に参加してみた、それから伊那県ウォークにも参加してみた、だけれども、ただ歩いているだけだったと。そこで飯島のことについての説明はなかったというふうに聞いております。陣屋、陣屋っていうので行ってみたらお宿陣屋だったと、その人に聞いたら、その陣屋ではないんだよということで、陣屋にも行ってみたと、そして誰ともいなくて何もわからなかった、誰も説明してくれる人がいなかったというわけです。住民もそうですけれども、飯島のことを深く理解している方は少ないと思います。文化財を見ることで地域を理解することになるわけで、これから観光に力を入れていくわけですから、住民も観光客に聞かれたら、文化ですとか歴史だとか、そういうことが話せるような知識は持つことも必要だと思うんですけれども、この 150 年の、伊那県庁 150 年を迎えることで、その講演会、またその後のことっていうのは、教育長、どういうふうに考

えられておられるのでしょうか。

教 育 長

ことは、その150年ということで、その歴史の講演会を企画はしております。それは150年ということで、毎年ということではありませんけれども、そういった企画を持っています。町民の皆さんから御要望があれば、学芸員が出前講座に出向きますし、そういったことも可能ですよっていうことはPRをしているつもりです。また、子どもたちにも歴史を伝えるということで、今年度、あるいは今後、その明治維新のころを扱うときには、ぜひ学芸員を呼んで授業に参加させてほしいという話をして、校長先生方もそれを御了解いただいておりますので、できるだけ学芸員が子どもたちに伝えたい。それからPR活動もやっております、まだなかなか外ではないですけれども、西庁舎には伊那県ウォーク150年に関する展示をだんだん充実させているところであります。そういった地道な啓蒙活動といえますか、周知活動をしながら、伊那県の歴史を子どもたちにも伝えていきたいというふうに思っております。

橋場議員

そういう形でしっかり伝えていっていただきたいと思います。町長は日本一周されているので、いろんなところに行かれていると思うんですけれども、萩市の明倫小学校ですね、明倫小学校では吉田松陰の言葉を1年生から6年生まで朝の時間の中で朗読していくというような時間をとっているんですけれども、そこまではしていただかなくてもいいと思いますけれども、学校の中でね、やはり少々の時間を省いてもそういうことを折に触れて入れていっていただければ、また子どもたちのふるさとに対する愛着も違ってくるのではないかなと思っています。まず子どもたち、子どもころにですね、飯島ってどうして飯島ってついたんだろうとか、飯島ってどんな人が住んでてこういう町になったんだろうかっていうところの疑問から始まってくるので、そういうところの、やっぱり学習っていうかをしていっていただきたいなというふうに要望いたします。

それでは1-2の質問です。文化財指定ができるよう準備を整えるべきだと思うが、指定を進める準備、スケジュールがあるのか、教育長にお尋ねいたします。町では2つのアルプスが見えるまち、田舎暮らしなど、観光資源としていますが、多くの市町村が文化財を観光に活用して、世界遺産に登録したりと保存に力を入れております。私は、必要な文化財は積極的に指定して伝統の継承を図るべきであると考えております。文化財に指定されることで保存と活用が進み、それ以前にも増して保存団体や地域のモチベーションが上がり、さらに誇りを持って伝統継承の活動に力が入ります。町内の交流人口拡大を考えた場合も、文化財が活用されることで観光資源となり、チャンスが広がり、地域発展を後押しすることにもつながります。観光の一つの塊です。まだまだ、先ほども申しましたけれども、町には後継者がいなくて消えゆく運命の所蔵資料があります。私は、積極的に調査して指定、保存ができるよう準備を整えるべきではないかと考えています。教育長のお考えと、今後の文化財指定を進めるスケジュールがあるのか、保護していくということに特化していただけるのかお尋ねいたします。

教 育 長

文化財の指定につきましては、先ほどもお話がありました飯島町文化財保護条例、これで第6条の中に「町の区域内に存する文化財のうち重要なものを指定することができる。」というふうにされています。昨年度は、この議会でも御指摘がありました七久保の慈福院

の桜について今この指定作業が進んでいるという状況であります。ただ、文化財に指定されたということだけで、例えば何らかの補助が出るとか、保存状態を町が面倒見ていくということではなく、基本的に文化財として町が指定するという作業になります。ですので、先ほど申しましたけれども、所有者等の同意も得ながら進めていくという作業になります。手順につきましては、先ほどお話ししましたように、文化財調査委員としてもリストを持っておりますし、その中でいろんな調査とか議論の中でいいものであれば、教育長が諮問して、調査委員会で答申をしていただくという作業であります。なかなか時間がたってきていますので、非常に貴重な——貴重なという、文化財に貴重かどうかということとはちょっと難しいと思いますけれども、ある程度のものはもう指定されてきておりますので、これから発掘されるもの、あるいは天然のものについては十分調査しながら進めていきたいというふうに思っています。

橋場議員

しっかりとですね、やっぱり調査して保存をしていつてもらいたいと思います。今回のことのように、やっぱり歴史館に預けてしまう、町じゃあそれを展示したいときにはお借りしてこななければならないというような、そういうみつともない事態にならないように保存をしていつていただきたいと思います。

それでは、2－1番に行きたいと思います。2番目「田舎の底力を問う。」です。町長はですね、就任以来、田舎の底力ということをおっしゃっておりますけれども、田舎の底力とはどこを言うのかということでお尋ねいたします。今言いましたように、就任来、田舎の底力ということをおっしゃられるんですが、どうも最近ですね、私は、町長はイベントをすることが底力なのかなと思えてしまいます。町長は歴史に造詣が深く、歴史を交え熱く語られるお話には、本当に聞きほれてしまいます。町長の新年会でも「150年前の明治の夜明けは南から始まった。リニア新時代も南から始まる。これは非常にダブる。」と伊那谷の連携を熱弁されました。私も、それ以来というか、就任来の町長のお話や新年会のお話を聞いていますと、吉田松陰の草莽思想がダブってくるわけです。リニア新時代に向けて草莽くつきせよと、住民一人一人の力が必要だと、一緒に頑張ろうじゃないかと、それは私もそう思います。そういう町長のね、お話を聞いて頑張っていこうと奮い立った住民もいますよ。でも、長年かけて、こうした貴重な資料を掘り起こしたり、町長も普段から言われてますよね、町にあるものを掘り起こしていこう、いいものを掘り起こそうと言っているがこういうことになってしまうということで、非常にがっかりしてしまいました。この地で生まれたものの歴史だとか努力、歴史とともに生きてきた生活が抜け落ちてしまったと思えてしまうんです。800年のときは一瞬に過ぎないのでしょうか。1羽のツバメが来ても夏にはなりません。1日で夏になることもないわけです。歴史とともに生きてきた先人たちの知恵や技を受け継いできたことが底力となってきたと思うんです。文化財を失うことは町の力が弱くなったというふうにも思えてしまいます。底力が緩んでしまったというふうにも思えてしまいますが、町長の言う田舎の底力とは何でしょうか、どこを言うのでしょうか、お尋ねいたします。

町長

田舎の底力とは何ぞやと、こういう御質問であります。けれども、先ほどの文化財の保護のことも根にはあるのかなあと、これも絡めた質問なのかなというふうに思うところで、

一概に田舎の底力だけ語ってはいけないのかなというふうにお察し申し上げるところでございます。この文化財の先ほどの件につきましてはですね、確かに文化財の委員さんが、これは当然御見識のある方々がその調査に当たり、文化財にしようということの中で研究されておるわけでございますから、まずもって、その方々に敬意を払うことが大切だと思っておるわけでございます。飯島町各所にいろいろの文化財があろうかと思えますけれども、そういった指定についていろいろの段階があるんだなということを認識しておるところでございます。また一方、そういった貴重なものについては、本当に空調の整った施設等で保存しなければならないということが出てきまして、それを安易に町が預かっても、本当にその価値をとどめておくことができるのかどうかということも不安なところでございます。いっそ、そういった文書、古文書をですね、紙一片も損害、損傷のないように保存する施設をしっかりとつくればよいことでしょうけれども、しかし、今の行政の中でですね、各市町村がそれぞれそういったものを抱える、これは福祉のことでもそうなんですけれども、一つの施設、あればそうは確かにうれしいことなんですけれども、そこまで行けない、こういう、持てない、こういうときには、あるいは連携しながら、4市町村が連携しながらそれに対応したり、あるいは県というところがですね、そういう施設があったら、そこでちゃんとして管理していただくということも、これは一つの方法ではないかなというふうに思うところでございます。また、借りるときに借りればですね、そんなみっともないとおっしゃいますけれども、そういった手法もこれからは理解していかなければならないかなあというふうに考えておるところでございます。それで、田舎の底力についてですけども、これは単なるイベントとおっしゃいました。しかし、そのようなものではなくて、これは底力ですから、見えない部分だったり、これから磨かれるものだったり、そこに焦点が当たっているわけでございます。私がこの田舎の底力を多用したのは一昨年でございます。田舎の底力!!大博覧会ということですね、町民の皆さんが力を結集すれば何かできるんだと、復興への自信を持っていただきたかった、そのためのイベントです。イベントばかりやってるっていうのは、多少、私も憤慨をさせていただかなければならない部分でございます。今は、一年間きちっと研究した中で飯島町の観光にふさわしい、ここで私は観光という言葉を使いましたけれども、一般的な観光地の観光、物見遊山だったり温泉であったり遊園地であったり、そういったものを観光と言ってるわけではございません。観光の本来の姿、皆さん、観光という字を思い出してください。「光を観る」と書くんです。本来、その地域の光るものを見に、見に行った、その地域の光るものを見た、見ていただいた、これが本来の観光の姿でございます。飯島町は、これから本来の観光の姿に向かって飯島町の自然を生かし、文化、生きざま、暮らしを、そういったものを磨き上げて光らせて、多くの方に来ていただく、こういうことを私は田舎の底力と申し上げておるのでございます。決してイベントばかりをやっているわけではございません。よろしく御理解のほどお願いいたします。

橋場議員

イベントばかりをしているというふうに言ったつもりではございませんけれども、そういうふうにとられてしまったので、申しわけございません。ただ、ただですね、やっぱりそのイベントというところが非常にちょっと目立ってしまうんですよ。私の中では。イベ

ントをね、じゃあ企画して、本当に私たちも協力してきました。60周年に向けて頑張っ
てまいりました。やって「ああ、よかったなあ。」っていうふうに思います。そういうところ
の力だということはわかります。けれど、さっきから文化財の話をしていますので、文化財
に絡めますけれども、リニアがね、じゃあ通っても、今朝の新聞でしたかね、きのうの文
化公園の中のお話が少々載ってたんですけれども、新幹線の通るところは通過地点になっ
てしまうと、そこにとどまるっていうことが難しいというようなことが書かれておりまし
た。確かにそうなんではないかなあと思うわけですよ。そんなときにですね、この飯島町
に、じゃあ観光客の方がどうやったらとどまってくれるのかなあというふうに考えたとき
に、やっぱりアウトドアも必要だろう、それから美しい景色も必要ですよ。それから農産
物も必要です。でも、その中にも、やっぱり文化財という、何かそういうもの、文化財も
一つのそういう観光という面では一つの塊です。そういう塊一つ一つが集まったときに、
本当に魅力のある町になると思うんです。そういう魅力のある町だったら、ここに、飯島
に、ああ、ちょっと降りてみようかなあ、見てみようかなあという気持ちになると思うん
です。そのところでね、何か本当に文化財が遠くに行ってしまったっていうことが、し
つこいようですが、非常に私は悔やまれるわけです。確かにいい施設があれば、そこに置
くのが最上の方法です。だからこそ、そこに知恵を絞っていただきたかったわけです。連
携するっていうことも確かに、町長、今おっしゃいました。連携していつていただけるこ
とがあれば、そうしていつていただきたい、そういうところに、こういう方法もあるんじや
ないか、ああいう方法もあるんじゃないかということを、本当に考えていただいた上で、
じゃあ飯島さんとも、じゃあ歴史館、長野歴史館に寄託しようということになったの
であれば、それはそれでいいと思います。でも、そうじゃなかった。何度もお願いしに行っ
たけれども、どういってお話をされたのか、そのところはわかりませんけれども、そうい
うことがね、通じていつていたならば、飯島さんにとってもとても理解ができたことだ
と思います。顕彰会の方もそうだと思います。そういうところがなかったということが非常
に悔やまれているところです。なので、これからの、そうですね、リニアの新時代にどう
やったら飯島町に観光客の皆さんをとどめることができるのかと考えたときに、やはりい
ろんな塊を一つにまとめて魅力あるものをつくっていただきたい、それを町長にぜひ願
いをしたいと思います。いかがでしょうか。

町 長

確かに、この地域の一つの光るものとして飯島氏というものという文化があり、それが
根づいた稲作から伊那県庁につながる部分があると思います。文化財も一つの地域の資源
ではございますけども、文化財だけが資源ではございません。いろいろそれを取り巻く生
活のものすべて、自然、今の生活様式、そういったものも含めてバランスよく紹介してい
くことが大事ななというふうに思っております。今までつくった陣屋の歴史館、ここへも
訪れていただいているように準備をしなければならないなというふうに思っております。

橋場議員

ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

では3番目の質問に行きます。「災害対応型自販機の設置・災害協定の考えは。」という
質問です。現在、公共施設や町の中に自販機が置かれていますが、その自販機の契約更新
時に合わせ災害協定の締結の検討を早期に願うものです。災害対応型自販機は、災害発生

時に通信ネットワーク技術を活用した遠隔操作などによって自動販売機に搭載された電光掲示板に災害情報を流したり、本体に残っている飲料を無償で提供したり、緊急時に自動販売機ならではの機能を活用した支援を行うものです。特に紙コップ式自販機をお願いしたいと思っております。紙コップ式自販機はお湯の提供もできるので、以前、液体ミルクの質問をさせていただきましたが、それと同じように赤ちゃんにミルクを飲ませるとき、哺乳瓶を洗うというようなこともなく、紙コップでミルクを飲ませることができるというのが特長ですので、衛生的にできると思います。そのほか、停電時や携帯電話などの充電が可能となるハンドル手回し式の自家発電装置もついている自販機、そして緊急災害時に排せつ問題を解決するための災害用簡易トイレがついている自販機です。これは、もう赤ちゃんのミルクを飲ませるための紙コップ式自販機と同じように、大変、これはどうしても必要な物となってきますので、お願いしたいところなのですが、自動販売機横に設置されているトラッシュボックスから簡易トイレを取り出し、簡単に組み立てられて、すぐ可以使用できるというものです。仮設トイレ用テントを使用することでプライバシーもしっかり守れて、衛生的に使用することができます。ワンボックスで600人分の簡易トイレが収納されているということです。それから、救済道具がどこにあるのか誰にでも理解できるように自販機のところにガラスを割ったりとか、アスファルトなどを掘削するとか、早期の人命救助の物だとか、脱出を可能とする物が入った災害救助用工具を、やはり自販機のトラッシュボックスの上部に取りつけておくことができる自販機などもあります。いずれも災害時には自販機はすぐに役に立ちますので、早急に、こういう契約の更新時に、あるものからですね、早急に災害協定を結んでいってもらうように要望するものですが、そういうお考えはお持ちになっているのでしょうか、お聞きいたします。

総務課長

それでは、それぞれいろいろな機能を持った自動販売機があるということで、ちょっとお聞きをしたところでございますけれども、現在町内では、飲料水の提供が可能となる自販機につきましては役場で3台、また田切の道の駅のほうでも数台確保ができて設置をしてあるということでお聞きをしております。役場の自動販売機につきましては、やはり遠隔操作によるものと、あと鍵を預かっておりまして、災害時にそういった部分で鍵を開放して飲料水を提供すると、そういった仕組みでできております。また、この設置のときに当たりまして、設置業者とは、AEDの設置ですとか、それから備蓄用の飲料水の提供、また非常食、ビスケットなどの提供につきまして協定を結んで設置をしておるものもございます。こういった部分で、避難所ですとか、また公共施設への自動販売機、とりわけこういった災害対応の自動販売機設置につきまして、それぞれ施設の管理者の判断によりまして、設置業者を選定しながら契約を結んできておるところでございますけれども、こういった部分、これから契約の更新等を迎えるものにつきましては、このような災害時における協定を結ぶことを念頭にですね、業者を選定していくことも必要ではないかというふうに思っております。また、現在、自動販売機を設置してあるところでございますが、やはり更新時のときには、こういった部分での対応の自動販売機につきまして、ちょっと検討を要請をしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、いろいろ、そういった機能がありますので、こういったものが可能か、こういったものだったら置いてもらえる

	かということをですね、研究をしてまいりたいというふうに思っております。また、町が管理する以外での施設における自動販売機等もございますので、そういった部分につきましては、また施設の管理者等へ情報提供しながら働きかけも行ってまいりたいと思っております。
橋場議員	今その自販機ですね、鍵を預かるっていうのがあったんですけども、町は、その鍵はどういう方が預かっているのでしょうか。
総務課長	具体的には役場の庁舎の周辺にあるものでございますので、総務課の危機管理の係のほうで預かっております。
橋場議員	わかりました。では、災害時のときにはですね、そういうことが本当にすぐに対応できるように、また研究していただきたいと思います。
	4番目の質問なんですけれども、「災害時の避難所に、段ボールの間仕切り・段ボールベットの早期災害協定を。」という質問でございますけれども、これは、先日、第3回の防災会議がございました。そのときにですね、やっていただけるというお話をさせていただきましたので、この4つ目の質問は取り下げます。以上で質問を終わりたいと思います。
議長 1番 本多議員	1番 本多昇議員。 それでは通告に従いまして2件の質問をいたします。1番目の質問です。「平成30年度予算について」です。予算概要の平成30年度予算編成について書き出しを読みます。 地方財政は、少子高齢化と景気回復の実感を伴わない経済情勢でありながら、慢性的な課題である財源不足や社会保障費などの自然増などさまざまな問題を抱え、財政運営は依然として厳しい状況にあります。 こうした状況の中、平成30年度の予算編成は、後期基本計画及び現町政の3年目を迎える中で、町の将来像「人と緑輝くふれあいのまち」を目指して、「風通しのいい行政」「儲かる飯島町」「田舎暮らしランキング日本一」へのチャレンジする予算を引き続き重点施策、3本の柱に据え、住民要望等を総合的に判断する中で創意工夫をしながら後期基本計画また地方創生総合戦略に基づくまちづくりを着実に進めるとともに、組織機構改革を踏まえ、飯島町行財政改革プランを推進するための取り組みも踏まえて予算編成を行いました。 また、予算の多寡にかかわらず、上記3項目に関連する事業を最優先とし、基本計画に掲げた3つの重点プロジェクトや継続事業についても確実に実行できる予算としました。 となっています。29年度との違いは、「創意工夫をしながら」の後の「各種補助事業等を活用し、」が抜けているだけで、あとはほとんど同じです。同じ内容でも構わないと思いますが、一番重要な部分であると思われる「各種補助事業等を活用し、」をなぜ除いたのか、質問要旨の中にはありませんが、予算編成についての関連ですので、予算編成についてのどこかで真意をお答えください。「各種補助事業等を活用し、」がなかったので財源は足りるか心配しましたが、町長の施政方針で「各種補助事業を活用し、創意工夫をしながら予

算編成を行いました。」とのことでしたので非常に安心したところです。それでは1－1の「予算編成について」質問します。1から4までは何回も質問しますので、詳細説明は簡単にして一括して質問します。一括してお答えください。「①28年度の特別会計も含め不用額を検証したか。」28年度の不用額を見ると、当初予算額の減額補正額3億円あるので7,900万円の不用額と少額になりました。従来の不用額に戻りましたが、3億円の減額補正は余りにも多いのではないかと考えております。特別会計においても一般会計からの繰出金が特別会計の予備費として留保されてますので、これを検証して予備費を減額すれば、繰出金減額はまだまだ可能だと考えています。28年度の特別会計も含め、不用額を検証しましたか。「②29年度予算執行状況を精査したか。」経常経費部分において前年度決算を検証し、さらに当年度予算執行状況を検証し予算編成をすれば、経常経費の不用額は少ないはずです。経常経費の不用額は毎年2,000万くらいあります。29年度予算執行状況を精査しましたか。「③当初から計算できる委託料・負担金を精査したか。」28年度3億円減額補正の中に委託料が2,600万、負担金等が1億円あり、これは当初から計算できるものであると考えております。当初から計算できるものはきちんと精査しましたか。「④一般的な経常経費項目を2％カットしてみましたか。」予備費を除いた不用額を予算現額から翌年度繰越額を差し引いた額に占める割合を計算すると、21年度～25年度は1.5%、26年度が2.1%、27年度2.3%、28年度1.5%となっていて、不用額の占める割合がほぼ同じです。予算編成は前年度を基準として単純に編成しているように感じますので、特殊項目を除き、概算要求から単純に2％カットすることを提案しました。一般的な経常経費項目を2％カットしてみましたか。以上、1から4まで一括して質問しました。一括してお答えください。

町 長

お答えいたします。平成30年度の予算についての御質問で4項目いただきました。平成30年度予算につきましては、施政方針で申し上げましたとおり、各種計画に基づき補助事業を初め交付税措置のある有利な起債や特定目的基金の活用など、効果的な財源を検討し、創意工夫しながら予算編成を行ったところでございます。まず新年度予算編成における28年度各会計の不用額の検証についてですが、不用額の大きい事業、執行率の低い事業に該当する事業の洗い出しと聞き取りを行ったほか、各所管課からの予算要求段階での精査、また予算査定の段階において確認しながら作業を進めてまいりました。また、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計や介護保険事業特別会計では当該年度中における保険給付の支払いに備えることに留意し、また公共下水道事業特別会計や農業集落排水事業特別会計、水道事業会計では各会計の経営戦略計画に基づき独立採算性による黒字経営とある程度の余力の確保に留意しながら、予算編成段階においても不用額の検証を行っております。次に新年度予算編成における29年度予算の執行状況の精査についてでございますけれども、先ほど申し上げました28年度の各会計における不用額の検証と同様、各所管課からの予算要求段階での精査、また予算査定の段階において確認しながら作業を進めてきたところでございます。次に新年度予算編成における当初から計算できる委託料、負担金の精査についてでございますけれども、委託料、負担金につきましては、現在行っている業務内容の精査や見直しを初め、必要に応じて参考見積もりを行うほか、各種団体に対する負担割合の確認、精査、各種イベントなどは事前照会などにより確認や積算を行ってお

ります。こうした所定の査定を経て各所管課から予算要求がなされ、予算査定の段階においては執行状況を確認しながら予算編成作業を進めてまいりました。最後に新年度予算編成における一般的な経常経費項目を2%カットの実施でございますけれども、過去には経常経費の一部について何%削減といった数値を設定して予算編成を行ったこともございます。しかし、今日における行政ニーズの多様化により業務事業が増大しており、各事務事業の内容や規模が異なることなどから、数値目標の設定による一律削減の方法によらず、2つ項目があります。1番、実施計画を上限にすること、2番目が無駄を省き効率的な事務事業の執行等を前提とした予算編成をすること、これを基本として個別事業の細かい内容は査定段階で確認しながら作業を進め、総額の抑制に努めたところでございます。以上、4項目についての注意事項、留意点、実施したことを御報告いたしました。

本多議員

大変わかりました。それでですね、30年度予算の公債費予算の関係で単純に計算できる長期債利子について、27年度が800万、28年度が1,200万、29年度が1,000万の減額修正がされてましたので、注目してこの場所だけ見ました。そしたら前年度予算より2,500万削減されてましたので、ああ、これは検討してくれたかなと非常に喜んでおるところです。

それでは⑤に移ります。繰越金6,000万、予備費2,000万、4年間同額であります。同額にするためには歳入歳出の調整が必要と考えております。調整した項目は、また6,000万と2,000万の根拠はの質問です。予算編成は、最低限必要な義務的経費を中心に編成し、歳入見込みから継続事業の拡充、新規事業などを計画して編成していると思います。歳入の繰越金6,000万、歳出の予備費2,000万を固定して4年間予算編成を行っています。繰越金が多くなっている状況がわかっていて、30年度も6,000万の繰越金で予算編成を行ったことがちょっと疑問に感じております。住民が要望する事業はたくさんあります。必要な事業があれば、先送りせず、限度はありますが、繰越金を増額して対応してもいいのではないかと考えています。まことに単純な質問で申しわけありませんが、6,000万2,000万と数字がゼロで終わってきれいですので、どの項目で調整しているのか、また6,000万2,000万円の根拠もあわせてお願いします。

企画政策課長

それでは、御質問のありました繰越金と予備費における調整項目と予算額の根拠につきまして、それぞれ費目ごとお答えをさせていただきたいと思います。まず繰越金についてですが、予算編成時点において会計執行状況を確認するとともに、年度末までの会計執行を見通し、また予算割れしないように配慮しながら確実な数字を予算計上してまいりました。なお、この繰越金は市町村予算においても極力控えめに見積もることが一般的でありまして、近年における管内各市町村の予算規模についても調査、確認をしてきたところ、おおむね1~3%台で推移しておりまして、飯島町の場合は1.3%で、おおむねこの域にも入っておるところであります。もう一つの予備費の関係であります。これまでの予備費の運用状況を考慮する中で予算外の突発的な事案に対応できるよう最低限必要な金額として予算計上を図ってまいりました。したがって、それぞれの費目につきましては、予算規模や会計執行状況の精査、実施計画を踏まえて予算化しており、その結果として同額となったものであります。また、それぞれの費目の予算化に当たり、項目の調整は特段

行っておりません。

本多議員 私に聞きたいのはですね、聞きたかったのは、6,000 万という数字がぽこっと出るということは、どこかの項目で調整しなければ6,000 万という数字にはならない。本来ならば、ここが6,100 万とか6,111 万5,000 とか、そういう形になって出てくるのが普通だと思うんですけど、そのはばをどこで調整したかをちょっとお尋ねします。

企画政策課長 あくまでも、その執行状況を見通した中で積算しておって、その100 万とか、そのはばをどこかで調整したというものではございません。

本多議員 いや、調整しなければ6,000 万というゼロにはぴしゃっとならないわけだもんで、どこかの項目、収入なら収入のどこかで削ってると思うんだけど。細かくは言いたくないんだけど、どっかで調整してると思うの。その調整した項目をどこかつつうことをただ聞きたかっただけなんだけれども、それはお答えできないのか。

企画政策課長 歳出歳入それぞれ必要な事業費等を積算しております。そういった中で、繰越金についての考え方は今申し上げたとおりであります。

本多議員 俺の言い方が悪いから答えが難しいかもしれませんが、各予算ですね、例えばですよ、議会費が6,838 万2,000 円、総務費が7 億3,209 万2,000 円とか、こういうはばがあるわけ。歳出の関係ね。だから、歳入も、こういうはばで歳入が来てるわけだから、どこかで、それは要するに調整しなければ、例えばですね、町税で調整したとか、そういうことを聞きたかっただけなんですけれども、それもお答えできないのかどうか。

企画政策課長 別項目で調整するというより、むしろ、その金額において調整しております。項目を切り捨てるなりして数字をつくって積算しております。

本多議員 まあ納得、ほかの衆はわかっと思うけれども、ちょっと向こう、行政がわからないと思いますので、これは、質問はこれでしますけれども、要するにですね、必要な事業があれば、先送りせずにですね、限度はあるけれども、繰越金を増額して、例えば町長はこの事業をやりたい、じゃあ繰越金を6,500 万にするかとか、6,555 万5,000 円にするかとか、そういうのが大事ではないかと私は言いたいと思ってます。それでですね、先ほどちょっと質問したんですけれども、「各種事業等を活用し、」なぜその文章をなぜ除いたか説明してください。

企画政策課長 先ほどの予算編成方針のところかと思いますが、特段の作為はございません。補助金を活用する、いわゆる「創意工夫をしながら」、この部分の中に含まれているところであります。

本多議員 じゃあ、要するにプリントミスじゃなかったということですね。はい。わかりました。それでは1－2に入ります。「活性化推進事業(1166)」です。「ふるさと納税PR用品特産品の需要は、一般財源でなくふるさといいじま応援寄附金の特定財源で対応できないか。」の質問です。29 年度まで一般財源で対応していましたので、疑問に感じ一般質問に入れました。30 年度の予算編成に既に組み込まれています。せっかく答弁書を書きましたので質問させていただきます。ふるさといいじま応援寄附金は、24 年度50 万、25 年度200 万、26 年度1,600 万円、27 年度2,400 万円、28 年度7,000 万円と増額し、29 年度は1 億5,000 万円、返礼品と手数料は6,500 万を見込んでおります。6,500 万円が一般財源から算出さ

	れます。返礼品は町内業者に還元されますので、地域産業発展に貢献し、地方創生の目的にかなっております。寄附金が少ないときは一般財源で支出しても支出割合が少なく抵抗ありませんでしたが、金額が多くなっていく現状を考えたとき、一般財源を使うのではなく特定財源の寄附金で対応すべきではないかと考えました。12月の補正予算8号でふるさと納税返礼金の歳出を貴重な財政調整基金2,000万を取り崩して対応しました。考えられないことです。寄附金が多くなれば当然返礼品も多くなります。ふるさと納税PR特産品の需用費は、一般財源でなく、ふるさといいじま応援寄附金の特定財源で対応できるのではないかと考えます。全協で説明を聞いていますが、せっかくなので、もう一度、30年度からふるさと納税PR用品特産品の需用費等を一般財源でなくふるさといいじま応援寄附金の特定財源で対応したか伺います。
町長	ふるさと納税の件でございます。町としてふるさと納税対策政策の見直しを行ったことは、午前中の一般質問でも久保島議員にお答えしておるところでございます。その中で、返礼品等の経費につきまして見直しをしてまいりたいと考えております。現行は、寄附をいただいた総額を寄附者の意向に沿った事業に充当し、返礼品やふるさと納税の事務にかかわる経費につきましては一般財源から対応してまいりました。しかし、平成30年度からは、返礼品やふるさと納税の事務にかかわる経費をふるさといいじま応援基金の中から対応してまいりたいと考えております。これからも地域の町民の皆さんの御理解をいただく中でふるさと納税制度を地域の活性化のために最大限活用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
本多議員	まことに適正な対応だったと私は考えております。 次に1－3です。「町道整備事業（4231）」です。「道路に沿って水路・側溝が整備されている所は、甲蓋・グレーチングを設置し歩道部分を広く確保すべきだが。」の質問です。通学路の安全を図るためグリーンベルトの設置工事が順調に進んでいます。同時に側溝の整備をして歩道の安全確保に努めているところもあります。25年6月から3回、歩道のない道路の歩道を整備し、歩行者の安全・安心な歩道を確保する方策として、道路に沿って水路、側溝があるところは甲ぶた、グレーチングを設置し、歩道部分を広く確保することを提案しております。設置してあれば、除雪のとき雪を水路に流さず、道幅も広く確保できます。今回も同じ質問となってしまうかもしれませんが、ことしは特に雪が多く、七久保地区ですが、水路があるために除雪のとき雪を隅までかけず、雪が歩道にあり、歩行者は車道を歩いています。非常な危険なところが多くあります。特にですね、七久保保育園の駐車場となっている七久保林業センターの南の出入り口から広域農道まで100メートルの昭和通線は特に交通量が多く、児童の通学路にもなっていますが、非常に危険な道路状態です。昭和通線については何回も質問していますので、現在の危険な状況はわかっていると思います。早急に水路に甲ぶたを設置し、歩道を確保すべきと考えております。この対応についてお答えください。
建設水道課長	ただいま議員より御提案いただいた箇所につきましては、もう小学校の通学等で多くの生徒に利用されている場所でもございます。その水路だったり側溝にふたをしまして、路肩が今より広く利用できる工法は有効な手段と考えられます。また、PTAからもグリー

ンベルトの設置の要望をいただいておりますので、その工事に合わせて、また地元や区や自治会、関係の団体とも調整しながら計画的に実施をしてまいる予定でございます。

本多議員

早急の対応を要望します。

1－4です。効率化ということで「職員提案制度により、29年度事務改善された件数は。また、特に効率化できた改善内容は。」の質問です。総体的な効率化による経費削減ということで予算の質問の中に入れました。行財政改革プランの中に事務事業の見直しがあります。その内容は、「住民ニーズに迅速かつ的確に対応できる体制の整備、住民満足度の高いサービスの提供を目指し、行政評価を活用した事務事業の見直しや分掌事務の見直しにより効率的な行政経営を確立します。」また「職員提案制度による事務改善を実施する。」としてます。職員の課題発見力、想像力等の向上を務めるよう職員提案制度を推進しています。これによりまして、職員提案制度により29年度事務改善された件数と特に効率化できた改善内容をお尋ねします。

総務課長

平成29年度におきましては、残念ながら職員提案制度によります提案はございませんでした。ただ、今年度につきましては、機構改革絡みもございまして、行財政改革推進会議を開催いたしまして、各課また係から事務事業の改革について提案をいただいております。具体的には、申請者の混乱を防ぐために現物支給の事務の所管課を変えること、また行政報告書の電子化によります配信、文書受付簿の電子化、また会議終了後の会議室の片づけなどのルール化、また、他の課また係との連携を重点にいたしました係の位置の配置がえ等を平成30年度から行うという形で準備をしております。また、気づきの問題でございますけれども、やはり働きやすい職場づくりへの取り組みといたしまして整理、整頓、清掃、清潔、しつけといった活動に取り組みます5S活動を数年前から立取り組んでございます。きっかけは働きやすい職場環境づくりという取り組みでございまして、こういった職場での取り組みを通じまして職場のチーム力を高めながら、また個々が改善のイロハを習得できるようなどということも狙って活動しております。以上でございます。

本多議員

職員提案制度の推進は非常にいいと思いますので、ぜひ活性化のためにも、大いに私は期待しております。

2番目の質問です。「リニア新時代を見据えた町の戦略は」の質問です。2027年の開業を目指してリニア中央新幹線の工事が始まりました。さらに三遠南信自動車道は開通すれば、伊那谷は大きく変わります。リニア中央新幹線の開業によって、観光目的のほかにも商業目的で飯田下伊那付近へ流入してくる企業と人は必ず増加します。飯田下伊那地方は、もともと土地が狭く、企業誘致が限られ、大きな企業も少ない現状があり、今後の発展の視点は新飯田駅から上伊那方面へ向くことが考えられます。飯田市は、航空産業の開発、研究などに特化した優遇誘致を行うなど、アメリカのシリコンバレーのように航空宇宙産業のまちという特徴をアピールしております。飯田市の桐林に飯田市環境技術開発センターがあります。新たな時代をクリエイトする新規事業のための支援施設で、意欲あふれる人、企業がこのスペースで環境関連技術を核にした新分野への進出や新技術開発・研究を行い、地域を活性化する企業として成長することを目的とした支援事業を行っています。ここから新たなビジネスや新商品などが成功すると、これを契機に本格的な事業進出を飯

田市内に呼び込む道筋をつくると、新たな産業発祥地という新しい企業誘致策を行っています。また、松川や高森町がこの辺の流れを呼び込むために、道路整備や天竜川の橋かけなど、かなり積極的な動きを見せております。そこからですね、10分足を延ばせば2つのアルプスを目前に控えた飯島町が間口を広げることで大きな喜びにつながると考えております。それでですね、2-1「町長の戦略構想は。」の質問です。私の考えは2-2で述べます。9年先を見据えて今考えてる町長の戦略とか構想を、時間がないのでそんなに長くなくいいので説明してください。

町 長

ということで、10年を待たずに、この伊那谷が大きく変わろうとしております。この伊那谷の8市町村、またプラス高森町、松川町、リニア伊北の自治体にとりましては、やっぱりチャンスかなというふうに思っております。そういった部分では、いろいろな連携をしていかなくてはならないんですけども、まず観光については、連携する今準備が進めております。上伊那DMO、また4市町村、伊南4市町村、駒ヶ根、宮田、飯島、中川の4市町村でDMOの連携をしていこうと、いずれも観光を担っております。まずは観光で人に来ていただいと、こういう戦略でございます。しかし、この地域は有数の工業地域でございまして、いろいろの経済活動に貢献されておるわけでございます。そういった中で、この地域というのは、今後、経済的、工業的にも発展するかと思いますけれども、一番の魅力は、何といたってもこの自然、2つのアルプ스에挟まれた自然がまずは魅力的なものかなというふうに思っております。少子高齢化の中で都市へ人口が集中する中で、今、都市から田舎への流れができつつあるわけですが、それは、いわゆる田園回帰、人間らしい生活空間で暮らしたい、生活したい、過ごしたい、こういった思いがあるわけでございます。やはり、この部分はしっかりと柱に据えていかなくてはならないのかなというふうに思っております。経済環境を整えるということを基本にしながら、そのもっと根っこは、この豊かな自然の中で静かに暮らせるっていう部分は、これは外せないだろうと、このように考えておるところでございます。そうした調和をとりながら、この未来に向けての経済発展、あるいは生活の環境というものを整備していきたいと思っております。

本多議員

新しい戦略構想を練ってですね、これからの町の発展を願っておりますので、町長の考え方に期待しておりますので、よろしくお願いします。

それでは2-2です。私の考えを申し上げます。「町の立地条件（上伊那南端）を活かした発想と戦略を立案し、新飯田リニア駅方面へ意識を傾注する政策が必要であると考えが。」の質問です。長野県が調査した23年経済センサス活動調査の製造業に関する調査では、上伊那が12.20%、下伊那が9.10%の企業分布となっております。このデータは目安としかありませんが、飯田下伊那は商業、上伊那は工業主力となっている傾向がわかります。これは地形が大きく影響してると思われ、平坦な広い土地を多く持つ上伊那地方に比べ、飯田下伊那地方は山間地が多く、製造、工業などの大規模な誘致には不向きなためであると考えます。今後、リニア中央新幹線開業、三遠南信自動車道開通などで飯田市は交通網の充実が図られてきますが、もともと広い用地が少ないため大規模な企業誘致は難しいと考えております。逆に小規模な産業誘致は有利となるということから、研究、開発、IT企業などの誘致を狙うことになります。大きな製造業は、もともと上伊那地区に集中

しており、その北の諏訪地方も大きな製造業が多くあります。現在、東京などからの取引や営業は主に中央道を使って車の移動が主で、ＪＲ便は便が悪く、余り使われておりません。そこにリニアが開業してくると、首都圏と大規模工場との行き来はリニアの飯田駅経由、上伊那既存企業との移動経路となります。その中間点になるのが飯島町です。観光をネタに集客を狙うことも必要ですが、現在既に存在する上伊那の企業と首都圏との行き来は安定しており、ビジネスユーザーを飯島に呼び込むことでアルプスの絶景に気づき、プライベート訪町にもつながると思います。雲の上を狙う前に、もう少し低いところをターゲットにするほうが現実的です。以前提案したＩＣＴ利活用の戦略の中のＷｉ－Ｆｉインフラ整備に合わせて飯島町から松川インター経由の新飯田リニア駅の誘致ルートを真剣に考え、飯田下伊那方面から企業と観光を奪う努力をしたほうがいいと感じます。飯島は上伊那ですが、駒ヶ根や伊那市は今以上の移動手段は期待できないはずで、超高速移動時代には追従できなくなる可能性があり、向こう 10 年 20 年を考えれば、新飯田リニア駅方面へもっと意識を傾注する政策のかじ取りをしたほうがいいと思います。北と南を向いたダブルスタンダードですが、立地条件を利用した発想と戦略が必要と考えております。町長の所見をお伺いします。

町 長

平成 39 年度のリニア中央新幹線の開通により、首都圏、中京圏、近畿圏と結ぶ新たな南の玄関口が形成されます。これにより移動時間の短縮、大幅な短縮による通勤・通学圏の拡大、交流人口の増加、経済活動の活性化など、さまざまなメリットが期待されております。その一方で、大都市と結ばれることで地方が衰退するストロー現象の発生など、懸念もございます。リニア中央新幹線のもたらすプラス効果を最大限に発揮し、マイナス面の影響を抑制していく政策が必要であると考えております。こうした中で、当町あるいは伊那谷がその整備効果を十分に受領するためには、リニア駅とのアクセス道路の整備と 2 次交通の確保が必要不可欠と考えております。まず、アクセス道路としましては、リニア駅に直結する伊那谷を縦貫する国道 153 号の改良が喫緊の課題でございます。現状、整備計画のない本郷より南について、国道 153 号下市田本郷間改良促進勉強会を通じて改良に向けた取り組みを進めてまいります。また、リニア駅からの 2 次交通の確保につきましては、全国で実証実験が行われております自動運転自動車に着目し、これを活用した新しい交通システムについて研究してまいります。その他、広域的な検討機関として、長野県知事を座長とするリニア中央新幹線整備を地域振興に生かす伊那谷自治会会議が設置され、リニア開業に向けた地域振興策について検討が逐次行われておるところでございます。先ほどの本多議員の構想につきましては、まさしく基本はそのように考えております。下伊那から上伊那へ人を引っ張ってくるということでございますけども、まずは下伊那、上伊那が協力して長野県の地へ人を呼んでくるということかなというふうに思っております。飯田は飯田の産業のおこし方、カラーが出てくるだろうと思っていますし、上伊那は上伊那の産業のカラーが出てくるだろうと思っています。その中で飯島町がどのようなカラーを出していくかと、これが大きな問題かなというふうに思っておるところでございます。企業誘致につきましては、研究型等の小規模な、しかし知識集約的な産業等が考えられるかなあというふうに思っております。こういったものをすべて、皆様方の知恵を出していただ

本多議員

きながら方向性を定めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。
わかりました。

今とも関連しますけれども、2－3です。「主要地方道「飯島飯田線」上片桐バイパスの早期開通に協力を。」の質問です。リニア開業、三遠南信道路開通により、上伊那南端の飯島町は松川インターと近接し、新飯田駅に向けたアクセスの影響が今言ったようにあると思います。駒ヶ岳サービスエリアのスマートインターが3月17日に開通します。東京方面は近くなります。しかし、七久保から松川インターへのアクセスは、狭い幅員と急カーブ区間が多く、道路事情が悪い状況です。行きどまりの上片桐バイパスを松川インター大鹿線まで開通させれば松川インターに近くなります。飯島町は、さらに便利な地域になります。飯島、中川、松川、大鹿で構成する中部伊那町村議会協議会では、毎年県に主要地方道飯島飯田線上片桐バイパスの早期開通を望んでいます。私は飯島町の中心部を横断する中央道に沿った広域農道整備のほうが国道153号線整備より優先と考えておりますので、当町でも積極的に協力すべきと考えます。町長の所見をお伺いします。

建設水道課長

主要地方道飯島飯田線、その上片桐のバイパスにつきましてお答えをさせていただきます。主要地方道飯島飯田線は、中央自動車道に沿って、ほぼ並行しております。そのアクセス道路としての重要な路線となっております。また、上片桐バイパスが完成しますと、中央道駒ヶ根インターから松川インターまでの沿線区間が直線的に結ばれ、地域の道路ネットワークはさらに強固となります。特に中央道の通行どめ等における渋滞緩和や代替道路としての役割、それと南へのアクセスの強化が図れることから、当町におきましても影響は大きく、早期開通を熱望しているところでございます。この上片桐バイパスの現状は、飯島側から松川町上片桐地籍までは改良済みでございますが、その先線となる松川インターのアクセス道までの区間が未改良となっております。町では主要地方道飯島飯田線改良促進期成同盟会を通じまして県に対して上片桐バイパスの改良促進について要望しているところでございますが、引き続き関係の市、町とともに事業推進を働きかけてまいります。

本多議員

積極的に協力することを要望します。

最後の質問です。2－4「トンネル残土を利用して、総合グラウンドの建設を。」の質問です。現在、田切野球場、飯島運動場、柏木運動場、本郷運動場と各地区にグラウンドはありますが、すべて中途半端なグラウンドです。グラウンドがあるというだけです。これについては教育委員会も認識していただきたいと思います。それを補うのが多目的広場としてすべての競技に利用できるようにする150メートル四方以上の総合グラウンドです。26年6月の一般質問でも提案しています。絶対必要な施設と考えていますので、土がなかったらトンネル残土を利用して総合グラウンドの建設を要望します。町長の所見をお伺いします。

教 育 長

大きなグラウンド整備につきましては各方面から御要望いただいているところであります。ただ、新たなその運動場整備のためには、非常に大規模な工事ということになりますので、財源あるいは土地の取得等が課題になってまいります。また、財源が確保できたとしても、その後のランニングコスト等も覚悟していかなければならないと思っております。

施設の面については、いろんな面でいろいろな返事ができなくて大変恐縮しておりますけれども、一般的に公共施設の縮小が課題になっておりまして、それはスポーツ施設についてについても例外ではなく、今後 10 年先 20 年先のあり方を考えていかななくてはならないと思っております。そういった状況ですので、150 メートル四方というようなお話がありました、そういった大規模施設の建設につきましては、慎重に、この町全体を考えた中で検討されるべき課題だというふうに考えております。

本多議員 先ほども言いましたけれども、教育長にはですね、ぜひ、今あるグラウンドはみんな中途半端、それだけは頭に入れといてください。町長にお伺いします。田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジする予算に今の総合グラウンドの予算を入れることを要望しますが、どうでしょうか。

町 長 山積する課題、要望等がたくさんある中で、これも、総合グラウンドも要望の一つでございます。その中で順番を精査して、今後、行政運営に当たっていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

本多議員 終わります。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻は 3 時 15 分とします。休憩。

休 憩 午後 3 時 0 0 分

再 開 午後 3 時 1 5 分

議 長 会議を再開します。一般質問を続けます。

8 番 折山誠議員。

8 番

折山議員 通告順に質問をしてみたいです。項目 1 「移住者支援を手厚く」について伺ってまいります。質問要旨 1-1 「若者等定住定職応援補助金の支給要件緩和と補助の拡大を」について伺ってまいります。これは、当町へ移住してきた方の声でございます。経験を通しての声でございます。町には若者等定住定職応援補助金があり、I・J・Uターン者などが通勤圏内に就職した場合、応援補助金を年齢により 5 万円もしくは 10 万円交付される。こういった制度がございます。これは、この町に魅力を感じて移住を決断しようとする者には、その背中を後押しする大変よい制度であると評価をされておりました。しかしながら、補助金交付要綱の第 2 条には、いわゆる就職という定義がありまして、これは正規職員として採用されることに限定した制度でございます。臨時など非正規労働者には適用されない制度ということでございます。本来、この制度創設の趣旨は、要綱第 1 条に掲げられておりますが、「若者等の移住定住をより一層推進」、応援するための制度でございます。その趣旨からいえば、正規、非正規の職制をもって差別するべき制度ではないほうがいいのかというふうに考えるものです。もっといえば、定住していただけるのかどうか、そういった、そちらのほうをもって判断するべきではないでしょうか。あるいは、そのことで定住を促していく、そういった制度であるべきではないでしょうか。2016 年のデータでいけば、

全体の労働者の4割に近い数が非正規雇用だそうであります。これは年々、労働者総数の人口って年々10%増えてるんですね。まだね。ですが、非正規の場合は数十%ずつ増えてきているというのが実態のようでございます。ですから、3人に1人は、そういった非正規の人がその職責をもって生きている、生活をしてる、暮らしてるという事実が今あるというものが、まず大事な前提でございます。また、むしろ安定した正規雇用の方よりも比較的不安定な非正規雇用でありながら、この地に定住しようと頑張っている人にこそ応援が必要なのではないのでしょうか。このような移住者の声がありました。お伝えしましたので、答弁を求めます。

町長

お答えいたします。若者等定住定職応援補助金につきましては、平成25年の要綱制定以降、年齢要件の拡充や提出書類の簡素化を行い、幅広く定住、定職を支援する補助金として運用しているところでございます。正規職員等の支給要件につきましては、この気持ちは、一日も早く安定的な仕事につくことで生活の基盤をつくり、飯島町に長く住み続けていただくことを目的にしておるというところでございます。補助金の趣旨を御理解いただきますようお願い申し上げます。

折山議員

ちょっと、質問でございますので、私の申し上げた趣旨を御理解の上、御答弁をいただきましたかったなあとと思いますが、今日、当町では、人口減少に歯どめをかけ人口増加に転じようとして定住促進に力を注いでおるわけでありまして、目的は定住を促すということでありまして、安定した職についていくことを促すわけではない、こういうことだと思います。若者など生産年齢人口の増加は、町に活力を与え、将来の税収や交付税の増額を期待できるものでございます。子育て支援の政策とほぼ通じるものがあると思いますが、生産年齢ってというのは、いきなり稼ぎ出す年齢層でございますので、この移住定住は、即町に力を与える。過日、財政部署から新年度予算は一般財源の支出増により経常収支比率が悪化する内容を含んでいるよということの見通しが示されました。こうした財政の硬直化がどんどん進んでいきますと、元気なまちづくりに向けた町長の柔軟な政策、この足かけになる、足かせになるというふうに考えるものです。しかしながら、長期的な展望に立って一般財源を投入して移住定住の増加を促進するということになれば、一時的のその年度の経常収支比率は悪化傾向に傾きますが、次年度からは税収増、それからまた5年に1度の国勢調査時期にかかれば交付税増の基礎算定の数字増につながっていく、いわゆる弾力性のある財政運営につながっていく政策であるのかなというふうに考えるものであります。したがって、今力を入れてる移住定住促進、これは極めてタイムリーで重要な政策であろう、そういうふうに考えるものです。そこで、今の制度の緩和、もう一回町長に申し上げますが、移住を増やすのであれば、3人に1人が非正規雇用、こういった実態を踏まえて、職制がどうであれ、その方がここで暮らして、この地域の力になってくださる、それを促す、こういう趣旨でありますから、まずはその枠を外してあげる、それからまた政策として一般財源投入して補助の拡大、ちょっと力を入れられることが町長がこれから打って出る政策の財源の獲得にもつながるのではないかとというふうに考えるものであります。再度、枠の緩和、これは明確にお答えいただきたいんですが、枠の緩和と今質問させていただいた補助金の増額、お答えいただきたいと思います。

町 長 今までのこの補助金については、そのような私の先ほど申し上げました基準において支給されておるわけでございます。いろいろ状況を精査した中で検討してみたいと思っております。

折山議員 ほいじゃあ一括でお答えいただいたということで、枠、規制の対象の枠の緩和と額の拡大、両方とも検討いただけると、効果を見きわめながら検討いただけるというこの御説明だったというふうに確認をさせていただきたいと思います。

次の質問要旨 1－2「企業等へ十分な周知と協力を」これについて伺います。ハローワーク伊那によれば、1月の有効求人倍率 1.46 倍だそうでございます。多くの企業が人手不足かと思われれます。そこで提案でございます。当町の各種移住定住促進支援制度、これは本当に充実してる、幅広く充実してるというふうに思います。これを町内企業などへ徹底的に周知をいただき、企業の人手不足解消に活用してもらう一方、企業が他地域からこの制度を利用して従業員を引っ張ってきてもらう、そういったエネルギー源にさせていただくことがいいのかなあ、そんなような協力を企業に対して求めてきたと思いますが、さらに周知徹底をされるお考え、あるいは、場合によっては採用した人間の補助金の申請の代行くらいをしてあげるくらいの便宜を図る協力を働きかけたらどうか、このことについてはいかがでしょうか。

町 長 この支援の企業への周知徹底についてでございますけれども、移住定住促進室の担当の者が今一生懸命努力して企業にお話をさせていただいております。ただいま私も、議会中も含めて企業訪問をさせていただいております。その席で事業の経営状況、また人手等の状況等を伺う中で、今この地域の企業については人手不足が非常に今声高らかに上がっておるところでございます。そういった中で、少ない移住定住者の中に、やっぱり職を求める方、あるいは特殊な技能を持っておられる方がございます。そういった方をおつなぎすることが役場でできますので、ぜひ企業側からも求人の情報を即役場にいただきたいというふうなことをお話すると同時に、移住された職についてした場合のこの支援の手法、方法とか婚活等のことまで踏み込んでですね、説明をしておるところでございます。今後、企業訪問、就職希望者の企業訪問等を詰めてまいりますけれども、その席でも対象者、移住対象者にもしっかりと説明してまいりたいと思っております。

折山議員 ぜひ力を入れていただいて、活力が増進するように御努力いただけることを求めます。

次の質問要旨 1－3「インターネットなどの情報弱者に、」移住者希望者にはそういう方もいらっしゃるようです。「転入時の手厚い窓口対応を求める」について伺います。これ、移住者の声であります。多くの移住希望者は、その町の各種支援施策をホームページでチェックするそうでございます。あらかじめ。中には、そういった情報弱者がいて、移住定住後に、移住定住定職後に気がついて申請しようとしても 90 日を過ぎてしまっていて申請できない、そういったことがあったようであります。ぜひ、転入者全員に転入手続時の漏らさない対応体制構築、これを求めますがいかがでしょうかということなんです。これ、今の定住促進室でいくと、必ず転入者のときには誰か職員が行って、どんな場面でも対応してくというふうなことをやっておられるということを聞きましたが、職員が不在の折だとか、そんなようなときもあるかと思いますが、やっぱり職員不在時でも対応できる

企画政策課長	ような体制構築、必要だと思うんですが、御答弁願います。 ただいま転入時の手厚い窓口対応ということで御質問をいただきました。転入時のその手続に来られた方には、窓口の住民係と定住促進室とが連携をとりまして対応をさせていただいております。窓口で移住定住に関する各種補助金や支援事業の説明をさせていただき、補助金の申請をされる方には書類をお渡しして記入方法や添付書類の説明もさせていただいております。今後も転入された方が飯島町に長く住み続けていただけるよう、転入時からしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。
折山議員	年々これについては力を入れていただいているんで、拾い漏れも少なくなっているのかなとは思いますが、実は、昨年転入してきた知人が今日までこの本制度を知らなかったようであります。また、確認したところ雇用主も承知しておらなかった、こういったようなことでもあります。これが町長が企業訪問をされる大きな会社ではないということもあるのでしょうか、承知してなかったと、こういった事実もありますんで、いろんな網をかけてもね、網から漏れていくことはあろうかと思うんで、最大限の努力をお互いにやるのがいいのかなというふうに思います。申請主義の支援制度ですので、漏れて該当から外れてしまう、権利のある方が外れてしまうっていうよりも、1件でも多いことがここへの移住者の増に、数字としてもつかめられるっていうことでありますので、また、特にこの政策をもって移住してこられたっていうことの証にもなると思いますので、ぜひ今課長、御答弁されたように前向きに、この後も取り組んでいただくことを求めて、質問要旨1-4、これ難しい問題なんですけど、やはり町民の声ですのでお伝えを申し上げます。「小人数世帯のごみ処理支援を」都会から移住してきた若い方の声なんですけど、広域のごみ処理方法の柔軟さを求める声でございました。内容は、ひとり暮らしなどの小人数世帯では余りごみが出ないそうであります。特にまたひとり暮らしだと外食も多かったりして出ないそうであります。指定ごみ袋では大き過ぎて何日もそれを保管をしているということで、ときには不衛生な状態も生じてしまう、できればレジ袋に手数料のシールを添付して指定日に出せるようにできないか、これは町で決定できることではありませんので、広域連合へ働きかけてほしいという、こういった声であります。いかがでしょうか。
住民税務課長	ただいまのごみ処理のレジ袋というお話でございます。ごみ処理につきましては、上伊那広域全体で定めました一般廃棄物ごみ処理基本計画ですとか、平成15年度から始まりましたごみ処理費用有料制度、また町で定めましたごみ処理行動計画などに基づきまして、住民の皆様には袋の種類ごとに分けるごみの分別処理ですとかリサイクルにつきまして日々御理解、御協力をいただいているところでございます。ただいまのレジ袋でということなんですけれども、それぞれ上伊那広域で統一した定めの中で行っておりますこと、また、この有料制度が始まりまして15年を経過するわけなんですけれども、上伊那全体でも定着していること、そういうことから、レジ袋でという柔軟な対応をとすることはなかなか難しいというふうに考えております。その中で何ですけれども、可燃ごみの袋には、この去年の10月から大中小の3種類の袋ができました。世帯の人数ですとかごみの量に合わせまして使い分けをして出していただいている御家庭もございます。また、小袋につきましては1枚のチケットで10枚入りの袋が2袋購入できるということもございますので、

実情に合わせた使い分けをしていただいて、引き続き御理解、御協力をお願いしたいと思います。

折山議員 広域へは伝えないというお答えだったと思いますが、伝えてほしいと頼んでるんで、伝えるくらいのことはえらい支障がないのかなと思いますので、特に求めませんが、ぜひ担当者レベルの間でも、上伊那全市町村が人口減に悩んでおります。こういった都会的なニーズがよそにはないのかどうか、そこら辺あたりからスタートしていただければなというふうに思います。

質問事項2、町内学校教職員の勤務環境改善についてというテーマで伺ってまいります。質問要旨2-1、期末試験などの結果を児童生徒に対して学期末に一括返還するクラスがあるという親御さんからの話がございましたが、このようなことはあるのでしょうか。あるとすれば、担任の先生は何かお考えがあつて、その効果的な方法を狙つてのことなのでしょうか。その点、教育長に伺います。

教育長 テストの返却についてのお尋ねであります。特に中学校でテスト週間があつて、個々の成績に直結するというような試験については、速やかに子どもたちに返礼、返却するという、すべきだというふうに私も認識しております。ただ、小学校での小さい、いわゆる単元テストについては、各教諭の判断によって、その都度返す教諭もいたり、あるいはまとめて懇談会のときに保護者に見せて、子どもの成長をそこで一緒に話をするという教諭もありますので、どちらかが小学校の場合は多いということは特段ありません。それで、そうはいっても、保護者の中には小学校であってもテストが返ってきたら子どもと一緒に振り返りたいというお気持ちをお持ちの保護者もいると思いますので、ここは今、校長たちと話をしているところですけども、そのクラス単位、あるいは保護者の要望も受けながら、学校である程度聞き取りをしながら、先生の中にはまとめて返すのが普通だと思つてる先生もいらっしゃいますので、そういったところをいろんな意見をお聞きしながらよい方法を模索するようというのを申し合わせていきたいなというふうに思っております。

折山議員 ちょっとお聞きしたのは、先生のやっぱり考え方があつてのことを外野からあんまり口を出さないほうがいいのかということでお聞きしたんですが、例えば子どもによっては、親に見せなくて、悪いと丸めちゃう子がいるとすると、確かにいろんな場面で、一括、親にも見てもらいながらという、そういう思いの強い先生もいらっしゃれば、それを頭から否定するつつうのはよくないと思いますんで、後の質問のような背景があつてだとしたら対応してかなきゃならないなということで、頭から先生のやり方をちょっと否定する気持ちは全くございませんので、そこら辺はやっぱり担任の先生の思いは十分しんしゃくしていただけますように、校長先生との打ち合わせの折には御配慮をいただきたいなというふうに思います。

質問要旨2-2「学校と家庭を結ぶ連絡帳が家庭からの一方通行になっているクラスがある。」このことについて伺います。御家庭から先生に対して子どもの様子やなんかを連絡帳へ書いて送るけれど、また先生からは何も、先生からの通信欄がなくて、そのまま戻されるっていうようなことの話でございます。こんなような事実はあるのでしょうか。

教育長 連絡帳は小学生が主に利用して、中学生は生活記録というような表現をしたりします。

学校と家庭を結ぶ連絡帳っていうのは、日々変化する子どもの様子を例えば家庭から学校へ伝えるという大切なツールの一つだというふうに思っております。担任は、朝、連絡帳を集めて、全員のものに目を通して、帰るときに子どもたちが連絡事項を書いたりしながら持ち帰るということです。今御質問の内容は、その家庭から連絡を書いてもらうんだけど、何もコメントがなく返ってくるケースがあるかということなんですが、小学校の場合にはあると思います。それは、朝、子どもたちが登校して担任の先生が集めますが、担任の先生が子どもたちが4時前後に帰るまでに、その書く時間があるかというのですね、これが実はない。小学校の先生は基本的に全教科を教えますので、すべての時間が授業時間ということになります。ある、わずかにあるとすれば、10分の休み時間のほんの数分とか昼休みの時間ということですが、昼休みも給食指導、特に低学年ですと、子どもと一緒に給食室へ持ちに行き、また一緒に返しに行くということをしてしますので、小学校の先生方、御飯を流し込むように食べて、希少な時間を生み出して、その間に連絡帳に目を通したりしていると、唯一、専科の先生、例えば飯島ですと2つの小学校は音楽の専科の先生がいますので、音楽の時間が1週間に1回か2回あるんですが、その時間は45分あくことができますが、それ以外はありません。それで、頑張っ書けるときもあるし、書けないことのほうが多いという状況であります。ただ、必ず目は通しますので、気になる記載があったり、学校でちょっと保護者に知ってほしいということがあったときに書けない場合には、保護者が帰宅された時間を見計らって担任が電話で連絡をするというケースが多くなっています。ただ、連絡帳に一言でも返信を書きたいというのはそれぞれの担任の心情ですが、なかなかその時間が生み出せないでいるという現状であります。

折山議員

教育長おっしゃいましたよね、貴重なツールだということで、ぜひ、そのツールを生かせるような、何か日程を組めないとなると、今の教育現場って一番大事なものを通常の勤務時間の中から奪ってしまっている、そういったカリキュラムであったり現状があるっていうことは、ぜひどこからの場面で問題提起をしていただいて、先生が子どもを見る中で、そういった連絡帳に目を通し1行でも返信できる時間っていうのは通常の時間の中で確保できるような、やっぱり環境を構築してあげないと、ますます子どもと先生とが離れてしまうっていうのは大げさな言い方ですけど、ちょっと家庭との心の疎遠もちょっと生じてしまうのかなって心配をするものであります。ちょっとこの2つの質問はですね、次の質問要旨2-3を質問させていただく背景として申し上げたんですが、それぞれの理由があるということとお聞きしましたんで、そういったようなことも時間のない中での出来事かなあというふうにちょっと仮定をしながら質問を進めさせていただきますが、質問要旨2-3「教職員の生徒に向き合う十分な時間確保の努力を」ということで伺います。これまでも議会の一般質問や案件審議の中で教職員の過重労働が取り上げられてまいりました。一般的には過労死ラインの時間外労働は月80時間というふうに言われておるわけですが、以前教育長から、当町の小学校の先生、中学校の先生、特に中学校の先生がひどかったように思うんですが、過労死ラインまでは行かないまでも、かなり厳しい時間外を強いられている数字の御報告をいただいたように記憶しております。随分昔のことなんですが、私の知り合いの教員がテストの採点などを自宅へ持ち帰って行っていることを目撃いたしま

した。これ、先生方って大変なんだなあということをそのときにも思いました。こういった人の目に届かないところの隠れた労働時間を加えると、今日の教職員の皆さんって我々が想像しているものよりもかなり越えた環境の中にあるのではないかなということを心配するものであります。そこで、先ほどの質問なんですが、そういった余裕のなさを背景に、先生が児童生徒と向き合う、あるいは家庭と連絡をとり合う、こういった時間が年々少なくなっているのではないのでしょうか。そのことの先ほどの例は証ではないのでしょうかというふうに考えたわけなんでありますが、教育長、その点いかがでしょうか。

教 育 長

教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保することは、学校現場において最も大切なことだと思っております。学校は、数学や国語といったような教科、あるいは総合学習などを通じて子どもたちに生きる力をつけてもらうという場所だと思います。その生きる力を醸成する教育において児童生徒と向き合う時間は、実際に教室に対面している時間だけではなくて、そこに至るまでの教材研究や準備時間があるからこそ十分に向き合えるというふうに思っております。先ほど時間外勤務のお話がありましたが、前は5月の調査のことをお話ししましたが、12月にも全県で調査をしております。時期的なものもありますので、時間数でいうと12月は小学校で51～52時間、中学校で73時間くらいのことになります。その中には持ち帰り仕事の時間、あるいは休日出てきてクラブ指導等をする、そういった時間も含まれております。休日は、小学校で42～43時間、中学校で48時間、月ですけれども、なります。持ち帰り時間がですね、大体小学校で6～7時間、中学校で10時間、月です。休日は、小学校はさすがに少なくても月に1時間程度ですが、中学校は部活動のために月14時間くらいという、この14時間の部活指導の分が中学校で多くなっています。教職員がそういう教材準備やなんかが十分できるように、教育委員会としては何らかの手を打っていきたいというふうに思っておりますが、来年は新教育課程への移行期間ということもありまして、外国語教育、英語が3・4年生まで移行期間に入りますので、その支援員の時間を増やしたり、中学校では特に家庭でやってくるドリルの採点っていいですかね、そういったようなところを支援できるようなコーディネーターを配置するような予算を今回お願いをしております。また、長野県では学校における働き方改革推進のための基本方針を立てて、各市町村もそれに倣って方針を立ててほしいということで、現在この飯島町立学校における働き方改革のための基本方針を検討しておりまして、3月の定例教育委員会でお諮りをして、その県の方針に倣って、その方針を立てたいというふうに思っております。コミュニティ・スクールも始まりましたので、地域の方々に御協力いただける部分は御協力いただきながら、教職員が本来の子どもと向き合う時間に専念できるような体制整備を今後も少しずつですけれども進めていきたいというふうに考えております。

折山議員

余り細かいこと申し上げませんが、例えば全校の校長先生、もう担任の先生方がえらいつていうことわかってるんで、いろんな行事は担任の先生をフリーにして校長先生が全部顔出してる、教頭先生は、またそれ以上に大変な職務にいらっしゃるっていうようなことの現状をかいま見ますと、その所属のトップがそこまで心を砕きながら先生方をバックアップしてかなきゃならないっていう、そういう現実を目の当たりにしますと、コミュニティ・スクールも地域に開放していくということもあるんでしょうが、今、教育長の言われたと

おりに、そのことをもって教員の先生方の負担を地域が肩がわりしてくんだという、その視点も改めて認識をしていく必要があるし、地域へ、ぜひ行政の側も教育委員会の側も、そういった視点をもう一回見詰め直しとか、協力要請っていうのをぜひ行っていただきたいなあと考えるものであります。先ほど52時間73時間の話がありました。労災認定は80時間の過労死ラインを越えて行われるものではないそうであります。そこへ至る過程の中で、73時間でも徐々に深まっていくっていうと、これがもうかなりストレスになったり身体的な障害を引き起こすっていうことで、51時間でもなる場合があるんでしょう。ですから、この数字っていうのはかなり大きい数字でありますので、ぜひ先生方の健康管理も含めて、子どもさん方のことも含めて、難しいかじ取りになろうかと思いますが、教育長の能力を発揮していただいて、ぜひいい教育行政ができますように尽力を求めまして、質問事項3、移ります。「非正規雇用職員の処遇改善を」について伺います。質問要旨3-1「同一労働同一賃金に向けて、新年度は町非正規雇用職員の大幅な賃金アップを」このことについて伺います。昨年も同様の質問をさせていただきました。副町長からは前向きな御答弁をいただき、若干の賃金アップがなされました。しかしながら、世にとらわれている格差以上の格差が当町職員には現前してるというふうに私思うわけでありまして、その実態から、再び今回も質問をさせていただきます。厚生労働省のホームページによれば、非正規雇用とは、いわゆるパートやアルバイト、契約社員、派遣社員、嘱託社員などが非正規雇用労働者に該当するということでありまして、当町役場では臨時・嘱託職員が非正規雇用ということであるんでしょうか。同じく厚生労働省のホームページによれば、平成26年度の数字ですが、正規と非正規との賃金格差は、年齢全体では正規に対して非正規は63.9%だそうであります。当町の賃金格差、現状はいかほどでしょうか。ちょっと数字についてもあらかじめ通告してありますのでお示しください。

副町長 非正規雇用職員の処遇改善をということで、賃金格差はどの程度かということでございます。非正規雇用の職員につきましては、現在、嘱託職員、それから臨時職員、先ほど申されたようにいらっしゃるわけですが、嘱託職員については現在、給料表を用いまして報酬の支払いを行っているところであります。正規職員と比べますと大体8割から多い方で9割ということになります。それから、臨時職員については時給単価でお支払いをしているところでありますけれども、こちらにつきましては6割から多い方で7割という正規職員と比べての給付の水準となっております。

折山議員 もう1回お尋ねしますが、年俸で、年俸ベースでそこまでお払いいただけたとこととの認識でよろしいですか。

副町長 こちらは月額ベースですので、手当等が一般職員と非正規の雇用の職員とは違いますので、年俸ではかなりの開きがあるということで御理解をいただきたいと思います。

折山議員 先ほど私申し上げた厚生労働省のその数字は年俸ベースの数字でありますので、ぜひ比較はそういうところでしていただいて、それも今、その数字が世の中では格差が大きいんだということで問題になって、話題になっておる昨今であります。また、働き方改革も今議論されてるさなかでありますので、そういった視点でぜひ捉えていただけるようお願いをします。これについて改善を求める質問をしたんですが、その点についてのお答えを

いただいておりますので、お答えください。

副 町 長

非正規雇用の職員につきましては、年々処遇改善を進めているところでありますけれども、近隣の市町村の状況ですとか、あるいは県の最低賃金の推移を見ながら改善を進めてきているところであります。また、それとは別にですね、特定の資格ですとか、あるいはスキルを持った職員については、臨時職員から嘱託職員へ移行をさせていただいてるケースもありますし、また嘱託職員については、経験年数等によりまして、先ほど申し上げました給料表によりまして増額を、昇給をしているケースもございます。なお、本年度につきましては、手当の額、それから時給単価については変更はございません。新年度ですね、30年度については変更ございませんが、平成32年からですね、地方自治法、それからまた地方公務員法、こちらの改正によりまして会計年度任用職員制度というのが始まります。こちらにつきましては、退職手当も含めたそれらの処遇の改善を進めていく必要が出てまいりますので、その時期に合わせて嘱託職員、臨時職員の処遇については改善を図ってまいりたいと考えております。

折山議員

私の記憶が違っておったら言ってほしいんですが、町の人件費総額が11億に近かったのか11億台だったのかっていうときがあったような記憶がありますから、今日には8億円台になっているというふうに思うわけなんですけど、これ、どこからそうなったかっていうと、リーマンもありましたが、合併っていうことを考えたときに、地域住民の皆さんから職員数を減らせとか、給料を落とせとかいうようなことの中で、多分、一般職の職員の給与も落ちたし、それからまた人数も減らしてきた。ところが、御承知のとおり、これは前回の質問でよく言ってますので簡単に触れますと、その後、国の政策の中で極めていろんな制度が複雑化し、また拡大してきて、人は切ったものの行政需要は幾らでもあるということの中で、いわゆる非正規雇用の人たちを増やしてきた経過があるかと思います。一般職も給料落ちた、正規も落ちた、臨時にまた切りかえたことで総額は落ちた、3億近い開きがあったのかなあという記憶をするわけなんですけど、額はさておいて、だとすると、必要な仕事を安価な労働力をもってこなしている、臨時職員とはいえ、非正規の人間の数が少ないからはめ込まれている、こういった内容を十分しんしゃくすべきだというふうに思います。副町長のお立場では、やっぱり財政も預かる身ですから、近隣の市町村を眺めながら、こういったこともあるかと思いますが、やはり実態に合わせた労働条件っていうのが今、国の一つの方向性でありますし、当然、最前線にあるこの町行政っていったら、その方向に当然向いて行くべきものじゃないんでしょうか。ですから、本年度はやりませんつつて胸を張らないように、検討するくらいの答弁をしていただかなければ、やはりこの地域全体の格差是正につながる姿勢というふうには誰も受けとめないと思うわけですね。ですから、やるとは言えないでしょう、もう予算審議しておりますから、検討するということで、32年度なんという具体的な数字を今掲げるべきではなくて、質問の趣旨をよく御理解をいただければ、せめて検討するくらいの御答弁をいただきたいなあと思いますが、実態をもう一回改めて思い起こしていただき、その皆さんのおかげで数少ない正規の職員でもって回せてるというその事実から、再度お答えをいただきたいと。

副 町 長

先ほど人件費の総額の件で金額を言われましたけれども、実態的には、一般職員で8億

6,000 万で、嘱託職員、臨時職員につきましては物件費のほうに計上されていますので、合わせますと 10 億近い人件費がかかっているところであります。そのために経常経費率が 80% 近い数値になっているということで、ただし、行政の仕事はですね、やっぱり人がやっておりますので、この人件費が伸びるというのは、それだけ住民の皆さんの負託に応えるような事業が推進されているということで御理解いただきたいと思います。先ほどちょっと 32 年の制度改革と申し上げましたけれども、平成 30 年度、ことしからですね、この会計年度任用職員の制度については研究を進めて、処遇の改善についてもあわせて研究をしていくということで、御理解をいただきたいと思います。

折山議員

副町長が申されたんで、余り言いたくなかったんですが、臨時、嘱託は物件費だということなんです。物件費って何かしたらコピー機のリース料と一緒になんです。臨時や嘱託のやってる仕事が、もの、ものが代替してやってる、とてもそんなふうには思いませんよね。副町長が言ったのは、財務会計上の、本来はそういったものであるべきなんです、実態は違うよということはお互いに認識は共有できてるはずで、内容的には人件費として計上すべきものが、嘱託、臨時というその雇用形態の中では物件費に分けている、そういったようなお話だったと思いますが、いずれにしても実態に合わせた改善の取り組みは求めてまいりたいし、来年も、もし生きていけば、この時期、引き続きこの問題は取り上げたいなというふうに思いますので、それをお約束して、質問項目 4 「町内に積極的な W i - F i スポット整備を」 質問要旨 1 - 1 「観光スポットや幹線道路沿線に W i - F i スポットの整備を」これも移住してきた方の声なんです、これは飯島町の活性化に対する提案です。幹線道路沿線ほかの公共施設やなんかを活用して町内切れ目ない W i - F i スポットの整備で町の観光振興、産業振興、それから定住促進、こういったものにつながるんじゃないですかという提案をいただきました。端的に言えば、町内のあらゆる場所で町の発信するネット情報を享受できる環境整備が町の活性化につながるんじゃないかという御提案をいただきましたんで、その点のお考えを伺います。

総務課長

それでは、長野県の市町村におきます W i - F i 環境の整備につきましては、54 の市町村で取り組んでおります。上伊那の中では伊那市、駒ヶ根市、辰野町が実施をしているというふうに聞いてございます。町の施設の現状といたしましては、まちの駅いいちゃんでは整備済みということでなっております。また、道の駅の花の里いいじま、田切の里におきましては、指定管理者によりまして整備がされているということで聞いてございます。また観光スポットでございますけれども、3 月末に竣工いたします千人塚の観光拠点施設につきましては整備をするという方向で検討を進められているということで聞いてございます。また、これ以外の観光スポットにつきましては、今後、担当課を中心に検討を進めてまいりたいというふうになると思います。また、災害発生時におきます情報の取得の手段の確保といたしまして災害拠点施設であります役場庁舎、また各公民館など避難所となります施設での整備につきましては、検討しておるという形でございます。町内におきまして、こういった W i - F i の環境が各所で使える環境を整備することは重大な課題として考えております。整備手法を含めまして検討をしてまいりたいと思っております。

折山議員

以前に宿泊業をやっている方のところへは、補助制度で設備を補助するから設置してほ

しいっていったような向きの多分案内をされてると思います。設置費って今割合安いんですね。それよりも後のランニングが高いんで、もしWi-Fiスポットの整備、これ民間の力も借りながらやるとしたら、ランニングの部分の若干助成をすると、みんなかなりパッと広がるのかなあつつうような気がしますので、御答弁は求めませんが、そういった工夫をしながら、ぜひ町内に来たら、いろんなところで町の発信してる情報を取得できる、魅力に触る、そういったような工夫をされることを求めまして、以上で私の質問を終わります。

議長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散会 午後4時01分

平成30年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成30年3月13日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

坂本 紀子 議員

三浦寿美子 議員

好村 拓洋 議員

浜田 稔 議員

中村 明美 議員

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 堀内喜美江 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成30年3月13日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。
9 番	9 番 坂本紀子議員。
坂本議員	それでは通告に従いまして一般質問をいたします。「町の国民健康保険運営の今までの状況と今後の対応は何か。」という質問です。既に3月議会の社会文教委員会の中で国民健康保険税の改正の内容が審議されていますが、住民の方たちに医療保険のシステムや飯島町の保険はどういった特徴があるのか、何が問題なのかを認識してもらい、どうしたら保険制度がうまく運営できていくのか行政に求めていると思います。また、これを聞いている加入者の方々にも病気予防に協力していただきたいと思います。まず初めに、日本の医療保険制度の歴史と内容を手短に説明します。国民健康保険法は、日中戦争が始まった翌年の1938年、昭和13年に健康保険法に入っていなかった農民層の救済のためにつくられ、その後、1958年、昭和33年、現在の法律に変わりました。これにより国民健康保険事業が社会保障の一環となりました。1961年、国民皆保険制度、全員が入るという意味ですが、それが整備され、現在、国籍に関係なく、原則として日本国内に現住所のある人は何らかの公的医療保険に加入することになっております。この制度は、WHOから最高の評価を受け、OECDの加盟国の中でもトップレベルのものとなっております。この公的医療保険は大きく6つに分かれています。1として健康保険組合、主に大企業に勤める労働者とその家族が加入していて、これは人口の全体の22.7%です。それから2番目として全国健康保険協会、主に中小企業に勤める労働者とその家族で、全体の人口の28.3%、3番目として共済組合、公務員や学校教職員とその家族で、これが人口の6.9%、ほか船員保険等で0.1%、これら全部が人口の約58%になります。これらはサラリーマンが加入していて、保険料は労働者と事業主とで折半で負担するようになっております。4として国保組合、これは建設国保や医療国保など特定の職業の人たちでつくっている保険で、これが2.3%、そして5番目として市町村国保、これが今回の一般テーマとなります。これは、東京23区も含み75歳未満の方々までが加入しておりまして、人口の25.7%、そして6番目として後期高齢者医療制度、これは75歳以上の方々で人口の12.3%、そして、その他生活保護と無保険者が約1.7%となっております。それで、都道府県での、これらの今言った5番6番に関しては、都道府県での運営となっております。今回のテーマは5の先ほど申しました市町村が運営している国民健康保険、日本の全体人口の25%が加盟している保険についてを質問していきます。1-1、過去10年ほどの当町の加入者の世帯数、

被保険者、年齢別数、加入者の所得、そして資産などから見えてくる飯島町の国民健康保険加入者の特徴はどんなものかお尋ねしたいと思います。

町 長 おはようございます。御質問にお答えいたします。国民健康保険加入者の特徴はという御質問でございます。飯島町の国民健康保険の被保険者数は減少傾向である中、64 歳以上の前期高齢者割合が増えていること、1 人当たり調定額は長野県内国民健康保険の中では上位でありますけれども、所得による軽減対象者が多くいる特徴があると認識しております。その他詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願いします。

健康福祉課長 国民健康保険の被保険者は、平成 20 年度に後期高齢者医療制度が始まりまして 75 歳以上の方がすべて後期高齢者医療制度に移行したため、平成 20 年度の制度改正以降の状況についてお答えしたいと思います。まず世帯数ですが、平成 20 年には 1,459 世帯で、総世帯に占める割合は 41.1%、凝主の世帯も含まれます。平成 29 年 2 月現在 1,280 世帯、36.2%で減少傾向です。被保険者数は、平成 20 年 2,674 人、平成 29 年は 2 月現在 2,322 人で約 350 人の減、また人口に占める割合は 25%前後であります。これはだんだん減っていく傾向であります。年齢構成では、40 歳～64 歳の介護保険 2 号被保険者の年齢の方が平成 20 年は 38%、平成 29 年は 34.1%で減少、65 歳～74 歳までの前期高齢者が平成 20 年度は 985 人、平成 27 年からは 1,110 人台であり、被保険者の占める割合は 36.8%から 45%以上で大幅増となっています。加入者の所得、資産につきましては、国民健康保険税にかかわってくるものですが、なかなか算出しにくいところですが、長野県資料では、飯島町国民健康保険被保険者の平成 26 年度から 28 年度の平均国保被保険者 1 人当たり総所得は、県内 77 市町村中、上位から 25 番目でした。また、平成 28 年度におきまして所得による軽減をされた方につきましては世帯、被保険者とも 50%ほど、保険税限度額超過世帯は 1%ほどとなっています。

坂本議員 今おっしゃられたとおりだと思います。私も調べてみたんですが、やはり国保加入者数が減っているということは、その人口減少と同時に高齢化という両方が相まっているように思いますし、今所得でいくと県内では上から 25 番目ということで、真ん中よりちょっと上のほうだという、全体、全体の中ではそういう状況が見えてきましたけれども、加入者のその高齢化の中、そういう中ではやはり運営するという点では難しい、病気の発生率という関係では多くなっていると思いますが、それで、一つお聞きしたいんですが、特定世帯や軽減世帯というふうなものがあるわけでありまして、これは一定数あると思うんですが、そこら辺の加入世帯に係るパーセンテージか、もしくは人数とかわかりますでしょうか。この特定世帯というのはですね、夫婦の一人が後期高齢者医療制度に加入していて、もう一人の方が国保加入者が一人という世帯で軽減を受けていて、最長 5 年ということの軽減判定されているということになりますが、そこら辺はどのようなになっているのでしょうか。

健康福祉課長 ここ 3 年ほどの状況でございますけれども、この被保険者に占める軽減対象の特定、特特のものなんですけれども、年によってやはり変わってまいります。合計でございますけれども、被保険者に占める軽減対象割合は、それぞれ医療分、後期分、介護分とあります

けれども、約 47 人～54 人ぐらいというところでございます。片方の方が後期高齢に入ることですけれども、これにつきましては、そのぐらいの人数でここ 3 年経過しております。

坂本議員

ざっくり言って、経営的には何とかやってるところですけれども、病気の、これから後半になって病気の出現の内容とかも出てくると思いますので、もう少しその点から特徴、飯島町の特徴というのが見えてくるかと思います。ええとですね、平成、ううんと、今のお話でいきまして、ええと、特定世帯の話を聞きましたけれども、国保加入者の 52%ということまでは言うておりませんが、いかに国保税を支払っていくことが現実的に大変かという、今の言われました 40 何%とおっしゃいましたけれども、加入者世帯のその 42%という数字が軽減されてながら支払っていくということがその中で見えてくるかと思っています。

それで、1－2に行きます。国民健康保険にはサラリーマンが加入している半額負担の事業主負担ということがなくて、加入者の平均年齢も高いので医療費もかかってしまうという現実があります。かかった医療費をですね、加入者に負担させるという観点から国保料が計算される仕組みになっているので、おのずと保険料が高くなるという状況になっております。これが加入者の生活を圧迫させ、滞納せざるを得ない状況にもなります。国保運営を安定化させるために国、それから県の支援制度、それから交付金などがありますが、この 10 年でこれらの実質的な金額はどのように変わってきたのか、それについてお答えいただきたいと思います。また、一般会計から繰り出されている金額の変化はどのようなものかお尋ねします。

健康福祉課長

すいません。先ほどのお答えの訂正をまずさせていただきたいのですが、人と言いますが%の間違いでございました。申しわけございません。それでは今の御質問についてお答えいたします。今年度までの一般被保険者への医療費給付費分の国、県の交付金の割合は、対象経費、対象経費というのは前期高齢者の交付金、後期高齢者の負担金、介護納付金、退職者医療交付金等を加除した後の額となりますが、その 50%となっています。そのうちの県の負担金は平成 20 年度では 7 %、24 年度からは県の負担は 9 %と、県の負担割合が増え、国が減っている状況でございます。一般会計の繰り出しにつきましては、毎年度 4 月に国民健康保険繰出金についてが国から通知されます。これに一般会計が負担すべき項目が定めてあり、町はこれに従って繰出金を決定しているところでございます。繰出額の変化でございますが、平成 20 年度が 3,800 万円ほど、21 年～26 年度につきましては 4,200 万円～5,000 万円ほどで上下をしております。平成 27 年度には 5,800 万円、平成 28 年度は 6,050 万円ほどとなりまして増大しています。この増大の大きな要素は、平成 22 年のところでは保険税の軽減の拡大、以後、軽減は年々拡大をされてきているわけなんですけれども、平成 27 年の大きな繰出額の増というのは、保険者支援分というものがございまして、国、県、町が国民健康保険に支援をする分なんです、こちらが恒久化されたという拡大によるものでございます。また、繰入額につきましては、すべて国が定めた法廷内の繰り出しでありまして、それ以外の一般会計からの繰り出しは行っていない状況でございます。

坂本議員 この法定外の繰り出しを行っていないという御答弁でしたけれども、これはほかの町村ではやっているところがあるのでしょうか。

健康福祉課長 長野県 77 保険者がございますが、24 年 25 年 26 年あたりのところを見ますと 30～37 ぐらいのところをやっているようでございます。

坂本議員 ということは、うちの当町は健全な運営をされているということがわかるかと思いますが、国や県の支援制度とか、先ほどこの質問の中にあった交付金なんですけれども、この変化というのは、先ほど言ったのは 27 年が 7 % で 29 年が 9 % という、その分、県が増えて国が減っていると言ったんですけれども、これ、金額でいくと全体の保険医療費の何%というくらいになるのでしょうか。

健康福祉課長 これは率が決まっております、50%、国、県のところから来るものは合わせて 50% というふうに特別調整交付金も含めて決まっているところで、その中の割合が変わってきているということになります。

坂本議員 ええとですね、私も、その、この保険制度がどういうふうに変わってきてるかという歴史も調べたんですけれども、その歴史の中ではですね、1984 年、ちょっと古い話になりますけれども、そのころの、今の状況になる前っていうのは、国の支援金が、県じゃなくて国自身ですね、支援金が医療費の 45% あったというふうに書かれていたわけなんですけれども、それがどんどん減らされてきていて、そういうような記載があったんですけれども、それに、今の現実の飯島町のこの状態は、該当するっていうか、飯島町ということではなく、日本の状況っていうのは、これ、今おっしゃったことがこれに該当するってことなんのでしょうか。

健康福祉課長 法律で定められていますので、どこの市町村もこの割合になりますが、先ほど申したいに対象経費というのはいろいろな交付金や納付金を加除した後に出てくるものですので、なかなか一概に言えないということと、もう一つは、国保の被保険者の中には退職者というくくりがございまして、こちらの方々につきましては、社保基金のほうから税以外はすべて交付されるという形になっております。

坂本議員 ええと、私も調べた中では、やはりそこら辺が私自身が理解するにはなかなか難しい制度になってきているという感じではありますけれども、先ほどの国保運営が苦しい中で、やはり法定外繰り出しをしているところが先ほど 77 市町村のうち 30～37 過去にはあったということで、やはりどこの国保運営も一般会計から法定外繰り出しというのをしているところがあって難しいという状況は見えたかと思いますが、飯島町はそれをやらずにおやってきたという現状であります。

健康福祉課長 次に、ええとですね、1－3 として、次に国民健康保険の加入者の利用状況を聞いていきます。この 3 年ほどの中での病気のトップ 5 は何かということでございます。また、高額医療費のトップ 3 の病名は何か、それに対して町は保険者としてどのように対応してきたのかということをお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 御質問に関しまして、平成 26 年度から 28 年度、3 年間の医療費分析をいたしました。まず、レセプト件数の多い疾病では、外来では 3 年とも高血圧症でした。2・3 位は糖尿病と脂質異常症でございます。4 位が関節疾患、5 位が緑内障でした。入院の件数では、

3年とも1位が精神疾患であります統合失調症、2位が狭心症、3位から5位は年により異なっておりまして、3年間合計で見ますと4位はがん、5位は脳梗塞の順でした。医療費割合で見ますと、3年とも1位は高血圧症、2位は糖尿病、3位～5位が統合失調症、脂質異常症、関節疾患となっています。高額医療費ですが、3年とも1位が心疾患、これは大動脈弁閉塞不全の人工弁置換術でございます。2位3位は心疾患と整形化疾患などとなっています。このことの対応といたしまして、従前から保健師、管理栄養士を国民健康保険事業の専門職として配置いたしまして、健康診査後の個別支援や啓発活動、健康相談、健幸教室を行っています。高血圧、糖尿病、脂質異常症はメタボリックシンドロームの予防における項目であることから、特定健診の受診率アップ、特定保健指導の受診率アップに取り組んでいます。受診率は平成23年度から継続して上がっていますが、目標の60%にはいま一つ届かないところでございます。保健指導終了率は9割ほどございまして、県の中でも非常に高い率となっています。また、平成27年度にはデータヘルス計画を策定いたしまして、重症化予防や適正医療、生活改善指導等、さまざまな対策を行っております。個別支援を中心に取り組んだところ、平成25年と28年の比較では高額なレセプト件数、費用額とも減少しているので、少しは効果が出たのかなというふうに考えているところです。このほかに、予防のための若い年代からの循環器検診、人間ドック、昭和病院での胃の内視鏡、大腸内視鏡、肺CTのがん検診等、各種検診費用の補助を行って早期発見の取り組みを行っております。平成30年度からは、第3期特定健診等実施計画、第2期データヘルス計画を策定して、この事業を継続してまいります。

坂本議員

何種類かにわたってお話が聞けましたが、それから町のやっている内容も、予防、それから発見に努めているということだったんですけども、国保会計の中からですね、この予防のための金額が捻出されていると思いますけれども、それをやれば補助金も出るという形の中ですが、これは、この国保加入者、この一般会計の、国保会計の中での事業だけではなく、多分一般のほうの、一般会計の中の健康増進とか、そういう部分と連動しているところがあると思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

健康福祉課長

国保会計のほうで保健事業として扱っているものがございます。それから、一般会計の健康増進の健康増進事業で行っている検診もございます。国保の特定健診等に関するものに、特定健診に関するものについては国保の保険者として行うものですので、これは法律で定められたとおりやっております。がん検診等につきましては、健康増進法の検診もございますので、健康増進法に該当するものについては一般会計で、それ以外の先ほど申しました昭和病院での内視鏡、内視鏡検査、肺がんの検診等につきましては国保の単独の事業ということで単費でやっております。それから、若い方々の循環器検診等でございますが、国保の被保険者の皆様については国の補助金をいただきながら国保の会計で、それ以外の方については一般会計のほうで見ているというところがたまかなところでございます。

坂本議員

町の事業という内容と、あと、費用の部分に対して聞きましたけれども、飯島町はですね、そういう予防にはすごく力を入れているということで、それがやはり発見率の早期にもつながるし、また重症化を防ぐということがわかったかと思います。その中で、調べた

中で、肝機能、人工透析患者というのが現在3人いるということで、その予備軍が、この今言った中の中であると思うんですけども、その人工透析関係に關しての具体的な対策みたいなものはどこかでやっているんでしょうか。

健康福祉課長

糖尿病の重症化予防というのは今国を挙げてのテーマでござまして、飯島町におきましては、かなり長い間これをやっております。国が取り組む前からやっているという状況でございまして、全国的には、この透析患者さんは増えているんですけども、飯島町は逆に減っているような状況であります。ただし、現在、予備軍と言われる方々については、いることは確かでございますので、そちらの取り組みを行っております。データヘルス計画の中では、こちらのほうがとても重要事項でございますので、健診を受けていただいた方につきまして、ハイリスクの方については個別の対応を行っております。それから、上伊那郡のほうで、こちらのほうの取り組みを医師会と一緒にやりましょうということを仕組みをつくりまして、今年度からはお医者様と一緒にこの予防に取り組んでいきたいと思います。ということで取り組んでおり、町の先生方の御協力もいただいているところです。

坂本議員

人工透析においてはですね、非常に、もう人工透析まで行ってしまった方のその医療費というのはすごいかかるものですから、その点をちょっと危惧したのでお尋ねしました。あともう一つ、高額医療費の中に心疾患があります。それで、これは多分心臓の手術で、心臓の手術だと思うんですけども、ここら辺の内容、この内容の具体的なところをもう一度御説明いただきたいと思います。

健康福祉課長

大動脈弁の人工弁の置換術ですけども、心不全の方に対する治療でございます。こちらは1件当たりの単価が非常に高うございますので高額医療というふうになっております。こちらで、弁をかえたことで元気になられる方が何人もいらっしゃるような状況でございます。

坂本議員

今、ただいま、その具体的な内容をお聞きしましたが、あともう一つ、この中で気になったことは、統合失調症というのが入院の中で出てきましたけれども、この統合失調症の件数と人数とか、わかりますでしょうか。

健康福祉課長

統合失調症でございますが、%でございますが、医療費のところでは3%ぐらい、ちょっと件数が、ちょっと今わからないんですけども、3%ぐらいの医療費を占めているということになります。

坂本議員

というのはですね、私は、このここの部分ではですね、統合失調症がトップではなくがんだと思ったんですけども、意外とがんが3番目に出てきたということで、意外だなあと思って病名の内容を聞いたわけですけども、こういう、こういう全体の中からすると、その大きな部分は生活習慣病という、最近言われてる生活習慣病の発生率が65歳以上になると40%となり、また70歳以上になると50%というふうな形で言われているわけで、その生活習慣病っていう中には糖尿病とか脂質異常症とか高血圧、あとは痛風とか、あと高尿酸血症とか、そういうような病気も入ってるわけですけども、こういう生活習慣病的なのは、うちの対策の中では、かなり早い時点から対応して、それぞれ加入者の人たちには認識とか、また予防のことに關しては、できているというふうな認識でよろしいでしょうか。

健康福祉課長 坂本議員	そういうふうになるように取り組んでいるところでございます。 そうしましたら、次の１－４に行きたいと思います。ことし４月から県も保険者となり、市町村の国保行政と統括、監督する仕組みに変わりますが、これによって何がどう変わるのか、今まで町が予防、発見、治療のためさまざまやってきた事業に影響はあるのか、また、加入者が支払う保険税にどのように影響するのか、この点についてお尋ねしたいと思います。
健康福祉課長	保険証の取得、喪失、限度額認定証の申請、税金の賦課徴収等の窓口事務は今までどおり町が行います。県が保険者になりますので、平成 30 年 10 月の被保険者証更新時以降に発行される国民健康保険の被保険者証には「長野県」の文字が記載された被保険者証が交付されることになります。経営が県になることの影響でございますけれども、町国民健康保険の担当の行う事務の変更が主なものであります。今まで国民健康保険特別会計におきます保険税、医療給付費については町が保険者として見込みを予算、計算して予算を作成していましたが、これは県が行うことになります。国庫支出金、退職者医療、介護保険や後期高齢者、前期高齢者などの社会保険診療報酬支払基金からの交付金、納付金及び長野県国民健康保険連合会の行っている医療費の共同事業についても県が一括管理することになります。町は、歳入では県支出金、歳出では国民健康保険納付金として県に納めることとなります。予防、発見、治療のためにという事業への影響ですけれども、保健事業は今までどおり町の事業として実施いたします。保険税に関しましては、県が経営を担うことから、平成 30 年度からは県が集める総額を決定することとなります。町は、県が示した額を納付しなければならないので、そのために国民健康保険税の保険料率を決め、その案分率により決定した国民健康保険税額を被保険者に納税していただくことになります。平成 30 年度につきまして、県の決定した飯島町の納付金額は現状の案分率で算出した税額と 1,000 万円ほどの乖離があり、不足という見込みであります。納付金額を満たすためには被保険者の皆様に今までより多くの御負担をお願いしなければならない状況であります。このことについて飯島町国民健康保険運営協議会で議論を重ねまして、去る 2 月 14 日の保険税については急激な値上げをしないこと、収納率の現行維持また向上を目指し徴収事務を行っていただきたいこと、課税方式を当分の間 4 方式を維持することの 3 項目を附帯事項として国民健康保険税案分率の改定を行う答申をいただいたところであります。これにより、1 人当たり保険料の調定額は、あくまで平均でございますが 1.44%、1,565 円の増額となる見込みであります。
坂本議員	今度の改定により、1,000 万円の不足ということで、その分を保険者、加入者の人たちに払ってもらうようになったというお話でございました。その分が 1 人当たり 1.44%、1,565 円の増額という、約ということですが、そういうことだというお話でした。ちょっと戻りますけれども、国保税の約、平成 28 年の資料で見ますと、国保税の約 1 億 5,135 万円に対して 12%の割合が健康保険事業費で約 1,818 万円でありました。そのこういった事業の内容なんですけれども、国や県のこの事業に対しての支払われる特別調整交付金です、これは総額 774 万 8,000 円で 42%しか交付されていないけれども、この乖離というか、あるわけで、町は、その保健事業に対して税金の中でかなりかけてるんですけれども、

戻ってくるお金が、その分が 42%しか交付されてないという現状なんですけれども、こういう部分で、ほかの市町村で、例えばもっと保健事業をやってもらっているというか、そういうところはあるんでしょうか。もっと町も、保健事業にお金を入れてやれば、それが入ってくるってということなのか、このぐらいなところが金額的には町の保健事業の金額としては妥当なのか、そこら辺はどのように考えておられますか。

健康福祉課長

保健事業には特定健診関係とその他というふうに大きく 2 つございます。特定健診関係につきましては、保健指導も含めまして町と県と国がそれぞれ 3 分の 1 ずつ補助をしましょうということ で法律で定まっております。それ以上のところにつきましては国保の単独の出費となります。その他の保健事業でございますが、データヘルス計画をつくりましてヘルスアップ事業というものを 行っておりますが、そちらのほうで補助金をいただいております。議員は行政報告書のほうでござ らんになっていると思いますが、特別調整交付金というものもございまして、そちらのほうも、い ろんな国保の事業をしたことによる成績によりいただけるものなんですけれども、そちらのほうもここ何年かの間は いただいておりますので、こちらのほうも保健事業のほうに充てさせていただくという ような形になります。また医療費の関係で出し過ぎているもののお戻りもありますので、そちらのほうで ある年につきましては 1,000 万以上の戻しがあるということで、そちらのほうも医療給付費や保健事業等に充てるようにという考えで行っているところでございます。なお、保健事業につきま しては、飯島町は多い、大きな予算を使わせていただいているというところ になっています。ほかの県内の保険者よりも多目の 1 人当たりの保健事業の額となつてお ります。

坂本議員

今、課長が言われたように、飯島町はですね、ほかの、私ほかの市町村のをこんなに詳 しく調べてないので言えないんですけれども、県内でも言われたようにかなり保健事業に はお金が出てるということで、それを私たち住民自身もですね、認識して、やはり予防に 努めていかなければと思うわけですが、次の 1－5 に行きたいと思います。国保加入者の 資格管理とか保険料率の決定、保険料の賦課決定、徴収、保険給付、保健事業など、町が 今まで行ってきた事務手続であるけれども、これは先ほどの話だと変わらないということ だったんですけれども、今回県から出された標準保険料に対して、先ほどの 1,000 万ぐら い不足するということで、それが保険加入者の人たちに負担となるということになったん なんですけれども、これは、この標準保険料ということなので、これ、県内の市町村、各それ ぞれがまだまだ差があるというふうに――差があるというか、加入者の方たちからもらう お金は単一ではないということで、理解でいいですか。

健康福祉課長

標準保険料に関しましては、国民健康保険のそれぞれの保険者のデータを県のほうに提 出しておりまして、そちらのほうから割り出しているものもござい ます。所得や医療費や 高齢化率、前期高齢者の割合等、さまざまなものがござい ますが、そちらのほうから県の ほうが計算をして示したものでござい ます。

坂本議員

1－6 としてお尋ねしたい と思います。国は、最終的には県内の保険料を同一単価にし たいと聞いております。これは 2018 年から 2020 年度の 3 年間をめどとする方向が出され ております。県のホームページで見ますと、県の国保加入状況を見ますと、高齢化率は全

健康福祉課長

国平均としては 35 で、39.5%で、それよりも県、長野県は 42.9%と高齢化率が高いということと、また小規模保険者が 77 市町村中 43 市町村あって、それが 55.9%ということで、全国は、この平均としては 26.1%しかないということで、長野県内は、その小規模な保険者が多いということで、これを一つにしていこうということは非常に私としては難しいと思ってるわけですが、そこら辺のところは今後はどんな感じで行くんでしょうか。

おっしゃるとおりの状況でございまして、長野県は経営の主体として長野県国民健康保険運営方針を平成 29 年 12 月に策定しています。その中で将来的な保険料水準の統一に向けての中長期的な取り組みを設定しております。また、新制度施行後、直ちに保険料水準を統一することは、加入者の保険料負担の急激な上昇を招くおそれがあることから、当面の間は市町村ごとの医療費水準や市町村ごとの算定方式に基づく保険料率を示すなどの対応を行うこととしています。

坂本議員

ちょっと 1-6 で聞くのを、ちょっと忘れてたんですけれども、飯島町の加入者、こういうふうになってきた場合の、1 と、1-7 と 6 の後半と一緒に聞きますけれども、町内の加入者の多くの方々に影響が出ると思われますけれども、特に影響の出る方々はどのような加入者の方でしょうか、所得、年齢など、そういう部分でどういった加入者になるかっていうことと、それに対する町の対応はどうしていくつもりかということをお尋ねしたいです。

健康福祉課長

特に影響の出る加入者につきましては、保険料率の設定でありますとか方式、3 方式にするか 4 方式にするかにより、さまざまな場合が考えられますので、これは一概に申せないところでございますので、お答えを控えさせていただきます。

坂本議員

今ちょっと答えがいただけなかったんですけれども、ここが一番ちょっと複雑なところ、今後どうなっていくかということは、ちょっと今後の課題でもあるし、私たち議員も見なければいけないところだと思いますけれども、私としてはですね、現在この国保の中でやってるので、県に一本化したとしても守っていつてもらいたいというところはですね、出産、出産育児一時金とか葬祭費なんかは町独自の、金額的な部分では町独自の金額だと思いますし、また、予防、発見での節目健診やがん検診などは現在やってる事業からもう少し拡大していただきたいと思うわけでございます。一つ言えることはですね、減免制度の話が先日の三浦議員の中で出てきましたけれども、減免制度というのはですね、現在、飯島町で持っている減免は、その失業した場合の、突然リストラに遭った場合という場合だけでありまして、もう少しですね、その減免の部分で拡大をできないかということ 생각합니다。例えばですね、長野県の中では松本、大町、それから須坂、池田町などですが、減免の内容がちょっともう少し広い範囲での減免内容となっておりますので、そこら辺を、今後、その所得の低い方たち、またはパートというか、そうですね、国保に入ってる若い方たちの救うというか、そういうために広げていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

健康福祉課長

税の減免につきましては、国保税の上に町の税の条例がございまして、そちらのほうの減免もできますということと、あと、国保単独の減免制度につきましては、なかなか取り組むことは難しいことだというふうに考えているところですが、研究をしていきたい

	というふうに考えます。ただし、これから県統一の保険料になっていくときに、それを町がうんと推し進めることがどうかというところもあると思います。
坂本議員	私はですね、命を守るということはですね、小さなくくりの中で、事務効率は少し悪いかもしれませんが、それが一番効果的で、住民の顔の見える中での運営が望ましいと考えております。特に国民健康保険の運営は公的社会保障の中の一番弱い人々が属する集団だと思っていますので、ぜひ町長も県や、国や県に対してですね、県内同一の金額に、税になることがないよう、早急にそういうふうな単一の税になることがないような働きかけをしていただきたいと思います。またですね、国保加入者の方々も、この保険制度が非常に財政上脆弱な中で運営されていますので……
議 長	時間となりましたので終了してください。
坂本議員	はい。町長、一言お願いいたします。
議 長	いや、時間終わっていますので。
議 長	ここで暫時休憩とします。
休 憩	午前１０時０１分
再 開	午前１０時０２分
議 長	会議を再開します。
10 番	10 番 三浦寿美子議員。
三浦議員	それでは通告に従いまして一般質問を行います。今回は「格差社会の広がり和社会保障について」ということで質問をさせていただきます。格差社会と言われて久しくなります。少子高齢化も社会問題となっております。団塊の世代の多くの人が年金生活者となり、所得も減少しています。2015 年のある調査では 300 万円未満の所得の世帯が 33%を超えていると言っております。高齢者世帯の増加による所得の減少があると思われます。子どもの貧困率は 2016 年の厚生労働省の国民生活基礎調査では 13.9%、82%の母子世帯が「生活が苦しい」と答えています。2012 年のひとり親家庭の相対的貧困率は 54.6%で、非正規雇用の母子世帯の平均就労収入は 125 万円と、子育てするには過酷な実態があらわれています。子どもの貧困につながっていると受けとめています。若者世代の所得は 2012 年の数字で 20 代の 49%が 300 万円未満、30 代の 19%が 300 万未満であったとのデータもあります。貧富の差が広がっており、格差社会として問題になっています。このような社会状況をどのように認識をしておいでになるのか、町長にお聞きをいたします。
町 長	御質問にお答えいたします。格差社会に対してどのように認識しているかと、こういう御質問でございます。1986 年～1991 年に起きましたバブル景気によりまして国全体の消費も活発になった時期がございました。この時期は一億総中流社会ともいう、呼ばれた時代でもありました。しかし、そのバブル期が崩壊し、経済の引き締め政策を行った結果、投資のために資金を借りていた企業の業績悪化に伴うボーナスの減少やリストラが行われ、

	正社員にかわってパートタイマーや派遣社員などの非正規従業員が増加してまいりました。格差社会を生む一番の要因は、長引くデフレのもとでの景気不安、この雇用形態の変化だと感じております。これまでさまざまな経済対策がとられてきておりましたけれども、この格差が少なくなるようなデフレ脱出施策がなかなかないことに、効果があらわさないことに対して大変憂慮しているところでございます。また、この格差は生産人口に対してのみならず、年金受給者である高齢者世帯にもあらわれてきております。日本経済の長期にわたる景気低迷化により賃金や物価に連動して影響が出る年金額もここ数年減額されており、生活不安を抱える高齢者の皆さんも実態としてあるということを認識しているところでございます。
三浦議員	相対的貧困率という指標があります。全国民の所得を所得の低い人の順に並べていき、ちょうど真ん中にくる人の額を中央値と言います。中央値の2分の1が貧困ラインと言います。その貧困ラインを下回る所得を等価可処分所得と言い、全国民に占める割合を相対的貧困率と言うそうです。国民全体の所得が下がると中央値が下がります。貧困ラインが伴って下がります。全体の所得が下がるたびに貧困ラインは下がり、所得や生活実態が変わらないにもかかわらず、数字の上では貧困状態ではなくなり、相対的貧困率に反映されなくなってまいります。相対的貧困率で一概には貧困の実態を判断できないというふうに考えます。2015年の貧困ラインは122万円です。飯島町の状況をどのように捉えているのかお聞きをいたします。
健康福祉課長	町の状況でございますが、生活保護世帯に関しまして、現在、在宅で15世帯22人、施設入所で5世帯5人の方が受けている状況でございます。また、それとは別に生活や就労に関する相談は20件ほど受けていまして、そのうち県の生活就労支援センターへ15件つなぐなど、関係機関と連携しながら支援を行っています。御質問の状況でございますけれども、町においても社会情勢と同じような状況にありまして、格差があると捉えております。
三浦議員	ただいま飯島の生保の受給者の状況や相談についてお聞きをいたしました。飯島町も格差の社会の中にあるというふうにもお聞きしたわけですが。長野県の相対的貧困率は11.1%です。飯島町の人口を単純に当てはめると1,000人を超える人が貧困ライン以下の所得ということになるというふうに考えます。例えば国保の加入世帯、平成28年度の行政報告書によりますと1,417世帯2,447人、7割軽減が318世帯452人、5割軽減247世帯458人、2割軽減167世帯317人、732世帯1,227人が軽減の対象です。貧困ライン未満の所得の世帯になるのではありませんか。飯島町の28年度の人口9,686人の12%以上になります。若者の所得も非正規雇用の拡大で20代30代の所得は不安定です。労働者の中で一番多い所得層が400万円台、4割は300万円台とのデータがあります。富裕層と言われている人はごく少数ということで、飯島町の働く世代の状況が想像できます。子育て世代の非正規雇用の広がりが子どもの貧困につながっているというふうに思います。就学援助の件数の増加にも、この点であらわれているのではないのでしょうか。飯島町の住民も厳しい格差社会の中において、貧困ライン未満の所得で生活している人がいる現実を理事者を初め職員全体で共有をしていくことが大事ではないかと考えていますが、この点についていかがで

しょうか。

町 長

現在のこういう社会状況は、大きな原因としては、やはり景気の低迷というところにあるかと思います。それによりまして企業の業績が上がっていない、上がったとしても内部保留に行って、先行きが見えないから内部保留に回ってると、それが給料に、賃金に回ってくれば、生活もゆとりが出てくるんでしょうけども、そういった流れになっていないというところが現状かなあというふうに思っております。そういった状況があるということは格差が、その環境において格差が広がってきてるっていうことは認識しております。

三浦議員

町内でも格差が広がっている認識であるということですので、ぜひ、職員の皆さん全体でそういう飯島町の状況にあるということ認識していただきながら、さまざまな住民の相談や、また窓口での、いろいろな事情があるときには受けとめて相談に乗っていただきたいなあというふうに考えるところです。

憲法第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

とあります。健康で文化的な最低限度の生活が保障されることによって生存権が守られ、個人として尊重されるというふうに理解がされます。健康で文化的な最低限度の生活とはどのような生活をいうのでしょうか。御認識をお聞きしたいと思います。

町 長

憲法論で、なかなか大きな問題かなというふうに思っております。健康で文化的な最低限の生活、いわゆる生存権でございます。この最低限の生活というのは、お国柄によったり文化によったり、経済力によってもその基準、限度というものが変わってくると思います。一定の画一的な限度というものは、なかなか表現しにくいなというふうに思っております。この生きる、健康で生活的な文化を享受する権利がある。これは、政治倫理的から見るとですね、一方は、やっぱり義務がある、教育の義務、勤労の義務、納税の義務、働いて納税して、国に納めて、国がそういった部分でお金を分配すると、こういうシステムになりますから、基本的には経済力というものが土台になってくるというふうに思っています。経済力の高いところほど、そういった健康で文化的な生活という度合いが高くなる傾向にあるのではないかなというふうに思います。高福祉高負担、中福祉中負担、低福祉低負担ということで、大きな福祉をいただこうとすると、やはり大きな支出が必要である、これは、両方とも相反するものではなくて、相乗して考えなければならない部分かなというふうに思います。義務と権利、負担と交付、そういったものが常に相伴って生存して、この世の中がなっているということだと思っています。お答えの、御質問の限度額というのも、そういった保障がどれだけできる経済体制にあるかということでもありますので、国によって違うでしょうと思います。北欧のこの福祉に比べれば、やはり日本というのは今のところそこには及ばない中程度かなというふうに思っております。それで、日本国民が、政策によってこの基準というのが定められてくるのではないかなというふうに思っており

三浦議員

ます。なかなか大きな問題でしてね、これは一つの人それぞれの考え方やら哲学にかかわるものかなというふうに思うところでございます。

ただいまのは町長のお説というふうにお聞きをいたしました。20代30代の若者へのアンケートによりますと、300万円未満の所得では、結婚しない理由の1番「所得が少ないため。安定した所得があれば結婚したい。」と答えています。「子どもが欲しいか」との問いでは30%を超えて「欲しい」と答えています。「どちらかといえば欲しい」という人を入れると70%になります。少子化の解消は、若者の所得を増やし、安定し雇用が当たり前の社会になれば解決するという希望も見える数字です。高齢者の生活はどうか。現在の貧困ライン122万円は1月10万円の生活となります。年金額が減少をしています。年金から介護保険料、後期高齢者医療が控除され、消費税が8%に引き上げられたために生活基盤となる上下水道や電気、ガス、電話料金などにも反映をいたしました。消費税は、食費や生活必需品など、生活費への影響は大きいものがあります。これが10%に引き上げられれば、さらに生活を圧迫します。生活に使える年金が減少しています。預貯金を取り崩して生活に充てられる人も将来への不安を感じているところです。病気の治療、介護サービス利用が必要になれば重い負担となります。物価の上昇、暖房、冷房にかかる燃料費、生活への影響も食生活への影響も心配されます。結婚できるだけの所得がない若者の生活を健康で文化的な生活と言えるでしょうか。年金暮らしの高齢者の生活にかいま見える寒いのには灯油がもったいないと暖房をできるだけ使わない、小まめに明りを消し薄暗い中で生活をしている、年金支給日前には小銭をかき集めて買い物に出かける、お風呂は週に1回か2回にしている、食費を節約、着るものは新しいものは買わない、こういう生活が健康で文化的な生活とは私には到底思えません。憲法には誰もが平穏に暮らせる社会を構築するために国の責務として「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定めているのだというふうに私は理解しております。社会保障制度についてどのように認識をしておられるのかお聞きをしたいと思います。

町 長

私たちは、みずからの責任と努力によって生活を営んでいるわけですがけれども、災害や事故、重篤な病気などにより自立した生活ができなくなったとき、個人の責任や努力だけでは対応し切れないことがあります。そのようなときのためにあるのが社会保障制度であると考えます。しかし、デフレ下の景気低迷や少子高齢化、さらには核家族化に伴い、収入源となる保険料は減少し、年金、医療、介護にかかわる、対する給付費は急激に増加してきております。社会保障制度の役割としては、国民が安全・安心に暮らせるために生活を守るセーフティーネットの機能を持っており、リスクに対して私たちの生活を生涯にわたって支える基本的な部分だと思っています。しかし、増え続ける社会保障費の財源確保が大きな課題であるとも認識しておるところでございます。

三浦議員

社会保障制度、今町長が言われましたけれども、この社会保障制度というのは、すべての国民が安心して健康で文化的な生活を営むために必要な、そこを支えるための制度だというふうに考えます。そこで、今この格差社会の中で、私は、先ほども申しましたように、何とか生きている、何とか生活しているけれど、これが健康で文化的な生活かと、最低限

度と言われて、それが最低限度なのか、そう言われるとちょっと考えてしまいますけれども、最低限度の生活が保障されるというのは、ほんとに最低なんです。本来、それ以上の豊かな生活、健康で文化的な生活が営めるということが国民一人一人の人権や暮らしを守る、人権を守るために暮らしを守るのかもしれませんが。そういう憲法に基づいた国民一人一人を守るための社会保障というふうに受けとめていますが、今は、私は不十分だというふうに思うわけです。先ほど飯島町の貧困ライン以下ではないかというふうな数字を出してお話しましたが、貧困ライン以下の所得ということは、私は健康で文化的な生活が送れるレベルではないというふうに考えます。なぜかといえば、生活保護を受けられる、受けている人と比較をして、今回の政府が求めているのは、これから進めようとしているのは、さらに生活保護費の生活扶助費を削減するというものですけれども、その基準が低いところに合わせると、以前は中間所得の皆さんの6割が生活保護の基準の数字になっていました。今度は5割にしようと、今でも格差社会で所得が低い、そういう低いところに合わせて生活保護の基準をつくと、基準が下がってくるということになると、生活保護を受けたいという人も受けにくくなりますし、実際に生活保護基準以下で生活をしていらっしゃる皆さんも社会の中にはおいでになる。飯島町の中にもそういう方がおいでになるんじゃないですか。いかがでしょうか。

町 長 御質問は、生活扶助費削減に対する見解はということによろしいでしょうか。

三浦議員 はい。

町 長 国は、ことしの10月から生活保護基準額の削減を予定しています。生活保護制度における生活扶助基準は、1級地から3級地までの級地があり、さらに各級地が2つの区分に分かれております。全部で6つの区分で構成されているところでございます。飯島町は、この中で一番低い基準である3級地の2に該当していますけれども、今回の改正での生活保護基準額の影響につきましては、まだ明確な状況ではありません。とはいえ、受給者の皆様の支援につきましては、厳しい状況になるのであろうことは予測できるところでございます。いずれにしても、生活保護につきましては国の制度でございます。県の行う調査、決定、支給等が正しく行われるよう、町の事務を粛々で行うところでございます。また、町は、受給者の方から一番近い相談窓口として御本人の自立に向けてさまざまな支援を今までどおり行っていく所存でございます。

三浦議員 まだ町への影響ということについてはわからないというふうにもお聞きいたしました。また、国の事業で、県が行うので、粛々と従っていくというふうにもお話を聞きましたが、生活保護は所得が少なければ誰でも需給の対象というふうになれるのかといいますと、生活保護の法律では誰でもなれるというふうにはなっていません。住まいは当然保障されますが、農地とか山林とか車とか、資産があれば、その資産を処分をすると、処分をして、それでもだめだったら生活保護が受けられる、資産を持っている人は、簡単には生活保護を受けることができません。飯島町の住民の皆さんの全体の、先ほどの国保の軽減の話、世帯の話を28年度で言いましたけれども、飯島町にはそういう方が、対象にならない方が多いんじゃないでしょうか。そうしますと、やはり生活保護の水準以下の生活をせざるを得ないというのが実態ではないでしょうか。例えば、いよいよ年金だけでは暮らせない

ので生活保護を受けて何とか生活ができないかという相談があったとします。じゃあ、その田んぼと、その畑と、その車と、山林持ってるから、それを処分しなさいと、多分、町の職員は言いませんけど、県の職員は言います。言うと思います。今、飯島町のそうした皆さんが土地や、車は安く売れるかもしれませんが、土地を処分して生活保護を受けられるような環境にあるか、土地を処分しようと思ったら処分できますか。そういう環境に、状況にあるかどうかお聞きをしたいと思います。

町 長 それぞれの状況が個別でございますので、一概にここである、ないという答えはできないかと思います。しかし、飯島町は、今までどおりの、生活保護につきましては粛々と進めてきたいと考えておるところでございます。

三浦議員 現状はですね、所得を見ればわかるんじゃないでしょうか。私は、一人一人、一人一人が尊重されるということは、所得も本来なら、例えば国民健康保険でも、全世帯の所得によって決められるのではなくて、本来なら一人一人が一人一人の所得で、それに応じた保険料を払ってというようなことが一人一人が大事にされるということにつながるんじゃないかなあというふうにも思ったりするわけですが、現実はどうではありません。生活保護よりも、保護費よりも少ない、そういう水準の生活を余儀なくされている人がいるという現実を受けとめていただきたいというふうに思うわけです。その方々の生活というのがどんなにつらいものか、私は自分が経験してるから、本当につらいと思います。子どもさんがいたら本当につらいです。高齢になって、私、先日もスーパーのレジで長い長蛇の列ができていたのを、その後ろに立ちました。レジでは、財布を全部中身をあけて、レジで一つ一つお金を数えて、買い物代、払っておりました。みんないらして待ってましたけれど、よく考えてみたら年金の支給日の数日前でした。本当にお金がないってことは大変なことなんです。そういう人の気持ちになった行政、本当は国の政治、大もとがそこに目を向けて制度をつくらなければいけないんじゃないかなあというふうに思うわけですが、木で鼻をくくるように、それは国の仕事で、飯島町は粛々と進めるということで本当によいのでしょうか。私は以前にもこの場で言ったことがあるんですが、生活保護をようやく受けた人が、まだ働けるのだから仕事を探せと言われて、歩くのもやっとなのに、体調が悪いと言っているのに、病院に行けと言われて仕事に行けと、就職活動をしろと言われて苦勞をしておりました。その結果どうなったかといいますと、具合が悪くなって病院へ行きましたらがんが見つかりました。がんの前に、これは、歩くのが大変だったのは股関節のあたりに動脈瘤ができていたということがわかり、「何で早く治療しなかったのか。」と言われたそうですが、そのときは既に遅く、その方は数カ月後に亡くなりました。生活保護を受けていても窓口の職員が「それは大変だから病院に行ったほうがいい。」と言言って背中を押していただければ、その人の命はもしかしたら助かっていたかもしれないと今でも悔やまれます。それは県の窓口ではなくて、飯島町の福祉の窓口の職員の温かい言葉一つで、その人の人生が変わったんじゃないかと今でも思うんです。就労支援、大事です。しかし、その前にその人の健康状態、まず気遣ってほしい、つくづく思います。それから、生活保護が受けられない、お金がない、国保料も国保税もなかなか払えないで滞納がちになる、滞納してしまうと、それをもとに戻すには非常に時間

が、もう本当に返せるかどうか分かりません。どんどんだるまのように滞納額が上がって増えていきます。そういう状況の中で、ある方は、だんだん引きこもりになり、町に相談もなく、分納すれば少しの額で保険証もらえるかもしれませんが、それすらしなかった。そうすると医者に行くこともできない。売薬の余りいいものではないと思いますけど、具合が悪いといえばそんなのを買って自分を体をだましだまし、そうやって生活、何とか暮らして生きている。その方も結局は亡くなってしまいました。所得が少ないということは、食べることにもお金がかけれない、本当に苦しい暮らしをし、思いの中で暮らしてると思います。低所得者の方ほど鬱が、鬱病が多いというデータも出ています。そういう所得の低い方々への思いやりというか、そういう方たちの生活に対しての想像力というか、そういうものをぜひ持っていたきたいなあというふうに私は思います。ところで、生活保護基準ですけれども、これは、ほかの社会保障制度 47 の低所得者向けの政策に連動するということであります。住民生活に影響する身近な制度としてどのようなものがあるのかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

生活保護基準は住民税非課税基準と連動しております。このため、住民税の非課税基準が下がると、今まで非課税だった方が課税対象になることも予想されます。影響が見込まれる主な制度といたしましては、国民健康保険税、後期高齢者の保険料、介護保険料、保育料、障害福祉サービスの利用者負担の上限額、医療保険も同じでございます。特別支援就学奨励費などが挙げられます。この税や料金等につきましては、それぞれ算定基準が異なっております。課税されているか非課税であるかについては、影響が出るであろうものですが、どの程度の影響が出てくるかは見通しがつかず、その額等についてはお答えしかねるところです。しかしながら、国の皆様の生活に直結することですので、国の動向を注視していきたいと考えております。

三浦議員

今お聞きしたとおりです。生活保護基準が下がる、生活保護を受けている人たちは大変だなあという問題ではないんです。先ほど申しましたように、飯島町でも 10%以上の住民の皆さんが国の言う貧困率、貧困ライン以下の生活をしておいでになるというふうに思います。そういう皆さんの中に大きな影響が出るのではないですか。それから、障害のある皆さん、また所得が少なくて就学援助を受けざるを得ない、そういう御家庭の子どもさんたちにも影響が出るんじゃないですか。保育料にも影響が出ますね。人ごとじゃないんです。この格差社会で所得が下がる一方の中で生活保護基準が下がるということは、飯島町にとって全町民の問題ではないでしょうか。国が決めることだ、県が事務をやることだと言ってる場合じゃありません。私は、国に対して生活保護の生活扶助費の削減を中止するように求めるべきであり、生活保護基準を下げるべきではないというふうに町として強く要請するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

町 長

今、町としてできることは、先ほど申し上げましたとおりに受給者の方々から一番近い窓口として本人の自立に向けたさまざまな支援を今までどおり行っていくところでございます。窓口での対応は、それぞれの方々が思いやって、やっぱしやっていくということを中心がけてやっておるところでございます。この国の制度による 10 月からの改定につきましては、まだ明確な部分がないので、想像した中での発言は控えさせていただきます。

三浦議員	す。 今、決まってから文句を言うのでは間に合いません。動向がそういう動向、政府の動向ははっきりしています。新聞紙上でもこのことについては触れられています。このときだからこそ国に対して中止を求めたりしていくのが住民の暮らしを守るために必要ではないでしょうか。それは町長の役目じゃないでしょうか。何でも決まってしまってから文句を言っても、そう簡単に「そうですね。」と言うわけにはいかないじゃないですか。今までもそうです。どんなに、その制度が通ってしまっただけで後から大変だったと、これでは住民の暮らしが成り立たないといっても、もうもとに戻れません。その前に予防線を張る、やってはいけないものは、やってはいけないとはっきりと言えるようであれば行政の首長は務まらないんじゃないですか。いかがでしょうか。お聞きします。いかがでしょうか。見解をお聞きします。
町 長	これは国の議論に大きな部分を委ねられ、委ねたいと思っております。また、議会としても国への請願等を行っていただければというふうに思います。飯島町としましてはですね、やはりそういった部分が削られることは、当然悲しい部分ではありますけれども、決められた部分で対応していかなければならないという部分です。「粛々と」という言葉はですね、それをないがしろにしたという部分ではございませんから、意味を取り違えないようにしていただきたいと思います。
三浦議員	「粛々」という言葉はいろいろにとられやすい言葉ですので、次からは違う言葉を使っていたきたいなあというふうに思います。
町 長	本人の自由。表現の自由だと思います。
三浦議員	見解はいろいろです。それでは、先ほどお聞きしました。生活保護基準が住民税非課税の基準と連動しているというふうにお聞きをしたわけです。ということは、今まで非課税だった人が課税対象になるという可能性も出てまいります。国民健康保険、介護保険料、利用料、就学援助、保育料など身近な制度にも影響が出ています。低所得者の生活を守るための社会保障制度の根幹が崩れてしまうというふうに思います。低所得者への影響が考えられる制度について生活困窮者を救済するための施策を検討する必要があるのではないかとこのように考えているわけです。先ほど坂本議員が質問の中に言うておりましたけれども、町長が認定することで税などの減免を可能にする条例や規則を策定する、このことが飯島町のできる一番身近なところでの制度になるのかなあというふうにも思うわけです。全国的に見ますと、町長の認定することで国の定める法律以外で減免をしているところもあります。ぜひこれからは、そうした制度をいかに構築していくか研究をしていただき、一日も早く減免制度の充実を、今ある法律では救えない部分の、そうした今飯島町に住んでいる皆さんの命や暮らしを守る、そのための制度として検討する必要がある、策定する必要があるというふうに考えておりますので、その点について提案をいたしますので、御答弁をお聞きして、質問を終えたいと思います。
町 長	飯島町の福祉制度等につきまして現状を精査した中で、粛々と精査して次の対応というものを考えていきたいと思っております。

議 長	ここで休憩とします。再開時刻を 11 時 10 分とします。休憩。
休 憩	午前 10 時 50 分
再 開	午前 11 時 10 分
議 長	会議を再開します。一般質問を続けます。 4 番 好村拓洋議員。
4 番 好村議員	それでは、通告に従い一般質問を始めます。今回、私は 4 点について伺います。質問事項 1「三鷹アンテナショップの経験をどう活かすか」質問要旨 1－1「出荷者やリピーター、現地従業員の方の気持ちに伝えられたか」という質問です。三鷹アンテナショップは、平成 26 年 10 月にプレオープンし、1 年目は週 5 日営業、2 年目は週 2 日営業に縮小し、そろそろ違う展開が見えてくるころかな思っていた矢先に、昨年 12 月の全協で閉店するとお聞きしました。私も店頭に立ったことがありまして、地元の方の非常に楽しみにしてる姿も目にさせていただきに非常に残念な思いをしました。そこで質問ですが、出荷者やリピーターの方、現地従業員の方への対応はどのようにされたのかお伺いします。
町 長	お答えいたします。三鷹のアンテナショップにつきましては、3 年間の土地、建物の使用貸借契約が満了となることから、継続の意向を持って所有者と協議を重ねてまいりましたが、条件面で折り合わず、今月の 3 月 17 日をもって閉店する運びとなりました。今まで町内の農産物や特産品の出荷に御協力いただいた皆様方、また現地の方々に対しまして、改めて感謝申し上げますところでございます。アンテナショップの運営につきましては、デメリットばかりではなく、多くのメリットも得られた事業と思っております。今月まで営業してまいりますので、営業終了後に効果検証を行います。この経験、反省を今後の都市交流事業に生かしてまいりたいと考えております。詳細につきまして、改め、さらに担当課長より説明申し上げます。
産業振興課長	三鷹市の信州いいじまマルシェを閉店するに当たりまして関係の皆さんへの対応といたしましては、2 月の初旬に出荷者の皆さんへの説明会を開かせていただきましてお話をさせていただきました。また、来店されているお客様にも閉店をお知らせし、御意見も伺ってまいったところでございます。出荷者やリピーター、また現地の従業員の方からは、継続してほしかったとか、残念だなあという意見もいただいております。継続できなかったという点では反省しなければならない点があると思っております。三鷹市に飯島ファンができたこと、また農産物出荷者の皆さんには、自分が栽培した野菜を都会の方が買って食べていただけるというやりがいや喜び、こういったものも得られたんじゃないかというふうに考えるところでございます。消費者、出荷者、それぞれに大きな効果もあった事業ではないかなあというふうに一方では考えております。業務を町から委託し担当していただいたまちづくりセンターいいじまの職員も、生産者の皆様とともに努力いただいたと思っております。こういった一つの事業を起こして進めていくということに関しましては、リスクも当然伴うわけでございます。ただ、そこから得られるものも多いわけでございま

	して、継続営業には至りませんでしたけれども、この経験を今後に生かしてまいりたいと思っております。
好村議員	そこで、もうちょっと踏み込んだ質問をさせていただきたいんですけども、説明会を、出荷者の方、またリピーターの方へは閉店を告知したということなんですけれども、例えば営業部で今後出店していただくとか、当面の措置としてでも結構ですけども、リピーターの方へは営業部を通して購入、継続的に購入していただくとか、そういったことは告知はしてないのでしょうか。伺います。
産業振興課長	出荷者の皆様の説明会の折には、今現在、営業部で行っております楽天のほうですね、そこへぜひまた出展をお願いしたいと、そういった提案や、そういった意向があればお手伝い等を営業部のほうでぜひさせていただきたいということでお話をさせていただきましたが、なかなか個人っていうのも難しい部分がございます、そういったグループができて、いろんな野菜とか果物を一つの箱に入れるようなことができればいいねえというような話も出てはおります。また、向こうの消費者の方々と話を聞く中でも、飯島の農産物、このトマトがとてもおいしくて、また食べたいなあっていうような意見もありまして、これ、生産者の方の御理解もいただくと思うんですけども、そういった注文といいますか、そういうの、楽天もお勧めしたわけですが、それ以外の面でも、農家との直接的な、そういったかわりが農家の方の御理解が得られて対応ができるなら、そういったことも可能ではないかなあというふうに考えておりまして、この点につきましても若干説明差し上げましたが、今の段階では、じゃあ、そういうふうにしましょうという話は、まだありませんけれども、今までのお話の中でそういった話をさせていただいてきておるところでございます。
好村議員	告知とかはしていただけたということで理解しました。そもそも、アンテナショップはですね、農産物の販売等を通じて都市住民の方に飯島町をもっともっと知ってもらい、そして交流を深めてもらうっていうのが、26年、前町長時代ですけども、26年の12月議会でそう答弁されておりました。ぜひファンになっていただいた方にですね、今後も飯島町の農産物をおいしく召し上がっていただける機会を提供していただけたらと思います。店舗の閉店については、相手もあることですし、非常に残念だったのかなという思いが伝わってまいりました。この経験をどう生かすかっていうことで、現状、第2店じゃないですけども、次の展開っていうのが、もし構想があればお聞かせ願いたいと思います。答弁をお願いします。
産業振興課長	現在のところ、都心とか中京圏に町が店舗を持って農産物や情報発信をしていくということは、一応考えては今のところありません。銀座のほうに長野県のあれもありますし、名古屋のほうにも県のものでございますので、そういったところを活用しながら、また町の農産物のPR等を行っていくということが一つはあろうかと思います。
好村議員	銀座NAGANOを活用するプランも検討はあるかと思いますが、長野県って広くて77市町村ありますので、できれば、私の個人の思いとしては、独自で、せめてこの上伊那ぐらいで店舗が展開できたらと思います。
	1－2の質問に移ります。「町長の掲げる「都市との交流人口増」の為には、都市側にも

窓口が必要では」という質問です。昨日、町長は滝本議員の答弁の中で「農産物や特産品は、販売チャンスを増やすことや都市から人を迎えて刺激を受けるんだ。」という話をおっしゃっていました。先ほど課長の答弁でもありましたけれども、最終消費者、都市の最終消費者とじかに農家の方が接することができる場所ってというのはとっても貴重な場だと思いますし、今後のリニア新時代に向けて、また都市との、農家民宿とか、いろいろプランはあるようですけれども、そういったところの窓口としての機能も必要だと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

町 長

飯島町の情報発信や移住定住などを考えた場合に、都市側に窓口を置くことは理想的だと思っております。都市側に町の窓口を設置する必要は感じているところはございますけれども、町単独で継続的な設置というのは、経費や担当職員の配置なども負担も大きく、実現するのはなかなか難しいというのが現状でございます。しかし、飯島町、東京飯島人会や名古屋長野県人会など、ネットワークを活用することも大切だと思っております。現在はSNSなどを通じた情報が大きな地方と都市との窓口になっておるわけでございますので、この効果を期待することも必要だと、このように考えております。店舗を、有店舗を持って商品を紹介するっていうのは、非常に一年間持続的に商品を生産しなければならぬという商品力がバックになればならないと思っています。ですから、そういった継続性は、やはりSNSの中での対応というのが、今後しっかりそれを充実していくことが大事なかなと思っております。イベント的にですね、余りイベント好きじゃないんですけども、イベント的に各地区で開催してですね、注目を浴びるということは、また一つの方法だと考えております。

好村議員

大きな町長の戦略の中で戦術の一つとして今回の閉店は、相手もあることですし、仕方ないにしても、もう一度ですね、その物資——物資というか、商品の供給も含めて、今回かわっていただいた職員の方も相当数、毎週毎週行かれてたと思いますので、そういった方も含めて新たな挑戦の検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

町 長

機会を見て肅々と考えていきたいと思っております。

好村議員

ぜひさくさくとやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問事項2に移ります。「産業まつりの今後の展開は」という質問です。昨年11月に第6回ですかね、産業まつりが開催されました。私も顔をちょっと出しましたけれども、大変盛況で、町長のよく言う田舎の底力を感じた次第です。そこで、現状の課題と今後の何か展開について考えがあるか伺います。

産業振興課長

いいちゃん産業まつりでございますが、JA上伊那飯島支所が開催しておりました農業祭、それから町の商工会が開催しておりました商工祭を持ち寄りまして、各関係機関が参加して組織いたしますいいちゃん産業まつりの実行委員会、この主催ということで平成24年度に第1回が開催されまして、今年度で6回を迎えたイベントでございます。関係機関が連携を深めまして一歩前進したイベントを目指して毎年やっているわけですが、多くの交流とにぎやかな街中の再生、それからさまざまな分野の連携が産業横断的に取り組みの芽を生みまして新たな産業として育てていくというのが目的で始まったところでござい

	ます。毎年多くの皆様に御来場いただきまして好評をいただいておりますけれども、その一方で、秋のほかのイベントと日程が重なるなどの幾つかの課題もございます。今後もＪＡや商工会、また隣接します２つの金融機関がございます。そういった恵まれたというか、いい立地条件ですので、それぞれの機関が協力する中で新たな企画を検討するなど、また街中をにぎわうイベントとなるように、継続的に開催をしていきたいというふうに思っております。
好村議員	ぜひ今後も支援とかをしていただきたいなと思います。 ２－２に移ります。「今年開通の伊南バイパス開通に合わせ、通行者へのアピールを兼ね、道の駅田切の里で開催を検討したらどうか」という質問です。関係機関や受け入れ先である道の駅田切の里法人の了承など、ハードルは幾つかあると思います。当然、駐車場の問題とか広さの問題とか、いろいろ課題はあるとは思いますが、きのう橋場議員の町長答弁で「観光とは、その地域の光るところを見るのが観光だ。」という言葉もありました。待ってるだけではなくて、ぜひ光るところをですね、見せる努力も必要なんではないかなと思いますが、町長の所見を伺います。
町 長	もちろん、観光とは「光を観る」と書きますから、観光客にとっては「光を観る」ところです。地元住民にとっては、我が町の光を磨き上げること、磨いて発信することが大事だと、このように考えております。
好村議員	田切の里もですね、いよいよバイパス開通に合わせて、もともとの計画ですと予算も相当上がりますがし、真価が問われると思います。道の駅田切の里の知名度向上のためにもなるかと思ひますし、飯島町のその産業まつりにとっては飯島町を知ってもらいたい機会だなと私は思います。これは前町長が田切の里をつくるときの議会答弁で言っていた言葉なんですけれども、「田切の里は飯島町の北の玄関口である。」ということをおっしゃいました。「南の玄関口が花の里。」ともおっしゃいました。きのう来より、153 号線、主要地方道飯島飯田線の話も本多議員のほうから出てましたし、リニア開通などを待ってる受け身ではなくて、できることから今から粛々と実行していただきたいですが、町長の考えを伺います。
町 長	田切の里を産業まつりの会場にということで、斬新なアイデアかなというふうに思っております。関係者の方々と相談して検討していただければなあというふうに思います。おっしゃったとおり、田切の里は北の玄関口でもあり、153 バイパスはこれから交通量が増えますんで、飯島町があつという間に橋を２つ渡って通り過ぎないような感じで、覚えめでたくなるような形でアピールできたらなあというふうに望むところでございます。いずれにしましても、この開催する実行委員会の皆様に同意を得ながら、賛同を得た中で会場を田切の里でやるというのも一つの考え方かなというふうに思っております。
好村議員	課長はどう思われてるかお伺いしてもいいですか。
産業振興課長	田切の道の駅につきましては、バイパスも開通いたしますし、道の駅のイベントというのは、やっぱり担当としてはある程度やってもらいたいなあというふうに思います。今週は何をやつとるのかなあって思うぐらいのやっぱりイベント、あそこに週末行くと楽しいなあ、何かあるぞっていうような、そういったような取り組みもぜひやっていただ

ればというふうに、こちらの期待するところでございます。産業まつりにつきましては、J Aの、先ほど申し上げましたとおり J Aの支所祭とか商工祭というあれもありますので、ちょっと協議が必要なあとというふうに思っています。

好村議員 突発的な提案ですので、検討に値するかどうかはお任せしますので、検討していただきたいなと思います。

3番目の質問に入ります。質問事項3「国道153号伊南バイパス法面の草刈定例化を」という質問です。3-1、石曾根―鳥居原間ののり面の雑草・雑木対策について伺います。これは、昨年地元より要望があり、2回実施したと聞いておりますが、今年度の対策について伺います。

建設水道課長 国道153号伊南バイパスののり面の草刈りについてでございます。議員の説明どおり、昨年につきましては2回実施をしておるということで県のほうへ確認をしております。ただし、2回というと、やはり回数も少ないかなあとということで、草、また雑木が繁茂してる状況も見受けられるところでございますので、今年度、引き続いてになりますけれども、この回数を増やしていただくように、県とも引き続き要望し検討してまいりたいと考えております。

好村議員 一つ関連でお伺いしますが、これは、基本的には、その地元住民の方から要望――要望というか、要請があつてから建設水道課は動くということでしょうか。

建設水道課長 このバイパスに限らずなんですけれども、国道と県道は長野県が管理をさせていただいております。当然、役場の所管として見る中で、草が繁茂しているところについては、もう事前に県への要望の中で定例的な管理をというところで要望しております。その中で、県もなかなか全県的なそういった維持もあるところで、回数が限られてきてるところでございます。

好村議員 次の質問に移ります。3-2です。「毎年の草刈りの日程を定例化できないか」という質問です。先ほどの質問や、毎年地元からの要望書を見ると、毎回要望があつて実施していると、簡単に言うと、ちょっと後手になってしまっているかなと、県のこともありますので非常に難しい問題とは思いますが、草刈り自体は毎年大体同じ時期に対策しなくてはならない定例業務じゃないかなと私は思います。定例的なものであればですね、職員の方も今人数限られてますし、そもそも県が管理するものであれば、毎年何月の第1週にやってもらうとか、そういった工夫はできないものなんでしょうか。伺います。

建設水道課長 この草刈りにつきましては、この国県道につきましてはですけども、やはり県が管理者ということで、そちらの事業主体であるということから、今までいつやるっていうことはなかなかありませんでしたが、御提案いただきましたので、それも含めまして県のほうと協議をしてまいりたいと思います。

好村議員 県に、ぜひそう言って要望していただいでですね、ことし伊南バイパスも開通しますし、景観っていうのも非常に大切にしている町ですので、やっていただきたいと思います。私が前いた企業ではですね、3S主義という言葉が使っておりました。きのう副町長が5S運動ですかね、職場環境を整えるのに整理、整頓、清掃、清潔、しつけですかね、それにプラスして3S主義っていうのも、これは建設水道課に限らずなんですけれども、3Sつ

	て何ですかという話なんですけれども、シンピリフィケーション、スタンダーダイゼーション、スペシャリゼーション、日本語に直すと単純化、標準化、専門家という意味です。職員の異動のほうもありますので、担当者がかわっても毎年、これは草刈りについていつてますので草刈りについて言いますけれども、担当者がかわっても、そういった定例化、毎年の例えば4月1日に県に要望するとか、そういう決め事があればですね、地元の方から言われて動くのではなくて、ひいては職員の方も、きょうやろうと思ってた作業が、いきなり地元の方からかかってくるとですね、当日の予定が大幅に狂うと思いますので、ぜひ実施をしていただきたいと求めて、次の質問へ移ります。 4番目、「通学路へのグリーンベルト設置を」4-1、飯島駅からコスモス園、コスモス園から国道153号線の計画について伺います。これも昨年度、飯島区の要望で出たと思いますが、平成30年度にグリーンベルトの設置は予定されてますでしょうか。伺います。 建設水道課長 グリーンベルトの設置についての御質問でございます。通学路にかかりますグリーンベルトの設置につきましては、これまでも計画的に行っておるところでございます。御提案いただいた場所につきましては、地元の飯島区から御要望をいただいております。このグリーンベルトの設置につきましてですけれども、飯島駅からコスモス園の交差点までにつきましては、この3月に実施の予定でございます。また、コスモス園交差点から国道までの区間については、来年度の計画でおるところでございます。 好村議員 すいません。ちょっと今、最後聞こえなかったんで、もう一度お願いしてもいいですか。 建設水道課長 コスモス園交差点ですか。 好村議員 ええ。そこからの。 建設水道課長 飯島駅からコスモス園まで、これをこの3月に予定をしております。また、コスモス園交差点から国道までについては30年度の予定でございます。 好村議員 計画があるということで安心しましたので、これで、ちょっと早いですが質問を終わります。
議 長	ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は1時30分とします。休憩。
休 憩	午前11時38分
再 開	午後 1時30分
議 長	会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 6番 浜田稔議員。
6番 浜田議員	それでは、通告に従って質問を行います。まず――まずと言って一つしかないんですけども、このところ、昨年から各種基本政策の策定が進んでいるというふうに認識してます。そういう時期なんだろうと思いますけれども、ですのですよね、その基本政策類を眺めている中で、町長の掲げる3つのチャレンジの姿とどういうふうに重なり合ってるのかというあたりをですね、お聞かせいただきたいということが質問の趣旨です。例えば環境

基本計画の第5次、健康づくり計画第4次等々ですね、森林整備計画とかですね、それぞれの計画、審議会やパブリックコメントを経て制定されるということで、行政側が今後5年10年、事務事業を遂行する基本であるというばかりでなくてですね、当然、有識者、町民のコメント等も反映してるわけですから、町民が思い描く将来の姿を定めるものになるべきだろう、そんなふうに思ってます。あと5年、あと10年すれば、飯島町はこういう姿の町になるというのが、このこれらの基本計画をずっと網羅的に見ていくとわかってくるのかなと、そういう期待をしているわけでありまして。したがって、町長の掲げる3つのチャレンジもですね、それぞれの計画が進むにつれて具体的な姿をとって実を結ぶことになるのかなというふうにも理解しとります。そこで、幾つかの計画を取り上げて3つのチャレンジの具体的な姿を町長にお尋ねしたいというのがこの質問の全体を通しての趣旨であります。そうはいっても個別の問題から始めざるを得ないのでですね、まず最初の1－1でありますけれども、森林整備計画は、儲かる田舎暮らし飯島町、田舎暮らし日本一の飯島町という町長の目標にどのように寄与してるのかということをお尋ねしたいと思います。これは4月1日から10カ年の計画案だというふうに理解しておりますけれども、例えば10年後に飯島の森や林はどんな姿になってですね、それが人と緑輝く飯島町の皆さん、あるいは飯島を訪れる皆さんに対してですね、どんなふうな形で貢献するというふうに町長はお考えになってるのか、このあたりをまずお尋ねしたいと思います。

町長

お答えいたします。森林整備計画が儲かる飯島町へのチャレンジや田舎暮らし日本一ランキング日本一へのチャレンジ等にどのように寄与するかと、こういう御質問でございます。飯島町森林整備計画は、森林が持つ機能の基本的な考え方や間伐等の森林手入れ等について標準的な方法を示している計画でございます。立木価格の低迷や伐採・運搬経費の増などから、以前のような収入は得られない時代となっておりますけれども、人が手を入れない人工林は災害の発生を助長するなど環境によろしくない影響を与えていることも事実でございます。多額な予算を投入することはできませんけれども、活用できる山林についてはできる限り手を入れていく必要があると考えております。本計画には、直接3本柱、私の掲げる3本柱の施策とはかかわる部分が少ないわけでございますけれども、この計画を踏まえ実行していく中で、その中で取り組んでいけることと考えております。放置された森林が整備されることにおいて人が森林に親しみやすくなれるとか、また、その材木を使って有意義な工作ができたり、そういった楽しみもできるとか、そんなような関係で間接的には私の掲げた施策に影響の出てるものと考えております。すいません。もっと細部を説明させますので、担当課長から報告します。

浜田議員

いや、順番に行きますから。課長から細部の御説明は、私の質問とセットになる形でいただければなあというふうに考えてます。森林整備計画の中身そのものはですね、確かに町長のおっしゃるとおりなんです。実は5年前に森林整備修正計画というのが出されて、10年間の計画だったわけです。私も大変興味を持ってですね、この計画を読んだんですが、結局のところ、県の計画の中の町の担当分を記しただけの計画かなあというふうに思いました。今回この質問をしたのはですね、そうはいっても町長がかかわったことでもありますし、今回の計画の中にはやはり町長の思いがどこかに書き込まれているのではな

いかという若干の期待を持ってこの報告を、案、まだ案ですかね、これを読んだわけでありま。といいますのは、例えば町の木材を使った農地つきの格安住宅だとかですね、観光資源としての新しい切り口やなにかが描かれてるのではないかと、あるいは飯島町営業部との自然部会との関係などもどこかに潜んでるのではないかと、そんなふうにして見たんですが、非常に率直に申しますけれども、失望しました。どうしてかっていうとですね、ほとんどのデータは5年前と文言も含めてほとんど変わらなかったというふうに思ってます。一般論としての資源涵養、文化、あるいは生物多様性、こういったこともちりばめてありますけども、多分、文章で違っていたのは数%、これだけの計画、どの程度人手をかけたのかわかりませんけれどもですね、それによって飯島の森林がこれまでよりもずっとよくなるという印象はまったく得られませんでした。もっと具体的に言いますとですね、目標らしいものもほとんどないんですね。あえて目標として数字に入っていたのは5年間で400ヘクタール間伐すると、これは実は5年前の計画と全く同じです。ですので、この今から、5年間やってきたことを今後5年間やりますよというだけの数字しか入ってなかった。それだけではなくてですね、ただ若干整備されたところがあって、今回は多少データが見やすくなってました。そのデータから読み取った数字というのは、実は驚くべきものだったんですけども、木材の保育期、要するにまだ成長期ですね、9齢級までであるかもしれません。1齢級っていうのは5年っていうことだそうですから、その中の8齢級、要するに今から伐採しようっていうちょっと前までの、40年までの木材のですね、町の民有林、民有林っていうのは7割ぐらいですけども、さらにその中の人工林、これに占める割合がですね、実は5年前の計画で32%であったものが18%に減ってると、要するに、この5年間、400ヘクタールを間伐したのかもしれませんが、育林は行われなかったと、ほぼ、実際にデータを見てもそのように見られます。しかも、全協でもちょっとお尋ねしましたがけれども、造林や育林についての何の目標も書かれていないと、住民参加による森林の整備という項目もあるんですが、これも実は5年前の文言と変わらない。結局のところですね、5年前に掲げた課題、進捗、次の目標、これも一切不明でですね、要するにPDCA、プラン・ドゥー・チェック・アクションではなくてですね、PPPPですね、プラン・プラン・プラン・プラン、こういう文書だったんじゃないかというふうに私は感じたわけです。これについて町長どうお考えになりますかという以前に、担当課から御意見をいただいたほうがよいのであれば、まず具体的な内容について御意見、報告、御意見をいただきたいと思います。

産業振興課長

まず森林整備計画自体ですが、これ、森林法に基づきまして策定というような法的な根拠がございまして、また、県が策定しております地域森林計画、これを基準に定めるといような形になっております。したがって、全体のこの構成的なものについては、そういったものに準じて作成するというので、いってみれば全市町村似たような内容の計画になっているということで、前段というか、そういった部分が大まかにあるというのは、確かにその議員の御指摘のとおりで、そうになってしまうのかなあというふうに一つは思います。ただ、あともう一つにつきましては、前回、この計画につきましては5年ごとの見直しを行って、ただ、10年間の計画を5年ごとに見直すというちょっとおもしろい計画なん

ですけれども、その5年間のうちに、やはりできたこと、できないことございまして、今の森林の関係でいきますと、ほとんど、これは飯島町だけではなくて、どこの市町村にもあると思うんですが、なかなか進んでいかないという現状の中、継続してまた目標を掲げざるを得ないというような実態もあろうかと思います。議員も御存じのとおり、森林につきましては非常に立木価格が売るには安い価格であり、また今度は逆に経費が非常にかって、個人の山林所有者の方々も、森林組合等がお話に行っても、やはりなかなかそういった手を入れるというわけにはいかないというのが実情でございます。ただ、そういったことばかり考えていても山はよくなりないうわけで、やはり主伐等をしながらやってくのが一番いいわけなんです、主伐をやった後に今度は造林ということがあります。植林から下草刈り、それから枝打ち等の長い時間をかける、またこれも一つの大きな仕事をやっていかなきゃいけないと、そういった中で、今現在、間伐というものにやはり力を入れざるを得ないというのが現状でございます。町有林につきましても間伐をしとるわけなんです、ただ、一つ考え方を今後変えていきたいということは、売れる木を間伐するというような考え方を今後ちょっとやっていきたいということで、この計画には書いてございませんが、間伐の方法につきましては、そういった創意工夫をしながら、また進めていきたいというふうに思っております。また、計画の後段のほうに森林の整備に必要な事項というところがございまして、そこでの地域振興、また森林の総合利用の促進ということで、具体的なエリアも示しながら、ここのエリアはこういったようなことをやるというようなこと、また住民参加による森林の整備の中でも都市と農村との交流みたいなところも掲げて記載をさせていただいております。決して十分ではないかもしれませんが、基本的な計画ということで大まかを掲げさせていただき、具体的なことにつきましては、これからまた細かい打ち合わせをしながら計画してまいりたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

浜田議員

この問題も、実はですね、何回か前の一般質問でもやったと思うんですけれども、日本の国内山林が使えない、木材が実は住宅用として不適だという話を林業をなさってる方、それから木材住宅を実際に建築されてる方から伺いました。その理由は、実は育林の問題がある、要するに、木曾ヒノキのように最初から十分に手入れをして、日光の当たり具合やなんかもちゃんとしてるところの材は使えるけれども、後からにわか仕立てでやったようなものは使えないんだというような話があつてですね、大変ショックを受けたわけです。ですので、町長が例えば地元産を使った格安住宅というふうに掲げるのであれば、育林についてもですね、同様に今から手を入れなきゃいけないんじゃないか。ところが、グラフを見て驚いたのがですね、8 齡級、これ対して 7 齡級はその半分です。面積が。その次の 6 齡級になると、さらに半分です。つまり、毎年毎年育林話されなくなってる。これがこのデータから読み取れた。新しいデータなんですけどね。ですので、県に従って肅々と計画をつくるのは、それはそれでいいんですけれども、そうじゃなくて、やはり町長がそういう思いを持っておられるのであれば、それにふさわしい計画を入れるべきだろうというふうに思ひます。ただ、この議論だけやとるわけにはいきませんので、端的に伺ひますけれども、この計画を立てるに当たってですね、担当課長は町長にどういふ方針を入れるか

町 長

ということをお尋ねになったのか、あるいは町長から何らかの指示があったのか、そのことも含めて、もう一度お伺いしたいと思います。あるいは今後どういうふうにそれをつけ加えていくのか、そんなこともあればですけど、お尋ねします。

浜田議員

この計画をつくるについてですね、私のこういう意向を反映してくれということはありませんでした。ただし、今、県も国も、森林税とか環境森林税とかいうことですね、森林に非常に目を向けてきておる時代になってきました。今まで、やはり森、山というのは、人間の周知からちょっと離れたところにいたのかなあと、それが今のこういう現象にあらわれてくるのかなあと思っております。しかし、今後は、やっぱり森という一つの財産をいかに生活の中に生かすかという時代を迎えてますんで、今後のまちづくりの中にも取り入れるものは取り入れていきたいなというふうに思っております。

いつまでも飯島町が、その有害鳥獣防護柵に囲まれてですね、おりの中で暮らすような町ではないように、ぜひ積極的な御指導をお願いしたいというふうに求めまして、次に、2番目ですね、飯島町農業農村活性化計画、普通にいう地域複合への道第Ⅳの第2期計画、これが田舎、儲かる、田舎暮らし日本一にうまく連動してるかということについてお尋ねしたいと思います。この計画自体はですね、恐らく町長御就任のすぐ後、平成28年の4月に策定されたので、策定過程には町長はかかわっておられなかったかもしれませんが、農業を基幹産業とする飯島町だけにですね、その中身は、先ほどの森林整備計画に比べれば、はるかに比較にならないほど充実した内容だというふうに認識してます。具体的な施策も、クリの里ですとか、新テッポウユリですとか、今、越百黄金という名前になりましたけども環境共生米ですとか、そういう前向きの取り組みも幾つか網羅されていると、そういう意味ではかなり具体性があるのかなというふうに思います。それどころか、飯島町はですね、全国でも先進的な地域の営農組織と連携し、もとでですね、農業をやってる町というふうに認識されてるので、それなりの計画だというふうに思うわけです。ただしですね、先月、2月18日の日本農業新聞、この1面トップに飯島町が取り上げられました。こういう見出しがついてます。「先進地長野県飯島町 基盤維持 拭えぬ不安 米政策改革揺れる集落営農 住民参加 支援を」要するに、それほどの先進地であってもですね、米の価格保障の喪失ですとか、それ以外のさまざまな要因でもっていろんな問題に直面すると。この中には町産業振興課の発言というのも書いたりまして、非農家が増えて、住民の農業に対する関心がですね、10年前の4分の1になったと、これは、私の実感でもあります。この間、7～8年の間、2回ほど農家組合長をやってますけども、1回目は隣組の各農事担当に配付物を配っていればそれで済んだんですが、3年前にやったときはですね、自分で原付で走り回ったほうがよっぽど配るの速かったというぐらい農家が減少してるということでもあります。この間、この問題もあったのでですね、農業のリーダー、あるいは区の役員さん、いろんな方と1時間2時間にわたるいろんなインタビューをする機会がありました。異口同音に皆さんがお話されているのはですね、日本の農業は、いや、飯島町の農業は、あと5年で大きな転機を迎えるだろうと、そういう話だったわけです。先ほど申し上げた、この地域複合への道の中に、もう何て書いてあるかというところでですね、平成27年度で飯島町の機動的な農業従事者、数百人ですね、これのうちの40%が75歳である、

今から3年前です。ですので、この比率はもっと高くなってるというふうに考えます。それよりも下の世代はですね、実は農業に従事したことのない人が非常に多いとか、そんなことになると思います。それから、もう一人農業リーダーの方にもいろいろお話をしましたらですね、極めて印象的な言葉をいただきました。こういう言葉です。「いろいろな施策で担い手はつくれても、農村が維持できなければ農業は続かない。」と、どういう意味かっていうとですね、それは、営農組織、あるいは、本当に専門的にですね、認定農業者として認められた方々、この方々が何とか農業を続けるかもしれないけれども、その周りの住民の皆さんがもう農業から離れてしまうような環境のもとではですね、実は農業っていうのは続けられないんだと、土手草刈り一つ、水路の管理一つ、あるいはおっきな単作では賄えないようなさまざまな種類の農作物、こういったものがですね、失われてる状況のもとでは、これは農村とは言えないと、今それに近づきつつあるって、非常に危機感がですね、何人かの方から漏れてきたわけであります。ですので、この計画についてもですね、この計画が立派だから飯島町は持ちこたえられると考えるのか、あるいは、町長が思い描く田舎暮らしランキング日本一のためにはですね、もう一つ何かをしなければいけないのか、するとしたら、それは何なのか、このあたりのお考えをぜひお聞かせいただきたいというふうに思っております。つまり、この農業の現状からですね、田舎チャレンジで貢献するための道筋で今課題になっていること、あるいはそれを乗り越えるための施策、これについてお考えがあるか、これに、もし可能であれば、これにつけ加えるべきものとしてですね、それをお尋ねしたいと思います。

町 長

飯島町の農業にとどまらず、田舎、日本の地方の農業の、今は非常に将来危機的な状況を迎えるかなと、こういうふうに認識しております。それは、農業者が減っていること、また高齢化していること、これが起因していることだと思います。しかしながら、この地方というのは、この農業によって、その得意とする、田園回帰と言われる都市の方々が田舎へ目を向けていただける、その根源である田園風景というものも、そういった、農業者が減る中、また高齢化する中で、この田園風景が保たれているというふうに認識しております。この田園風景の美しさっていうのは、田舎の、それこそもう光の部分でもございまして、今後の売りの部分でございまして。しかし、この部分をいかに保持、維持していくかということに大きな課題があります。人に頼っていたら大してできないと思いますね。人が減っていく中、高齢化する中で、この景観が果たしてずっと未来永劫続くかどうかというのは大きな課題でしょう。これは、全国的な国策に私はよらなきゃならないかなというふうに考えておるところでございまして。今、都市の大企業、輸出企業、今景気がよくなっている企業の皆様方、企業がおるわけなんですけども、ここに働いている方々っていうのは、やはり、先ほど言ったように、田園回帰の思いの中で、仕事に疲れた後、田舎へ、その自然を頼りに、心の癒しを頼りに戻られてくるわけでございます。帰ってきて、やはり整備がされた田園風景を見て心癒されて、また勇気100倍で戦場に戻って日本の経済を支える人間となって働いておるわけでございます。そういった田舎の常に来ててもそういった自然が保たれているおかげで都市の企業が成り立っているという理解をもっともっと深める必要があるんじゃないかなというふうに思います。例えば、企業の経営者とすればです

ね、社員が、やはりその息を抜ける場所というのを田舎につくっておってくれるとするならば、企業、企業がですね、田舎に対しての大きな支援を今後していく必要があるだろうと、連携とる必要があるだろうと、このように思っております。例えば、その企業の農地というものを指定して、その人的応援、あるいはそのできた商品の積極的な買い入れ等を行う、こういうことによって都市と農地、農業、田舎というものがつながる社会システムができるのではないかなあというふうに思うところでございます。日本のものづくりが世界に誇るのは、やはり、この瑞穂の国からの農耕民族のきめ細やかなものをつくるという精神、これがやっぱり企業の、日本の企業のすばらしいおもてなしとか、そういったことへもつながってきているというふうに考えるわけでございまして、やはり国家的な、そういった戦略をもって地方の農業というものをもう一度見直し、都市との企業との連携を深めるということが私は必要かなあというふうに思っております。今この飯島町の一人の一つの施策として維持をしていくっていうことは非常に困難になってきている状況だというふうに認識しております。

浜田議員

日本の農業に対する危機については町長も共有しておられるということで、実は、この記事の中でですね、かなり具体的な要求を何人の方がなさってるわけです。田切農産の紫芝社長ですとかJAの御子柴理事長ですとか。具体的に何かっていうと、もう直接支払をもっと強化しろ。政府は。それと、もう一つはですね、中小農家、要するに、今認定農家と法人は残ってるかもしれないけども、どんどん弱体化してるのはですね、飯米をつくる、あるいはそれにプラスアルファの野菜をつくる、あるいは自分の家の維持するという、その層がですね、どんどん減ってってる、それが先ほど言った農村がなくなってくっていう話につながってると思うんです。それは、企業がやってきてもこの面積は維持できないと、飯島町の1,000ヘクタール、実際に水田は600ヘクタールぐらいかもしれないけれども、ここの畦畔や何かっていうのは、やはり山間地特有のですね、困難さがありますので、のり面ですと、あるいは急、非常に狭い道ですとか、ですので、外部の支援もさることながら、まずは町民の中で農業が続けられるような強い政策を要求していかないとですね、これは町の予算でできるものではないと思いますので、そんなことが必要かなあというふうに思っております。いずれにしても、これについてもですね、策定は今すぐではないかもしれませんが、ぜひ町長の思いを計画の中に盛り込んでいただきたいと、そんなふうに思いまして、ちょっと時間も押してますので3つ目の話にまいりたいと思います。

3つ目はですね、実は、この間、環境基本計画を策定するという事で都市計画審議会が招集されました。その景観計画自身はそれなりに計画が進んでるんですけども、そのベースになっている飯島町のですね、都市利用計画ですね、これが私から見るととんでもない代物だというふうに今でも思ってます。実は策定のときも反対しました。どういうふうにとんでもないかといいますとですね、今、今回はパネルを提示しなかったんですけども、今のバイパスの本郷から飯島一帯のバイパスの両側がですね、商業地域として位置づけられてます。全部。平らなところはみんな商業地域でしょう。それから、堂前線から今のAコープ、新しくできたガソリンスタンドのところまで、あそこが新興住宅地として位置づけられてます。今は住宅ほとんどないですよ。これの意味するところは何かとい

うことになるわけですがけれども、普通に考えると、飯島の中央部分、既存の商店街は消え去れと、それから古い住宅地は見捨てろということに結果的にはなるんじゃないかと、当時、非常に夢満ちた、実は、その各地域の利用の方法というのが書いたるわけです。私の住んでる本郷についてどんなことが書いたるかっていうとですね、概要としては、国道 153 号がバイパスの分岐となる交差点ができてですね、本町の、要するに飯島町の南の玄関口になる、こう書いたる。それは物理的にはそうでしょう。地理的には。それだけではなくてですね、そういう玄関口になるので、商業施設等の立地に対する的確な誘導や規制によりですね、良好な沿道の土地利用計画ができると、これが 7 年前に示された土地利用計画の考え方なんです。何でこれが中央商店街がなくなるかっていうふうに申し上げますと、御存じのように、私より町長のほうがお詳しいかもしれませんが、大体そのスーパーとかコンビニの商圈、どのぐらいの範囲でビジネスできるかという概略値っていうの大体ございますよね。それで、中小スーパーでですね、恐らく、どうなんでしょうね、いろんなデータにもよりますけれども、範囲 2 キロ～5 キロぐらいで 1 万人以上が 1 つのスーパーができる範囲だと、そんなふうに普通書かれますよね。それも小さな規模の。そうなってみるとですね、飯島の住民が誰もよそに買い物に行かなくて、やっとスーパーが 1 つだけあそこにある。だけど、そのときには、飯島町の旧商店街はそれにとられてしまうと、そんな計画なわけです。それを、本郷からですよ、今の郷沢川のあたりまでずらっと並べるという計画なわけです。おまけに鳥居原の終末処理場のところには工場を誘致すると、こんな絵になってるわけです。これがいまだに改定されずにここまで来ていると、その一方で、今回バイパスがあげばですね、逆に買い物客の流出が始まるだろうというふうに私はすごく心配してるんですけども、これが改定されずに、もうそのまま行って、景観計画も、これに触れたのかどうかわかりませんが、ほとんど、上位計画であるにもかかわらず、ほとんどこの計画を無視してつくられていると、こんなふうに思いました。ですので、このように中央商店街の活性化とは両立するはずもないしですね、地元産業を見捨てて利便性だけを求めるような町にするのかどうかということを考えれば、この計画自身はもう見直すべきだと、これ、状況が変わったら見直すっていうことも文書に書いたるので、別に違法でも何とも思いますけれども、見直すべきではないかと思いますが、町長の見解を伺いたいと思います。

町 長 町の第 3 次国土利用計画につきましては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを目的とした計画でございまして、御質問のとおり、策定から 7 年が経過し、社会情勢も変化しているわけでございます。今後のリニア新幹線、あるいは三遠南信道という新しい時代を迎える中で、当然見直すべきときが来ていると思うところでございます。町の最上位の計画であります総合計画につきましては、平成 30 年度には次期計画策定に向けた準備を計画しております。こういうことも踏まえた中で、町の第 3 次国土利用計画につきましては十分な見直しを行っていきたく思います。

浜田議員 そんな遅くていいんですかということなんです。どうしてかっていうとですね、先ほどいろんな計画の例を申し上げましたけれども、今、町の中のいろんな皆さんにいろんな

意見を伺うとですね、実は、この町が例えば5年後10年後にこういう姿になるっていうことについてあんまりまとまったそのイメージ形成ができてないと、そんなふうには私は思ってるわけです。そういう意味では、今申し上げた、その土地利用計画っていうのはですね、その基本に据えるべきもので、それを眺めてみれば、一体町長はどういうふうに考えてるの、きのう大変いいお話伺ったんですよね、静かで暮らせるまちでありたいと、そんなことも含めてですね、もっと具体的なイメージを町民の皆さんに投げかけていただきたい、それは3年後って、その機械的なあれに準じるんじゃないくてですね、町長の思い、今は、私から見ると、すごくこうイメージのレベルだと思うんです。けれども、そろそろ戦略策定にかかる時期じゃないかと、戦略というのは、やはり複雑な状況を全部眺め渡して、周辺の近隣市町村がどう考えてるかだとか、あるいは国がどう考えてるだとか、経済がどうなるかとか、そういう全体の状況を眺め渡して、町長の思う夢を実現するためには何を切り捨てて何をとり、どんな形にしなきゃいけないかっていうことをもっと具体的な数字の姿で示すべき時期になってんじゃないかというふうに思うわけですね。だとすると、この土地利用計画というのは、ある意味では、その中心に座るべき計画だし、3年というのは余りにも遅すぎるんじゃないか、そんなふうに思うわけです。もう既に1-4の話に入ってるんですけど、その図面自身がそうです。それだけではなくてですね、実は、町長、新しい試みをいろいろなさってて、例えば飯島町営業部で自然部会やなんやということいろいろなさってるわけですけども、逆に言うんですね、その皆さん、私も一部に、一つの役割を担ってますけども、その皆さんに、実は町の計画自身、こういうかたい文章になっちゃってるせいかもしれませんけれども、それが共有されてないんですよ。例えば自然部会でしたらね、その森林の整備が、いろんな予算上の制約や人手の問題や、さまざまな制約で、実は現状維持に毛が生えた程度しかできないんだと、その姿を具体的に提示すれば違うアイデアが出てくると思うんです。同じことは農業でもそうですね。そういう、要するに飾ったり新しいアイデアをただ掘り起こすのではなくて、町が本当に困ってること、それぞれの項目をですね、本当に生の姿で町民にぶつけて、そこから必要な施策を組み出すのがですね、本当は町長の思いを遂げるに一番ストレートな道じゃないか、私はそういうふうに思うわけです。だけど、それには、私はある段階が必要だと思ってまして、この1-4に職員中心のより掘り下げたブレインストーミングが要るんじゃないかという項目を入れたんですが、それは何でかっていうとですね、実は、これ、上からの物の言い方じゃないんですけども、町民の皆さんにですね、町の経営全体の指標っていうのは必ずしも十分に開示されてないと思うんです。それから法令的な制約ですとか、そういう意味ではプロフェッショナルが集まってるのは町の職員の皆さんですよ。ここでもって、自分の担当職務だけではなくて、それぞれの担当所管部署が抱えてるおっきな課題っていうのを共有して、その中からうんとおっきな骨格構図を取り出してですね、それを町民の皆さんにぶつけるというプロセスがまずないと、いろんなアイデアだけが散らばるようなことになっちゃうんじゃないかということで、実は、町長部局に手を突っ込むような提案で大変失礼なんですけれども、そういう意味じゃなくて提案ですので、誤解のないようにいただきたいんですけども、そういう作業をですね、やはり、忙しいとは思いますが、一定の時

間を割いて、それで職員の間で、皆さんの間でね、それは農業分野、商業分野、あるいは福祉の分野、いろんな分野で、どういうふうにやってかなければいけないか、その中で町民にどうかかわっていただくかというですね、おつきなディスカッションをやることで、もう、もともとイメージだったものが、戦略的な構造になるだろう、1回戦略が固まれば、あとは各課長さんが戦術の先手ですから、個別、個別の場面に応じては各所管課が推進すればいいし、それは当然町民の皆さんにも伝わるんだと思うわけですね。そのプロセスが要るんじゃないかということで、実は先ほど幾つかの計画を挙げさせていただいたんですけども、こういう提案について町長のお考えを伺いたいと思います。

町 長

そういうことで、未来に向けて大事な時期でございます。確固たる計画がやっぱしデザインされることが、グランドデザインがされることが大事なというふうに思います。そのデザインをまず掘り起こす、起こす、デザインを一番最初に起こすのは、やはり行政、役場のプロフェッショナルと言われる役場の職員かなというふうに思っております。議員おっしゃるとおりでございます。私のことしの1月4日の新年の職員の皆さんにお伝えしたことは、想像力と創造力でございます。想像力というのはイマジネーション、一つは、自分のいろいろの経験の中から、これをこのようにしたらいいんじゃないかという、まずはイメージをすること、創造力っていうことはつくり出すことです。そのためには、やっぱし足を動かさなければならない、そういったイメージ、頭を使うことと足を動かすこと、これが大事です。それぞれの提案を挙げてくれるような、こういう役場の組織にしようじゃないかというお話をさせていただきました。これからそのようなことをしっかりと根づかせていきたいと思いますが、過去のお仕事の経験上、縦割りとかですね、事務事業のことが使命であったりした部分が今まで多かったせいか、なかなかすぐすと、こういう活発的な動きにはなりません。しかし、それはなりませんではなりませんので、一生懸命、これからですね、そういった、特に若い方々にもっと自由に自分たちの町の未来を語っていただきたいなというふうに思いますね。その手法としてブレインストーミングがやっぱしあるだろうというふうに思います。やはり町の中の発電所である役場がですね、元気で、そういった計画性を持って、明るく希望を持って職員が働いてる姿でないと、町はよくならないと思います。全部丸投げを町民にしたんでは、これは行き先がわかりませんから、「船頭多くして船山に登る」、一つの計画はやっぱり役場から発信することが大事だろうと思います。しかし、そういったものが役場の中でプロによって立てられたものを、やはり町民の皆さんと共有していただくということも大事でございます。町民の皆さんもそこに積極的に参加して、この計画はこうだ、ああだ、そういう計画だったらこういう方法があるぞと、こういう知識を持った方が当然おられるわけで、そういった方々の御意見も踏まえた中でしっかりとした計画を立てていくというのが理想だと思っています。今後、そのような理想に近づける中の行政運営を行っていきたいと思っております。

浜田議員

とっくにそういうことは考えておるということだったと思いますけれども、特に私がブレインストーミングというふうに申し上げたのはですね、実は2つほど理由あります。一つは、昔、従来の役場から住民へのですね、政策展開の仕方っていうのはですね、大変おもしろくなかったと、っていうのは、料理でいえば、もうほとんどでき上がってしまって、

あとはスパイスに何をを使うとかかですね、あるいはドレッシングに何をを使うかぐらいのところまでできたやつを審議会にかけて、審議会が若干の字句の修正をやって、でき上がると今度は町民説明会といってですね、対面方式で意見をお聞きして、けれども99%は直さんと、それで町民の合意を得たと、このやり方は、決してそんな町民の主体的な参加を促すもんじゃないなあというふうに思ってるわけです。そうではなくて、基本的な素材とですね、それから方向を掲示するところまで煮詰めていただいて、それからもっと多角的な議論が町内でできるようにすべきかなあ、ただし、ゼロのところから始まってしまうと、本当に発散してしまうのでですね、やはりプロが考えて、こうだという考え方までは煮詰める必要があるだろう、これが一つですね。それから、もう一つは町長が個別の担当の役職者にいろいろ求めるというのは、それはそれでそういうもんだらうというふうに思いますけれども、今回特にブレインストーミングっていうふうに申し上げましたのはね、グループとして、要するに今の課長さんたちっていうのは会社でいえば取締役、その代表取締役は1人かもしれませんが、経営の共同責任者だと思うんですよ。経営の共同責任者という意味はですね、個別の自分の所管してる部署についてのみ責任を持つのではなくて、当然、関連しているいろんな部署との間のコミュニケーションができて、その痛みや何かもわかっていて、そんな中で自分の業務を組み立てていくという意味ではですね、やはり集団指導部としては役割を果たさなきゃいけないだろうと、それが、率直に言うんですよ、そうになってないという意見もちらほら聞こえたりもするわけですので、それは常に組織であればあるのかもしれませんが、そういった取り組みをより積極的に行っていただいてですね、誰の、どの課長さんに聞いても、町長のイメージ、考えてることはこうだと、それは具体的にはこんなふうに進めるんだという答えが、それも強制ではなくて、合意の上で、返ってくるような姿に、今もうある程度はできてるのかもしれませんが、一層強めていただきたいという意味でブレインストーミングというお話をしたわけです。町長部局に口を出してまことに申しわけないんですけども、ただ、これは願いですので、ぜひ聞き届けていついていただきたいと思いますけども、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

町長 ただいま非常に我が意を得たりという思いで話を聞いておるところでございます。やはり行政は縦割りで、隣の島はお構いなし、逆に声をかけたら迷惑だというような風潮のある中でですね、しかし、問題というのは、一つ問題が起きた場合には、いろいろの角度から解決するほうができるわけですね。関係あるわけ。教育委員会にしたって、健康福祉課にしても、産業振興課にしても、建設課にしても、全部関係してくるものでございますから、そこは、やっぱりブレインストーミングの中で課を越えてですね、結論を出していくという方法は、当然もう企業ならやっていることで、課ごとに別々なことをやってるわけじゃなくてですね、一つの製品を各課がみんなで寄って集まって、寄ってたかって一つのものをつくり出す、やはり行政もそういう時代であると、このように認識しております。そんなような形の中の組織の運営ができますように今後とも努力してまいりたいと思っております。

浜田議員 もう一つ、先ほどこちよつと触れましたけれども、例えば飯島町営業部に町長が来てして

おられるいろんな組織についてもですね、きれいごとではなくて、町がほんとに直面しているさまざまな課題、あるいはその財政的な能力、あるいは人的な能力ですね、こういったことをもっと説明すべきではないかというふうに思うので、それについてのお考えと、それから、今大変積極的に受けとめていただいたんですけれども、その具体的な姿ですね、つまり、今の3つのチャレンジが、もちろん予算の中にも示されるんでしょうけれども、例えば3年後5年後に町長の考える飯島町の経済的な、あるいは政治的な姿はこうなんだということをもう一步進んでお示しいただけるのかなあというふうに期待してるんですけれども、そのあたりの感触も含めて、今2点申し上げましたけども、お尋ねしたいと思います。

町 長 飯島町営業部も同様、5つの部会がに分かれております。そして、それぞれがそれぞれの専門的な飯島町営業部にかかわる計画、企画を立てて動いていただいております。これも、やはり各5つの部会が結合することで大きな力になり、大きな光が放terると、このように感じておるところでございますから、当然そこら辺も営業部の縦割りを、やっぱし合流、融合させる機会というものが必要だと思っておりますから、今後ともそのような形で進めたいと思っております。将来の構想のつきましては、昨日でしたか、申し上げましたけれども、新しい時代を迎える中で、経済的基盤をきっちりとする中で、やはり都市から見て静かに暮らせる住宅街、これは一つの売りになってくるかなというふうに思っているところでございます。これは基本に置かなければならないというふうに思っております。

浜田議員 ちょっと営業部についてはですね、さっき申し上げたのは、もっとまずいことも開示したほうがいいんじゃないかと私は申し上げたんです。ある自然部会の方にですね、さっきさんざんケチをつけた、その森林計画をお見せして、これだけ大変なんだというお話をしたらですね、やっぱり反応は違ってたんですよ。つまり、山に行って、もちろんフルート吹くのも大事だし、町民の森整備するのも大事なんだけど、けども、町民の皆さんに率直にですね、飯島町のその森林の管理の話をするとですね、もっとやることがあるっていう意見がやっぱり出てくるわけですね。ですので、それは農業もそうです。ですので、一番困っていることは、むしろ積極的に、営業部に限らずですけれども、ストレートに開示していただいて、全体、町民がみんなでベクトル合わせて前に進めるような、そういう積極的な情報開示を、特に言いにくい話をですね、やっていただきたいなと思いますけども、いかがでしょうか。

町 長 複数話題、課題を与えられると、キャパが少ないもんですから一つは忘れてしまいます。できれば一つずつにしていいただければありがたいなあというふうに思うところでございます。もちろん隠す必要は何もございません。何々が弱いんだと、ここがうまくいっていないんだということは、私の性格からですね、大っぴらげにして、どうしたらいいと言うのが一番いいアイデアが出てくる方法かなというふうに思っております。今後も行政の中、推進する中でですね、ここんところがうまくいっていないんだという部分は、町民の皆さんに率直に申し上げた中で、御理解いただいて、また新たな手法というものをみんなで考えていただく、これが一番いい形かなあというふうに考えとります。

浜田議員 終わります。

議 長
11 番
中村議員

11 番 中村明美議員。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。今回は3点の大きな質問をさせていただきます。1 番目「保育園児お帳面を町贈呈に戻すよう求めるが」。通告でこの質問を目にして、多分見られた方はですね、町はいろいろ子育て支援しているのに、お帳面ぐらいは保護者が負担したって当然でしょうか、また、保護者の中でもきつとお帳面ぐらいは自分で買えますよという意見もきつとあることと思います。今回この質問をするに当たっては、私は子育て世代の経済的支援を目的としてこの質問をするわけではないということを初めに申し上げておきます。現在、保育園では年度初めに用意されるお帳面は保護者が負担しております。私の記憶なので、また正確なところを教えてくださいなのですが、およそ5年ほど前では町が費用負担をしていたと記憶しております。保護者負担にしたことは大変残念でした。当初、私も町負担の継続を教育委員会に求めていた次第です。しかしながら、個人で使うものは保護者が、また近隣の地域の例などから、そのような理由で現状になったと認識している次第です。確認の意味で質問いたしますが、この保護者負担に至った理由と、また教育長が在籍になる前に変わったわけですので、その当時のことは把握していないと思いますが、また調べた中でわかったかと思えますけれども、その辺を伺いたい。また、現状を教育長はどのように判断しているかということをお伺いいたします。

教 育 長

お答えします。保育園にお子さんが入園していただく際に家庭で用意していただく持ち物は、今お話がありましたお帳面のほかにも園服、帽子、かばん、それからお昼寝用の布団、お便り挟み、ネーム、粘土、クレヨンなどがありまして、園でまとめて注文して保護者にかかった費用を集金させていただくというケースが多くなっております。御提案のありましたお帳面については、今お話がありましており、以前は町の費用より購入していた時期もありましたが、基本的に園服を着用するものと同様に各個人の所有となるものについては近隣の市町村でも各個人負担をしていただいているということで現在に至っております。お話にありました帳面は、毎日の登園の状況を記録する出席ノート、これは入園と進級をするときに、それから、子どもの生活の様子を伝えるための園と家庭をつなぐ連絡ノートは同じく入園とノートがなくなったときに購入していただいております。大体1冊700円程度というふうに承知しております。このことに関しましては、実は国は平成31年度より予定されている幼児教育・保育の無償化を消費税の引き上げによる財源を活用することで充てようとするという計画がされております。もちろん、その予算を保育料等の無償化だけに使うことができるわけではありませんし、さまざまな案がある中で、公立の認可保育所については市町村が全額負担する案というのも提示されていることでありまして、現在非常に注視をしているところでありまして、町の保育園にかかる負担は増大する可能性もあるということでもあります。ただ、今後も各家庭にはその負担が今まで以上にかからないように努めるということは前提にしながら、御理解、御協力をいただきながら今まで同様に進めていきたいというふうに考えております。

中村議員 今、教育長が答弁された内容から、ちょっと確認をしたいんですけども、そうすると、国が平成 31 年度に保育園の無償化に伴って、このお帳面も町が負担するか国になるかはわからないけど、無償化の方向で行かざるを得ないというか、行くんだということなんでしょう。再度確認します。

教 育 長 この保育料の無償化は、いわゆる 2 兆円パッケージと言われる中に入っているものでして、その保育料の、その無償化がですね、何を意味しているのかと、例えば給食費も含めた無償化なのか、保育料だけの無償化なのかということもつかめていない状況です。ですので、例えば、その各個人が使う、こういったクレヨンとかお帳面とかいうことまで含めた無償化であるかどうかは今のところ全く不明であります。ただ、その案、出てる案の中に無償化に伴って市町村がその応分の負担をするという可能性もありますので、保育園にかかるこの支出予算っていうのは、町から出ていく予算っていうのは多くなることもあり得るので、そういったことを見ながらでないと、そのお帳面を町が購入するのを戻すかどうかという、そういう話までは、ちょっと今及べないという状況であります。

中村議員 わかりました。要するに、今後の状況を見ながら、町の判断というのが大きく影響してくるのだなあというふうに判断をいたしました。いろいろ、子育て支援というもののの中には、子育てにかかわる経済的な支援ということで、国も人口減少を食い止めるために何とかいろいろな手法で子どもさんの人口を増やそうという、そういう施策にもなっていると思います。経済的な支援という観点からではなくして、私は常々、社会、家庭、社会、世の中全般、この教育というものが根底、根幹にあるというふうに思っております。そういう観点から、町が、そうですね、保育園というのは、まず親離れの第一歩、家庭から一歩社会に出るスタートの段階なんですね。親御さんたちも子育てを自分の手から離すことなくずっと保育園までは見てきた。それが今度は、子どもは本当自立をして第一歩の社会が保育園なんです。その保育園に行った時点で、親は子どもから目が離れます。もちろん子どもも親から離れます。その間の中で、親から一歩離れるけれども、心はさらに親子の関係を深めてほしいということ、見えないところで保育士さんが子どもの状況を親御さんに伝える、親も家庭の状況、悩んでる状況を保育園へ伝える、こういうことが密にできていて、保育園であったことを親がノートを見て子どもを褒める、または励ます、そういう親子のきずながさらに深まっていくという、そういうね、すごい、たった 700 円のものなんですけれども、これは何十倍にも親子のきずなというか、社会の基盤を、子どもが社会に出ていくための基礎づくりを担っているという、すごいオーバーかもしれないけど、そのぐらいのものなんですね。町が子育て支援をしていくのであれば、このお帳面は、そういう親が子どもを育てる責任、使命といいますかね、そういうものをさらに深めてもらう、そういう思いを込めて、そして親御さんに贈呈していこうじゃないか、しっかり子育てお願いしますねっていう、そういう思いを込めながら贈呈をしていく、そういう心の思いを形にしていくという、そういう町独自の子育て支援、そういうことがすごく大事だと思うんですね。町長も教育長も男性ですので、子どもさんが保育園にいたときのお帳面ってどれだけ目を通していられたかわかりませんが、女性にとってみますと、それが本当に子どもの見えないところの動くが見える、一人でシールを張っている、そのお帳面を見

	ても、ああ、きょうは元気で楽しくいたんだな、乱れて張ってあると、ああ、ちょっと気持ち的に不安定なときがあったのかなとか、そんな細かいところを母親は見ながら、そして子どもと会話をしながら、励ましながらっていう、そういうものなんですよ。そういうことを町が、最終的には町の費用対効果にもつながっていく、そういうものであるというふうに重く受けとめてですね、考えていただいて、このお帳面、金額にして700円ですが、700円にあらずという、そういう思いから、もう一度ですね、検討をして、そして町からね、そういう思いをノートに託して、そして贈呈をするというような、そういう細やかな支援策、そういうものを考えていくことはどうでしょうか。教育長、伺います。
教 育 長	お帳面にかける思いっていいですかね、親御さんの思いについては、今お話いただけてよくわかりました。ただ、その原則的に個人の、個人の所有に帰するものは個人っていうのは、ある程度原則化していかなきゃいけないというふうに思いますし、例えばランドセルの贈呈っていうものについても、これはもう町の事業として根づいているものですし、そういうふうにはしていますし、保育園の時期でしたらセカンドブック等もありますので、そういった広い意味の中で、そのお帳面だけ取り上げて、これを贈呈するっていうのはなかなか難しい状況であります。ただ、そういう親御さんの思いが強いことは受けとめさせていただきたいと思います。
中村議員	ちょっとこの辺で町長にもちょっとお伺いしたいんですが、私がちょっと申し上げましたけれども、町長は、その保育園児にお帳面、それが小学校でいうランドセルに通用するような形で、保育園の、小学校なら小学生1年生の児童、じゃあ保育園は保育園の親御さんという形でですね、町が贈呈してもいいなあというふうに、今心の中をお聞かせください。思っているか。
町 長	町としましては、子育て支援につきましてあらゆる角度から支援を申し上げております。今回のきょうのこのテーマは、お帳面にスポットライトを当てて、お帳面って大事という、今、論法でお話をされておるわけでございます。じゃあ、全体のことを考えていただきたい。あれもこれも、それはただにしていくなのが、それは確かにいいでしょうけれども、お金が有料になったいきさつ、経緯もございましょうし、今これが欲しいから、はい、これ、ただでねっていうことをすべてやっていったら、またどうなっていくのかという部分もあります。ある程度節度を持って、今までのいきさつを尊重しながらですね、現場の意見も尊重しながら対応していくことがいいのかなというふうに思っておるところでございます。
中村議員	どうしても町長は費用的な、そういう部分を拭き切れないように思いますけれども、ぜひとも、そうではなくて、私の趣旨をですね、再度また酌みとっていただいて、ぜひまた、教育委員会等々、御検討をいただいて、前向きに検討されますことを要望いたしまして、大きな項目の2に移ります。 「こころのケア対策の充実を」「①町の自殺対策に対する平成30年度事業の重点内容、また広報手段を充実すべきだがその対策は。」について伺います。町は、自殺対策事業を国・県が重点課題として取り上げる前から先進的に事業を進めてきていることは評価いたします。しかし、残念ながら町民はこの事業を余り理解されていないように思います。午前中の坂本議員の健康福祉に関する質問の中でも入院のトップが精神的な疾患によるものとい

うことをお聞きし、大変驚いた次第です。一年を通してこの3月は自殺件数が一番多い時期とデータがあります。現実社会においては、若者の自殺率が高く、社会問題になっており、国を挙げて対策、もちろん県でも対策に重点を置いていることは御承知のことです。そこで、町が取り組んでいる事業、30年度の重点施策、住民への広報手段を伺います。

町長

自殺対策についての御質問でございます。日本の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺者数が減少傾向にある等、大きく前進してまいりました。自殺対策基本法は、さらに総合的かつ効果的に推進するために制定から10年を経た平成28年度に改定され、すべての都道府県、市町村がそれぞれ自殺対策計画を策定することとなったわけでございます。自殺予防対策は生きることへの支援であり、保健分野のみならず、生きことを支える各分野、職場や家庭、学校、経済分野等々が連携していくものであると思っております。町では平成21年度から自殺予防対策に取り組んでおりますけれども、御質問の平成30年度事業につきましては担当課長から詳細を説明させていただきます。

健康福祉課長

それでは、平成30年度重点事業につきまして説明させていただきます。特に子どもや若い皆様の支援を重点に実施する予定であります。プレママの会、命の講座を子育て支援センターとの共同事業として実施いたしまして、連携を拡大いたします。中学校との連携で実施していますつばさの会、命の講座や幼児をお持ちの保護者対象の親支援講座も充実させてまいりたいと考えております。このほかに、心の相談等の従来に事業についても引き続き実施してまいります。町長から申しました自殺対策計画策定につきまして、飯島町の計画を平成30年度に策定する予定としています。また、周知、広報の手段につきましては重要なことと考えております。引き続きポケットティッシュの全戸配布を行うほかに精神保健講演会を実施する予定で、そのほかに広報記事掲載等を検討してまいります。

中村議員

ただいま30年度事業の重点事業を伺いました。その中、そういう中で、とにかく、こういう精神的な疾患というのは、誰もが起こり得る状況なんですね。だから、心の相談とか、そういう事業をされていることも承知をしています。また、周知としてはポケットティッシュとか講座とか広報誌等でやっていることは私も承知しているんです。ただ、それだけでは不十分な気がいたします。町から一方通行という形というよりは、今私が申し上げましたけれども、誰もがいつ起こるかかわからない疾患、すべてそうですけれども、特に精神的なものっていうのは、起きてしまってからでは本人ではなかなか出向いて相談に行けなかったりとか、また家族も行きにくくなったりします。これ、周りの、何ていうのかな、配慮というのも必要であって、今後はですね、職員で、健康推進委員で、町の事業説明を各自治体に出向き、そして展開していくということを提案したいと思います。社会現象や誰にでも起こり得ることを、家族はもちろん、友人や近隣地域の理解と協力で、その力でですね、当町は温かい人の輪日本一となるような取り組みを考えます。一方通行の広報にとどまらず、町民の輪に入っただけの出前講座といいますか、事業といいますか、そういうことをしっかりやって、そして安心できる、そういうまちづくりにつなげてほしいと思いますけれども、この職員、健康推進委員等を使っただけですね、各自治体に入っただけの説明会というものを、一気に全部は無理だと思いますけれども、手を挙げていただくか、そういうとこ

健康福祉課長	ろから始めていくという、そのような考えはどうでしょうか。お伺いします。 健康推進委員さんの教室なんですけれども、各自治体に年1回はお願いをしておりますので、その中で項目として取り上げる等のことを検討していきたいと思います。
中村議員	ぜひとも今年度盛り込んでいただけたらうれしく思いますので、よろしくお願いいたします。
	続いて②の質問に移らせていただきます。「NPO法人CAPながの」のワークショップは、人権教育プログラム（大人・教員・子ども別）内容により各地で活動しており評価も高い。当町でも30年度事業で実施していくことを提案するが。」について質問いたします。CAPとは、子どもへの暴力、暴力防止の内容的には略です。1978年、アメリカオハイオ州コロンバン市、CAP救済センターで誕生、日本には1985年に紹介され、現在、世界11カ国で、全国約130のグループがあり、長野県では4つのグループが活動しています。CAPは自分を大切にすることの育てる人権教育です。CAPは子どもが弱い存在とは思いません。子どもが安心して、自信を持って、自由に生きる、選ぶの3つの権利を持っていることをワークショップを通して伝えていきます。CAPの役割は、子どもが本来持っている内なる力を引き出す、エンパワメントすることです。大人のワークショップでは、権利を守るため、子どもを孤独にさせないため、子どもを援助するために何ができるかを考えます。子どもワークショップでは、子どもはロールプレイや話し合いを通して自分を守る力を身につけていきます。CAPでは子どもの相談をゆっくりと聞き、子ども自身が自分で選んで自分で行動させるように持っていく、自分はかけがえのない大切な人間だと思ふ心、子どもたちが本来持っている力を信じ引き出すというエンパワメントのかかわりをもって人権意識を高めることです。「CAPながの」の活動には、学校、保育園、児童養護施設、公民館などに出かけてワークショップを提供、子ども・大人・教員メニューがあります。またワークショップ費用は、県では補助もあるようです。実は私も大人のワークショップを受講しましたが、言葉による大人の言葉による体罰が子どもに深い悪影響を及ぼすことがあることを学び、改めて考えさせられました。我が町で、このようなワークショップの開催で子どもから大人たちの人権意識向上を図ることが大変重要だなあと感じてまいりました。昨今の社会現象となっているいじめ、虐待、自殺への早期予防対策が求められます。そこで、まずCAPへの認識と、また町でも次年度「CAPながの」のワークショップの開催をどのようにお考えか伺います。
教 育 長	お話にありましたように、子どもに対しての暴力、あるいは子どもが被害を受けるなど、痛ましい事件が報道等でございまして、心を痛めるというところでもあります。御指摘のありましたCAPは、そのような暴力に対して、子どもたちみずからの権利を知り、みずからの力をエンパワメントして、家庭、地域、学校などのコミュニティーが連携し、この課題に取り組むということを目的に、ワークショップやロールプレイを通じてプログラムが実施されています。このプログラムを経験された教員に聞いたところによれば、非常に印象に残り、とてもよいものだったと高い評価であったと聞いております。30年度にということですが、このプログラムは、もちろん子ども単位ということもありますが、教職員や保護者などと一緒にというんですかね、それぞれがやることによってより効果が上がる

というふうに言われておりますので、時間、空間、費用等につきましても、かなり配慮が必要なものもあります。どのクラスも、例えば5年生なら5年生、どのクラスもということになると、かなりの日数と費用、手間がかかるということもあります。子どもたちはもちろんのこと、家庭、地域が、そういったものによって、いろんな取り組みが浸透していくといいなということは、もちろん思っております。広い意味では人権教育ということだと思いますが、昨日もオリンピック・パラリンピックを通じた子どもたちの人権教育というようなお話もありました。学校では、平成30年度から英語の教科化だとか、英語が始まったり、道徳が教科化されたり、プログラミング教育が始まったりという中で、非常にタイトなスケジュールの中で動いております。よいものであるということはもちろん承知しておりますけれども、そういった教育課程の中に組み込んでいけるか、あるいは、保護者のワークショップがそのとおり開けるのかどうかというようなこともありますので、ここら辺は、こちらとしては予算のことを考えなきゃいけませんけど、学校の都合等もあわせて相談しながら、これから考えていきたいというふうに思っています。

中村議員

大変消極的なお答えで、ちょっと愕然としたところであります。この授業を受けた子どもさんの声、小学生と中学生の声、これをですね、ちょっと御紹介いたします。

今まで自分なんて要らないとか、自分なんて消えてしまえって思っていたけど、自分の生きる権利があるのを知ってすっきりしました。きょうからも頑張って生きていきたいです。

いつもは「ぶっ飛ばしてやる。」と闘争心にすぐ火がついたけど、きょうでブレーキがかかりました。CAPの皆さんが教えてくれたことが心にしみました。

いじめはずっと誰かに相談してはいけないものだと思っていました。悩んでいても「親が困ったらどうしよう。」となかなか言えません。でも、きょう参加して、ちゃんと言おうと思いました。

これが小学生。次、中高生です。

はっきりいって、人権なんかどうでもいいと思っていたけど、とてつても大切なものだ実感しました。自分も人をいじめてしまったことがあります。そのとき人の心なんて全然考えてなかったけど、今ならわかる気がする。相手の気持ちを感じ、やっていいことかどうか考えていきたい。

2日間のCAPでずっと心にしまっていた悩みを話すことができてすっきりしました。心が軽くなって、自分の気持ちをわかってくれる人がいるがいるんだと思った。信頼できる大人がいるとわかってよかった。

暴力が暴力を生む悪循環を生まないように「やめて。」と言ったり、相談できる勇気を持ちたい。

というような、このCAPのワークショップを受けてですね、子どもたちが本当に自分の気持ちをわかってくれる人がいるんだっていうことを悟っていくんですね。そして、自分の中に断る勇気、そういうもの、自分はこの世で何のために生まれてきたんだ、生きる権利、そういうものを改めて、このCAPの皆さんがマンツーマンで寄り添っていくことによって、このように、まだいっぱい例があるんですけども、子どもが心を開いて、そし

て元気にですね、夢を持って頑張り出したという、そういうですね、声を聞いたんですね。そして、みんな、人権教育とか、それぞれやっているのは当然わかります。だけど、子どもの心のひだに入るということは、こういうことなんだなあということを、このアンケートから知ったわけなんです。それで、私は、教育長にですね、大変消極的な答弁でしたので、教育長は、お忙しいと思いますけれども、ぜひ、この長野県内でもいろいろなところでCAPのワークショップ、また講習をやっております。ぜひ、まず教育長がですね、計画を立てて、このCAPのワークショップに参加をしていただきたい。そして、飯島町の子どもたちに、費用だとか何だとか言ってる場合じゃないかと、これは早急にやってあげたいなあという気持ちになっていただきたいんですけれども、教育長、そのような予定を立てていただけるでしょうか。

教 育 長

私はワークショップ受けております。CAPのことは大変よく存じ上げておりますし、個人的に存じ上げてる方もCAPの中にはおります。CAPの取り組みが大変素晴らしいということは先ほど申したように承知しておるんですけれども、それを招いてやる環境を学校の中にどうつくるかっていうことは、大変この教育委員会としては重要で、いいからやれっていうふうにやってくと、学校はパンクしてしまうんですね。1つのクラスが2日も3日もかかるわけですから、これは非常に大きな負担になってくので、そういったこともあわせて考えなければいけないし、先生方、一生懸命人権教育、人権教育週間等をつくってやってくれてますので、そのCAPで味わえるようなことを通常の人権教育でも味わえるようにしてあげなきゃいけないと思うんです。これ、CAPでしか人権教育ができないということであれば大変なことだと思いますので、そういうこともいろいろ合わせた上で学校と話をしてみましようということなんです。ただ、非常に、今言う、準備、時間、人、言いたくないですけどお金の心配も十分しなければいけないということでもあります。

中村議員

大変失礼いたしました。最初のときに、教育長、自分も受けてるし、教職関係者も受けてるということを言っていたらうれしかったなあというふうに思います。しかしながら、そういうちょっと消極的だなというふうに思って、もっと早く何か検討していただいたりとか、例えば学校の中では無理でも、育成会とか保護者の関係の中にこういうことを提案していくとかして、小人数でも来てくれるのでね、そういう体制づくりも今後とっていっていくような考えを進めていただけたらなあというふうに思います。確かに、CAPの講習を受けて、そして、職員の皆さんとか、そういう人たちがCAPと同じような、そういう対話をですね、してあげられるという、そういうのを能力を持っていたら、そんなうれしいことはないと思いますので、そういう能力のある職員が飯島にはいらっしやるということでしたら、何か違う形ででもですね、とにかく子どもたちのこういう心のひだに入って、そして子どもたちが自分たちの人権をしっかりと認識した上で夢に向かって元気に勉学に励んでもらえるような、そういう対策をぜひともとっていただけますよう要望いたしまして、最後の質問に移ります。

「町道改良事業の受益者負担は廃止に向けて検討を。」大変思い切った質問をしたなあと今自分でも思ってるんですけれども、受益者負担における法による道路法61条というものがあります。

第1項 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

第2項 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。

とあります。それによって当町は飯島町受益者負担金徴収条例による規則で受益者が負担すべき分担金の徴収に関し必要な事項を定めています。その中の道路整備事業では、道路新設改良事業では、幅員幅、道路を広げる事業においては分担金率は100分の8、100分の6、100分の5に区分されています。道路舗装事業ではABCの区分にされ、分担金は100分の8、100分の5に決定されています。また、例外として幹線道路、公共施設への連絡道路など徴収しない事業もあります。この規定により事業が実施されています。現在、町道は地元住民に限らず不特定多数の人たちが利用されております。区や耕地、自治会に負担を課す時代ではなくなってきたのではないかと私は感じている次第です。町民からは町税、区費、そういう負担があつて、二重に強いられているように感じるとの声も時々聞きます。現在、グローバル社会と言われる今、考え方の見直しが必要と考えます。そこで、このような質問をする次第です。住民生活に欠かせないインフラとしての道路改良においては、国・県から受益者負担の分担金がですね、認められているとはいえ、町内における各区に受益者負担を設けることは見直し、したがって、町が一般道路において各区への受益者分担金を廃止して、町事業として一本化することは、いろいろな事務事業においても簡素化するように思えます。また、町長の施政方針で田舎ランキング日本一へチャレンジする予算で定住促進への意欲を示されましたが、定住後にこんなはずではなかったというふうに移住者が思ってもらいたくないと思います。そのためにもですね、真剣に定住促進に力を注ぐのであれば、こういった長年の規則もですね、見直していく必要があるのではないかなあというふうに思います。ということで、今後、その廃止に向けた検討というのはどのようなお考えか伺います。

町 長

受益者負担とは、その事業から特に利益を受ける者に一定の範囲内で御負担いただくもので、公共事業の経費に充てております。当町においても地方自治法第224条の規定に基づき飯島町受益者分担金徴収条例を定めて、町が実施する事業に対しまして受益者から御負担をいただいております。町道は、国道、県道などの幹線道路から家の前までをつなぐ地域住民の皆さんの日常生活に直結した生活道路でございます。町道改良事業は、こうした生活道路を御要望により整備を行い、地域の利便性の向上に寄与するもので、御要望をいただいた区、自治会及び耕地に受益者負担金を御負担いただいております。本事業は、区、自治会及び耕地から多くの御要望をいただく中で地域住民の皆さんが日々の生活に利用されている道路の整備を行うものでありますので、引き続き御負担をお願いしたいと考えております。過去の検討等の経過につきましては担当課長より説明を申し上げます。

建設水道課長

私のほうから受益者負担の検討につきまして答えさせていただきます。受益者負担の検討につきましては、それぞれの社会情勢の変化に応じまして負担率の改正という形で検討

してきております。昭和 40 年代には、その改良の幅員によりまして最少では 10%、最大で 50%の範囲で定められておりましたが、昭和 50 年代には、それが 5%~20%、現行では平成 18 年度に改正を行っておりますが、5%~8%に改正を行っております。現在、近隣の状況を見ますと、10%~20%の自治体がある中で、当町におきましては現行の負担率を維持してきております。

中村議員

実態はわかりました。しかし、私が、ちょっと調べ方がよくなかったのかわからないんですけども、受益者負担金の中には、施設とか駐車場とか、そういうところで、その地域の人たちが負担金をつというのはいくさんありましたけれども、そういう自治体の中の道路に、道路への受益者負担金ついうところがなかなか拾い出せなかったわけなんですけれども、もちろん、この長野県の中では定着していることなのかなあというふうに思います。近隣の状況を見てもそうですし、町はそれに準じて、ちょっとそれより低いのかな、そういう形で受益者負担金を徴収しているということなんですけれども、今後、先ほども申しましたが、じゃあ定住促進とか、そういうふうにですね、多くの人たちが県外から移住してきた場合にですね、なかなかこの体制が理解できない、町税を納めているのに、区、町道というものに町税を納めているのに、また区からそういう道路費の徴収がある、また、あるところでは区の中でもまたそれぞれの耕地や自治会に負担を求めている、同じ飯島町民なのに、何でそういうふうに区分されなければならないんだ、町が町民の生活の安全・安心と言っているのだから、一括して町が費用の負担をしていけばいいことなんじゃないかという声も、移住してきたからそういうことを聞いたことがあります。それでですね、こういうことの検討はなかなか難しいと思いますけれども、多く、幹線道路は町の負担でやっておりますけれども、一般道の中でもですね、かなり交通量の多いところは、これは町の費用でやっていける部分にしたほうがいいのかとか、そういう検討をですね、していく段階でもあるし、できることならば町が一括していけたらいいなあというふうに私は思ってる次第なんです。先ほども申しましたが、区の中には自治会、耕地に分担金を課していますね。そういうことを町も承知しているから、先ほど課長からそのような自治会、区への負担をしているところがあるというふうにお答えになったと思うんです。ところが、区の住民にとってみますと、その払っている耕地、その区に暮らしている耕地、自治会の皆さんは、耕地負担、自治会負担ついうのは、どこもやっているというふうに思っているんですよ。そういう人が多いんですよ。具体的に、そういう道路とか、そういうのを勉強されている方は知っていることだと思いますけれども、それ、住民は、みんな知らない人が大変多いんです。それで、町もですね、4 区の状況、耕地、自治会に負担をしている、していないというのは、どういう区がしているのか、していないのか、それは一体どうして負担をさせないようにしてるの、どうして負担をするようにしているのか、時代を見ながら、耕地、自治会の名前の統一化ではないですけども、そういうところもですね、これから町が一步踏み込んで考え方の見直しというものをどうしようかというふうに提示していくというのも、していってほしいわけなんですけれども、その辺、町長はどんなお考えでしょうか。

町 長

受益者負担という考え方は、前々からあるように思います。それはそれなりの理由があっ

て、わけがあつて、受益者負担をみんなでしようというふうになったんだろうと思います。各区ごと、それぞれのやり方、やはりその地域での生活慣習の中から生まれてきたものであるというふうに思います。それはそれで尊重しなければならないというふうに思っております。移住定住者からするとですね、都会から来た方からすると、非常に不思議な部分であろうと思います。そういった御意見が出てくるのでしょうか。しかし、こういった田舎、山の奥まで道を引かなきゃいけないとか、非常に効率の悪いとこの中で、昔からの慣習の中でやられてきたこと、家の前の道路の雪をかくのも町がやってくれるだろうと、こうに思ったところが、自分でかかなくてはならない、これは、やっぱり田舎の生活であるわけでございますから、そういった部分をできるだけわかりやすく、議員さんたちの立場でもですね、御説明いただければありがたいなあと思いますし、移住定住のときには、各耕地にはこのぐらいお金がかかりますよというお話は、役場の窓口では説明させていただいておるわけでございます。ぜひ、変えていかなきゃいけないものは変えていく研究は必要でしょうけれども、今までの慣習、地域の文化等については、できるだけなじんでいただきたいというふうに思うところが率直な意見でございます。

中村議員

確かに町長が言われるように、立ち入って区の中までとか耕地の中までとか、そういうことはできないということは、そういう部分ももちろんあると思います。だけれども、そこを何とかですね、何ていうのかな、四区が一つの町の中にあつて、四区がそれぞれ違うつていうことは、ちょっと町民にとってみますとですね、ちょっと理解しにくいところがありますので、それは聞き取りとして町が行い、四区にそれぞれ町民に開示するという、そういうことはしていただきたいというふうに思うんです。それを見て区が変えるとか変えないとか、それはもちろん区の判断で、そこに住む耕地や自治会の皆さんの判断で決めればいいと、でも、知らないところでそういうもんだと思っているという、そういう、それは情報の透明性というものですかね、そういうところにはちょっと欠けるのかなあというふうに思います。時代は変わっていますので、ぜひとも、そういう見直しとか、本気で、これから若者がこの町に住み続けて、そしてこの町の制度というものを理解して住みやすい町になっていくには、そういうところ、受益者負担つていうのがこれでいいのかとか、もっと負担するべきつていうことになるかもしれないけれども、その辺のところをですね、もう一度研究、検討、町もしていただきたいんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

町長

先ほども申しましたとおり、時代の変遷にして、それぞれの、これがずっと未来永劫このとおりということでは多分ないでしょう。各区の方々もですね、時代の変遷のうちで今も変わってきたものが今現在がそうなんです。今後変わっていく可能性もありますけれども、現状は今までの慣習というものを尊重していきたいと思っております。

中村議員

今も町長が時代の流れということを述べられましたが、私も、この時代の流れに沿って町の後を継いでいくですね、後継者の皆さんが理解できるような、そういう改革もしていかなければならないということを思いますので、ぜひ前向きに研究をし、改革を行っていくことを求めまして、終わりといたします。

議 長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散 会	午後3時08分

平成30年3月飯島町議会定例会議事日程（第5号）

平成30年3月22日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1	諸般の報告	
日程第 2	第 1 号議案	飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例
日程第 3	第 2 号議案	飯島町景観条例
日程第 4	第 5 号議案	飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 5	第 6 号議案	飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 6	第 7 号議案	飯島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 7	第10号議案	飯島町公園条例の一部を改正する条例
日程第 8	第12号議案	飯島町地域子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例
日程第 9	第19号議案	平成30年度飯島町一般会計予算
日程第10	第20号議案	平成30年度飯島町国民健康保険特別会計予算
日程第11	第21号議案	平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第12	第22号議案	平成30年度飯島町介護保険特別会計予算
日程第13	第23号議案	平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
日程第14	第24号議案	平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第15	第25号議案	平成30年度飯島町水道事業会計予算
※第19号議案から第25号議案について		
・一括して委員長報告、質疑、議案ごと討論、採決		
日程第16	第26号議案	飯島町公園条例に基づく千人塚公園の指定管理者の指定について
日程第17	請願・陳情等の処理について	
日程第18	議会閉会中の委員会継続審査について	
日程第19	議会閉会中の委員会の所管事務調査について	

平成30年3月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

（平成30年3月22日）

追加日程第1	発議第2号	「中小企業支援策の拡充を通じ、最低賃金の改善を求める意見書」の提出について
追加日程第2	発議第3号	「日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 堀内喜美江 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町農業委員会 会 長 片桐 孝明	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤
飯島町代表監査委員 羽生 收一	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成30年3月22日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位には大変御苦労さまです。これから本日の会議を開きます。今定例会も本日をもって最終日となりました。会期中は、それぞれ本会議を初め各委員会において提出されました案件につきまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。去る3月7日及び3月8日の本会議において各委員会へ付託をしました条例ほか案件8件、新年度予算案件7件、また請願・陳情案件3件につきまして、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議などを願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告については、ありません。
議 長	日程第2 第1号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例を議題といたします。所管の委員長から議案に対する審査報告を求めます。
社会文教委員長	それでは、社会文教委員会に付託されました第1号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例の質疑に関して報告いたします。問い「町の事務が増える。」と言ったが、具体的内容は。」答え「町が3年に1度事業者を指定するが、そのときに事務量が増える。また、定期的な事業所の運営の確認もする。」問い「施策後の職員は増えるのか。施策に当たり国や県から負担は出ているのか。出ていないなら地方自治が圧迫されているが。」答え「既に平成29年度、ケアマネージャー1人、嘱託を高齢者福祉に入れている。条例施行後は事務量を分担しながらやる。そのための措置費はない。」問い「事業所で事故や拘束など利用者から通報があった場合の対応と責任は。」答え「町と事業者とで対応する。町は指導、監督が加わる。」問い「町内ではどこか。」答え「ケアマネージャーのいる事業者で社協、生協、まんてん、いちごになる。」。討論はありませんでした。以上、御報告いたします。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。坂本委員長、自席へお戻りください。 第1号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例に対する討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第1号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例に

について採決します。お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3 第2号議案 飯島町景観条例を議題といたします。本案につきましては総務産業委員会に審査を付託してあります。久保島総務産業委員長から本案に対する審査報告を求めます。

総務産業委員長 それでは、平成30年度3月7日、飯島町定例会におきまして付託案件につきましての御報告でございます。第2号議案 飯島町景観条例につきまして、お手元の報告書のとおり一部修正可決すべきものと決しました。内容につきましては、委員の構成につきまして、町内在住者が3分の2以上を占めたほうがよいだろうという議論がされまして、事務局側もその意向にあるということが確認されましたので、今後のためにも条例に明記することがよいだろうということで修正をすることにいたしました。お手元に資料が行っておりますので、おめくりいただきまして、次ページをごらんいただきますと、それが修正案の議案でございます。続きまして、おめくりいただきますと修正箇所が載っています。新旧対照表で御説明いたします。原案のほうはですね、「委員会の委員は、委員15人以内で組織する。」となっていましたけれども、「34条 審議会は、委員15人以内で組織し、その3分の2以上は飯島町に住所を有する者とする。」とつけ加えるものでございます。以上です。32条の1項を変えるものでございますので、皆様の御理解と御承認をよろしくお願いしたいと思います。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島委員長、自席へお戻りください。以上で、第2号議案 飯島町景観条例に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に賛成の方の討論はありますか。

(なしの声)

議長 次に、原案及び修正案に反対の方の討論はありますか。

(なしの声)

議長 次に、原案の賛成の方の討論はありますか。

(なしの声)

議長 次に、修正案に賛成の方の討論はありますか。

6番

浜田議員 この修正案に賛成する立場から討論いたします。この飯島町景観条例は、飯島町の景観を良好に保つための条例でありますけれども、当然その中心になるのが飯島の町民であります。それから、景観条例の中には、町民の義務事項ということでですね、景観を守る義務が明記されており、そうである以上、この景観の中身を定める主体はあくまでも住民

		であるということから、景観条例の委員に住民の多数が入るというのは筋道ではないかなあというふうに思います。ただし、その一方で、例えば宮田村の条例等を拝見しますとですね、別項で専門家のアドバイザーを入れる、こんな項目もあります。つまり、我々がですね、自分たちでいいと思うだけでは逆に不十分で、もっと広い見方を入れるっていう余地も必要であろう、そんなことを勘案いたしますと、3分の2程度の住民の構成ということをも明記しておくのが妥当ではないかという意味で、賛成といたします。
議	長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第2号議案飯島町景観条例を採決します。本案に対する総務産業委員長からの報告は修正可決であります。よって、議事の整理上、まず初めに総務産業委員長からの報告のありました修正案について採決をしたいと思います。御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。それでは、第2号議案 飯島町景観条例の採決を行います。この採決は起立によって行います。第2号議案について修正案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。 [賛成者起立]
議	長	ありがとうございました。お座りください。起立全員です。したがって、第2号議案に対する修正案は可決されました。 次に、ただいま修正可決した部分を除く原案について採決をいたします。この採決は起立によって行います。修正部分を除くその他の部分について原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。 [賛成者起立]
議	長	お座りください。起立全員です。したがって、第2号議案は修正部分を除くその他の部分については原案のとおり可決されました。よって、第2号議案は修正可決となりました。
議	長	日程第4 第5号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。所管の委員長から議案に対する審査報告を求めます。
社会文教委員長		それでは、第5号議案について、3月8日に審議しました結果について御報告いたします。第5号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例での質疑について御報告いたします。問い「各市町村ごとにある支払準備基金はどうなるのか。」答え「町は約1億9,800万円ほどある。県が保険者となっても基金の運営は各市町村のものである。納付金の不足分や保健事業で崩す以外は取り崩さない。」問い「県は保険者となることで基金をつくるのか。」答え「県にも基金ができる。市町村は県から言われた額を支払うので、特別なことがあった場合は県がサポートする。」。討論はありませんでした。全員が賛成となり、可決すべきものとなりました。以上、御報告を終わります。
議	長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)

議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。坂本委員長、自席へお戻りください。 第5号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。 討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第5号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第5 第6号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。所管の委員長から議案に対する審査報告を求めます。
社会文教委員長	それでは、第6号議案は3月8日に慎重に審議しました。その結果について御報告いたします。第6号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例での質疑に対して御説明いたします。問い「どのくらいの期間で県内統一の保険税にしようと考えているのか。」答え「新制度施行から4年でやろうとしているが、さらにもう2年追加している。」問い「保険税が県になることで事務量は軽減できるのか。」答え「できない。「レセプトは町で管理し、町の状況をつかんで検診をなさい。」と言われている。医療通知は市町村が出すようになっている。」。この中で反対討論がありました。「所得の少ない人たちにも税負担をすることになる。減免制度の内容を見直すよう求めたい。自治体で独自に持っているところもある。」賛成討論は「財源確保の中で運営協議会で決めてきたことなので賛成である。国民皆保険なので、それぞれが負担することで支えられている。」。賛成4反対1で可決すべきものとなりました。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。坂本委員長、自席へお戻りください。 第6号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。 討論はありませんか。
10 番 三浦議員	第6号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について賛成討論をいたします。さきに、今、社会文教委員長より報告がありましたが、私は委員会の中で「生活困難者には小額な負担でも重い。救済措置として減免制度により救済できるよう条例を整備しなければ賛成できない。」ということで反対を表明いたしました。しかし、その後の調査で飯島町町税等の減免に関する規則第6条に「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められる者のうち、町長が必要と認める者については、その日以後に納期の末日の到来する国民健康保険税については、第2条を準用する。」とあり、第2条では事由として「死亡、疾病、負傷、失業、廃業、老齢又

		はこれに類する事由」で「収入月額が生活保護法(昭和25年法律第144号)の基準以下となった者(生活を一にする親族を含む)」とあり、実情により町長の裁量で十分救済できるものと判断いたしました。今回の改正は、事業主体が長野県となり納付額が決められております。国保運営協議会の答申の意見からも、最大限の低所得者への配慮を行った税率であるとの認識もあります。さらに、国保税を引き下げるに当たっては財源の確保が必要であり、一過性のものであってはならないと考えています。飯島町には貧困ライン以下の所得で生活をしている人がもろもろの指標から見て町民の1割に上ると私は見えています。今回の国保税の改正はやむを得ないと判断しましたが、支払えないことにより病気の治療がおくれてしまう人のないよう、きめ細かな対応が必要です。今後は今まで以上に健康福祉課との連携を密にすること、常に減免制度を念頭に置いて対応することを求めるものです。住民の命にかかわる国保税の徴収については、生活実態に十分配慮するとともに、必要と認められるときには速やかに救済について検討をすること。以上、生活困窮者への減免を含め、きめ細かな対応を求めて、委員会での反対討論を撤回し、飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成を表明いたします。
議	長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第6号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第6 第7号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。所管の委員長から議案に対する審査報告を求めます。
社会文教委員長		それでは、社会文教委員会に付託されました第7号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例での質疑について御報告いたします。問い「低所得者の保険料が上がるが減免措置は。」答え「今までどおり。国は所得の一番低い階層に保険料率0.45としてきているが、町は0.4とし、勘案している。」問い「所得割300万円以上700万円未満と700万円以上の間にもう1階層をつくる意見はなかったのか。」答え「なかった。しかし可能である。」問い「第1階層と第2階層で保険料率を軽くする議論はなかったのか。」答え「いろいろな案があったが、このままに落ち着いた。」。反対討論がありました。「第1階層は生活保護者や所得80万円以下の世帯で、ぎりぎりの中で生活している。救済措置をつくるべき。」賛成討論は「弱者対策もわかるが、現行で軽減できることはやっている。」。賛成4反対1で委員会としては可決すべきものとなりました。
議	長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。坂本委員長、自席へお戻りください。

10 番	第 7 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。討論はありませんか。
三浦議員	第 7 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対を撤回し、賛成の立場で討論をいたします。さきの社会文教委員会の審査では、「生活困窮者にとって保険料の増額は負担増で、生活への影響が心配されることから、減免制度で救済できるように条例が整備されなければ賛成できない。」と反対をいたしました。その後の調査により保険料の減免について条例の第 9 条「町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。」とあり、(5)として「前各号に定めるもののほか、生計困難等の特別な理由があること。」と定めていることから、条例を順守し、速やかな判断で必要な人には減免を適用するように求めるものです。減免には申告が必要であり、担当課や民生委員、介護事業所などの情報など、アンテナを高くし、手続についても支援体制を充実するよう求めて、賛成といたします。
議 長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 7 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例について採決をします。お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 7 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 7 第 10 号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。所管の委員長から議案に対する審査報告を求めます。
総務産業委員長	それでは、10 号議案につきましての審査の報告をいたします。お手元の報告書のとおり可決すべきものと決しましたので御報告いたします。質疑の中では、開園日以外は閉鎖となること、また、御座松キャンプ場の有料化につきましては、炊事場の整備が整った後、検討したいということ、また、キャンプ場がですね、フリーサイトになっているということに対しまして懸念がございまして、トラブルや不公平感の問題にならないかという議論がされたところでございます。討論におきましては、「千人塚キャンプ場に新しい拠点施設が整備されることにより、料金設定には評価する。なお、フリーサイトに対する一定のガイドラインをつくって運営されることを求め、賛成とする。」という意見が出され、可決されたものでございます。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島委員長、自席へお戻りください。 第 10 号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 10 号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例について採決します。お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。したがって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 8 第 12 号議案 飯島町地域子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。所管の委員長から議案に対する審査報告を求めます。
社会文教委員長	それでは、社会文教委員会に付託されました飯島町地域子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例での質疑について御報告いたします。これは、そちらに御報告のとおり全員で可決すべきものとなっております。問い「他の市町村の料金はどうなっているのか。」答え「町内と町外とが統一料金のところがあったり、日数で支払うところもあったり、また月ごとの利用料としているところもある。また、無料を考えているところもあり、さまざまである。」問い「町外の範囲の基準は。」答え「里帰り出産は町外とし、ほかはない。」問い「利用者から日曜日にもと要望がある場合はどうするのか。」答え「検討はするが、現在職員が 4 人体制なので難しいと思われる。」。以上について御報告いたします。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
議 長	(なしの声)
	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。坂本委員長、自席へお戻りください。 第 12 号議案 飯島町地域子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。討論はありますか。
議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 12 号議案 飯島町地域子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。 ここで議事進行についてお諮りします。日程第 9 から日程第 15 までの新年度会計予算 7 議案につきまして予算特別委員会へ審査を付託してあります。新年度会計予算 7 議案につきましては、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。それでは、日程第 9 第 19 号議案 平成 30 年度飯島町一般会計予算、日程第 10 第 20 号議案 平成 30 年度飯島町国民健康保険特別会計予算、日程第 11 第 21 号議案 平成 30 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 12

第 2 2 号議案 平成 3 0 年度飯島町介護保険特別会計予算、日程第 1 3 第 2 3 号議案 平成 3 0 年度飯島町公共下水道事業特別会計予算、日程第 1 4 第 2 4 号議案 平成 3 0 年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 1 5 第 2 5 号議案 平成 3 0 年度飯島町水道事業会計予算、以上、第 19 号議案から第 25 号議案までの平成 30 年度会計予算 7 議案を一括議題といたします。本案につきましては、予算特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。

予算特別委員長

それでは、予算特別委員会に付託されました第 19 号議案、飯島町一般会計予算、第 2 号議案、飯島町国民健康保険特別会計予算、第 21 号議案、飯島町後期高齢者医療特別会計予算、第 22 号議案、飯島町介護保険特別会計予算、第 23 号議案、飯島町公共下水道事業特別会計予算、第 24 号議案、飯島町農業集落排水事業特別会計予算、第 25 号議案、飯島町水道事業会計予算の審査について、その経過及び結果を御報告申し上げます。本委員会は、去る 3 月 8 日、本会議にて予算特別委員会に付託されましたので、本会議終了後、委員会室において開会しました。予算特別委員会は、総務産業分科会、社会文教分科会を設け、各所管事業への質疑を行うように求め、3 月 9 日～16 日の 4 日間にわたり町当局の出席を求め質疑を行いました。まず一般会計について総括説明を受けました。主なところの報告をいたします。問い「公債費減について、繰上償還を増やして公債費をもっと削減できないか。」答え「繰上償還年次計画から平成 33 年まで見通した繰上償還計画に基づいて実行している。」問い「職員がプラス 6 人だが内容は。増減はどうか。全体の定数は。」答え「新規 9 人。退職 3 人。主に新課に配属。一般会計 106 人の積算。特別会計も含め 119 人。」問い「歳入で地方消費税が増えたのは。」答え「生産基準の見直しによるもの。業態、商業統計の除外、経済センサス除外部分もある。小売ウエイトの変更。3 点に変更。」問い「経常収支比率硬化に硬直化すると予測だが、解消の方策は。」答え「当初予算による試算の段階だ。物件費などを抑えていくなど細かい削減を行い、全体の中で抑止していく。」次に、3 月 19 日に予算特別委員会を開催し、各分科会の主査報告議論の主な内容を報告いたします。総務産業分科会から、問い「飯島駅 100 周年事業の全容が見えない。100 年を振り返り歴史冊子とか、J R 元職員や駅にまつわる思い出のほうが有名作家より有効という議論はなかったか。」「西村京太郎先生のつながりの中で検討している。郷土愛もあり、講師も必要と考えた。」問い「千人塚紅葉園管理費が 6 カ月分と説明があったが、なぜか。」「募集しており、販売または貸し出しが決まると決定した。今後はお試しなどで使ってもらうことも進めたい。」問い「中心街地拠点施設（仮称）整備検討委員会で A コープ検討と聞いた。構想は。」答え「建物が老朽化しており、国庫補助が使えるかも含め 2、3 年かけて検討する。」問い「伊南バイパス促進同盟会 230 万円の内容は案分か。」答え「式典、プレイベントで 100 万円、記念碑で 130 万円となっている。駒ヶ根もほぼ同額。」次に社会文教分科会から、問い「空き家対策は進んでいるか。」答え「平成 28 年に調べてから 200 軒ほどある。持ち主の

意向がはっきりせず進まない。町内全体の問題となっている。」問い「病児・病後児保育事業の状況は。」答え「駒ヶ根のまえやま内科胃腸科クリニック内のすずらん病児保育室で登録制でやっており、利用者が増えている。1歳～小学校3年生まで。登録は園児23人、小学生8人。利用数は平成28年保育園児38人で70日、小学生7人で11学生11日。」問い「文化館費の内容は。」答え「エネルギーの電気を使うことにした。中部電力より100万円ほど安くなる。舞台設備のワイヤーロープを老朽化で取りかえる。全体の見通しまではつくれていない。」問い「委託料の高齢者生活自立支援事業の内容は。」答え「総合事業B型、おひさまサポーター、事業所に1,200円支払い、サポーターが利用者の家に行き支援、利用者は200円支払う。通路の草取り、ごみ出し、掃除など、軽度な作業。1カ月4回利用。」問い「給食センターについては、どのような説明か。また位置は。」答え「現状の給食をとめないようにして調理センターを残し、西側。赤穂南小に近いものにしたい。アレルギー対応もする。」問い「視察は何カ所かしたのか。」答え「視察はこれから。具体的なこともこれから。」全体を含めましての主な内容を報告いたします。問い「水道事業、浄水場の耐震を行う、石綿化は前倒しをと監査委員から指摘があったが。」答え「予算化している。」答え「農集排、公共下水道事業の企業会計への移行説明は。」答え「あった。」次に、午後2時より総括質疑を行いました。その主な内容を報告いたします。問い「活性化推進事業50万、旅費10万6,000円、単なるイベントで終わらせないように。内容と町長の思いは。鉄道、歴史、飯島町歴史と町民の思いを酌んだ事業を行ってほしい。殺人事件の小説は望ましくない。町民参加型の事業を議会は求めるが。」答え「地域の人と連携しながら行う。決定ではない。」問い「飯島運動場トイレ工事が実施されなかった経緯がある。長年の懸案であった。必ず実施を。」答え「実行していく。」問い「空き家対策、具体的、先進的でないような気がする。担当者2人では難しい。建設水道で1名つける必要があるのではないか。実現は。」答え「法律絡みで難しい。条例を整備し対応していく。情報共有もする。」問い「防災計画改定、配水池の遮断弁、施設の老朽化は未実施だが、急務では。」答え「水の不備な点は直し、しっかり対応する。」問い「課長の世代交代は課長と課長の連携が必要で、そうでないとうまくいかない。仕事のやり方、課内をまとめることが必要だが、人事における職員管理は。」答え「全庁挙げて取り組む必要がある。縦割り行政であったが、戦略会議で各課の役割を議論し、つくっていく。若い職員については各課横断的にやっていく。」以上の質疑報告を受けて慎重に審査の結果、賛成多数により、お手元の報告書のとおり7会計とも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、各会計の討論について報告いたします。まず、第19号議案 平成30年度飯島町一般会計予算の可決に賛成として、1「道路維持費は拡大し、老朽水道石綿管の布設がえに大きく取り組んだことには評価。今後も住民要望の早期実現と住民への安心安全施策は積極的に進めてもらいたい。活性化推進事業

の飯島駅 100 周年記念事業には著名なミステリー作家の講演会が企画されたが、この 100 年の歴史など子どもたちに語り継がれるような催しとしていただきたい。」 2 「一般質問の町長答弁で「28 年度の特別会計も含め不用額の検証、29 年度予算執行状況の精査、委託料、負担金を精査し、一般的な経常費項目をきちんと積み上げた。」とのことだ。検証、精査し、30 年度は不用額が減少すると信じる。」。第 20 号議案 平成 30 年度飯島町国民健康保険特別会計予算の可決に賛成として、1 「町税の減免できる措置があったことを確認。弱者に対しての配慮、救済を求める。」 2 「保険税を 9 年間引き上げなかった。健全であった。新制度が順調に行くように期待する。」。第 21 号議案 平成 30 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算可決に賛成として、1 「地域包括も盛られ、具体化されており、評価する。」。第 22 号議案 平成 30 年度飯島町介護保険特別会計予算可決に賛成として、1 「条例について、生活困窮者、困難者の減免を確認した。」。第 23 号議案 平成 30 年度飯島町公共下水道事業特別会計予算、第 24 号議案 平成 30 年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、第 25 号議案 平成 30 年度飯島町水道事業会計予算についての討論はありませんでした。以上、予算特別委員会の審査報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。橋場委員長、自席へお戻りください。
以上で平成 30 年度予算関係 7 議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

議長 これから議案ごとに討論、採決を行います。
最初に第 19 号議案 平成 30 年度飯島町一般会計予算に対する討論を行います。初めに反対、原案に反対討論はありませんか。
(なしの声)

議長 次に、議案に賛成討論はありませんか。

11 番

中村議員 賛成の立場から 4 点の項目を求め賛成の討論をさせていただきます。1、平成 30 年度決算見込みでの経常収支比率 79.9%は必要な人件費増によるのですが、望ましい値とされる 75%をかなり上回っており、効率的な事務事業や無駄削減に努め、財政の硬直化を生まないうちに取り組むこと。2、30 年度から新電力を導入し電気料金の削減に一步踏み出したことを評価します。昨年 6 月議会で質問した折、町の電気料金は、年間、庁舎で 600 万円、その他施設を入れると 2,000 万円になるとのことで、今回の切りかえを契機に検証を図りながら、速やかに他の施設の切りかえも進め、さらなる経費削減に努めることを求める。3、給食センター改築基本計画事業費 230 万円が計上されました。いよいよ待たれた事業が進められることに安堵感を覚えますが、先進的な近隣の学校を視察し、飯島の子どもの成長にふさわしい環境とセンター職員の作業性を考慮し、最高の施設になるよう努め

議長
10 番
三浦議員

ること。4、福祉医療給付事業で平成30年度8月から18歳までの子ども医療費完全無料化で一般財源3,500万円余りが計上され、子育て世代を支援する上で評価する点ではありますが、限られた財源からの捻出であることから、支え合いの思いを理解し合い、より健全な町民環境が築かれるよう努めていくことを求めます。以上を付して賛成といたします。

ほかに討論はありませんか。

平成30年度一般会計予算について賛成の立場から討論をしたいと思います。新年度予算に期待すること、また要望、提案など付して賛成としたいと思います。生活困窮者自立相談支援事業が今回盛られました。引きこもりサポーター養成研修・派遣事業が新規事業として盛り込まれました。引きこもり対策について提案などしてきましたので、今回の事業に大いに期待をするものです。就学援助費補助金については、小学校入学時の学用品の補助が入学前に支給ということに拡大となりました。中学入学前の支給に続き実施することを評価をいたします。耐震シェルター設置補助は、耐震改修よりも安価で安全対策ができることから、耐震シェルターの活用と設置補助を提案をしてみました。新規事業として予算化されたことは大いに評価するものです。ぜひ利用の促進を進めていただきたいと思います。さらに、利用促進のため、直接設置業者に支払う額を軽減するため、業者に理解を求め、受領委任方式の導入を今後検討するように求めるものです。長年の懸案でありました飯島運動場トイレの水洗化の予算が盛られました。来年度は計画どおり進めるということですので、利用しやすく、避難所として機能が果たせるよう使い勝手のよい改修の望むものです。健康づくり運動事業へ地域おこし協力隊員が登用されます。保健予防、総合事業など、健康寿命を延ばす元気なまちづくりに期待が持てると期待をしているところです。予算審査の中で住民生活と直接かかわる部署の職員不足が感じられました。環境係、地域福祉係、生涯学習係について、特に専門的にかかわれる職員の配置が必要ではないかと感じましたので、実情を把握し、職員の負担軽減を求めて、賛成といたします。

議長
6 番
浜田議員

ほかに討論はありませんか。

予算に賛成する立場から討論いたします。町長の施政方針どおり、全体に町民要望を広く網羅した予算になっていることとあります。安全、あるいは道路の整備、それ以外、今、同僚議員が述べられたようなさまざまな項目でですね、丁寧な予算構成がされてるといふふうに見受けられます。ただ、その運営に当たっては留意いただきたいことが幾つかございます。1つは人員配置でありますけれども、全体としてですね、町長の推進する新しい事業のほうに職員配置がなされていると、このアンバランスは気になることであります。実際の事業運営の中でアンバランスの生じない、これは予算配分についても同様でありますけれども、留意を求めて運営していただきたいと思いますところとあります。それから、予算特別委員会の中でも繰り返し指摘されましたけれども、とりわけ総務産業委員会系の予算の中でですね、もっと切り詰めるべきではないか、あるいは内容を見直すべきではないかという指摘が何点かございました。その一つが先ほど何人かの方から申されましたように100周年事業、飯島町100周年事業がですね、もっと町民重視の立場から、町民にとつ

ての事業として行われるようにということですね、高名な方の講演よりも歴史を振り返るべきだろうというふうな主張が幾つかございました。これに対して理事者側からの明確な答弁が答えられなかったことは大変遺憾でありますけれども、ぜひ、実施の過程でもってですね、議会に諮った以上、それにふさわしい対応をするよう強く求めるものであります。それから、それ以外にも、バイパス全線開通に伴う祝典もですね、駒ヶ根、飯島、両町の総額で400数十万円という予算が盛られております。しかし、これについてもですね、もっと質素な形で遂行を検討するよう求めます。こういったところを付しまして賛成いたします。

議長 ほかにございませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第19号議案 平成30年度飯島町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員です。したがって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、第20号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

10番

三浦議員 それでは、平成30年度飯島町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論をいたします。来年度から事業主体が長野県となり、国保事業費納付金の額は決められております。町の国保運営協議会では低所得者に配慮した国保税となるよう検討がされました。本来、国民の生命、健康増進に責任ある国が国費を投入すべき制度であります。かつては、国庫負担は5割でありました。所得の少ない加入者の多い国民健康保険制度へ国庫負担増額が国保税の引き下げる最善の道と私は考えております。国保税の徴収については、加入者の生活実態に配慮するよう求めるものです。保健医療系の各種予防事業や健康づくり運動事業と国保の疾病予防事業、健康づくり推進事業の相乗効果が医療費を抑えることにつながっており、町独自の取り組みが継続されている予算でありますので、賛成といたします。

議長 ほかには討論ありませんか。

6番

浜田議員 この飯島町として考え得る限りの救済策を含めたですね、制度になつてるという意味で賛成といたしたいと思います。しかしながら、その根本は、同僚議員の発言にもありましたように、国が国民の健康、福祉に対してですね、徐々に関与を減らしていつてるところに根本的な問題があるわけでありまして。さらに、広域化もですね、おつきな問題ではないかというふうに私は思っております。本来、住民の命と健康を守る最大の責務は最

		も身近な地方自治体が担うべきであって、広域化がこれに逆行する性格を持つてゐることは疑う余地がありません。実際、今回の広域化ではありませんけれども、例えば市町村合併がですね、どんな効果をもたらしたかということはですね、現在、全国市町村長会が、このような強引なやり方は進めるべきではないということを一致して表明してることからも明らかであります。国民健康保険も、このような方向に進むべきではないし、仮に進むような中でも、町としては精いっぱいこれに対して可能な限りの施策を講じるべきだろうというふうに思います。そういった意味で、残されている手段の一つがですね、町長による特裁でありますけれども、こういった制度も含めて弱者の負担にならないように最大限の運用をすることを求めて、賛成といたします。
議	長	ほかに討論ありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第20号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第20号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に、第21号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。
10 番 三浦議員		それでは、平成30年度後期高齢者医療特別会計予算について賛成の討論をいたします。後期高齢者医療は、県の後期高齢者医療広域連合の事業で、今までは保険料の徴収事務が主要な業務でありました。町として75歳以上の人の健康状態を把握し、保険者へかかわることが難しかったというふうに思っております。30年度予算に計上されました総務費の臨時職員は看護師の賃金であり、高齢者の低栄養防止・重症化予防事業と75歳以上の重複頻回受診等訪問事業にかかわるとの説明がありました。補助金対応とのことでした。今まで気になっていた75歳以上の人の健康に町の職員が直接かかわれる事業であり、取り組みに期待をし、賛成といたします。
議	長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第21号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第21号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算につきましては原案のとおり可決されました。

議 長 次に、第 22 号議案 平成 30 年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。初めに討論はありませんか。

10 番

三浦議員 平成 30 年度介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論をいたします。介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みは、大事な事業であります。今後の取り組みを注視していきたいと思います。一方、介護が必要な状態になったときには、生かせる機能をできるだけ維持し続けられる支援が求められます。国のケアプランの適正化の考え方は、訪問回数など数字にこだわっているように受けとめられます。1 日に何回も訪問が必要な利用者がいるとして、実際にケアプランをつくるケアマネや生活支援に入っているヘルパーなどから「現場の実態を理解していない。」との声もあります。利用者の実態に合ったサービスの提供をするためにケアマネはプランを立てています。数字にとらわれず、利用者の立場に立った介護給付費等適正化事業を行うよう求め、賛成といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 22 号議案 平成 30 年度飯島町介護保険特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、第 23 号議案 平成 30 年度飯島町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 23 号議案 平成 30 年度飯島町公共下水道事業特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、第 24 号議案 平成 30 年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 24 号議案 平成 30 年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決

		定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に、第 25 号議案 平成 30 年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。 討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 25 号議案 平成 30 年度飯島町水道事業会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 16 第 26 号議案 飯島町公園条例に基づく千人塚公園の指定管理者の指定についてを議題とします。所管の委員長から議案に対する審査報告を求めます。
総務産業委員長		それでは、総務産業委員会の委員会報告をいたします。3 月 9 日、委員会におきまして飯島町公園条例に基づく千人塚公園の指定管理者の指定について審査をいたしました。結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決しましたので御報告いたします。質疑におきましては、まちづくりセンターが他社に管理を任せることについてただされました。シルバー人材センターから派遣を受けるということが示されました。また、旧紅葉園については含まない、そして新拠点施設の管理は含むということが答弁されました。また、管理責任者はまちづくりセンターにあるという答弁があったところです。討論につきましてはございませんでした。以上、報告といたします。
議	長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島委員長、自席へお戻りください。
		第 26 号議案 飯島町公園条例に基づく千人塚公園の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 26 号議案 飯島町公園条例に基づく千人塚公園の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 26 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 17 請願・陳情等の処理についてを議題とします。本案につきましては、去る

3月7日の本会議におきまして総務産業常任委員会、社会文教常任委員会へ審査を付託しており、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。議事進行についてお諮りします。各請願、陳情等の審査については、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長
総務産業委員長

異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。

それでは、総務産業委員会から陳情、請願等の審査報告について御報告いたします。本会議初日、3月7日におきまして総務産業委員会に付託されました請願1件、陳情2件につきまして、3月9日1時30分より委員会を開催し、慎重なる審議の結果、お手元の報告書のとおりとなりましたので御報告申し上げます。まず最初に30陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情につきましては、上伊那地区労働組合連合会議長 寺澤顕孝氏より提出されました。参考人として招致をしたわけですが、当方からの連絡が遅く、対応いただけませんでした。審査で出されました意見は、「単に賃金を上げるだけの要求ではなく、中小企業の支援を求めているのは評価できる。」などございました。討論では、「国も進めている最低賃金の上昇については速やかに上げていただきたい。よって採択すべき。」と討論され、採択の結果、採決すべきものと決しました。次に、30請願第1号「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出に関する請願でございます。提出者は伊那谷市民連合代表 曾我逸郎氏で、紹介議員は浜田稔議員でございます。参考人に提出者 曾我逸郎氏に出席を願い、補足説明、質疑の後、審査を行いました。質疑では、災害時での対応等につきましては、曾我氏からは現法の中で十分に対応できるという考えが示されました。討論におきましては、「現在、国で検討中のことであり、はっきりしてからでよく、時期尚早であり反対である。」また賛成意見では「基本的的人権にかかわる。また、今判断すべき時期だ。立憲主義が損なわれる。」との意見が出されました。採決の結果、お手元の報告書のとおり不採択と決しました。次に、30陳情第2号 主要農産物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する陳情につきまして報告をいたします。本陳情は、子どもの食・農を守る会伊那谷の代表 関島百合氏から提出されたものであり、参考人として同氏に出席を求め、補足説明の後、審査を行いました。質疑では、「国が放棄している。」との問いに対しまして「放棄しているとは思えない。」という説明がございました。また、「法整備については同等なものを求めたい。」という答えがございました。討論では、「当議会では12月に既に意見書を出しており、法整備がなくても安全性は担保されている。国も県に意見書を出しているので、当町で今さら出す必要はないのではないか。」賛成意見では「前回の意見書の延長線にあるものだ。法整備は必要であり、採択すべき。」との討論がされました。結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決しましたので御報告いたします。以上、請願、陳情の報告を終わります。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長、自席へお戻りください。以上で請願陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
	これから案件ごと順次討論、採決を行います。最初に 30 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について討論を行います。本陳情についての委員長審査報告は採択ですので、初めに議案に反対討論はありませんか。 (なしの声)
議長 11 番 中村議員	次に、賛成討論はありませんか。 本陳情に賛成の立場で討論を申し上げます。我が公明党は、賃金水準の底上げに取り組む中小企業への支援を強力に推進する中、昨年 10 月の参議院予算委員会で業務改善助成金の改善、賃上げ施策の拡充を強く求めています。厚生労働省は、2018 年度から最低賃金が 1,000 円未満の企業で賃上げの額に応じて投資の一部を支援する業務改善助成金の見直しを行い、中小企業の 3%賃上げを応援することになりました。自公政権が最低賃金 1,000 円を目指す中、その 3%分となる 30 円ほどの時給を上げた事業者への助成は、従来の最大 50 万円から 100 万円へと倍増に、また、これまでの制度は、最低賃金の上げ幅を 5 段階に分け、賃上げに応じ支援を行ってきたが、18 年度からは、時給 30 円上げの企業の場合、労働者 1 人～3 人で 50 万円、4 人～6 人で 70 万円、7 人以上で 100 万円を助成、時給 40 円上げる企業には 70 万円を支給、そして近年の賃上げにより、余力の乏しい中小企業が増えつつあるため、設備投資額を助成の目安とすることで生産性の向上や収益力の強化も同時に進める、投資には、店舗の改装や機器の更新などの設備だけでなく、教育、訓練や経営コンサルティングなどのサービスを利用した場合も含まれます。国も陳情内容にある最低賃金 1,000 円の実現を目指した制度改革に取り組んでいると認識しております。したがって、さらに賃金水準の底上げに取り組む中小企業への支援を強力に進めることを求め、本陳情を賛成といたします。
議長 6 番 浜田議員	ほかに討論はありませんか。 この陳情に賛成する立場から討論いたします。この陳情は最低賃金を 1,000 円とするものでありますけども、これは本当に最低中の最低、それぞれ地域や、各さまざまな状況に応じてですね、さらに上乗せの一番基準になることを要求するものであり、極めて合理的だというふうに考えます。既にアメリカなどではですね、州ごとに最低賃金が決められていて、シアトル市などでは 7.5 ドルから 1.5 ドルに一気に引き上げると、こんなことによってですね、逆に雇用が増え、地域の消費が増えると、こんな好循環を生んでいます。今の日本の経済問題の一つの問題はですね、輸出企業は伸びているけれども国内の消費が低迷している。その根幹には、最大の支出者である働く階層のですね、処遇が改善されてない、ここに経済の好循環が回っていない背景があると思うんです。ここのところをまず歯どめをすることが基本であろうと。ただし、それ自身は中小企業にとってはかなりきつい条件でありますので、これに対しては、親会社からの価格たたき、あるいはさまざまな制度上の停止ですね、あるいはさまざまな制度上の改革を通して改善すべきだろうというふうに

議 長	考えとります。よって、この陳情に賛成するものであります。 ほかに討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議 長	最初に 30 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、30 陳情第 1 号は採択とすることに決定しました。 次に、30 請願第 1 号 「緊急事態事項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出に関する請願について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は不採択ですので、初めに原案に賛成討論はありませんか。 (なしの声)
議 長 9 番	次に、反対討論はありませんか。
坂本議員	この意見書に対して賛成の立場で討論します。ええとですね、現在の日本の憲法には国家緊急権に関する規定はされておられません。そもそも憲法前文には世界平和がうたわれ、9 条においては戦争を放棄すると明記されております。行政権の自由判断の余地をできるだけ少なくして、非常事態において国民の基本的権利や公共の施設、福祉の枠内でのみ保障され、それが妥当かどうかは最高裁判所が決定するという内容になっております。この緊急事態条項ですね、海外において調べて見ましたら、日本と同等のように憲法に保障されてない国があります。イギリス、カナダ、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、デンマーク、ベルギーなどです。緊急事態条項はですね、強大な例外的権力を執行権に与えるために、過去においてはドイツ、フランス、韓国、アメリカ、イギリスなど、そして明治憲法下の日本で誤用、乱用、悪用などの悩ましい歴史の汚点の 1 つや 2 つをつくってしまいました。それによってですね、ドイツでは第 2 次世界大戦のときに、時の首相のヒンデンブルクがですね、大統領緊急令を使い政治批判のデモ、集会を禁止する中で占拠し、ヒトラー政権を樹立、そのまま終戦の 1945 年に緊急令を、そこまで継続した過去を持ちます。日本では、明治憲法下において緊急権制度があり、日清日露戦争のときに宣告し、また明治 38 年の日比谷焼打ち事件、それから昭和 11 年の 2・26 事件、大正 12 年の関東大震災のときも発令されております。このような日本の歴史を振り返り、また海外の国々の歴史をひもとくと、緊急事態条項を憲法に盛り込むことがいいのか、それとも法律としてとどめることがいいのか、まだまだ国民の理解は深まっていないと思います。既にここ数年の間に有事法であります戦争や内乱における関連法を政府はつくってしまいましたが、これも弁護士会に言わせると違憲であるという方々もいます。国民の基本権が著しく侵害される緊急事態条項は、慎重に議論すべきであり、今の日本の法整備を考えると、早急に必要だとは思いません。よって、この意見書に賛成とするものです。
議 長	ほかに討論ありませんか。

この請願に賛成する立場から討論いたします。この緊急事態条項、もともとの自民党の原案のとおりであればですね、ほとんど戒厳令に等しい条項になるんじゃないかというふうに思います。これは、さまざまな人権の制限の中に、自治体の首長に対してもですね、内閣がいろんな指示を出すことができる、それから法律に相当する政令を定めることができる、絶対的な権限をすべて内閣総理大臣に集めるという意味でですね、大変危険な条項である、およそ憲法の人権条項あるいは立憲主義と相入れない条項であるというふうに考えます。よって、それが提出されてるとか、されてないとかということではなくて、既に案として準備されているということに我々が地方自治体として目を向ける必要があるんじゃないかというふうに考えるとこであります。とりわけ深刻なのはですね、この非常事態を宣言するのが内閣総理大臣だということ、そして議会はその権限を 100 日間停止してしまうということ、この間に発せられた政令や何かは法律と同じ権限を持ってしまうということ、これは実際に実行されれば回復することが不可能な状況になるわけであります。このような文言をですね、憲法の中に取り込もうとする発想そのものが日本の立憲主義と真っ向から対立するということを我々は十分に心得るべきではないでしょうか。3・11 のような非常事態のときに必要だったという意見がありますけれども、東北地方の多くの自治体に問い合わせをかけたところですね、大半の自治体の長、42 分の 1 というふうに書いてありますけれども、41 の自治体の長はですね、そうではなくて、もっと積極的に各自自治体に権限を委ねることのほうが災害復旧に役立ったということをですね、時事通信も、それから確か毎日新聞もそうだったと思いますけど、そんなようなアンケート調査も戻しております。したがって、この条項をですね、災害を口実に導入することも本来あってはならないことであろうというふうに思います。また、その制度の整備は十分にできていることですね、この緊急事態条項の危険な側面に対して、我々は十分に注意を向ける必要があるだろうというふうに考えます。ある程度の緊急事態条項を盛り込んでドイツにおきましてですね、実際にこの条項を執行するのは、実は内閣ではありません。議会の中の特別委員会がですね、あくまでも国民の代表としてコントロールすると、その場合もですね、人権制限については極めて制限されているということを憲法に明記してあります。一番厳しい例でこんな程度かなあっているというふうに思ってます。ところが、現在の自民党のこの緊急事態条項はですね、ほとんど戒厳令に相当する、すべての権限を行政府に集めるという点で前例を見ない危険な条項だというふうに私は考えております。行政に集めることの問題はですね、今、政局を揺るがしている今の事態の中でも十分に明らかであります。国権の最高機関は国民によって選ばれた国会にあります。国会によって指名されたのが政府であるにもかかわらず、現在、政府とそのもとで動いている官僚機構がですね、重要な事項を次々と隠蔽し、あるいは改ざんし、こういったことが行われてるわけでありまして、すなわち、国民の目にさらされないところに権限を集中するとどんなことが起こるか、実例がこの目の前で起こっているわけでありまして、それをより強権的な形で発動しようとするこの緊急事態条項などというものが憲法に書き込まれてあってはならないということと言うまでもないと思います。そういったことで、この緊急事態条項の陳情は採択

議 長	すべきというふうに考えます。
議 長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、30 請願第 1 号 「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出に関する請願について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択ではありますが、議事の整理上、本請願の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本請願は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。起立少数です。したがって、30 請願第 1 号は不採択とすることに決定しました。 次に、30 陳情第 2 号 主要農産物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する陳情書について討論を行います。本陳情に対する委員長審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。
11 番 中村議員	では、反対討論を申し上げます。種子法、この陳情が前 12 月の議会でも議員発議で出されたわけでございます。それまで私自身も種子法というものの理解が不足しておりました。また今回この陳情が出された中で、短時間ではありましたが、少し勉強をする中で、この種子法は、昭和 27 年、もう 70 年がたっているという現状でございます。また、その発端は、日本の国が食糧難であったことから、主食である米、大豆、小麦の生産を安定させていかなければならないという趣旨が一番大きかったのかなあというふうに私は理解しております。そこから現在 70 年がたちまして、そして今、国がそこまで制度を設けなくても自給が十分なされてきたということ、もう一つは、民間の中でも種子を育てるといふか、つくるといふか、中において、なかなか民間が誠実にやっても入れないという、そういう壁もあるように理解をしたところであります。その種子法がなくなることによって懸念される部分、要するにデメリットもたくさん、いろんな評論家なり、いろんな角度から挙がっておりました。正直言って、どちらもありかなあというふうに思いました。そこで、私は、判断材料として、今回の陳情者の内容に忠実に沿ってですね、この陳情に対する賛成か反対かということで、反対の結論を出させていただきました。長野県では、種子法の廃止後も優良な種子を生産農家へ安定的に供給していくことを明確化、これまでの種子供給のシステムを堅持し、必要な予算の確保に努めていくとし、2018 年度当初予算案に種子を安定供給する事業費として前年度比 1 % 増の 1,355 万円を盛っております。反対の理由の一つといたしまして、先ほど申し上げましたが、12 月議会におきまして、国、県に議会の議員の発議として、そして意見書を提出いたしました。よって、今回また出す必要はないかなというのが一つの理由、もう一つの理由は、この陳情書の参考人として来られた陳情の代表者 関島氏は「新たな法整備とは。」との問いに対し「廃止された種子法と同内容

議長
7 番
竹沢議員

にすることを求めている。」とのことであったため、それでは種子法の課題解決に至らないということ、また、県が国へ求めている内容とも近くないと判断し、反対いたします。

次に、原案に賛成討論はありませんか。

ただいま反対討論ありましたが、要約すれば、12 月にやったものでいいんじゃないかと、こういうことかと思えますけれども、そういうことではなくてですね、私は陳情に賛成の立場で討論に参加してまいりたいと思います。今もお話ありましたけれども、主要農作物種子法がですね、この 4 月 1 日で廃止になります。もともとは、よく考えてみますと、この種子つちゅうのはですね、長い歴史の中で農家が再生産してきたものであります。戦後の食糧増産という我が国の要請の背景の中で優良な種子の生産をするために 1952 年に制定されたものでございまして、この法律の中では品目として稲と麦と大豆であります。長野県は、全国で唯一 1987 年に設立いたしました技術センターがありまして、過去に優良な種子の育成、供給をしてきたところでありまして、この技術センターはですね、長野県及び 77 市町村及び農協が共同で行ってきたものでありまして、全国で唯一の組織であります。ところで、世界を見回してみますと、トウモロコシあるいは大豆などの遺伝子組み換えの作物栽培が拡大しておりましてですね、皆さん御承知の除草剤にラウンドアップというのがありますけれども、御案内の、これをつくってる企業がアメリカにございまして、これが有名なモンサントという会社でございます。今現在、世界の種子の市場のですね、約 6 割をこのモンサントを中心にして 6 社で独占しておるのが現状でありまして、T P P 問題もありますけれども、こうしたモンサントなんかが我が国へ進出してきて、除草剤はラウンドアップを使う、種子もモンサントの種子を使うということが、この循環型で、この企業がもうかるように、こういう仕組みが根源にあるわけであります。従来、都道府県等が管理してきたこの種子につきましては、狙いどころは、民間企業の参入、そして、もう一つは外国資本の参入というのを意図しております。御承知のように、国内でも既に民間でですね、三井化学とか、そういうところがお米の種子もつくってることも御案内かと思えます。この種子法の廃止とあわせて、昨年ですね、農業競争力強化支援法という法律がありまして、この中で、この民間参入を促すために、都道府県は、この間行ってきた都道府県の種子の知見をですね、民間に提供するようにということを法律で定めておるわけで、国として民間に誘導する法律ができたところであります。さて、我が町は飯の島でありまして、越百黄金も昨年デビューしたところであります。飯島町は稲の種子の産地であります。皆さん御案内かどうか。現在、種子栽培農家は 38 世帯、当町にございまして、栽培面積は 44.5 ヘクタールあるわけであります。品種としては、コシヒカリが大半で、あと、モチヒカリが 1 ヘクタールかな、生産しております。以前、町の議会の議長をなさった方が、この農協の、現在、飯島町の採種部会の部会長をなさっております。この間、私たち、種子法廃止のため、中川村ですとか、あるいは飯田市での学習会がありまして、飯島町内の種子栽培農家の仲間の皆さんと一緒に勉強し、理解を深めてきたところでございます。新聞報道でも、先ほど反対討論にもありましたが、長野県は、種子法廃止に向け、この基本要綱を先般作成をいたしまして、これによりまして、まず県が原原種を生産します。そし

て、原種センターが原種生産、それから農業改良普及センターが品種審査するということで、先ほど予算の話もありましたが、2018年度予算に県の予算として1,355万円を計上したところであります。続いて隣国を見ますと、北海道も2018年に要綱を策定いたしまして、2019年以降、新たなルールをつくることとともに、これにかかわる条例制定も検討すると、こういうことになってございます。ということで、国全体の動向、それから、この陳情という法律は、現種子法と似たようなもんだっていうことの理解をしておるかもしれませんが、いずれにしても、国の責任においてですね、法整備を積極的に行っていくという、この陳情の趣旨は、我が町にとりましても種子の生産地として、また生産農家の方もですね、不安を抱いとりまして、将来どうなるのかなあっていうことで心配もしております。そういう意味の中で、この陳情について賛成して、後、採択していただければ意見書も出していいのではないかとということで、以上申し上げて、賛成といたします。

議長
6番

ほかに討論はありませんか。

浜田議員

今、大変全面的な討論がありましたので、蛇足にならないように申し上げますけれども、飯島町は、あわせてソバの種子の産地であります。長野県全県にですね、種子を供給するというのもひとつ留意いただきたいというふうに思います。それから、世界的な規模でもですね、穀類の大産地であるアメリカ、カナダ、オーストラリア、こういった地域ではどうなってるかというですね、やはり州政府、あるいは州立大学、こういったところが基本的な穀類の種子をですね、今でも育成し、それを地域の農業者に配付していると、これが世界の大きな趨勢です。それを崩そうとしてるのが、先ほど固有名詞も出しましたけれども、一部の企業であって、それも遺伝子組み換えの技術等でそれを押し切ろうとしてるということでもありますけれども、やはり農業者、それから安全な食を求める皆さんはですね、やはりずっとこれまで育ててきた種子で安全な食を食べたい、こういう意向が強いわけがあります。したがって、国はこの制度をですね、改めて法律によって保障する必要があるんじゃないかというふうに思います。今、県で頑張るということでもありますけれども、もともと県の農業試験場の種子栽培等はですね、国からの地方交付金によって賄われてきたわけでありまして。それを、今の状態ではそれぞれの都道府県が自前でやるという形にならざるを得ないわけでもありますけれども、本来の基本的な法律がないままでですね、国がそれぞれの地方自治体の作業をですね、推進しなければいけない法的な背景がなくなってしまっているわけですね。これは、財政立憲主義の立場からいえば、法律的な裏づけのない金は国は出せないということになるわけでありましてから、どこまで守れるかは時間の問題だということで、いずれ種子、我々の口に入る種子がですね、単なる経済競争の産物になってしまうという危険は非常に大きいというふうに考えます。よって、この陳情を採択すべきだというふうに考えます。以上です。

議長
10番

ほかに討論はありませんか。

三浦議員

私は、この陳情に対して賛成の立場で討論をしたいと思います。私は、消費者の食生活に関しても安全性が強く求められていると、昨今は特にそういう動きが強くなっています。

		そういう中で、がんなど病気への添加物や農薬などの影響が問題視をされております。安全を手放すような種子法廃止は大変問題であり、新たな法律で種子の安全を保全を担保するよう、その必要性を強く感じていますので、賛成といたします。
議	長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 30 陳情第 2 号 主要農産物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する陳情書について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議	長	ありがとうございました。起立多数です。したがって、30 陳情第 2 号は採択とすることに決定しました。
議	長	日程第 18 議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題とします。会議規則第 72 条の規定により、お手元に配付のとおり社会文教委員会における陳情等の処理について議会閉会中の継続審査について申し出があります。お諮りします。申し出の案件について議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。
議	長	日程第 19 議会閉会中の委員会の所管事務審査についてを議題とします。会議規則第 72 条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。 ここで休憩といたします。再開は 11 時 5 分とします。休憩。
休	憩	午前 10 時 50 分
再	開	午前 11 時 05 分
議	長	会議を再開いたします。 ただいまお手元へお配りしましたとおり、好村拓洋議員、浜田稔議員から各 1 件の計 2 件の議案が提出されました。お諮りします。本 2 議案を日程に追加し、追加日程第 1 第 2 として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案2件を日程に追加して議題とすることに決定しました。
議 長	追加日程第1 発議第2号 「中小企業支援策の拡充を通じ、最低賃金の改善を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
4 番 好村議員	それでは、発議第2号 「中小企業支援策の拡充を通じ、最低賃金の改善を求める意見書」の提出について趣旨説明を行います。現在、我が国では労働者の約4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキングプアと言われております。その実態は、フルタイムで働いても年収120万～150万しか得られないのではまともな暮らしはできません。また、最低賃金においても地域間格差の是正が必要です。欧米では、大規模な中小企業への支援策を政府が講じ、最低賃金の引き上げを支えております。このことから、まず中小企業への支援策を拡充し、その上で最低賃金を引き上げる必要があります、意見書を提出するものです。詳細はお手元に配付しております資料をごらんいただき、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。以上です。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
	これから討論を行います。初めに反対討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	次に、賛成討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから発議第2号 「中小企業支援策の拡充を通じ、最低賃金の改善を求める意見書」の提出について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第2 発議第3号 「日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
6 番 浜田議員	それでは、「日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書」の趣旨

		説明を行います。既に先ほど陳情についての議論が行われましたので、その内容についての細かな説明は省略したいと思いますけれども、それと、もう一つ、12月議会で同様の種類の意見書が出ておりますので、それとの関係について若干触れておきたいと思います。前回12月議会の提出者は農業者でありました。また、意見書の内容は、県に、種子法が廃止された中で県に種子の維持の努力を求める、こういう内容でありました。今回の意見書は、さらに進んで――まず一つは提出者が農業者ではなくて消費者、子育てをなさってる方の団体ということでありまして、つまり、生産者の側から見ても、それから消費者の側から見ても、この種子法を廃止することがいかに危険であるかということがですね、さまざまな立場から出されたということにまず留意いただきたいというふうに思っております。今回は、前回の意見書に、さらに進んでですね、一旦廃止はされたわけですが、やはり国として種子の保全を制度として守る、つまり、前回の種子法廃止に当たって参議院では附帯決議を上げておられるわけでありまして。都道府県での財源確保、種子の国外流出の禁止、それから種子独占の弊害の防止などを求めているわけでありまして、それを行うのであれば、やはり国に対してですね、法整備と積極的な施策を行うべきだということで、一歩進んで国に対する施策の充実を求めると、こういった内容がこの意見書の骨子でございます。この意見書の趣旨を、趣旨とは種ではなくて、内容をですね、十分に御理解いただき、議員各位の御賛同を求めて、説明といたします。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
11 番		これから討論を行います。初めに反対討論はありますか。
中村議員		陳情の段階でこの内容に関して反対をしたわけでございます。その理由といたしまして、先ほども申し上げましたが、まず、提出者の趣旨はですね、前回の種子法の廃止のほうにどうと、廃止した種子法と同じ内容のものを法整備してほしいという、そういう提出者の説明でありました。よって、そのことから思っ、この発議にも提出者のそのような思いが込められているのであると思う点から、反対といたします。
議	長	次に、賛成討論はございませんか。
		(なしの声)
議	長	次に、反対討論はございませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから発議第3号 「日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町 長 3月議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る7日から開会いたしました3月議会定例会におきましては、平成30年度の各予算を初め、いずれも平成30年度スタートするために重要な案件を提案させていただきました。議員各位におかれましては、連日にわたり慎重審議をいただきまして、この御苦勞に対し心から敬意と感謝を申し上げます。上程いたしました30議案のうち、条例案件1件を除き、原案どおり御議決を賜るとともに、条例案件1件につきましては、一部を補強、修正の上、御議決をいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。みんなが安心して暮らせる豊かな町を目指して、行政の3大事業であります教育・福祉増進事業、産業振興事業、インフラ安全管理事業を推進し、引き続き風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジを施策の3本柱に据えまして、平成30年度の町政に取り組んでまいります。特に、喫緊の課題であります地方創生を地域の皆様とともに推進するため、町の行政組織を改革し、4月から新しい課、地域創造課を創設いたします。住民の皆様とともに地域資源を掘り起こし、磨き上げ、集積と調和を図りながら、観光振興、都市交流、移住定住へと結びつけ、地域創生につながる取り組みを強力に進めるため、その課としてこの新課を位置づけました。また、4月からは飯島区におきましても自治組織の名称を耕地から自治会へと一斉に改めるとお聞きしております。これにより町内すべての自治組織の名称が自治会に統一されることとなります。呼び方は変わりますが、町民の皆様におかれましては、安心して暮らせる豊かな町を実現するため、行政と手を携えながら、引き続き自主的、積極的な参加をお願い申し上げます。

さて、3月も、はや半ばを過ぎようとしております。先週には小学校、中学校の卒業式があり、保育園の卒業式も間近となつてまいりました。子どもたちには、それぞれ大きな夢と希望を持って元気に巣立ってほしいと心から願うものでございます。また、進学や就職で飯島町を離れる皆様には、新天地で大いに勉学や仕事に励まれますことを願うとともに、行く行くはふるさと飯島町に帰ってきていただき、まちづくりの主役として光を、力を発揮していただくことを切に願うものであります。

今後の町政運営に当たりましては、本会議や委員会での審議を通じて、また一般質問において賜りました広範な行政課題に対しまして、議員各位からの貴重な御意見、御示唆をいただきました。これらを重く受けとめ、私を初め全職員が目的を共有し、一丸となつて、時代の流れを的確につかみながら、新たな発想と行動力をもって全力で行政運営に努めてまいり所存でございます。議員初め町民の皆様には、平成29年度の町政運営に御協力賜りましたこと、ここに改めて感謝申し上げますとともに、来る平成30年度におきましても、飯島町がさらなる発展を遂げられますように、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本定例会に御出席いただきました羽生代表監査委員さん、片桐農

		業委員長さんには、大変お忙しいところ、まことにありがとうございました。
		議員初め皆様方には、ますます御健勝で御活躍されることを心からお祈り申し上げまして、3月議会定例会閉会のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。
議	長	以上をもって平成30年3月飯島町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでございました。
閉	会	午前11時22分

上記の議事録は事務局長 小林美恵の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員